

「プラスチック資源循環戦略（案）」に関するパブリックコメントにおける御意見一覧

番号	パブリックコメント
1	<p>当社は鉄くず、ペット発泡のリサイクルに力を入れています。しかし採算の面で限界が有ります。処分場も限界が有ります。市・町の焼却場に補助を出し小規模な炉に発動機を義務付ける事でサーマルリサイクルとして下さい。埋立プラゴミの燃料化で埋立処分場の保護を。</p>
2	<p>プラごみは地球温暖化に次ぐ自然環境問題と思ひ廃棄物排出削減を考えています。我が国のプラ海洋排出量は2～6万トンとの情報（11月4日付新聞）で廃棄量は世界2位、899万トン（2016年）でリサイクルや埋め立て、そして輸出がこれまでの対処のようです。このなかに漁業網や養殖コンテナなど含まれているかは不明です。私の戦略案は減量や削減が欠かせないと思ひますが、便利さや産業界から見て大幅な削減は不向きだと思ひるので、バイオマス、燃えるごみ、と併せて「プラ発電」が温暖化対策に併せた戦略に思ひます。焼却設備の短命や排ガス無害化設備の費用はかさむでしょうが、人間を含めた生態系の健全を考えると資源を含めた自然の循環への思ひは明るさを増すように思ひます。平成18年7月7日付新聞に「廃プラ燃えるゴミへ」、(東京23区)で一般廃棄物として捨てるルールにこの記事を思ひ出した。その年の7月から一部で実施していると掲載。問題があったようだが、その後の情報や現在のことも不明です。日本では輸出対策だったように思ひるので、プラのごみ処理対策とし、焼却することで物質変化させ一般焼却灰とし捨てる。プラごみに限らずごみはこれらも消えることがないように思ひます。</p>
3	<p>規制も税制、課徴金、デポジット等の経済的措置もまったく言及されていない、非常に消極的な内容に愕然とさせられた。このような内容では、数値目標の達成は担保できない。環境省のリーダーシップを発揮し、他省庁や産業界を説得し、強い政策を導入すべき。</p>
4	<p>日本は、2017年に海外に廃プラスチックを150万トン輸出していたと推測されている事を記載し、今後、どれだけの廃プラスチック輸出量削減予定であるか明記して頂きたく存じます。また、基本原則として、「できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、」とありますが、この記載は国会議員が政治団体を通じて業界に属する事業者からの献金を受けている影響と業界団体利益を考慮するためなのでしょうか？</p>
5	<p>2030年までに「減プラスチック社会」への構造転換を図ること。私は、同戦略はこれまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の経済構造から、EUが提唱する「循環経済」型の社会構造に転換することを国として国内外に宣言するものである、と考えます。その将来的なあるべき姿として「減プラスチック社会」を提唱します。減プラスチック社会への構造転換は、SDGsの目標達成と連動して図られるものであり、新たな雇用や産業の育成・創設にもつながります。</p> <p>(1) 使い捨てプラスチック使用量の削減</p> <p>2025年までに、少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トン(累積プラスチック排出抑制30%)の使い捨てプラスチックを削減する。そして2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指す。</p> <p>(2) レジ袋の削減</p> <p>レジ袋の有料義務化後、使用量削減の一つの指標として「レジ袋辞退率」の採用を提言します。2020年を目処にレジ袋の有料義務化が図られたのち、2025年までにレジ袋辞退率を90%以上とする目標を設定する。レジ袋の辞退率を向上させる一連の取り組みを通じて、減プラスチック社会の姿を国民各層において共有し、プラスチック資源循環戦略の各目標の達成を図る。</p> <p>提言2. 法的規制（製造、販売、使用に係る措置）等を課すべき事項</p> <p>(1) 日本の川辺や海岸に多いプラスチック廃棄物（タバコのフィルター、食品容器包装、ペットボトル、レジ袋、プラスチックの使い捨て食器）と漁具及び農業系プラスチック廃棄物について消費削減、市場規制、製品デザイン要求等について規制すること</p> <p>(2) 2020年までに、マイクロビーズの製造、含有製品の販売及び使用を禁止すること</p> <p>(3) サーキュラーエコノミーに準じた循環型社会形成推進基本法の見直しをはじめとする、減プラスチック社会への構造転換を図るための法整備を行うこと</p>
6	<p>全体的に、バイオマスプラスチックの普及となっているが、CO2排出に関しては（案）の通りであるが、石油由来もバイオマスもプラスチックには全く変わりなく、ゴミ問題を解決する手段ではない。生分解性プラスチックにおいても、地中、海中で分解には一定期間が必要で、残渣も残り、その期間にマ</p>

	<p>イクロプラスチック化し生物に悪影響を与えるし、機能面から特定な用品にしか使用出来ない。また、汎用プラスチックと混在すると、リサイクルできないということなので、バイオマス、生分解性プラスチックへの使用の取り組みは止めるべき。レジ袋等の有料化についても、人気取りであって、ゴミの減量化にはならず、止めるべき。</p> <p>欧州の動きは早い。世界の環境規制の多くは、理念先行で物事の仕組みを作る欧州が議論を主導し具体化している。パリ協定に「気候正義」を謳ったのもその例の一つ。海洋プラ問題が先鋭化すれば、「生物多様性正義」という”理念”が出てくるのだろう。使い捨て製品は正義か不正義なのかが論じられ、正義の前ではプラ製品の有用性や利便性は二の次、三の次にされる…。国際的な議論がそんな方向に向かわぬようにと進めるべき。(案)の中に漏れている件。中学校の3年に理科教育のカリキュラムに「プラスチック」が加わっているそうである。多く使われるポリエチレンテレフタレート（PET）とポリエチレン（PE）の性質を教えることが求められているが、プラスチックを理解してもらうことは想像以上にハードルが高いようだ。今回の「プラスチック海洋ゴミ」問題を好機と考え、学校の授業を足掛かりに日本の社会にプラスチックに対する理解を広げることで、正しい使い方や処分方法も浸透させて、犯罪行為であるポイ捨て、不法投棄、漁具投棄等が長期的に減らすことが出来る。このことはアジア、アフリカの教育現場に普及させることも、海外展開基盤に追加してほしい。</p>
7	<p>「バイオマスプラスチック」については、特定の条件下での実験においては分解されるが、「自然界」において完全に分解されるということにはわかっていない。そのため、「バイオマスプラスチック」に置き換えることのみを考えることは「資源循環戦略」としては片手落ちとなる。P3の31行目に書かれている内容で「代替を促進」と書かれている部分を、「バイオマスプラスチックについて分解性について研究を進めて、代替となることを見極める」と変えたらどうでしょうか？また、リユース可能材料（ガラスなど）の代替を促進するというのもプラスチック減量化案の一つだと思います。P5の21行目に「バイオマスプラスチック」について書かれていますが、自然界における分解性を見極めることも付け加えていただきたい。P9の14行目にバイオマスプラスチックのことが書かれていますが、「自然界での分解性を見極めたのち」という文を付け加えていただきたい。</p>
8	<p>現在の日本でプラスチック資源削減を強制する意味は全くない。資源循環を言うならばゴミ分別基準をもっと緩やかにして欲しい。家庭用ゴミ集積場ではいつもトラブルになっている。プラスチックは燃えないゴミに区別されている。これは焼却炉が高温で傷むからと言う理由だった。焼却技術が進んだ今、高温で傷む炉しかない市町村は少なからう。苦労して分別しても最終的には混ぜられているとも聞くが、それでは意味が無い。むしろ廃プラスチックは分別して埋め立てに回すのではなく、家庭ゴミの助燃剤としてすべて焼却処理する方向で考えて欲しい。埋め立てするから海洋汚染の原因にもなる。プラスチックを燃やせる新型焼却炉は熱利用や発電が出来るものに切り替えていって欲しい。</p>
9	<p>p.8のリデュースに関するマイルストーン「2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制する」の定義が良く分かりません。例えば基準年が2015年、評価開始年が2019年として、2019年から2030年までの12年間の平均排出量が、2015年の排出量と比べて25%以上少なければ、マイルストーンが達成されている、ということでしょうか。あるいは、2019年から2030年までの各年の排出量と、2015年の排出量との差が、12年間の合計で、2015年の排出量の25%以上になれば達成ということでしょうか。どういう定義にしても、社会で共有し、モニタリング・評価する目標の表現については、理解・検証可能なように明確にする必要があると考えます。また、累積でなく年排出量の削減量に関するマイルストーンのほうが分かりやすく適切と思われます（2030年までに2015年と比べてxxxトン削減など）。リデュースに関するマイルストーンについては、定性的な目標にしたり、さらに幅広い層での議論を行って例えば2030年目標を2020年までに策定するという考え方もあるかと思えます。いずれにしても不明瞭ないし複雑なマイルストーンの策定はすべきでないと考えます。</p>
10	<p>P5 6, 9, 20, 2, 23行目「バイオプラスチック」と「バイオマスプラスチック」が混在していて、理解できない。具体的にどのようなプラスチックであるか用語定義などで示してほしい。</p>

11	<p>百貨店の食料品売り場で働いています。お惣菜や漬物を取り扱っていますが、現在は薄い透明のビニールに保冷剤と一緒に入れたあと、手提げのビニールに入れています。お客様によってはビニールを二重にしてくれ、ですとか紙袋でくれという方もいらっしゃいます。百貨店という業態故にサービスとしてお渡ししなければならないビニール袋類ですが、地球のことを考えるととても心が痛みます。当たり前のようにビニール袋ちょうだい！と持って行く姿もあります。ごみ袋にでもするのでしょうか？ビニール袋でコンテナに捨てるという日本のゴミ問題とも関わっているようです。また先日ハワイに旅行した際、どこのお店でもビニールは有料ですと言われて驚きましたが、これが当たり前になると良いと思います。日本の現在の食料品事情ではプラスチック製品を使用することをやめることは出来ない(中食が多くなっている)と思いますが、一定量の使用企業には支払いを求めるなどの措置は必要だと思えます。</p>
12	<p>廃プラスチックの処理について電炉メーカーを活用してみるべきであると考えます。電炉メーカーは全国30か所あり、廃プラスチックの処分に大きく貢献できる装置である。しかし、産廃処理の許可基準が難しいため、許可の取得が難しい状況である。そのため、廃プラスチックを廃棄物として受け入れられない現状である。そこで、特例として、電炉メーカーに廃プラスチックの処分許可を与えるのはどうだろうか。電炉メーカーにとっても廃プラスチックの受け入れによって収益に貢献することができるし、今後企業として生き残れる手段となるだろう。また、廃プラスチックは電炉メーカーにとって助燃材となり燃料コストを削減できるし、廃プラスチックは燃えてなくなってしまいます。以上のように、電炉メーカーを活用することによって1、メーカーの収益に貢献 2、プラスチックの処分先の確保の点で有用であると考えます。</p>
13	<p>1. 「使用済みプラスチック製品の効率的・効果的な回収方法について」(P2・28—29行目、P4・17—20行目) 例えば容器包装以外のプラスチック製品について、既存の個別リサイクル制度の収集体制をうまく活用することで効率的な回収につながるような施策があればいいと思います。例えば、容器包装リサイクルや家電・小型家電リサイクルの収集時にプラスチック製品も相積みするなどです。</p> <p>2. 「使用済みプラスチック製品の再生利用の推進について」(P5・1—3行目、6—7行目、P9・9—12行目) 例えば一般廃棄物中のプラスチックごみは、仮に処理工程で再生利用を満たす品位にまで選別・濃縮ができたとしても、その時点での経済的価値が無価(あるいは逆有価)である限りは廃棄物として扱われ、すなわち自治体から処理責任が消えず、再委託禁止等の阻害要因によりリサイクルが進まないことが懸念されます。そのため、以下の2点の提案をします。プラスチックの再生利用のために必要な品位(純度)を、プラスチック素材メーカー等が担保する(あるいは業界団体が認証する)仕組みをつくる。再生利用に必要な品位(純度)に達した原料は、その時点での経済的価値がなくても(あるいは逆有価でも)廃棄物から卒業させて自治体の処理責任から外し、素材メーカーと自由な取引ができるようにする。ただし、難燃剤等の化学物質情報は処理工程での履歴が残るようにし(トレーサビリティの管理)、環境汚染がないよう十分配慮することとする。</p> <p>3. 「海洋ゴミ問題について」(P2・35行目—P3・5行目) 今まさにダメージを受けている海洋生物を保護するための緊急性を要する対策と、将来にわたる継続的な改善対策の2つの時間軸での検討が必要ではないでしょうか。その上で、海洋ゴミ問題あるいは本戦略全体を確実に達成していくためのタイムスケジュールの速やかな公表を望みます。</p>
14	<p>添付資料の戦略(案)最終p.9 L.4「それが難しい場合にも、」についての意見。プラスチックは従来安全なものとしてきたが、今般、海洋汚染で顕在化してきた有害性の懸念が生じるプラスチックも存在することを視点に、「難しい場合で」を列記すべきである。加えて、「有害性の懸念が生じるプラスチック類」に対しては、熱回収を推奨するように業界等への周知を指導するように望みたい。懸念が生じる具体例として、以下の事例を提供するので、検討してほしい。</p> <p>1. プラスチックが重金属などの有害物質との接触により表面に傷などが生じて汚染されたとみなせる場合</p> <p>2. プラスチックが透明なフィルムであって、その材料が有害な化学物質として知られる可塑剤を多量に含む塩化ビニールでできている場合、あるいは材料名の表示がなされていない包装フィルムの場合</p> <p>3. プラスチック材料は繊維やゴムに利用されている。着色剤には有害化学物質が使われている。着色して繊維やゴムを使用した後の場合。</p>

	<p>4. 生分解性プラスチックは廃棄後には便益性はあるものの、使用中にカビが生じることが知られている。カビが生じた生分解性プラスチックが使用中である場合。</p>
15	<p>ワンウェイのプラスチック容器を累積で25%排出抑制とありますが、ワンウェイの食品容器が現状どのくらい排出されているのか、ワンウェイプラスチック容器はどこまでの範囲のプラスチック容器を定義するのか。まず定義付けと現状把握が肝要ではないでしょうか。</p>
16	<p>P-2 Line 17-18 海洋へのプラスチックの流出量に大きな影響をもたらすものには、廃プラスチックの回収、分別、利用、処理・処分ルートへの移動がある。我が国の発展途上国への貢献として、「技術・イノベーション、環境インフラ」のみならず、この分野の行政的経験に関する情報の提供、普及もしていく必要があると考えます。具体的には、Page 3 に記述されていると思われませんが、「1. はじめに」及び「4. おわりに」にも、明記された方がよいと思われまます。廃棄物の適切な管理には、市民の啓発普及、と参加が不可欠で、国内対策はPage 7 ⑤にある通りですが、発展途上国への支援にはこの種の活動も必要であるということを付記させていただきます。</p> <p>P-2 Line 24: 「バイオマスプラスチック」(これが初出ですが、P-2 Line 31、P-3 Line 31-32、P-5 Line 1、P-5 Line 1、Line 5、Line 6、Line 9、Line 20、Line 21、Line 22、Line 23-24、Page 7、Line 16、Line 33、P-8 脚注 6、Page 9 Line 14 にもあります。) バイオプラスチックは、その原料にバイオマスが使用されることから、バイオプラスチックによる非バイオのプラスチックの代替は、地球温暖化の原因となるCO2の排出の削減に寄与することは期待できますが、「バイオプラスチック」には、生物難分解性のものも含まれることに注意する必要があると考えます。(難分解性の合成樹脂を多く含有する(「バイオ」)資材や、バイオ起源ではあるが、合成化学・重合プロセスを経て製造されたプラスチックは、石油化学プロセスで作成されたプラスチックと、惹起される問題等が本質的に異なるものではありません。)</p> <p>したがって、「バイオプラスチックによる非バイオのプラスチックの代替」が海洋プラスチック問題の削減対策に直結するというのは単純化されすぎた表現と考えられます。この点を明らかにするためには、「この戦略文書では、バイオプラスチックとは、難分解性ではないものを対象としている。」と記述するか、または、すべての「バイオプラスチック」を「分解性バイオプラスチック」という表現とする必要があると考えます。</p>
17	<p>「プラスチック資源循環戦略(案)」の3頁の23～24行目の「レジ袋の有料化義務化」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務化の対象となる業種の範囲およびレジ袋の形状を明示すべきと考えます。不公平を無くす為に、スーパー、コンビニ以外の一般小売店も対象とすべきだと思います。また、レジ袋といっても一般的なレジ袋から平袋、小判穴のあいた袋まで色々な形状がありますので、レジ袋の定義を明確にすべきと考えます。 ・内袋も有料化の対象とすべきと考えます。レジ袋を有料化した場合、マイバッグ利用が増えると思われまますが、それに伴い購入商品を個包装する内袋(例えば、スーパーのサッカー台のミシン目ロール袋や規格袋等)の使用量が増えることが予想されます。レジ袋を1枚削減しても、内袋を3枚も4枚も使用するようでは意味がありません。レジ袋は有料で内袋は無料などという矛盾したことはするべきではないと考えます。 ・有料化の方法を統一すべきと考えます。販売なのか、キャッシュバックなのか、ポイント付与なのか、削減効果および店舗間の公平性を考慮し、どれかに統一すべきだと思います。袋1枚の販売価格も店舗間で大きな乖離が無いよう統一すべきだと思います。また、有料化義務化を遵守しない店舗への罰則も規定する必要があると考えます。 ・スーパーやコンビニの店舗屋外に設置されているゴミ箱についてですが、これまでレジ袋をゴミ袋替わりに使用して散乱が抑制されていた容器包装ゴミ(弁当容器、おにぎり包装、パン包装等)が有料化後は自然環境中に散乱する懸念があるかと思いますが、その点は議論されたのでしょうか? ・お弁当やおにぎり、惣菜等は店舗の電子レンジで加熱する場合がありますが、袋無しで手渡して、万が一火傷等のトラブルが発生した場合の責任は誰がとるのでしょうか?安全まで考えた制度設計を希望いたします。 <p>「プラスチック資源循環戦略(案)」の4頁の10～14行目の「レジ袋の有料化義務化」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「分別回収・リサイクル等を適正に推進するよう、そのあり方を検討する」とありますが、以前より疑

	<p>間に思っていたことがございます。経済産業省の資源有効利用促進法により 3R 促進を目的として、プラマーク（識別表示）が義務付けられておりますが、現在、生分解性プラスチックでも非分解性プラスチックでも同じプラマークになっております。リサイクル促進のためのマークのはずですが、生分解性プラスチックは短期間で劣化しますので、非分解性プラスチックと混在してリサイクルに回されるとリサイクルメーカーは品質が安定せず大変困るはずですが、今後リサイクルを推進していくならば、生分解性プラスチックの場合には、例えば J B P A のグリーンプラマークのような、通常の非分解性プラスチックと区別できるようなマークを義務付けるべきではないのでしょうか？また、そのことを一般人に広報する努力も必要かと思えます。</p> <p>「プラスチック資源循環戦略（案）」の 8 頁の 21 行目についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文面や注釈 6 には経済効果等のプラスの影響は記載されておりますが、レジ袋有料化や 25%排出削減等を推し進めた場合の、石油化学産業、印刷産業、プラスチック製品製造業等への経済・雇用に関するマイナスの影響には言及されておられません。プラス、マイナス両方の側面を見る必要があるのでしょうか？ <p>「プラスチック資源循環戦略（案）」の 3 頁の 22～25 行目および 4 頁の 14～16 行目に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料のプラスチックを取り巻く国内外の状況（パプコメ版）の 86 頁を見ると、漂着ゴミの割合で重量、体積、個数で（漁具、ロープ、ブイ、飲料用ボトル、その他ボトル）がかなりの割合を占めておりますが、それに対して「プラスチック資源循環戦略（案）」では具体的な対策がとられていないような印象を受けます。海洋プラスチック問題について削減効果の大きいものから対策していくのが問題解決の近道の気がします。
18	<p>プラスチック排出量削減のために、使用量の削減やリユース率向上については是非推進すべきと考える。また過剰包装の廃止や過剰品質の抑制によって「まだ使える（食べられる）のに捨てる」というのを減らすということについては是非推進すべきと考える。一方でリサイクルすれば使っても良いという風潮には違和感を覚える。洗ってからの回収を要請するスーパーの包装容器集積所を見るたびに「洗浄のためにどれだけの水資源を使用して、汚水を発生させているのだろうか」と思わずにいられない。また参考資料 p. 22, 23 の通り欧米のように排出物処理を埋立に頼り、参考資料 p. 27 の通り中国のように海洋投棄に頼っているようでは、プラスチックごみの漂流は留まるを知らない。バイオマスプラスチックは自然界の中では分解せず、むしろサイズダウンすることによりマイクロプラスチックとなり生体蓄積でバルクの時よりも悪さをするからである。プラスチックごみの輸出入制限や生分解性プラスチックの推進は良いが、今あるゴミをどうするか、現在は優先順位が低く考えられている焼却処理も含めて考えるべきと思う。生活ゴミ焼却に混ぜれば処理温度が高温化できて却ってダイオキシン発生も抑えられる。焼却炉・焼却技術の輸出は必要となるが。</p>
19	<p>環境問題で、プラスチックや、レジ袋有料化について。コンビニエンスストアや、衛生用品や、お米など、必要なものもある。</p> <p>上のものは現時点では、無料なのを、有料にしてしまうと、衛生的や、コンビニエンスストアの場合、急いでいる、袋をもっていないなど、消費者が困る上、袋がない場合、ゴミをポイ捨てする人もでてくるとおもうので、上の要件に関して、コンビニエンスストア等のレジ袋の有料化に反対する。</p>
20	<p>該当箇所：P 5、5 行目</p> <p>意見の概要：5 行目に書かれている“バイオプラスチック”に定義を設ける</p> <p>意見の内容：P 5 において、それ以前のページで使われていたバイオマスプラスチックに加えて、新たにバイオプラスチックや生分解性プラスチックという用語が無定義で出てきますが、これらは専門用語である上に、相互に包含関係にあるため、本文中のどこかにそれぞれの用語の定義や包含関係を示すためにベン図及び／又は「バイオマスプラスチックには、バイオ資源を原料とする生分解性プラスチックが含まれます。また生分解性プラスチックにはバイオ資源由来のもの、即ちバイオマスプラスチックと、そうでないものがあります。」等の説明文を明記すべきだと考えます。</p> <p>該当箇所：P 5、21～22 行目</p> <p>意見の概要：生分解性プラスチックの分解機能の発揮場面は、生分解性能の評価結果を踏まえたものであるべきことを明確化するため。</p>

	<p>意見の内容：21行から22行目を次の通り修正する（「生分解性能の評価結果及びそれらを踏まえた」を文言追加）。</p> <p>修正文：生分解性プラスチックの生分解性能の評価結果及びそれらを踏まえた分解機能の発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）</p>
21	<p>ペットボトルの回収について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料容器を販売している全国の商業施設、関連施設の店頭及び店内にデポジット機能付き自動分別リサイクルBOXを設置し、利用者(消費者)、設置ユーザー(商業施設)、回収業者が一体で取り組めるシステムが必要だと思う。特に利用者(消費者)が身近に利用している施設に設置するのが望ましい。 ・現状の容器回収ゴミ箱は表示だけなので容器ごみが混入し回収後の分別作業も必要であり、資源ごみとして価値ある素材が一般的なゴミとして容易に捨てられているのが散乱の要因である。したがってプラスチックボトルは大事なお金と同じ価値あるものだと利用者に認識さす必要があります。 <p>例)一部のデポジット機を設置している高校や企業の限られた人が利用する施設では施設内で販売されているプラスチックボトルやアルミ缶、スチール缶等を飲み終わった後処理機に投入すると10円コインが払い戻されます。万一施設内に捨てられている容器があると皆が拾ってデポジット処理機に入れるので容器の散乱は全くありません。100%回収されています。不特定多数の人々が利用する施設では10円コインではなくクーポン券やポイントカードを利用した方式が良いと思います。</p> <p>例)プラスチックボトルを5個投入すると1ポイント(1円の価値)付与する。アルミ缶を3個投入すると1ポイント(1円の価値)付与する。</p> <p>※ポイントを上げれば回収量は比例して増えます。</p> <p>EU諸国の一部ではデポジットによる回収で大きな成果をあげているがデポジットの付加ポイントが高いため利用者の参加意識が強いのが要因です。デポジットコストは製品価格に上乗せされて販売されているので生産者、販売業者も負担があまりない制度になっている。但しデポジットポイントを利用者に還元する施設では手間が掛かるという欠点もありポイントを還元するデポジット機の設置もしているが最大の問題は機械が高額なため予算の関係上何処にでも設置出来ないことである。プラスチックボトルの散乱防止、回収率向上にはデポジット制度が大きな役割を行うことは立証されています。いち早く日本でデポジット制度の仕組みを作り上げるには生産者や販売業者等の理解が必要になり行政が中心になり調整指導等が必要であるが簡単には制度化できない問題である。日本において現状の流通政策の流れからデポジット制度の仕組みを普及させるためにはデポジット機を設置してもコスト負担が設置施設に殆ど掛からない仕組みが必要だと思う。日本でもペットボトルのデポジット処理機は一部の商業施設で設置されて運用されているが問題が多いため普及しないのが現実です。</p> <p>問題点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理機が高額なので設置ユーザーの負担があまりにも大きく保守維持費等も掛かるため更にコスト負担が重なる。 ・ペットボトルだけのデポジット機なので他の容器の回収が出来ず別の回収箱を設置しなければならない。 ・処理できる容器が限定されている。(洗浄した容器、キャップ、ラベルを取り除く等) トラブル等が多く利用できない場合が多い。 ・ペットボトルの売却価格が下がっており処理機の償却に寄与しない。 ・機械の消費電力が大きく省エネ対策に逆行しコスト負担になる。 <p>日本でのデポジット機を普及させるための方法：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置施設側のコスト負担をなくすため資源ごみの中で一番価値が高いアルミ缶の回収をペットボトルと同時にデポジットで回収すればペットボトル、アルミ缶の売却益で設置機械の償却が可能になりコスト負担なく設置できる。 2. デポジット回収機はしたがってペットボトル、アルミ缶を自動分別できる機能が付いており利用者がどちらの容器を投入してもポイントが付与される機能が必要。 3. ペットボトル、アルミ缶の売却益でデポジット機の償却が出来る低価格であること。 4. 機械のトラブルがなくいつでもゴミ箱感覚で利用できる機械であること。 (設置施設の手間やコスト負担をなくすため) 5. 投入される容器はラベルやキャップの除去等の制約はなく子供や老人、外国人等誰でも利用できる回収機であること。

	<p>6. 多くの設置台数を見込むため電気の消費量が少ない省エネ対策のできている機械であること。</p> <p>7. 電源のない場所でも運用できる太陽光発電で運用できる機械であること。</p> <p>※デポジット機導入によりペットボトル等の資源ごみ回収は飛躍的に進みリサイクル推進に大きく寄与すると思えます。</p> <p>世界初の自動分別デポジット処理機の概要：</p> <p>①利用者(消費者)のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイントが付くので利用したペットボトルだけではなく散乱している容器も拾って投入する。(お金と同等の価値) ・容器の分別状況等が投入時に分かるのでリサイクルの関心が高まる。 ・ポイント利用による施設での買い物に利用できる。 <p>②デポジット機設置施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来店者が増加し集客アップによる売り上げ増加につながる。 ・従業員や来客者に環境への取り組みをPRできる。 ・ゴミ処理コストが軽減できる。(分別回収のため) ・資源ごみの回収量がアップし売却益が見込まれる。(ペットボトル・アルミ缶) ・デポジット処理機が低価格なので資源ごみ売却益で償却でき設置コストが殆ど掛からず設置できる。 ・環境貢献企業、施設として地域社会を含め世界から評価される企業ブランドのPRに寄与。 <p>③ (1) リサイクル回収業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ回収量がアップし収益が増加する。 ・分別された状態で回収するので回収後のコスト削減になる。 <p>(人件費、機械設備費、電気代等)</p> <p>(2) 自販機設置業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自販機設置競争による上で新規ユーザーの獲得に寄与する。(他社との差別化) ・ゴミ処理コストが軽減できる。 ・資源ごみ売却益で処理機が償却できるので設備コストが軽減できる。 ・環境貢献企業として地域社会、世界から評価され企業価値が上がる。
22	<p>「2030年までに、ワンウェイのプラスチックを累積で25%排出抑制」とありますが、「累積」とは具体的にどういうことでしょうか？例えば、2010年度を基準年とし、2011年度～2030年度の各年度の量が2010年度比で1%減の量だった場合は、累積削減量は、$1\% \times 20年 = 20\%$ということでしょうか？もしそうであるならば、決して野心的な数字ではないように思われます。「25%」と、少しでも数字を大きく見せたいがための目標のように思われます。また、単純に「2030年度の量を、基準年度比〇%削減」というような目標に変えた方が良いと思います。そのような単純な目標にできない理由は、どうしてでしょうか？いずれにせよ、非常にわかりづらい数字目標で誤解を招くものであり、恐らく「2030年度の量を、基準年度比25%削減」という意味で報道しているメディアも散見されますので、資源循環戦略の本文とは別に、詳細な補足説明が必要不可欠だと思います。</p>
23	<p>重点整理(1)3で「バイオプラスチック」という用語で生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックが一括りにされているため、両者の違いが曖昧になり、それぞれの特性を生かした施策の方向性も伝わりにくくなっていると思います。基本原則の「その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し」の箇所は、考え方に合理性を欠いているように思います。同じ種類のプラスチック(ポリエチレンなど)の原料を石油からバイオマスに代替した場合、どのような用途に利用されたとしても、バイオマスプラスチック導入によるCO2削減効果(石油由来との差分)は変わりません。カーボンニュートラルの考え方は、バイオマスであっても燃焼によってCO2は排出されるが、それと同量のCO2がバイオマスの生育段階で大気から吸収されるため、燃焼によるCO2排出はゼロカウントと見なそうというものです。つまり、バイオマスが生育した段階でCO2が吸収され、石油由来よりアドバンテージが発生し、その後は同じ用途に使用され同じように処理されれば、石油由来と同じだけCO2が排出されることになります。バイオマスプラスチックを促進するのであれば用途によらず導入するべきで、焼却せざるを得ないものに限定(優先)するような方針は科学的に無意味です。海洋プラスチック問題等の解決の基盤整備で、再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)の率先利用が挙げられていることにも合理性がありません。同じ種類のプラスチックであれば、それが石油由来であってもバイオマス由来であっても海洋プラスチック問題に及</p>

	<p>ばず潜在的な影響は変わりません。海洋プラスチック対策として、ポイ捨てや不法投棄の撲滅といった適正回収・適正処理の側面が強調されていることは、日本の特長を踏まえた合理的で良い方針だと思います。</p>
24	<p>1. マイクロビーズの削減について 6頁の海洋プラスチック対策について、「2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制」とあるが、マイクロビーズが下水処理の過程で取り除かれずに河川や海洋に行くことがわかっているながら、何故「全廃」ではなく「削減」の表現にとどめているのか。マイクロビーズを全廃できないメーカー側の理由はあるのか。また、その理由に妥当性はあるのか。国がメーカー側に全廃を義務付けないことの正当性が全く見当たらないため、「全廃」の表現に変更するよう再考を願う。(そもそも、スクラブなんか入っていないか、しっかり洗えるのではないか。)</p> <p>2. 国交省の紙おむつプロジェクトについて また、国交省が進めている介護現場の負担軽減のため紙おむつを粉砕して下水に流すプロジェクトについて、粉砕された紙おむつは、マイクロビーズと同様に下水処理の工程で取り除かれずに水域に流出してしまうリスクがあるのではないのか。環境への影響を十分に考慮した上でのプロジェクトなのか。同じ国のプロジェクトとして、プラスチック資源循環戦略と完全に矛盾しているのではないのか。両プロジェクトの有識者同士で意見交換を行い、少しでも水域への流出リスクがある場合は、即刻「紙おむつプロジェクト自体」を中止すべきではないか。</p> <p>3. 下水処理技術の向上について そもそも、既存の下水処理技術では排水中の微小なプラスチックを取り除くことができないことも問題の一つなのであれば、排水中の微小なプラスチックを完全に取り除くような下水処理技術の開発が必要ではないか。そのような取り組みはなされるのか。</p>
25	<p>(2)海洋プラスチック対策について ある程度はこれまでも履行されてきたがこれまでこの分野で活動を続けてきたNGO(JEAN等)にも適正な対価を支払い議論の場に同席させる。日本国内では民間による寄付等が乏しいことから環境団体の維持・運営が難しい。対価の支払いのみならず休眠預金の活用など資金的な担保が必要と思う。海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画では都道府県および自治体の担当者によって補助金の利用に関する知識が非常に偏っている場合がある。地域から解決を目指す場合は、情報がうまく伝達されるとよいと思う。バイオプラスチックについては生分解性プラと自然由来プラを市民が誤解しないようにしていただきたい。また自然分解過程で生じる影響についても公表いただき、CO2の発生を含め総合的な環境収支が分かるようにしていただきたい。</p>
26	<p>1. 「犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄」(P3の2行目等)という言葉が5回も登場し、ポイ捨てを「犯罪行為」と明記されたことを高く評価致します。「犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し」(P5の32行目)とあり、今回の明記に相応した実効性のある具体的な措置がとられることを期待しています。</p> <p>2. その際、「犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底」(P3の2行目等)という言葉が、基本的に「海洋プラスチック対策」の文脈の中で登場することから、その対象が一般的な化石燃料由来プラスチックのポイ捨てに限定されること、又はそのように読み手に受けとめられることを懸念いたします。参考資料P77にあるように、生分解性プラスチックについては、「モラルハザードを引き起こし、ポイ捨てを助長するおそれがある。」との論点が指摘されています。紙、バイオマスプラスチックについても、代替素材としての利用促進が謳われているが故に、そのポイ捨てに対する意識の低下を招くおそれがあると考えます。いずれにしても、「ポイ捨てして良い」素材があるわけではなく、生分解性プラスチックをはじめ代替素材として利用促進が謳われているものについても、そのポイ捨てが犯罪行為であることに何ら変わりがないことを明記するとともに、上記1の具体策についても、あらゆる素材を視野に入れた措置としてご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>3. 例えば、本戦略(案)の修正については、P5の25行目の後に、新たな項目として「なお、以上の代替利用を進める素材であっても、そのポイ捨てが犯罪行為であることは、化石燃料由来のプラスチックの場合と何ら変わるところはなく、これらの素材についても、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底を図っていきます。」などと追加記載したらいかかかと考えます。</p>
27	<p>海洋プラスチック汚染を根源から解決し、減プラスチックを通じて脱炭素社会をめざすため、本案に対</p>

	<p>して以下の4点を提言します。</p> <p>1. 熱回収を資源有効利用率に含めない 「資源有効利用率」に加算して「プラスチック資源循環戦略」に盛り込むことは、国際社会に不信感を招きかねない内容です。パリ協定以降、日本も2050年までに温室効果ガス排出量の80%削減を目指しています。2ページ29行目及び9ページ目7行目にある「熱回収によるエネルギー利用を含め」という文言は削除するべきと考えます。</p> <p>2. レジ袋の廃止まで検討を 3ページの「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」だけでレジ袋の大量消費に制限をかけることができません。問題の根本的な解決を図るためには、レジ袋有料化にとどまらず、「段階的な廃止」を目標としてください。実際にレジ袋配布を禁止している国は多くあり、国際社会をリードするためには、レジ袋の廃止まで検討する施策が必要です。</p> <p>3. マイクロビーズは完全廃止へ 6ページに「2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底する」とありますが、この「削減」はあいまいな言葉です。海外では禁止している国もあり、マイクロビーズの製造、含有製品の販売及び使用を禁止することを方針として打ち出してください。</p> <p>4. リデュースをより野心的な目標へ 8ページのリデュースの欄に、必要性の低い使い捨てプラスチックの廃止を直ちに目指す、2025年までに少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トンの使い捨てプラスチックを削減する、そして2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指すことを方針に含めてください。今後は、国内で処理しきれないプラスチックごみを海外に輸出するのではなく、これまで国外に輸出していた量をまず削減することが必要です。</p>
28	<p>該当箇所：4頁 28～31行目 意見の概要：リサイクルにおける具体的な取り組みにおいて環境負荷低減（とりわけCO2排出削減）の視点を明示すべきである。 意見の内容：第四次循環型社会形成推進基本計画では、地球温暖化対策も含めた幅広い課題に対応しながらプラスチックの資源循環を総合的に推進すると記載されており、本案でも国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決すると記載されている。 リサイクルにおける具体的な取り組みにおいても環境負荷低減（とりわけCO2排出削減）の視点は重要であり、実績での環境負荷低減効果の高いリサイクル手法を優先して活用すべきであることから、4頁28～31行目を以下のとおり修正願いたい。 （修正案）循環型社会形成推進基本法の原則を踏まえ、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収の最適な活用により、資源有効利用率と環境負荷低減効果（とりわけCO2排出削減効果）の最大化を図ります。 該当箇所：9頁 11～12行目 意見の概要：再生利用倍増には再生利用率の高いケミカルリサイクルの処理量増加が有効であるため、容器法での集荷量拡大促進を図ると共に入札での材料リサイクルの優先的な扱いを見直すべき。 意見の内容：プラスチックの再生利用の倍増のためには、再商品化手法の中でも、再生利用率の高いケミカルリサイクルによる廃プラスチック処理量の増加が有効であり、これを実現する方策を実施すべきであることから、その一環として、容器包装リサイクル法における集荷量拡大促進を図ると共に、再商品化事業者の入札にあたって材料リサイクル手法が優先的な扱いを受けている現状を見直すべきである。</p>
29	<p>P1-9 プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率14%、日本での有効利用率84%の箇所 修正案：プラスチック容器包装廃棄物の世界全体でのリサイクル率14%、燃焼率14%、同日本でのリサイクル率27% 燃焼率57% 理由：有効利用率の定義が明確でなく、世界中で使われていない。一方、引用されている国連環境計画の資料表記の方が一般にわかりやすく、日本の現状の世界での位置づけをアップルトゥアップルに近い形で比較できるため。 P1-17 世界全体の取組として、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行う</p>

	<p>修正案：世界全体の取組として、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処理等を行う</p> <p>理由：記載されている徹底回収は徹底した Collection の意と解釈できるが、ここでは循環型社会形成推進基本法第7条に明記されている再使用(=リユース)、再生利用(=リサイクル)、熱回収、処分の優先順位を明示すべきところであるため徹底回収を削除する。</p> <p>また、熱回収については、CO₂を排出することからパリ協定との関係上中長期的にどのように方向付けするか、さらに議論が必要。一方、リサイクルに関し、容器包装、自動車、家電など各個別法毎で個別の解釈がなされておりその整合性が検討されるべき。例えば、自動車ではASR処理が熱回収であるにも関わらずリサイクルしているように表現されている点などは正されるべき。さらに、ここ10年間20%程度の横ばいで推移する一般廃棄物のリサイクル率に関して、容器包装プラスチックの分別回収とリユース・リサイクルを一層推進し、3Rをさらに徹底し、向上させることが望ましい。家電は再商品化(率)と言う独特の定義で運用されているため、熱回収は全く評価されないことが今後の課題と思量する。</p>
30	<p>プラスチックのリサイクルやリユースについては、本来の意味では論じられていないように痛感している。それは、この資源循環戦略(案)においても同様で、リサイクル、リユースといっても、所詮、一方向の使い捨ての範囲でしか語られていないのは残念だ。本来のリサイクルやリユースは、製品としてのプラスチックを何度も使いまわすことであるはずだ。ガラス瓶のリサイクルシステムをモデルとするなら、プラスチック製品を繰り返し使用できるように厚く丈夫に製造したうえで、回収して再び店頭で使用してこそ、初めて本来のリサイクル・リユースと言える。具体的には、スーパーの食品トレーやペットボトルや化粧品の容器などを、(種類は多くなると思うが)大きさやデザインを「規格化」して、それを汎用品として流通、回収、再利用させる仕組みを構築するべきだ。そのための仕組みづくりは、最初の制度設計が容易でない上に、国際的な規格づくりも必要になるので、国が主導して業界団体をまとめる必要がある。</p>
31	<p>修理費用の方が高いから廃棄買換えといった資源の無駄使い。地域の差による、ごみ分別の甘さ(特に関西)によるリサイクルへの阻害、廃棄埋め立ての助長など普通に考えられることから手を打つ活動ナシに勝る手はなしと考える。</p>
32	<p>6 ページ 3 行目「2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制します。」は「洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズについては、早期に原則禁止にして、マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制します。」に修正すべき。回収不能なものを放置すると環境濃度は高くなる一方だから、強制力を持った対策が必須である。</p>
33	<p>プラスチック資源循環戦略(案)に対する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. P2 24 行目「・・・前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料・・・」 P3 30 行目と表現を合わせ「・・・前提に、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の原料・・・」としては如何か。 2. P3 6 行目 「率先した取組」 G7で態度を保留したことから、一部世論にプラスチック対策に後ろ向きとも取られていることから「率先した」を削除するか、他の言葉(例えば「優れた」など)に置き換えては如何か。 3. P5 バイオプラスチックとバイオマスプラスチックを書き分けているが、その違いが良く分からない。ついては、本戦略案で使用しているバイオプラスチックとバイオマスプラスチックの定義を明確にして頂きたい。それによってそれぞれの施策が何を意図しているのかがより明確になると思う。 4. P7 16 行目 「・・・バイオマスプラスチック、紙等の代替製品・・・」 バイオマスプラスチック、紙等を代替する製品とも読めるので、「・・・バイオマスプラスチック、紙等のプラスチック代替製品・・・」としては如何か。 5. P8 21 行目の脚注6は関係者が確認できるように出典を明らかにするべきではないか。 6. P8 29 行目「累積」は何の累積なのかが良く分からないのでもう少し説明しては如何か。

	<p>7. P8 29 行目「25%排出抑制」は何年を基準として25%減としているのか明らかにしたほうが良い。</p> <p>8. P8 9 行目（再生利用・バイオマスプラスチック）において、バイオマスプラスチックの自然資源量の限界にも考慮する必要がある。バイオマス原料調達による、食料との競合、森林の伐採等は避けなければならないと考える。</p> <p>9. P8 11 行目「再生利用を倍増」は何年を基準として倍増としているのか明らかにしたほうが良い。</p>
34	<p>環境省においては、プラスチック資源循環及び、海洋（マイクロ）プラスチックへの対策として、バイオマス・生分解性素材の推進をしておいでだが、バイオマスとは単に、「動植物由来」を指し、出来上がったものがプラスチックであれば、プラスチックの性状として「堅牢度」があり、当然のこととして「高分子」になることは自明である。従って分解自体が困難な物質であれば、生分解自体も困難であり、更に、現段階においては「インフラ」が整っていない以上、バイオマス及び生分解性素材としては、プラスチックは外すべきである。又、プラスチック自体についても、他のガラス・金属等の素材に比べ薄く・軽く・形状を変えることが容易、且つ、様々な用途に使いやすい、更に、軽いということからも他の素材からプラボトル化・詰め替え用容器等環境面でも貢献のある当素材については、「除外」「必要悪」等が容易に連想されないような対策も必要と考えるべきである。</p>
35	<p>意見の概要：プラスチック廃棄物の有効利用率84%という表現の妥当性に疑問を示し、2030年までにワンウェイプラスチックの25%削減という目標値の大幅引き上げを求めたい。</p> <p>意見の内容：</p> <p>1. 「日本での有効利用率84%」（p. 1, L8）の表現の妥当性 付属資料 p. 54 によれば未利用率18%であり、一方、材料リサイクル率22%とされ、そのうちの1,680千トンが海外輸出された。材料リサイクルのかなりの部分（80%?）が輸出され、その半分強が中国に入り社会問題を引き起こし、今年初めからの輸入禁止となった経緯もあり、利用状況が検証できないことから、「1. はじめに」の第2項で「日本での有効利用率84%」と麗々しく表示してよいか、疑問がある。第4項（p. 1, L20）の「8割を超える資源有効利用率」も同様である。</p> <p>2. 一次マイクロプラスチック（一次MP）による環境汚染の認識 プラスチックの海洋汚染として、主に使い捨て容器包装廃棄による二次MPだけを記述するが、実際には日常生活で使う化粧品や歯磨等に含まれる一次MPの割合も大きい。この点は、「3. 重点戦略」の「(2). 海洋プラスチック対策」の②として「マイクロビーズの削減」（p. 6, L3）で初めて書かれるが、問題の重要性に鑑み、「1. はじめに」でも、欧米で先行するマイクロビーズの「市場への投入禁止」措置の動きも含めて明記した方がよい。</p> <p>3. 「2030年までにワンウェイのプラスチックを25%排出削減」 すでに欧米で先行している取組み、とりわけEU議会が10月24日に可決した「使い捨てプラスチック製品を2021年から禁止する」法と比べて、p. 8 下2行の目標案はあまりに慎重なもので、双方間には大きな差がある。従来、プラスチックを含む資源廃棄物の再利用と循環型社会形成に向けて世界をリードしてきた日本の姿勢を示すべきで、「2025年までに80~100%の排出削減」を標榜したい。この点をクリアにしないと、日本の関係製品に対するEUの貿易障壁ともなりかねない。</p>
36	<p>該当箇所：プラスチック資源循環戦略（案）p. 3 L23 「レジ袋の有料化義務（無料配布の禁止）」について (1) レジ袋有料化義務化について 地球規模の環境汚染に対して当協議会では昭和48年～昭和52年時のオイルショックを機会に今日まで一貫してレジ袋削減、プラ容器追放に県下1000人調査、関係行政、事業者との意見交換会を実施、事業者との調印書による削減をもとに地域住民への啓発を行い、その結果大分県レジ袋削減検討委員会が平成16年5月に発足した。その後平成21年3月には推進協議会となり県民挙げての運動へと成果を得る。県下1000人調査の実績、全国運動への波及、マスコミの注目もあり具体的実績として、大分県ではレジ袋持参率90%近くとなり収益金（H21～H30）63,324,662円は環境団体に還元されている。削減枚数785,207,132枚、CO2削減量は48,683トン、ごみ削減量7,852トン、石油削減量14,369キロリットルとなり県下33事業者330店舗が有料化し全国一のモデル県として三者一体となつての取組みが評価されている。今回のレジ袋有料化（案）は世界規模の温暖化が深刻化される現状打開には是非先導的立場で有料化実現を国民的課題として早急に取り組む、説得力のある地方の取組み事例を収集し世論の広がりにつめてほしい。</p>

	<p>(2) プラスチック資源循環戦略(案)について</p> <p>我が国産業界の技術開発により適正処理を行い資源循環体制を急ぎ海洋汚染防止の抑制に取り組むこと、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については不必要に使用・廃棄されることのないよう消費者に対しての啓発の徹底化を行うとともに、中小企業・小規模事業者など国民各界各層への徹底した幅広い理解促進への施策が急がれている。国民、地方自治体、事業者等幅広い資源循環産業の総力により是非重点戦略の施策を急いでほしい。当協議会では青果物トレーのプラ容器削減の調査15年間の活動実績により事業者との協調、理解を得ている。</p>
37	<p>該当箇所：案1 p. 8, L28</p> <p>概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリンピックの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>意見の内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p. 3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。</p> <p>他方、p. 8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>該当箇所：案2 p. 9, L4~7</p> <p>概要：EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>意見の内容：本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが(p1-18行、p2-9行、p4-30行)、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」(サーマルリカバリー)をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定すべきです。</p> <p>該当箇所：案3 p. 9, L16</p> <p>概要：2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>意見の内容：国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。さらに、2018年4月に閣議決定された「第5次環境本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換(パラダイムシフト)するバックキャストに基づくものと言えます。</p> <p>このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
38	<p>プラスチックごみ問題は喫緊の課題です。私の居住地近くの海辺も膨大な漂着プラスチックが見られます。プラスチックごみが適切に処理されれば、このような問題は起こらないでしょうが、現実にはそうではありません。ですから私はバイオマス且つ生分解性のプラスチックに早急に切り替えることを求めます。植物由来のプラスチックの場合、石油由来のプラスチックのように、資源枯渇の心配はありません。また生分解性ならば、たとえ不届きものが捨てたとしても、自然界で分解し無害化されます。何れ石油は枯渇するので、遅かれ早かれ石油由来のプラスチックに代わるものを開発しなければならなくなります。ですから「出来るだけ早くバイオマス且つ生分解性のプラスチックに切り替えるべきだ」と私は思います。それまでの間、石油由来のプラスチックを出来るだけ使わないよう、規制をして頂きたいです。またプラスチックごみを不法に投棄する行為には、(現在よりも)厳しい罰則を設けることを提案します。プラスチックごみの現実、猶予できる状況ではありません。一刻も早い対応を求めます。</p>

39	<p>場所：8頁28行目</p> <p>概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>場所：9頁4～7行目</p> <p>概要：EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>内容：本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18行、p2-9行、p4-30行）、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」（サーマルリカバリー）をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>場所：9頁16行目</p> <p>概要：2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>内容：国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。さらに、2018年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換（パラダイムシフト）するバックキャストに基づくものと言えます。このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
40	<p>1) リサイクルについての正しい情報の提供</p> <p>プラスチックを分別しても市町村によっては回収工場から遠いため焼却するしかなかったりする。ペットボトルを回収するためにトラックを余分に走らせて燃料を無駄にする。イメージだけ良くして結果的に却って石油の消費量を多くすることがあってはならない。環境省は市区町村に対してごみ処理、ごみリサイクルの実態を正しく市民に伝えることを具体的に指示してもらいたい。</p> <p>2) 廃プラスチックの輸出を止めて国内焼却を推進</p> <p>日本人はプラスチックリサイクルの美名の下に中国・東南アジアに輸出していたという欺瞞と偽善を恥じ、反省すべき。それを放置していた環境省は直ちに輸出を禁止し、国内で責任を持って処理する体制を構築し、その実態を正直に国民に知らせること。</p> <p>3) 環境ODAの推進</p> <p>中国・東南アジア諸国が廃プラスチックを海洋投棄している実態に歯止めをかけるべく、当該国のリサイクル体制に適切なアドバイスを行い、その土地の特性に適合したごみ処理場の建設（日本の優秀な焼却炉を輸出）をサポートすること。日本国内をさらに改善するよりも、改善しろの大きい近隣国の改善を行い地球規模での貢献を行うこと。</p> <p>4) 環境研究の促進と科学者の社会に向けての発言の促進</p> <p>世間では環境問題について誤った言説が支配している。割り箸撲滅運動によって結果的に林業が衰えて森林が荒廃したように、世間の善意が逆効果になるケースも。エコキャップ運動のようなイメージに比</p>

	<p>べて実効性の低いものもある。豊洲市場騒動の際に、科学者・技術者たちが非科学的言説（地下ビット、地下水水質）の数々に沈黙したことで問題が長引いた。地球温暖化についても人々は混乱しているのに、批判・炎上を恐れる専門家が沈黙。環境省が学術研究に助成金を払うこと、正しい情報をきちんと人々に伝えること、沈黙しがちな専門家の発言の機会を積極的に作ることを要望する。</p>
41	<p>生産者の責任であるかのように報道されるが、消費者のモラルの問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本が消極的であるような報道も誤りで、中国、インド等諸国は日本の5倍以上投棄している。日本も今後投棄しない方策と回収する必要があるが、大量放棄の国の責任を問うべし。 ・プラスチックは現代社会で必需品であり架空で性急な論議でなく、実現可能な方策へ誘導して欲しい。 ・日本は他の諸国のように埋めたてでなく、ゴミは焼却している。23区内には21ヶ所の清掃工場があり、排気も管理され、焼却熱で発電している。この方式を諸外国に売り込む事もできる。サーマルリサイクルをしっかりと認知すること。 ・しかし都の焼却場は食品ゴミも混焼し、以前は燃焼温度800℃で燃やし、最も多量にダイオキシンをを出していた。ゴミ焼却の適正な方法を研究すること。 <p>さらに、食品ゴミのコンポスト化も方法を確立し廃棄物利用の先進国をめざす。(すし、天ぷら、佃煮、福神漬等は江戸時代の廃物利用の知恵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟包材は食品保存、衛生面、流通利便性等不可欠であり、60年以上中身業界と包材メーカーの研究と試行の成果であり、知識や経験のない人々での論議でなく包材に精通した識者に参加させていただきたい。 <p>容器包装リサイクル法は現在分別→再生ができています。日本の都市の美観を守り、日本人のマナー向上にも役立っている。又、もったいない精神もある。大いに奨励発展する運動を起こすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解プラにしる、環境対応商品はコスト増になる。当業界はVOC規制、その他すべて自己負担、自己犠牲でやってきた。消費者負担、流通業界にも適正価格での購入させるような仕組みにすべき。 ・海洋プラの問題の裏には仏のベオリアのような業者がいるとの説もある。麻生副総理のように下水道は自治体がやらず、業者に任せる等の暴論には要注意。 <p>日本が世界から認められる実効性の高い戦略を。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデンの例：欧州各地からプラスチック80万トンもの廃棄物を受け入れ、料金を取って発電に利用している。ビジネスとして成り立つ。3トンの廃棄物は1トンの燃料油に指摘する。(32カ所のごみ発電) 食品の残りは、コンポスト化して、植物栽培に完全利用。 ・日本の例：東京都は、23区内に21カ所の清掃工場をもってごみ発電を行い、10億kwの発電量もっている。売電で60億円を稼ぐ。食品残渣を適正に利用すれば、世界に誇る廃棄物利用大国となる。欧米の焼却法は、野焼きが主であり、日本の清掃工場とは異なる。
42	<p>9頁5行目熱回収可能性を確実に担保することを目指します。今世紀後半には温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、co2を排出してしまう「熱回収」は資源循環とは言えません。石油由来のプラスチックの製造は出来るだけ削減し、植物由来で製造されたものを限定すべきです。</p>
43	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「プラスチック資源循環戦略(案)」に「ワンウェイ」という言葉が9回出てくるが、容器包装・製品の「ワンウェイ」の定義がはっきりしない。このため、一体どこまでを含むのか理解しにくい。ファストフードのような狭い範囲での「使い捨て」容器包装は多分、「ワンウェイ」に含まれると思うが、使い捨てまでの時間を考慮しなければ(拡大解釈すると)、使い切りの冷凍食品や医薬品の容器包装も「ワンウェイ」に含まれるのではないかと。また、災害備蓄用の水の容器包装、PETボトルも「ワンウェイ」に該当するはず。脚注参考資料リストには「Single-use」、参考資料集には「使い捨て」とあり、国民にとっては分かりづらい。「プラスチック資源循環戦略(案)」において、中長期目標を遂行する上で、「ワンウェイ」とはどのようなものか、EUのように具体的に示すべきではないか。 2. 「バイオマスプラスチック」と「バイオプラスチック」の定義がなされておらず、専門家はいざ知らず、国民にはきわめて分かりづらい。 3. 「バイオマスプラスチック」にしても「バイオプラスチック」にしても殆どは輸入資源であり、需要が増えると国際市況の影響を受ける石化由来のプラスチックと同じ側面がある。こうしたリスクはどう考慮しているのか。また、焼却されるゴミ回収袋への「バイオマスプラスチック」の採用についても、日本の国内需要を狙って安価な海外製品が大量に輸入される可能性があり、国内事業者への経営圧迫、ひいては国内資源循環に対するモチベーションの低下を招くリスクがある。なお、「バイオマスプラスチック」

	<p>資源が「エシカル」かどうかは、現地の労働実態を精査する必要がある。これらについてはどう考慮されるのか。</p> <p>4. 数種類の樹脂を使った容器包装、あるいはプラスチック製品の分野で、使用素材の種類を単一化し、マテリアルリサイクルをやすくするモノマテリアル化の取組みを始める企業が出てきている。一見、素晴らしいチャレンジだが、現状、モノマテリアル化したものをどう活用するかという出口が見えてこない。このため、せつかくモノマテリアル化しても焼却という末路をたどりかねない。今回のプラスチック資源循環戦略(案)では、「バイオマスプラスチック」「カーボンニュートラル」「ケミカルリサイクル」と一見もっともらしい今風のキーワードをちりばめているが、世界的なプラスチックメーカーが目指している戦略の1つであるモノマテリアル化については全く記述が見られない。これでは、世界の流れを見極めた上での国家的なプラスチック資源循環戦略(案)とは言えないのではないか。また、プラスチック資源循環戦略(案)を遂行するに際し、重要な役割を果たす、事業系廃棄物、および家庭から排出される一般廃棄物のリサイクルシステムとの関係が全く考慮されていない。こうした既存の廃棄物処理システムを再構築する必要があることは誰の目にも明らかだが、何故、言及していないのか。省庁間の縄張り争い避け、最良の戦略への道筋を示すのを断念したのか。</p> <p>5. 正直なところ、国家戦略が欠落していてがっかりする。後出しで、野心的な目標を示そうとしているが、何故、ヨーロッパ勢の土俵に乗って戦略を立てなければならないのか。地球環境負荷の緩和・低減は否定しない。しかし、持続可能な経済発展を同時に達成する戦略がなぜ立てられないのか。少なくとも、日本から問題提起をして、思いもよらない方向性を示し、ヨーロッパの環境先進国を黙らせるくらいの野心的な戦略は立案できなかったのか。</p>
44	<p>私は毎日自宅近くの川や水路の不法投棄ゴミ拾いをしています。ゴミの内容は主に、ペットボトル・缶・吸い殻・食品のトレーや包装材など、いわゆる生活ゴミですが、蛍光灯や電池、靴、材木、動物の死体等あらゆるものが捨てられています。その川や水路には、毎日多かれ少なかれ何かしらのゴミが捨てられています。ゴミの量や内容によっては市に回収をお願いすることもあります。しょっちゅうは対応してくれませんが、不法投棄は犯罪なのですが、警察は何もしません。市にも警察にも監視カメラの設置を提案しましたが、ほぼ無視です。不法投棄をする人は特定少数の人で、1回あたりのゴミの投棄量は警察が無視するくらいの量です。しかしながら、それが毎日繰り返されているので、一定期間だけでも実際は膨大な量が捨てられています。先日、水路のゴミ拾いをしている最中に、たまたま警察の人がバイクで通りかかって、「ゴミ拾い？」と聞かれたので「はい、毎日ゴミが不法投棄されてるんです」と言ったら即、無言で去っていきました。海洋ゴミ問題は、河川等への不法投棄ゴミ問題と同じでもあります。実効性のある法整備や法の運用は不可欠です。</p>
45	<p>プラスチック資源循環戦略(案)の9頁11行目から12行目に対しての意見である。再生利用倍増には再商品化率(すなわち再商品化重量を廃プラスチック重量で割った割合)が高いシステムを優先させるべきである。現状は再商品化率の低い材料リサイクルが優先されているが、これを見直し、再商品化率の高いケミカルリサイクルを優先すべきである。また1施設当たりの年間処理量で見ると、ケミカルリサイクルは材料リサイクルより多いため、ケミカルリサイクルを優先すれば年間処理量の増加が期待できる。更に現在リサイクルされている容器包装および白色トレーだけでなく、プラスチック製品全般をリサイクルするシステムを構築することも、再生利用倍増には必要である。</p>
46	<p>環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文 p.3 に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐゴミになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p.8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのは「環境後進国」を印象付けたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。 ・EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。 ・2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。

48	ワンウェイプラスチック容器、包装等を 2030 年までに 25%の排出抑制は遅すぎです。世界の温暖化防止にかける報告を聞くにつけ、日本の対応が緩すぎるとおもいます。また、適用可能性を勘案したうえで、政府、自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により…とありますが、一番の責任といってもいいくらい、まず、生産者責任をこそいうべきでしょう。国民はなすが儘にきてきているこの現実です。ぜひこの点を肝に銘じて施策していただきたい。
49	税収で困っているならタバコを増税したようにレジ袋にも大幅な増税してはいかがでしょう。例えばポルトガルは1枚約14円にすることでレジ袋が70%削減されています。日本では1枚2円程度ですので消費者にとって大した削減喚起になりません。またマイクロビーズは自主規制ではなく全面禁止が必要です。自主規制では全く効果がありません。プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。またサーマルリサイクルの熱回収は抜本的な解決になっていません。私たち子供達への未来のために、日本は率先してプラスチック排除を進めるべきです！
50	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルにデポジットを導入 小売店や自販機ではデポジットを上乗せして販売し、ペットボトル返却の段階で返金。ノルウェーでは、この方法で、ペットボトルのリサイクル率が95%を超えている。回収は、プラスチック製造業者の責任で行い、回収率が低い場合は環境税を課す。たとえば、回収率が95%を超えた場合は、環境税を免税とする（ノルウェー方式） ・飲料の規格統一ガラス瓶導入を 日本には、リユース（リターナブル）の優等生がある。統一規格のビール瓶だ。キリンビールによると、回収率は、ほぼ100%を達成している。このシステムを成功させるためには、業界での規格統一ガラス瓶が必要になる。日本酒、焼酎、ワイン、ジュース、清涼飲料水などに規格統一ガラス瓶を導入すべき。規格外の容器を使う場合は、環境税上乗せ。 ・缶飲料・ワンウェイ瓶飲料に環境税を課す 上記と関連するが、缶飲料・ワンウェイビン飲料には環境税を課して、規格統一瓶によるリユース（リターナブル）をバックアップする。現状は、同容量の瓶ビールと缶ビールでは、缶ビールの方が若干安くなっている。「瓶ビールは重いので輸送コストがかかる」というのがビールメーカーの主張。これは悲しいことだ。アルミ缶、スチール缶、ワンウェイ瓶のいずれもリサイクルできるが、高熱で溶かす必要があるので、規格統一瓶のリユースに比べると、圧倒的に環境負荷が高いはず。 ・レジ袋は有料化だけでなく禁止を マイバッグを徹底的に奨励する。事情があって、マイバッグを持って来られなかったお客には、有料の紙袋を買ってもらう。 ・マイクロビーズは禁止を 化粧品、洗顔剤、ボディソープなどに含まれるマイクロビーズは、下水処理場も通り抜けて、河川や海洋を汚染している。なくて困るものではないので、真っ先に全面禁止を！
51	レジ袋は廃止へ、進めてください。
52	マイクロプラスチックの入っているものを製造及び販売した会社は罰金 100,000 とする。また、マイクロプラスチックが入っている商品をマイクロプラスチックが入っているとわかっている状態で使うまたは購入したものの罰金 60,000 とする。
53	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！ マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
54	プラスチックによる汚染が人間と人間以外の生物にとってどれほど有害かを世に発信してほしいです。壊してしまった環境をよくする責任が、人間にはあります。
55	プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。日本ではプラスチックがないと生活できないというような誤った認識が多くあるように思います。プラスチックなしの生活を具体的に提示し、全国民がプラスチック製品を使わないことを前提とした生活をすべきです。
56	マイクロビーズのプラスチック汚染を止めるためレジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！

	マイクロビーズは、明確に「禁止」に！ よろしくお願ひ致します。
57	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！ マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
58	リサイクルできるプラスチックの量を増やし、リサイクル出来ないものはプラスチック製の容器から違う容器に変える、などの企業の工夫をお願いしたいです。私は川崎市に在住ですが、外側の汚れていないものはプラスチックゴミ(リサイクル)として出せますが、汚れてるものはプラスチックゴミに出せず燃えるゴミとして出します。家にいたらなるべく全て洗いリサイクルゴミに出しますが、外にいる場合は洗えないので全て燃えるゴミになってしまいます。コンビニなどでの外食が多い場合はほとんどの人は洗えませんよね。まずはコンビニやスーパーなどの外食産業のお弁当の容器を紙にするなど企業から規制をかけて変えるべきだと思います。 その他、レジ袋の廃止、プラスチックストローの廃止、過度な包装の禁止、なども進めていってほしいです！
59	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！ マイクロビーズは、明確に「禁止」に！ お願いします!!
60	ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください！
61	地球も世界も「メンテナンスの時代」に確実に入っている。あらゆる「ゴミ」が地球と世界に滞るようになってしまった。これを放置して新しいものを作り出すのは、もはや困難となったと言わざるを得ない。そんな地球と世界の中で、プラスチックゴミ削減のために(一局面に過ぎないが)レジ袋の有料化が言われているが、悠長に過ぎないか？一層のこと禁止とすべきだと考える。マイクロビーズについても同じく使用禁止。これで少しはブレーキがかかるだろうか？問題は山積である。上の二つのことができなくて、さらなるブレーキをかけることなど到底困難と思われる。
62	包装プラスチック製品を使用して販売する場合にはデポジットを課す。ワンウェイ使用の販売形態の場合には全て有料とし環境税を課す。プラごみ分別未実施自治体へは環境税負担立増とし分別リサイクルすることを法律で定める。
63	22世紀により良い地球環境を残すため、根本的な解決を求めます。プラスチックバッグの廃止、マイクロビーズの禁止を喫緊に禁止してください。
64	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にお願いします。
65	概ね海外諸国の環境政策に後れを取らない内容となっておりますが、いくつか問題点があります。一つ目は、国外にプラスチックゴミを輸出し、国外で処理を行なう行為に対し、適切な戦略が組み込まれていない点です。そのため、環境法の制定の遅い国で、安価にプラスチックを処理する(勿論環境への影響は大きい)という抜け穴が残ってしまっています。よって、プラスチックごみを海外へ輸出する行為に対しても規制を行えるよう、「プラスチックごみの海外輸出行為の削減」を明文化すべきです。二つ目は、レジ袋の有料化について、その金額の設定がなされていない点です。これでは、極端な話、レジ袋を10枚1円で販売したり、何らかのサービスという扱いで、商品価格を差し引くことで、実質無料で配布することが出来てしまいかねません。「最低価格を定めるなどして」といった、抜け穴を防ぐための措置をとる猶予を、文字として残しておく必要があるのではないのでしょうか。国際的に環境保護の必要性が訴えられている中、今回の様な戦略は、先進国として必要不可欠です。だからこそ、全ての機関や企業が、等しくルールを守る様、抜け穴をふさがなくてはなりません。
66	日本のプラスチック消費量は世界2位とのことです。私たちの生活にはプラスチック製品があふれています。プラスチックゴミ汚染問題が地球規模で海洋を汚染し、海の生物の命を脅かし、マイクロプラスチックが人間の健康にも影響を及ぼすほどに深刻化している中、日本の取り組みは大変遅れています。政府が本腰を入れて、まずは国民に現状を知らせ、理解を求め、1人1人がどのように取り組むべきか方向性を示し、品目によっては生産量の規制も必要と思います。ゴミ袋は有料化し、徐々に生産量を減らしていくことが必要です。過剰包装も見直す必要があります。マイクロビーズの入った化粧品などの生産は中止するよう規制してください。日本は海外(以前は中国、最近ではマレーシアなど)にプラスチックゴミを輸出していると知り驚いています。自国で処理できないゴミは生産すべきではありません。
67	プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置とってください。有料化だけでは世界から遅れをとり環境後進国となってしまいます。例えば韓国やニュージーランドは

	今年レジ袋の禁止を発表しました。問題の根本的な解決を図るためには、有料化にとどまらず、「段階的な廃止」をめざすことが必要です。またマイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。
68	プラスチックレジ袋の廃止を求めます。紙袋のみとし、有料化すべきです。また、マイクロビーズは、自主規制ではなくイギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。さらに、プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが当然のことでしょう。そして、ごみを燃やすのはリサイクルではなく CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。あなた達大人は自分の利益のために子どもたちの未来を盗んでいます。子どもたちにこれ以上重荷を背負わせないようにするために、国民の生活を守るために行政はあるのです。きちんとそのことを心に据えて物事を決定していきましょう。
69	マイクロビーズ使用製品の製造・流通・販売を禁止にしてください。レジ袋は早期に1枚10円以上にするのに加えて、2030年までに製造・流通・販売を禁止にしてください。
70	個人でどうにか、では地球の寿命がもたないと感じています。ゴミを捨てないで遅いのです『ゴミを作らない』が大切だと考えています。その為には大手企業がもう『プラスチック製品を使わない』しかないと思っています。減らすのではなく、もう使用しない。ここまで厳しく取り決めて行かなければ、地球の未来はもうあとわずか、と考えています。大手企業が消費者に入れ物を用意させ、昔ながらの測り売りに移行していけば良いのだと考えます。方法は『昔ながら』に戻すこと。だと考えています。
71	和白干潟の海岸清掃に参加していますが、劣化して捨てることすらできない大量のプラスチックゴミは、マイクロプラスチックとなり、海をすごいスピードで汚染していることを、目に見えて確信しています。日本としても、一刻も早い、明確な行動をおこしてください。レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！手遅れになる前に・・・
72	1. 「プラスチック資源循環戦略」の3ページ目で、“レジ袋の無料配布禁止”とあります。有料化が進む海外の事例を見ると確かに、例えばポルトガルは1枚約14円にすることでレジ袋が70%削減されています。しかし、日本でもいくつかのスーパーはすでにやっていますが、現に1枚2円程度なら、お金を払ってでもレジ袋を使い続ける人が多数あります。韓国やニュージーランドは今年レジ袋の禁止を発表しました。問題の根本的な解決を図るためには、有料化にとどまらず、「段階的な廃止」をめざすことが必要です。 2. 「プラスチック資源循環戦略」の6ページには、「2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底する」とあります。この「削減」はあいまいな言葉です。マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。
73	プラスチック資源循環戦略(案)につきまして賛同致します。
74	プラスチックゴミがマレーシアに輸出されていることは知りませんでした。マレーシアでは違法に燃やされたり埋め立てられて海に流出していることを知り、驚きと怒りでいっぱいです。日本では細かく分別しているのもしっかりと処理、リサイクルされているものと思っていました。無知でした。輸出されているプラスチックゴミを出さないシステムにすべきです。スーパーのレジ袋を完全に廃止すること、プラスチックビーズを含む製品の製造を完全に禁止しなければ、何年たってもこのプラスチック問題を解決することはできません。企業の自主規制などのんきな事を言ってる場合ではないと思います！今すぐ政府は真剣にこの問題に取り組んでください！
75	これまでフランス、オランダに住んだことがあるのですが、日本はこれらの国よりずっとプラスチックの使用量が多いと感じます。特にレジ袋を使いすぎだと思えます。今回の戦略でレジ袋を有料にする、とありますが、有料でもお金のある人やめんどくさい人は使い続けるでしょう。私の家の近くの川のそばには、すぐ横にあるコンビニで買い物した人がレジ袋や弁当の容器などをポイ捨てしているので、このままでは海に流れてしまうと、拾えるだけのものは拾っていますが、個人の力は限られています。有料化では、ゴミになって海に流れてゆくのを止められません。すぐにとは言えませんが、段階的にぜひレジ袋禁止を打ち出してください。マイクロビーズへの対策も読んだ限り曖昧です。削減というだけでは間に合いません。ぜひ、禁止してください。EUなどは禁止を決めています。この戦略で世界をリードするというようなことが書かれていますが、焼却もリサイクルに入れていたりして、正直説得力がありません。プラスチックのように本当に地球の存続に関わる問題は、もっと断固として厳しい戦略を取るしか道はないのだと思います。海外に処理を委託しているプラスチックの量をゼロにすることを目指す

	<p>ような、断固とした真に世界のリーダーシップとなるような、もっと本気の戦略をぜひとっていただきたいと切にお願いします。</p>
76	<p>レジ袋やプラスチック容器など、廃棄量の多いものを優先的に廃止、最終的には全廃を目指すことを前提として進めてください。</p>
77	<p>マイクロプラスチック、マイクロビーズなど単にプラスチックの問題だけでなく、有害化学物質を吸着し、微生物や小さな魚に取り込まれ、食物連鎖により、最終的に高濃度の有害物質が、体内に取り込まれる危険性に関しても規制が欲しい。化粧品のマイクロビーズ、メラミンスポンジ、アクリルたわしなど石油化学製品から出来たものには、その危険性が伴うことも、啓発していく必要がある。</p>
78	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。ペットボトルもメーカーに回収責任をもたせてデポジットなど進めるようにしてください。マイクロプラスチックは食物連鎖により人体への蓄積が認められるとの見解もあります。まったなしの状況で産業保護をしている場合じゃありません。</p>
79	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてほしい。マイクロビーズは、明確に「禁止」に。</p>
80	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にするべきだと思います。また、アメリカやイギリスのように、マイクロビーズは、明確に「禁止」にすべきです。</p>
81	<p>プラスチック、マイクロビーズ、とても画期的で頼ってきました。が、海洋汚染やアジアに流れ着いたプラスチックのゴミの山に住む子供達を目の当たりにし、重く責任を感じるようになりました。私は海も食べる魚も大好きです。自然から恵んで頂いてはいますが、何もお返し出来ない、むしろ逆に恵んでくれる環境を汚してしまうことがとても悲しいです。プラスチック・マイクロビーズ、どちらもしっかりと禁止にしていってほしいです。</p>
82	<p>国民の一人として、プラスチックに頼る生活を見直したいと思っています。レジ袋有料化といった小手先のものではなく、大量のプラスチック製品の製造を規制するような抜本的な法律を望みます。マイクロビーズが大量に環境に放出されていることを想像するだけでも胸が痛みます。熱意をもって取り組んでいただけますようお願いいたします。</p>
83	<p>レジ袋の全面的有料化、マイクロビーズの禁止を提案します。私が駐在していた1987年の旧西ドイツではその時に既にレジ袋は有料でした。</p>
84	<p>この案には日本国内でのプラスチック使用、廃棄量の削減に向け、効果的な内容が盛り込まれていません。まず、プラスチック袋についてですが、有料化を進めるだけではなく、将来的には完全に廃止できるような案が必要であると思います。本案では、「我が国」の取り組みを世界的に広めていくとありますが、「我が国」は他の先進国に比べプラスチック廃棄問題に関する認知度や取り組みは、むしろ非常に遅れています。フランスなどの諸国の取り組みにならない、プラスチック製品全般に対する規制も進めていくべきです。また、マイクロビーズにつきましても、削減するだけではなく、製造・販売自体を禁止にしていけるべきであると思います。他国に比べ、この問題に関し日本で決定的に遅れていること、それは国民の認知度です。教育機関などとも連携し、子どもたちの世代にも正しい知識を伝える。また、プラスチックが世界的に深刻な問題であるということ、国民一人一人が理解し意識しながら生活できるよう、情報をしっかりと公開していくことが大切であると思います。熱回収は、リサイクルとは言えません。環境汚染を促進させたり、他国に頼る処理方法ではなく、自国で責任を持ってリサイクルが可能になるような、現実的で明確な案の作成をお願いいたします。</p>
85	<p>大前提として、人間は便利さに慣れ、増長していくものであるという認識に立って対策を立てるべき。その上で、システムをきちんと構築すれば相当効果があると思う。今までのシステムは余りにも人を堕落させ、人もまた無自覚に甘え続けてきた。新聞が天気のかんにかかわらず毎日ビニール袋に入って配達され、レジでは断らない限り生鮮食料品が袋に入れられてしまう。要求した覚えはないの、このような過剰サービスが津々浦々に行き渡り、環境汚染を起こしている。第1段階 上流の発生源をとことん減らす。リユースとリサイクルとか言っているのは、根本的な解決にならない。プラスチックの生産をとにかく減らし、瓶等の再生可能資源のリサイクルを徹底する。返却率を100%近くにするため、瓶の価格をうんと高くしたデポジット制をとる。レジ袋は禁止する。第2段階 食品包装の袋はすぐには廃止が難しいので、少しずつ量り売り形式に戻し、家で瓶や陶器の容器に保存する。こうしたシステムさえうまくデザインできれば、住民はそれに慣れ、やがてはそれが当たり前の社会となると思う。</p>
86	<p>私は3年前東京から相模湾に面する漁村に移住しました。犬を連れて散歩する時に海岸に打ち寄せられ</p>

	たプラスチックゴミを捨てています。しかし、いくら捨ててもエンドレスなのが現状です。今や元から絶たねばダメだと思っています。例えば 100 円のプラスチックボトル飲料を購入する際は、200 円払って貰います。空きボトルを返却すると 100 円が戻ってくる。そうすれば、誰も棄てなくなるでしょう。戻ってくるお金が 10 円だったら棄ててしまう人がいるかと思いますが、払うお金の半分であれば、誰でも返却すると思います。製造販売する企業が、自販機のあるところには回収機も設置する義務を負う。コンビニなど商店でも回収する。レジ袋は廃止するべきです。プラスチックボトルと同様に、海岸に流れ着いているプラスチックの中でも極めて多いのがレジ袋です。買い物する時には必要に応じてエコバッグなりを持参する。何も持って来ない人にはプラスチックのレジ袋ではなく紙袋を有料で提供する。マイクロビーズの製造使用は禁止する。これほど回収が困難なプラスチックはないと思います。食品を始めとするプラスチックのパッケージを禁止して、植物由来のパッケージを使ってもら。電気製品などの梱包に使うプラスチックや発泡スチロールなども製造と使用を禁止する。代わりに紙製の緩衝材を使って貰う。まだまだ考えられることは幾らでもあると思います。基本はプラスチックの使用を限りなくゼロに近づけること。土に還る素材に換えられるものはどんどん換えていくことだと思います。
87	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」。マイクロビーズは、明確に「禁止」。定期的に都道府県別の進展を国民に報告。
88	プラスチックのレジ袋について、レジ袋の無料配布禁止が明文化されたことは評価できるが、さらに踏み込んで、最終的にはプラスチックレジ袋の禁止を目指すことを明記してほしい。コンビニでも例外なく将来的なプラスチックレジ袋の廃止を目指して欲しい。また、現状では大半の小売店で、お客が自らレジ袋不要と申し出ない限りレジ袋を渡されるが、本気でプラスチックのレジ袋の削減を目指すなら、「レジ袋を渡さないのが当たり前、レジ袋が必要な人は自ら申し出る」というスタイルに変えて行く必要があると思う。そのためにはまず、レジで「レジ袋は必要ですか？」と声かけをして、黙っているのはレジ袋をもらえない状況を作る必要がある。政府には、もっと強くレジ袋削減の姿勢を押し出すことを期待する。
89	プラスチックの汚染はアジアが最もひどい。それでいて日本の環境省はその拡散防止のためのサインすらせず、一体この省は何をやっているんだ？先進国の中で最も環境に対する見識が低く、最も怠慢なのが日本だ。環境省の人たちよ、恥ずかしいと思わないのか？あなたたちは一体なんの仕事をやっているんだ？わたしは日本人として恥ずかしい。ストローだけでなく、スーパーやコンビニのビニール袋は全面的に廃止するべきである。そして生活に占めるプラスチックの絶対量を徐々に減らして行くべきだ。あなた方は環境破壊に加担している張本人だ。それを自覚した上で、毅然とした仕事をしなさい。子供を食べさせるために孫の代を餓死させてもいいような政策はやめなさい。これらの言葉を受け入れ、恥ずかしいと思うだけの受容生や羞恥心をあなた方が持っていることを願う。
90	レジ袋を禁止。マイクロビーズを確かに禁止。使い捨て食べ物の梱包(トレイや蓋つきのプラスチックボックス)を禁止に！日本の場合は、それは一番大きいですよ。使い捨てプラスチックフォークやスプーンも禁止に。日本は海外と比べると、驚くほどプラスチックのものを毎日使って捨ててますので、上記の制限はその地球と我々の子供の未来のために必要です。
91	マイクロビーズは全面禁止を要望します。コンビニのレジ袋全面禁止を要望します。
92	プラスチックごみによる海洋汚染は目に余るものがあります。しかも、その汚染によって今後、地球上の全ての生物に悪影響が現れることは目に見えています。その影響を食い止め次世代にツケを残さないためにプラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標としてください！禁止まで有料化するにしても 2 円、3 円のレベルでは効果が上がりません。100 円、200 円レベルにしてください。また、マイクロビーズはフィルターをすり抜けそのまま海洋へと流れ込みます。早い段階で使用禁止にしないと将来に禍根を残す結果となります。明確に使用禁止を打ち出してください。
93	サーマルリサイクルをリサイクル率に換算する政府の認識は誤っています。ごみを燃やすと CO2 も発生して気候変動を悪化させるのでヨーロッパでも熱回収はリサイクルとは認められていません。熱回収換算を排除した使い捨てプラスチックの削減を目指してください。
94	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
95	今世界中でプラスチックが大問題になっています。沖縄の美しいビーチもペットボトルや、マイクロプラスチックだらけです。 最近スペイン、モロッコ、トルコに行きましたが どんなに景色が美しい場所でも人がいない田舎でもペットボトルとビニール袋のゴミは必ず落ちていました。スーパーのレジ袋は禁止するべきだしプラステ

	<p>イックのストローやカップ、スプーンやフォークも持ち帰り用のボックスも禁止にするべきです。みんなが持参すればいいことだし忘れた人は購入できるけど 3 円とかではなく、100 円くらいにするべきです。高いとみんな持参するのが当たり前になるはずですが。買いたくないから。もしくは飲食店はプラスチック以外の害がなく処理できる物を使うべきです。日本は取り組むのがとても遅いと思います。もっとヨーロッパの国々がしていることを学んで取り入れるべきだと思います。このままだと大変なことになります。日本に住んでいる人たちもプラスチックで世界中が、海の中が、大変になっていることを学ばないといけないと思います。知らない人が多すぎるし そんなに大変とは思ってないです。世界中のみんなが学んで、考えて、変わらないといけないと思います。</p>
96	<p>このプラスチック資源循環戦略は全く現状に追いつきません。現実には深刻で、レジ袋は有料化ではなく「廃止」にすべきであり、マイクロビーズは「禁止」すべきです。本来であればマイクロビーズ製品の製造は即刻中止を言い渡してもよいくらいです。不便だ、困る、という意見が出るのであれば、その便利の代償として世界中の海がプラスチックで汚染されていることは困らないのか？と。私たち人間が享受する便利は、様々な生物の命を脅かすことになるのに、ひいては自分達の健康も損なうことになるのに、それでも目先の便利を優先させたいのか？と。国としてこの問題に欧米並みに取り組まないのであれば、日本はもはや先進国とは言えません。</p>
97	<p>マイクロビーズに関しては生産、使用の禁止を徹底して下さい。プラスチック製品を生産しつばなしにせず、メーカーによる回収を義務づけるよう法整備して下さい。強く要望いたします。</p>
98	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！プラスチック製は製造、販売自体を無くす。水溶性の循環可能な代替商品化開発に取り組むことにシフトするよう希望します。</p>
99	<p>科学的に素人が完結できない物質について、一般市民が意見できるとしたら、これと言ってありません。ただし、今の生活を捨ててもすべてを捨てても幸せになれば ok。</p>
100	<p>海洋プラスチックごみの発生経路は、必ずしも陸域で発生したごみが河川を経由したものばかりではない。沿岸や海域でごみになったものが直接海に捨てられるものもあり、事実関係を正確に記載すべき。</p>
101	<p>この戦略案は「穴だらけ」です。このままでは、処理しきれない大量の使い捨てプラスチックが排出されたり、マイクロビーズが海や川に流れ出したりするのを止めることができません。レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください！マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください！もうこれ以上、地球を壊すのをやめたいのです。プラスチックの生産を減らすよう企業を国はしっかりと規制をするべきです。世界はそういう動きになってきています。日本人は元々自然と共に生き、大切にしてきました。少し動き出せば、意識は高まっていくのです。まずは、企業の意識を変え、生産を規制するようにしてください。</p>
102	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！</p>
103	<p>私の意見の 1 つ目はプラスチックのレジ袋は禁止することです。なぜなら有料にしても買い続けている人を沢山見てきたので、意味が無いと思います。2 つ目はマイクロビーズについてです。マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要であると思います。自主規制ではいつまで経っても改善することは出来ません。3 つ目はプラスチックごみについてです。プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要であると思います。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指して下さい。まず生分解性プラスチック開発を促進させることを第 1 に考えて下さい。万が一のポイ捨て対策としても良い案だと思います。以上が私の意見です。日本は海外に比べ、環境問題に一足遅れていると思っています。海外ではガソリン車の廃止がほぼ決まっており、次世代型自動車を作っているのにも関わらず、相変わらず日本はガソリンを使うハイブリッド車を促進しています。これは日本の政府がもっと車の製造会社に支援するべきでは無いかと考えています。</p>
104	<ol style="list-style-type: none"> 1. レジ袋の完全有料化およびペーパーバッグ、エコバッグへの導入。エコバッグの有料貸出。 2. イチゴパック、キノコパックなどの食品梱包用プラスチックケースの廃止 3. プラスチック製ストロー、使い捨てスプーン、フォークの廃止 4. プラスチック手袋、ラップ、プラスチック素材の製造禁止、販売禁止 5. プラスチック製品が人体に及ぼす影響についての啓蒙運動の促進 6. ペットボトルの完全リサイクル及び廃棄方法の徹底化

105	<p>1. プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。なぜなら、有料であっても、1枚2～3円程度の安価なら買い続ける人は劇的に減らないからです。よって、数年以内に「プラスチックのレジ袋の有料配布」も全面禁止＝レジ袋の「廃止」を目指してください。</p> <p>2. マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。なぜなら、歯磨き粉や洗顔料に大量に入っている微細プラスチック（マイクロビーズ）の使用を単に「削減」するだけでは、製造工程での使用を禁止することはできません。これにより、小さすぎて処理できないマイクロビーズが海・川に流れ込んでしまい、汚染を止めることはできないからです。製品の製造過程で使用できないよう、全面禁止を求めます。</p>
106	<p>出したゴミをゼロに戻すことのできないプラスチックを禁止にしない限り、ゴミは増え続けます。自国にはもう行き場の無いプラスチックゴミを、発展途上国に押し付けていいはずがありません。もう見ないふりでは、済まされないとこにまで来ているのではないのでしょうか。早急に禁止する必要がでてきていると思います。</p>
107	<p>「臭いにおいは元から断たなきゃだめ！」と昔トイレのクリーナーの宣伝にあったフレーズをここで使わせていただきます。プラスチックゴミ問題は日本国内だけではなく地球の問題です。真剣に改善に取り組むなら元(プラスチックの生産)を断つ対策を願います。</p>
108	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。</p>
109	<p>プラスチックによる恩恵は、私たちにとってとても大きなものです。同時に、その裏側では、プラスチックの処理に関して 多大なる犠牲が払われているように感じます。環境を守るためにも、私たちの快適な生活を見直し意識を変えていく必要があります。そのためには、以下の内容の対策を進めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください ・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です ・プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です ・ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください
110	<p>マイクロプラスチックは、完全に禁止して下さい。</p>
111	<p>レジ袋は3年後には廃止するよう求めます。食品のプラスチック容器は、製造元が責任をもって5年以内に自然素材のものに変えるよう求めます。</p>
112	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください ・プラスチックごみの輸出について <p>プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です</p> <p>具体的に下記の2点</p> <p>2025年までに、少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トンの使い捨てプラスチックを削減する</p> <p>2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です ・プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください
113	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！ マイクロビーズは「禁止」に！ということを明確に織り込んでくださるようお願いいたします。</p>
114	<p>プラスチック汚染について最近やっとなちの企業がプラスチックを廃止したりするようになりました。日本でも増えてきているようには思います。簡単に言えば地球は私たちのものではありません。私達は自分のもののように今まで地球汚染を進めてきました。最近になって異常気象や動物や生物の大量死などのニュースを目にするようになり心が痛いです。プラスチック汚染も海の生き物を苦しめています。</p>

	<p>す。そしてそのプラスチックの成分が日光などにあたりボロボロになり海に溶けています。その海から取った魚を私たちは食べています。最近、人間の体からプラスチック成分が発見されたニュースを見ました。私達は本当に何も地球で起こっている本当の事を知りません。ニュースでも危機を取り上げません。そして人類は本当に地球が減びるとは思ってません。それで本当の危機に直面して初めて後悔して終わるのです。そうならない為に今からできることがあります。ペットボトルを使わない。レジ袋をもらわない。プラスチック製品をあまり買わない。まだまだできることはあります。国がそれをもっとみんなに推進しないとみんなは危機に気がつきません。一番できることはレジ袋を廃止にする事です。有料ではなく廃止にするまで徹底すべきです。マイクロビーズも明確に禁止にしてくださいようお願いいたします。日本が推進国なら地球温暖化、地球汚染などについて考えていくべきです。</p>
115	<p>レジ袋は有料ではなく、速やかに禁止にしてください。マイクロビーズは、削減ではなく、禁止にしてください。プラスチックゴミの焼却はやめてください。</p>
116	<p>和歌山県においては、予てから和歌山県生活連絡協絵も構成員となっている「わかやまノーレジ袋推進協議会」において、レジ袋配布中止やマイバッグなど様々な手法でレジ袋削減活動に取組み、大きな成果を上げてきました。最近では、</p> <p>①無料配布中止によるレジ袋辞退率は、推進協議会参加事業者(49事業者663店舗)のうち、86.0%(h29.2～h30.1)となっている。</p> <p>②レジ袋無料配布中止に伴う収益金(61万4千円(h28.5～29.4))を保護活動団体等に還元した。のような成果を上げています。</p> <p>また、和歌山市生活学校連絡協議会では、毎年11月～12月にかけて、行政と共に百貨店前、駅前マイバッグ推進街頭キャンペーンを行い、普及・啓発に努めています。今回のプラスチック資源循環戦略(案)に掲げるレジ袋有料化義務化(無料配布止等)は、レジ袋削減の有効な手段となり、海洋プラスチックごみによる汚染防止に大きく貢献することになるものと考えます。</p>
117	<p>日本を、プラスチックの使用、ゴミの扱いに対して先進国にしてください！レジ袋全面禁止、マイクロプラスチックの全面禁止、プラスチックのゴミの輸出をゼロに。人間の便利さを求めるより、地球の命を守る生き方にシフトが必要な時代です！！</p>
118	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！</p>
119	<p>レジ袋の有料化程度の生ぬるい対策ではプラ問題の解決はできない。一日も早くプラの全面禁止に取り組むべきだ。</p>
120	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品に関しては「リサイクル」より「リデュース」を前に持ってくる。 ・使い捨てプラスチックは医療・介護・育児関連を除き原則禁止。 ・レジ袋は有料も含め配布禁止。 ・マイクロビーズは使用禁止。 ・焼却熱利用は「リサイクル」に含めない。 ・紙で代替可能な容器・ストローなどはプラスチック使用禁止。 <p>など、有料化や削減ではなく例外なく「禁止」とすべきと考えます。また、廃プラスチックも国内処理を促進する方向が望ましく考えます。</p>
121	<p>レジ袋を有料にしても買い続ける人はいます。プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。</p> <p>中国のように東南アジアでもゴミの輸入禁止が続く可能性を見据えるべきです。2025年までに、少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トンの使い捨てプラスチックを削減、2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指すことをリデュース(削減)の欄に、この2点を含める必要があります。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。</p>
122	<p>海に近い地域に住んでいます。今、ここで海洋汚染を食い止めなければ、地球の未来はどうなってしまうのでしょうか。今を生きる私達の責任です。レジ袋禁止。マイクロビーズ禁止。</p>

123	八百屋、果物屋、スーパー、ドラッグストア、服屋、オーガニック食品店など、全てプラスチックに包まれています。私は、包まれていないもののみ買っていますが、それでも、シールを貼っていたり、何故かレジにて、シールをつけられたり、「野菜」と書かれたシールが貼っていたり(馬鹿にされている気分になります)、服には、値段用のタグ、サイズ用のタグ、など、沢山のタグが一つの服についていたり、ゴミを生み出すために買い物があるように思えてきます。また、私が住んでいるところではプラスチックを分けなくていいので、全てのゴミが混ざった状態です。リサイクルをしっかりとできる規則にして欲しい。また、コンポスト用の(生ゴミのみ)ゴミの日もつくって頂き、生ゴミが再利用されるシステムにして欲しい。店に対しても、量り売りを進め、リサイクルもどんどんしてもらい、このような環境にいいお店に対しては、国からご褒美(何かの税金を減らすなど)をあげるシステムにしてほしい。とにかく、政府が規則を作り、それらを守らせなければ、プラスチック問題は今のままであり、地球環境がどんどん悪化してだけです。ヨーロッパと同じように、使い捨てプラスチックは全て禁止にするべきです。 http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-6867_en.htm
124	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
125	日本のプラスチック削減対策はおためごかし程度のもので、たいした効果もないようにしか感じません。せめてレジ袋は廃止に、マイクロプラスチックは禁止にすべきではありませんか。先進国に後れをとっているというだけでなく、次世代に対し非常に無責任だと思います。作る意味のある政策を作ってください。
126	レジ袋の有料化だけでは削減効果は小さいため、段階的に全面廃止にする。マイクロビーズは使用を禁止にする。プラスチックは劣化の段階でメタンを排出するため、地球温暖化防止のためにもプラスチックゴミの削減を行う。
127	レジ袋は、段階的に廃止。マイクロビーズは、使用禁止にしてください。
128	プラスチックのごみ問題は世界問題になっており、海辺に打ち上げられるプラスチック廃材などは目に余るものである。海で生息する魚やクジラなどに大きな影響が出ていることは、世界が一丸となって真剣に取り組まなければならない問題である。何れ魚を食べ続けると人体に影響を及ぼすこととなることは明らかであり、食生活に多大な影響を及ぼすこととなる。については、国を挙げてもっと真剣に取り組んで頂きたい。
129	プラスチックの輸出をやめてください。燃やして熱にするのはリサイクル、リユースにはなりません。プラスチックの使用を制限しないと地球全体で考えたときに全く意味をなしません。マイクロビーズは全面禁止にしてください。自主規制ではやめる企業は出てこないと思います。レジ袋も有料は段階的措置で最終的に廃止してください。この法案は自分たちが企業にいい顔するために作ったとしか思えません。
130	レジ袋は有料化するだけではなく段階的に廃止にしてください。マイクロビーズは、必要ありません。禁止をお願いします。
131	廃プラスチックによる海洋汚染、プラスチック生産による石油消費を劇的に削減する方針を打ち出し、アジアと世界をリードする立場に日本は立つべきです。プラスチックのリサイクル、リユースが難しいことはヨーロッパでも明らかになっていることと思います。最良の対策は「大幅削減から段階的廃止」を目指すことではないでしょうか。家庭消費に限って言えば、ヨーロッパで採用されているような、プラスチックレジ袋の全廃と有料化だけでなく、スーパー等での食品包装の可能な限りの簡素化、個別包装でのプラスチック不使用、ペットボトルの段階的廃止など、省資源化に向けた取り組みを、生産流通消費の全過程において推進する政策を求めます。またプラスチックにかわるサステナブルな素材の開発にかんする研究を国内的・国際的に強力に推進する態勢を作れないのでしょうか。日本経済にとっても大きなインパクトがあることはもちろんですが、地球環境の劣化を食い止めるうえでも重要な貢献となるはずです。
132	レジ袋は製造中止に、スーパーやコンビニでの使用も禁止に。
133	プラスチックを生産しない事。廃棄しない事。プラスチックは回収してきたものを使うこと。プレスト株式会社などの再資源化技術を各自治体に設置する事。食品は金属容器や強化ガラス、強化プラスチックを使い、再使用を前提とし、洗浄に化学物質を使わず、酸性水などの環境負荷の少ないものを使う。evowareなどの代替物を使う事。紙、缶、ビンを主とし、BPAなど化学物質を塗布しない事。ゴミの回収

	<p>を減らし、消費者にゴミを出さない生活を要求する事。5r活動を推進して、リフューズ、リデュースを啓発し、リユース率99.99%を掲げ、リペアを推奨し、それでも出てくる物に最終手段としてリサイクルをする。貨物電車を採用し、トラック輸送を極力使わない。自動車の水エンジン化、電気モーター化を推進。合成洗剤の販売の禁止。フリーエネルギーの採用。</p>
134	<p>資源循環、タイトルだけではなく、内容が伴う方法を構築してください。</p> <p>・プラごみ対策：レジ袋、ストローだけでは足りません。＜政府の意識指導＞が必要と強く感じます。企業には＜プラ粒子使用販売禁止＞を徹底していただきたい。＜ゴミ海外輸出を強く反対いたします＞＜焼却施設の有害ガス対策の研究を早急に進めていただきたい＞年間150万トンものプラごみ輸出をしていることに、恥ずかしさを感じています。グリンピース取材レポートのアジアの海は、海ではなく、ゴミ捨て場と化している、その中の150万トンは日本から言ったものと思うと、恥ずかしさと情けなさで苦しくなります。どうか、高機能の有害ガスの出ないゴミ処理施設の支援を東南アジアに支援援助をお願いしたいと思います。原発輸出より、環境衛生面の支援をと、強く思います。海浜ゴミ拾い画像添付したいのですが、方法がわかりません。FBの小土肥海岸で見ることができます。西伊豆では、海漂流ゴミと観光客の投げ捨てゴミ。私は今年、海浜の台風漂流ゴミ拾いをしながら思うことがたくさんありました。発泡スチロール、ペットボトル、特に発泡スチロールは、紫外線劣化でボロボロに砕け海に漂流してゆきます。今年は台風漂流物が異常に大変多く、市の清掃重機が入るまで約2ヶ月半、30リットルゴミ袋100を超える数を回収しました。地域住民の意識も低く、政府の意識指導が必要と強く感じます。海周辺地区は家屋周囲の発泡スチロールの管理義務つけ。風で飛ばないように管理するよう呼びかけていただきたい。</p>
135	<p>・該当箇所② 4 ページ12～13 行目 「システム全体として効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進」 意見の概要： 「システム全体として、<u>関係者の公平な費用負担の下、製品プラも含めた、高度で持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進</u>」として欲しい。 意見の内容： 現行の容り制度の下では、自治体に収集費用の負担が重くのしかかり、プラスチック製容器包装をすべて収集している自治体(白色トレイのみ収集している自治体を除く)の割合は、全自治体の2/3にとどまっています。EPRのもと、製品プラも含めた、高度なリサイクルを推進して欲しい。</p> <p>・該当箇所(3) 4 ページ28～30 行目 「循環型社会形成推進基本法の原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせる」 意見の概要： 「<u>循環型社会形成推進基本法の原則に則り、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを優先し、熱回収は、緊急避難的・補完的な場合のみ認める</u>」として欲しい。 意見の内容： 容り制度では、熱回収は材料リサイクル、ケミカルリサイクルだけでは処理しきれない場合の緊急避難的・補完的な手法として位置づけられています。熱回収を両リサイクルと同等に扱くと、コスト面から材料リサイクルを崩壊に追い込みかねないことから、リサイクル優先を維持すべきです。CO2の削減を目指すパリ協定との整合性をとるためには、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを増やし、ごみ発電や熱利用は減らしていく必要があります。</p> <p>・該当箇所④ 5 ページ32 行目 「<u>犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、</u>」 意見の概要： 「<u>ポイ捨てが多いペットボトルにデポジット制度を導入するなど、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、</u>」として欲しい。 意見の内容： ペットボトルは、大量に海ごみになっており、ますます増えています。現行の回収システムでは限界があるためであり、諸外国のように回収率が高く経済効率も高いデポジット制度を導入する必要があります。</p> <p>・該当箇所⑤ 8 ページ28～29 行目</p>

	<p>「2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指します。」</p> <p>意見の概要： 「2020年までにマイクロビーズを禁止します。」 「2020年4月までにレジ袋有料化義務化を実施し、2025年までにレジ袋辞退率を90%にします。」 「2025年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で50%排出抑制するよう目指し、2030年までに全廃を目指します。」を加えて欲しい。</p> <p>意見の内容： マイクロビーズは日本でも多くの企業等が自主規制していますが、明確に禁止して欲しい。レジ袋は、使い捨てプラスチックの象徴として、すでに60か国以上が国単位でレジ袋の有料化、税、使用禁止の使用規制を行っています。2020年には、レジ袋規制をしている多くの国からオリンピックに来日しますが、レジ袋を無料で配布しているのは、日本の環境意識を疑われます。</p>
136	レジ袋は、有料化ではなく段階的に廃止。マイクロビーズは使用禁止。
137	昨今のマイクロプラスチックに関する状況は深刻に思えます。そのため今回の「プラスチック資源循環戦略(案)」に関しては少し産業界に配慮した内容に感じました。政府には諸外国の厳しい基準を参考に、もう少し踏み込んだ形になることを求めたいと思います。特に「レジ袋の完全廃止」と「マイクロビーズ使用の禁止」は重要かと思えます。
138	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。 ・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。 ・プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。 ・ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。
139	マイクロビーズの使用は全面禁止にしてください。
140	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。少しずつそれが当たり前になってくれれば嬉しいです。 ・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。これは今すぐにも。マイクロビーズがなくなっても何も不便はないです。 ・プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。 <p>便利よりも環境保護等にたくさんの方の意識が向かうよう。大丈夫です！便利だけを追いかける世の中より、もう少し考える力をつけさせていけましょう！ヨーロッパでは、熱回収はリサイクルとは認められていません。G7海洋プラスチック憲章でも、熱回収がCO2排出に繋がるためリサイクルとしては加算されていないのです。まずは燃やして熱利用することが”リサイクル”であるという日本独自の解釈を変えなければいけません。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。</p>
141	<p>該当箇所：8頁28行</p> <p>意見の概要： 使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>意見の内容： 環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかし</p>

	<p>いものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>該当箇所：9頁 4～7行</p> <p>意見の概要： EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>意見の内容： 本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18行、p2-9行、p4-30行）、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」（サーマルリカバリー）をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>該当箇所：9頁 16行</p> <p>意見の概要： 2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>意見の内容： 国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。さらに、2018年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換（パラダイムシフト）するバックキャストिंगに基づくものと言えます。このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
142	レジ袋は有料化ではなく、段階的に廃止にしてください。マイクロビーズは廃止にしてください。
143	<p>1. レジ袋の有料化ではなく段階的に「廃止」を希望します。なぜならレジ袋以外に個別包装等でのプラスチックは依然として利用が多いですし、また、家庭内におけるレジ袋の再利用方法としてゴミ袋への利用がありますが、そもそも自治体のゴミ袋自体が専用袋に切り替わっているところもあるので、結果的にレジ袋を有料化にしているとしても、利用量そのものの削減には限界があると考えためです。</p> <p>2. マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。海洋生物のみならず、人体でも体内にマイクロビーズが確認されたという報告がありましたが、これはもう処理方法が確立できないという証拠だと思います。リサイクルも処理も不可能なものだから、生産・利用を禁止すべきです。</p>
144	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国やニュージーランドは今年レジ袋の禁止をしています。ライフスタイルの転換を図るために、プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください ・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です ・プラスチックごみは東南アジア各国への輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てが出ないように、プラスチックの利用を削減することが必要です ・ごみを燃やすのはリサイクルではありません。CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください
145	この内容で削減できるとは、思えないので再度、審議することを求めます。レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
146	一気にプラスチック製品を無くすのは難しいことなのだろうけど、使用禁止まで持っていけないと地球の環境は変わらない。なのでプラスチック製品を使用する企業は廃止するまで高額な税金をとってこよう。車も排気ガスに高い税金をかけよう。文句は必ず出ますが環境問題は考えてる場合ではない。実行しなくてはならない。四の五の言わずに取り組んでほしい。

147	<p>レジ袋課税は先進国でとくに実行されているべきもの。ハワイではレジ袋は紙製、イタリアでは生分解性プラスチックを義務化。ただレジ袋は使い捨てプラスチックの一部でPET ボトルと各種プラ容器(洗剤など)のゴミ発生量も巨大。ペットボトル削減、使い捨てからリユース・リターナル瓶に変更と回収と洗浄などのコストはボトル工場・飲料工場・流通の各段階にEPR適用で負担されるべき。消費者にもプラスチック課税をしては、欧米で導入されている量り売り型店舗の導入。農産物、魚肉類のプラスチック包装は生分解性プラスチック化して生ごみと共に堆肥化かメタン発酵発電処理。マイクロファイバーとマイクロビーズの問題は最近に発見され重大視されているが、合成繊維を無くす事は困難。洗濯機のろ過か洗濯袋の改善、合繊メーカーで合繊衣服の洗濯時に繊維が排水されない加工技術の開発など。それよりマスのプラスチックゴミ発生抑制と海洋プラスチックごみ回収の技術開発、実験などが期待される。プラスチックごみの輸出：持続可能型社会は域内循環が必要。消費国日本は自国発生ごみの資源化が必要。輸出は運送コストと環境負荷が増える。欧米でもゴミ輸出が難しくなり急遽プラスチックごみ削減策を打ち出している。プラスチックごみの焼却：欧州でも分別回収されるプラスチックごみの内25%ほどは焼却されているが、日本は桁違いに高い比率。プラスチックの燃料化はリサイクルではない。ゴミ焼却は巨額投資、温暖化ガス発生、大気汚染、灰処理の有害性があり、健康被害を招いている。1200以上の大量の焼却場を4R (Reduce, Reuse, Recycle, Redesign) の推進で徐々にでも減らしていくべき。食糧自給率僅か39%の日本は食品ロス・生ごみまで燃やさずに郊外・地方で堆肥化して農業利用、都市部ではメタン発酵発電処理を導入すべき。</p>
148	<p>レジ袋にかわるかは、わかりませんが、エコバッグがあります。おつかい袋や大きめなトートバッグ使う、大きめなかごを使う、昔のやり方がエコだと思います。レジ袋の有料化有効だと思います。</p>
149	<p>私は波乗りをするので定期的に海へ行きます。プラスチック系のゴミはとでも多く、これらを海洋生物が食べている可能性を考えると暗澹たる気持ちになります。帰る際は海から帰る際は、なるべくゴミを拾って帰るようにしております。制度的な方法でゴミ投棄をやめさせる事を世界的に実施すべきだと考えております。</p>
150	<p>1. プラスチックによる複合的な環境問題に対処するためには、社会として目指すべき持続可能なゴールを共有し、実現のための要点を特定して取り組みのプロセスを明確化するバックキャストの取り組みが必要です。既存の取り組みの延長に位置づけるのではなく、海洋汚染や気候変動、資源枯渇などの諸課題を踏まえた社会システムや暮らし方の長期的なビジョンとするべきです。特に海洋汚染問題については、地球規模での対策支援を各国に働きかけ、協調していく必要があると考えます。</p> <p>プラスチックによる環境負荷を低減し民間における対策を推進するため、特に以下の点に関する記述の強化を要望します。(1) パルシステムでは、産地・メーカーと協働してプラスチック製容器包装の減量化や再生材等の使用を推進していますが、原料の切り替えを進めるにあたりコスト上昇が課題となっています。再生材等を容器包装リサイクル法の再商品化委託申込対象からはずす等、政策的に再生材等の導入支援を強化することで、市場を拡大してさらなる技術革新やコスト低減を促すことを求めます。(p 5 : 5~25 行目)</p> <p>(2) リデュース・リユース・マテリアルリサイクルを可能とする社会システムの構築を優先し、循環利用のひとつである熱回収は、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮してやむを得ない場合の最終手段と位置付けるべきです。(p 2 : 27~31 行目、p 4 : 30~31 行目、p 9 : 4~5 行目、7~8 行目)</p> <p>(3) プラスチックによる海洋汚染では、ワンウェイの容器包装・製品だけでなく、漁具等、野外環境で使用される製品プラスチック等による影響も指摘されています。製品プラスチック等の環境への流出とその影響に関する調査研究を推進し、必要な対策を実施するべきです。(p 3 : 19 行目~、p 4 : 14~16 行目)</p> <p>2. 環境や生物、食品からのマイクロプラスチックの検出が相次いでおり、それに吸着する有害化学物質による人の健康や生態系への悪影響が懸念されています。予防的取組の考えに基づきマイクロプラスチックの科学的リスク評価及びリスク低減のために効果的な対策を早急を実施することを明記するべきです。(p 7 : 21 行目)</p>
151	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋については、有料化による削減だけでなく、原則廃止すべきではないでしょうか。グリーゾーンによって有名無実化する可能性があります。 ・案の中でもリデュースについては触れられていますが、リサイクルよりまず大切なのはリデュースですので、包装などの新しい仕組みの構築も含めてより強力にプラスチック使用の削減の仕組み構築を呼

	<p>びかけるべきだと思います。その事は、原油価格の高騰への対策として有効であり、また国際競争力という意味でも重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製マイクロビーズに関しては、完全に禁止すべきではないでしょうか。とりわけ海洋汚染の可能性が高く、除去も難しいことによります。 ・サーマルリサイクルについては、ワンウェイで単に焼却処理されるのに比べればずっと良いのですが、本来のリサイクルではありませんし、リデュース”しない”動機になり得るため、原則リサイクルに含めないのが有効だと思います。
152	<p>レジ袋等は有料化だけでなく、最終的に廃止の方向で対策を採ってください。慣れるまでは不便を感じるかもしれませんが、布袋等で代用できるはずです。マイクロビーズは環境中にいったん流出してしまうと回収は不可能で、長年にわたり生命に害となりますので、製造禁止の方向で対策をとってください。</p>
153	<p>プラスチックのレジ袋については、最終的に(〇年まで)に禁止することを目標として有料化は移行措置としてください。有料化は10円以上にしてください。2.3円では買い続ける傾向があります。マイクロビーズについては、韓国、ニュージーランドのように全面禁止が必要です。プラスチックごみについては、世界中で環境汚染が進み生物が苦しんでいます。輸出ではなく、国内で処理できない量は削減すべきしくみを作ってください。</p>
154	<p>レジ袋は廃止すべき！ゴミのポイ捨ては犯罪！菓子食品などの過剰包装の見直し！</p>
155	<p>プラスチックのレジ袋は「最終的には禁止」することを目標として、有料化は移行措置としてください。マイクロビーズは自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。</p>
156	<p>日本が世界に大幅に遅れを取っているプラスチック資源循環に関する戦略に対し、大きな期待と責任を感じ、意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 背景とねらいについて</p> <p>これまでの日本で使用、排出してきたプラスチックについての責任をもっと冷静に評価すべき。資源ゴミとして回収したプラスチックの熱利用は空気中への流出であり、また海外へ輸出されたり国内で埋め立てられたものは、長期的に見て流出の可能性が高いと判断すべき。</p> <p>2. 基本原則および重点目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイのプラスチックは、どこまで減らしても持続可能ではありません。「徹底的に減らす」というあいまいな目標ではなく、「限りなくゼロに近づけるための法整備をする」ことを目標にしてください。具体的には、スーパー、コンビニ等のレジ袋の全面禁止に向けて、有料化を移行措置として、段階的な廃止を明記してください。使い捨て容器の廃止なども世界の国や地域では珍しいことではありません。一時的な祭りなどにおける使い捨て容器の廃止のための、リターナル食器および食器洗浄機車の貸し出しを自治体に義務付けるなどの法整備も必要です。 ・使用後の利用のうち、熱利用は、空気中への流出であり、循環利用からは分けて考える必要があります。熱利用を明確に分けて考えることで、実際の循環率が国民に広く分かるように提示してください。 ・洗い流しのスクラブ製品、柔軟剤などに含まれるマイクロビーズに関しては、抑制ではなく全面禁止が可能であり必要です。 ・国内で使用、流通したプラスチック製品の国内での循環または適正処理を徹底してください。輸出しているプラスチック量を明確にし、その量を、削減目標としてください。 ・また、国際社会で非難を浴びないためには、日本の企業が海外にて販売するものに関する規制も必要です。 <p>以上、日本がG7海洋プラスチック憲章に署名し、世界をリードしていくことを願って。</p>
157	<p>マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。日本人が出したプラスチックゴミ、日本国内で処理すべき。その為には、収集を有料化しても頂いてもかまわないと思います。自分たちの子孫に綺麗で美しい地球を残して欲しいです。</p>
158	<p>(1) プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置とする。</p> <p>(2) マイクロビーズは、自主規制ではなく、全面禁止とする。</p>

	<p>(3) プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減する。</p> <p>(4) ごみを燃やすのはリサイクルではなく CO2 も発生して気候変動を悪化させたりするため、焼却はリサイクルという資源有効利用率としないで、使い捨てプラスチックを削減する。</p>
159	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロビーズは自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。 ・プラスチックごみを輸出せずに国内処理するようにして、処理しきれないプラスチックを削減することが必要です。 ・ごみを燃やすのはリサイクルではなく CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改めて、資源有効利用率に入れるのを止めて、使い捨てプラスチックの削減を目指して下さい。 ・新たな産業を産み出すために、食品関係や化粧品関係、文房具関係などの幅広い企業にプラスチックに替わる製品開発を促して下さい。 ・プラスチックレジ袋を使用禁止にして下さい。 <p>海の汚染破壊は、私たち自身のいのちの汚染破壊に繋がっています！</p>
160	<p>環境を守るためにも、少々の不便はあっても、レジ袋は、段階的に完全廃止という事にするべきです。マイクロビーズは、すぐにでも禁止すべきものだと思います。</p>
161	<p>今日本でも最も話題になっている環境問題の一つです。私の家の近くの川 (いの川) もゴミが沢山捨てる、毎週増えるです。とても悲しいことです。川がドブに見える、びっくりします。お雨の時に水が流れてる、このゴミが海に入る。使い捨てプラスチックを使いすぎです。使い捨てプラスチックをカットして下さい。</p>
162	<p>プラスチックのレジ袋は、有料化では抜本的なプラスチック汚染対策にはなりません。無くすことが大事なので、禁止することを目標とし、有料化は移行措置とすべきではないですか。マイクロビーズについても自主規制ではなくなりません。イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。また、プラスチックごみは輸出に頼る事は止め、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です。自国で処分できないならプラスチックを使うべきではありません。そして、ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れ、数字を誤魔化すのは止めましょう。重要なのは使い捨てプラスチックの削減です。使用しないことを目指してください。</p>
163	<p>熱回収を認めるようでは 本気でマイクロプラスチックの削減を目指しているとは思えません。元を断つためには販売と使用の禁止を一つずつ上げていかなければならないと思います。具体的目標が必要です。</p>
164	<p>組合員が製造・販売する製品は、消費者の方が購入され廃棄されるまでの長期間に亘り、家庭内で繰り返し使用(家庭内リユース)できるよう設計・製造がされています。従って、廃棄される場合は消費者の皆様がお住いの各自治体のルールに基づいて「廃棄」されるため、原則「ポイ捨て」をされる商品ではありません。しかし、限りある天然資源を有効に利用するためにも、パッケージ等の削減を検討するなど、引き続き環境に配慮していくことが重要と考えています。今回問題になっているプラスチックの大半は、容器包装がプラスチック製品に替わったことで問題が起きています。しかし、容器包装がプラスチックに替わったことにより、衛生面、鮮度保持が大幅にアップし食品ロスが大幅に軽減されました。また、プラスチックを車や飛行機に使用することで燃費の向上などに貢献、生活環境も豊かになり、資源を有効活用する事で大きなメリットが生まれました。容器包装にプラスチックが使われる前は、瓶(ガラス)、缶などが主流でした。しかし、その頃も瓶(ガラス)、缶のポイ捨てにより河川の汚染などが問題視されていたはずですが。当時はインターネットのない時代でしたので、世界中の関心が集まることなく個々の国の問題として対処していたと思います。今回は、たまたまプラスチックが主流になっている時代に問題が起り、インターネットで世界中の話題となりました。いつの時代になっても、ゴミを捨てるのは人間です！人間のモラルが変わらない限り、この問題は繰り返し起こります。プラスチックを作る側の原料メーカー、製造者の問題としてとらえるのではなく、商品を販売する販売店、使う側の消費者も一緒になって協力・解決すべき世界規模の問題であると考えます。</p>
165	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。</p>

166	海に行けばプラスチックのごみが防波堤のように山を成しています。店では見栄えのために、過剰サービスのために、プラスチック製品を多用した包装が成されています。子供たちの未来はあるのだろうかと暗澹とした気持です。私は40年間、生活の中でささやかながら汚染を食い止めるために思いつくことはして来たつもりです。私などができることは知っています。どうぞ国の未来を動かせる政府の方々、ご尽力下さい。
167	<p>該当箇所：1案-8頁-28行</p> <p>意見の内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>該当箇所：2案-9項-4～7行</p> <p>意見の内容：本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18行、p2-9行、p4-30行）、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」（サーマルリカバリー）をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえば、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>該当箇所：3案-9項-16行</p> <p>意見の内容：2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p>
168	<p>・食べられる海藻由来の包装紙・食器を広めることを企業に向け推進・優遇措置をして欲しいです。プラスチックストローは象徴的なものですが、それだけではプラスチックごみの削減には至らないです。日本のありとあらゆる製品にはプラスチックが使用されているのですから。食べられる海藻由来の包装紙・食器は、プラスチックごみを削減するには様々な場面で有用と考えます。消費者にとってはごみ捨ての手間を減らし、地域にとってはごみ焼却や埋め立てを減らし、発展途上国にあっては雇用を創出し、世界的な環境改善にもなる。いわゆる三方よし以上の製品だと思います。参考：https://bouncy.news/6607</p> <p>・プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。マイバッグの文化はスーパーなどでは定着してきたように思いますが、コンビニなどではまだまだレジ袋を前提としたものだと思います。しかし、スーパーでのマイバッグが定着しているのですから、コンビニでのレジ袋も政策しだいで文化にすることは可能なはずで、いずれは全面的に禁止することを目標に、動いていただきたいと思えます。</p> <p>・マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。マイクロビーズという微小なプラスチックが、下水に流されている現状をまず知りませんでした。目に見えないものはなかなか人間にとって”ないもの”とほぼ同義のように扱われがちです。そもそもの製品として売られる時点から使われていないことが適切だと考えます。</p>
169	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！次の世代に繋がる環境を目指す為の努力を。
170	レジ袋は有料化する案について、有料化するだけでなく段階的に「廃止」にお願いしたいです。また有料化する際には数円では効果が少ないと考えられ、最低10円以上、金額も義務化して頂きたいです。またレジ袋だけではなく、日本は過剰包装、過剰のサービスがあり野菜1つ1つが入っているビニール袋、プラスチックスプーン、フォーク、ストローなどレジ袋以外についても廃止にしていけるような措置を考えて頂きたいです。また、マイクロビーズは、明確に「禁止」にしていくようお願い致します。
171	該当箇所；8頁28行

	意見の内容：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。
172	未来に子ども達が安心して住める地球環境を残しましょう。
173	これだけ、世界的に社会問題化したのであるなら、個人のモラルの問題にするのではなくメーカーの問題にするなど、行政が踏み込み解決を図るべきではないか。例えば、プラスチック製の製造禁止とか、食品メーカーは使用禁止とか、根本的に改善すべきではないかと思えます。使いたくても使えない状況にすればと思えます。時間的猶予は然程多くはないと考えるべきだと。
174	プラスチックはゴミとしても環境ホルモン物質としても問題です。是非レジ袋禁止。マイクロビーズも塩に細かいプラスチックが入り込んでいるようです。マイクロビーズも禁止して下さい。お願いします！
175	2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。
176	8割のプラスチックはリサイクルされず国外に輸送されています。プラスチック使用の絶対数を減らさなければ、今の子ども達は魚よりプラスチックの方が多量な海を見ることになります。プラスチックバッグは廃止、プラスチック包装もいりません。禁止するしか方法ははありません。
177	マイクロビーズは禁止して下さい。マイクロビーズは回収不可能です。
178	スーパーなどのプラスチック袋の利用を有料化するまたは紙袋にかえる。個人で袋を持つ習慣ができれば、凄く良いゴミを減らせるしもっと真剣に一人一人地球の事自分たちの未来を考えるべき。歯磨き粉などのマイクロプラスチックも当然廃止するべき。
179	このままプラスチックゴミが増え続けると生物形体が大変な事になる。直ちにプラスチック製造を中止する必要がある。プラスチックが無ければいいで何とかなる。プラスチック製造に反対します！
180	2. 基本原則 4について リサイクルに熱回収を含めるのはおかしいです。地球温暖化でCO2の削減が急務になっている中、焼却することを推し進めるような政策は世界の批判を受けるでしょう。熱回収に頼らない、使い捨てプラスチックの根本的な「廃止」を求めます。 3. 重点戦略 (1)プラスチック資源循環 1. リデュース等の徹底 レジ袋有料化はぜひ取り組んで頂きたい政策ですが、1枚数円という全く痛手のない価格では意味がないと考えます。「そのくらいなら買ってしまおう」という人が大多数で、形だけの政策になってしまいかねません。購入を躊躇する価格（個人的には20円以上）にするべきです。 4. おわりに（リユース・リサイクル）について 技術的に分別容易かつリユース可能、リサイクル可能な包装・製品デザインは非常に歓迎します。ただ、それが難しい場合は「確実に熱回収できるようにする」といった逃げ道を作らないでください。徹底的に、簡単に分別でき、プラスチックをできるだけ使わないパッケージ開発を追求していくよう企業に求めてください。

181	<p>全国、レジ袋の有料化は、直ぐにやるべきです。そのレジ袋の金額も、消費者の負担になる額にする事です。そして、レジ袋の金額を差し引く方式ではなく、消費者に対して「レジ袋が必要ですか？」との質問をして、消費者がレジ袋を購入したくないのでマイバッグを持って行こうと思えるような加算方法にし、レジ袋の購入者がゼロになっていく事を目指すべきです。マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。日本には、手軽に買える自動販売機が多過ぎです。規制をしてペットボトルの使用量を減らすべきです。また、ペットボトル商品は、高額にするべきです。先ずは、ペットボトルの消費を減らす事です。</p>
182	<p>マイクロビーズの問題は地球規模で広がっています。自主規制でなく、欧米諸国がすでに取り組んでいるように、全面禁止が必要です。また、プラスチックの焼却をリサイクルと呼び、続けていることは国際的にみても批判されて然るべきではないでしょうか。COPなどを誘致し、環境先進国のイメージを持つ日本だからこそ、発生を減らすという抜本的な取り組みに舵をきるべきです。発生元の企業への働きかけ、罰則の強化、処理費用を含めた製造開発コストが考慮されるようルールを変えるべきです。消費者には使い捨て製品へのコスト上乗せをして当然と思います。今でも、そのコストは税金で払っているし、さらには未来の世代は将来より膨らんだ解決コストを支払わなければならないのです。コストが上乗せされれば、日常生活で、使い捨て製品の要不要を考えることになり、世界で何が起きていて政府がこの対策に踏み切っているのか、他国はどう取り組んでいるのか、考える良い機会になると思います。一番効果的な環境教育です。今や環境問題が危機的な状況だということはテレビでもしょっちゅう話題になっており、大多数の共通認識です。理由をしっかりと示せば、国民から不満がでるとは思えません。</p>
183	<p>使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みにも拘わらず、2030年目標とされています。世界では、使用禁止としている国々も多数あります。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対しての使い捨てレジ袋受け入れられないはずで、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p>
184	<p>プラスチック製品は、早急に使用禁止又は廃止し、代替原料として紙又はガラスに変更するよう、法整備されんことを切望致します。レジ袋の有償化やポイント付与では、この汚染は止められず、スーパーで使っているトレーや容器包装用プラスチックも対象にすべきと考えます。是非とも早期のご対応をお願い致します。</p>
185	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！ マイクロビーズは、明確に「禁止」に！</p>
186	<p>レジ袋の有料化は、私たちの暮らしの中でも既に始まっている所もあります。本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p>
187	<p>レジ袋は、使い捨てのものは廃止にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。代替の素材を使っているブランドもあります。企業の自主努力に任せているのでは、プラスチックによる汚染の危機は止まりません。</p>
188	<p>鳥や魚、最終的には人間に戻って来る海洋汚染を無くして下さい。個人的にはペットボトル飲料は買わないし、醤油、焼酎等も全てビンを購入し、リサイクルしてます。マイクロビーズが入った洗顔料や歯磨き粉等も当然買いません。個人で実行しても、僅かな量ですが、国として上記の様な製品を禁止する事を決めて頂きたい。レジ袋の有料化は通過点で、早い段階でレジ袋の撤廃をすべきです。大量の商品を購入した際には、ダンボール箱を利用する等で補えます。ペットボトル等のプラスチックは、綺麗に洗ってプラスチックシュレッダーで粉碎すれば、3Dプリンタの原料としてもリサイクル可能です。</p>

	<p>焼却はリサイクルには入りませんので、真のリサイクルを行って下さい。日本では賄えず、プラスチックゴミを輸出していると聞きました。しかも、輸出先での管理が杜撰で、結局、大気汚染や海洋汚染につながっているそうですね。輸出しないと処理出来ないなんて異常です。スーパーに売ってある物でも、とても必要とは思えない、プラスチックや発泡スチロール製のドンブリ、コップ、楊枝、等々、直ぐに廃止出来そうなものも多いです。考え方を変えれば、7~8割の使い捨てプラスチックは、直ぐに無くす事が出来るはずで。私は個人的に改革し、ゴミの量が極端に減りました。ちょっとした意識改革で、家庭ごみの排出量が1/5以下になりましたので、そう言った点から、上記の数字を導き出しています。地球は悲鳴を上げてますので、有無を言わせないスピーディーな改革が必要です。家庭ごみを1/5に減らすまで、1ヶ月も掛かってません。やろうと思えば、直ぐに実現するのです。〇〇年までにとか、悠長な事は無しでお願いします。</p>
189	<p>お菓子の小袋化が多くなってきてますね。何でも見た目が綺麗にとか お菓子がズレないようにトレー等入ってますが結局は中身がバラバラになって陳列してますし不必要だと思います。プラスチックに関しては昭和初期から考えてみるとかなりの量が増えてますし初期時代のように戻れば減って行くと思います。衛生面では綺麗に見えますと思いますがそれは開封したら一瞬にしてただのゴミ。現に分別収集してない所もありますし。地域、一般家庭、業者、に寄って捨て方もまちまちです。先進国だった日本がどうしようもないだらしない日本になり〇〇〇兆円もの借金国。余計なプラスチックを開発する必要も無いと私は思います。</p>
190	<p>レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。1枚2円や5円程度のレジ袋の料金設定ではなく、20円~50円にしてください。マイクロビーズは「禁止」にしてください。海に流れて行って、それを食べたり飲んだりした生き物たちが死んで行っています。このままではやがて人間も死ぬでしょう。</p>
191	<p>まず、パブリックコメントは使用をやめよう。意味が分からない人もいる。日本語を大切にしよう。わざわざ和製英語を使うな。レジ袋削減もいいが、買い物品にはプラスチック容器だらけ。レジ袋削減は責任を消費者に転嫁しているようだ。責任は政治の無策、無能にある。企業にも削減の意識がない。消費者はゴミも、丁寧に分別している、が回収後の処理に問題がある。不当な処理も行われているようだ。調査、公表が必要だ、嘘のない信憑性のたかい資料。 ペットボトルは有料にするべきだ。空き容器を販売店に持参すれば、代金分を返却する。欧米では自動回収機も設置している所もある。製造している企業に負担させるのは当然だ。日本の企業は悪徳。水俣病、イタイイタイ病、等の公害、東電の無責任。世界的に知られてる。プラスチックゴミ削減は、国、企業、国民で議論をして取り組むべきだ。</p>
192	<p>プラスチックの海洋汚染は氷山の一角のようなものです。海水は深海底まで深く循環しており、海中にも浮遊していることが確認されています。物理的に人為的にマイクロチップにされていくプラスチックは大小に関わらず海洋生物の体内に取り込まれていきます。魚類は人類にとって欠くことのできない大切な食料です。3Rなどの啓発活動も大事なことですが、人は無関心や無知から捨てる人はなくならないでしょう。レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にそして、マイクロビーズは、明確に「禁止」に！アクションプランを設定すべきです。</p>
193	<p>2030年目標であるSDGsを踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p>
194	<p>一、レジ袋に関しては、量の削減にとどめずに全面廃止。 一、マイバッグ・マイかごの奨励へ。マイバッグ・マイかご持参者に対し、ポイント還元制度等、買い物時の更なる優遇をすること。 一、マイクロビーズ含有の製品の製造販売に関しては、各企業の自主規制から、禁止へ切り換えをすること。 一、小売店における啓発ポスターの掲示、デポジット型を含む空き容器回収ボックスを設置すること。 一、各目標の達成年を、パリ協定及びSDGsに従い、2030年に設定し直すこと（できれば東京五輪までに50%達成し、世界に誇るものを増やしておくことが望ましいと思う）。 一、CMを用いてプラスチック汚染の現状を広く消費者に認知させること。 一、NGO/NPOとの連携を強め、消費者の意識改革に努めること。</p>

195	昔からレジ袋が嫌いでした。風呂敷や水筒がもっと活躍する社会になればいいと思っています。回収と再利用は当然頑張ってくださいですが、作らない、提供しないことが何より大切だと思います。提供するのであれば提供するものが責任を持って回収していただきたいです。プラスチック製造・依頼する業者にも義務を負わせるべきです。責任をもって製造販売回数処理するよう盛り込まれることを望みます。
196	1. プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください、 2. マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です 3. プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要です 4. 海洋の大量プラスチック汚染物を回収するための技術確立と、回収量の目標を決めて、元のきれいな海の状態に戻す計画が必要です、その回収費用は、プラスチックを商品に使用している企業から、企業ごとの使用割合に応じて費用を出させることが必要です（企業のプラスチック使用率を下げさせることにもつながる）
197	1 レジ袋、ペットボトルを廃止へ！土に還る資材での生産へ転換を。ごみ処理ができないものを生み出さないで。リサイクルへの変換を！ 2 マイクロビーズは、イギリス・アメリカのように明確に全面禁止に！ 3 熱回収はやめ、リサイクル方法の確立・開発・投資を！大災害が起きてしまったからの対策費用ではなく、災害が起こらない地球にしていけるための対策に費用をあててください。後追い政策では意味がありません。後追い政策では意味がありません。
198	地球を守りたい。まずは、レジ袋の完全廃止。買い物カゴの持参。明日からはじめます。
199	プラスチックのレジ袋は、最終的に禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください！利便性だけの社会ではこれからの未来は繋いでいけません。必ず最終目標を禁止としてください！マイクロビーズは、自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように完全に全面禁止が必要です！プラスチックごみは輸出に頼るのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減することが必要だと考えます！根本的な解決には、使い捨てプラスチックの全面廃止を徹底するしかありません。言葉の抜け道を作って曖昧に実施するのではなく、ごみの輸出を完全停止にするための法案にしてください！ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2 も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをストップし、使い捨てプラスチックの削減を目指し、今後は必ず完全廃止という目標にしてください！
200	2030年までに倍増を目指す「再生利用」とは具体的に何を指すのか、事業者が参考としやすいように明確に記載すべきである。
201	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」にしてください。マイクロビーズは、明確に「禁止」にしてください。欧州のプラスチック削減の取り組みに対して、いまの日本の削減案は穴だらけの、形だけのものになっています。
202	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！マイクロビーズは、明確に「禁止」に！
203	レジ袋は有料化するだけでなく段階的に「廃止」に！「発生源抑制」を希望します。「使わない」よりもまず「作らない」ことが基本ではないかと思います。マイクロビーズは、明確に「禁止」に！地球規模で国際社会が緊急課題に取り組んでいます。明確に「禁止」が必要です。
204	(1) 環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。 他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。 (2) 本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18行、p2-

	<p>9 行、p4-30 行)、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」(サーマルリカバリー)をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>(3) 国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。</p> <p>さらに、2018年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。</p> <p>この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換(パラダイムシフト)するバックキャストに基づくものと言えます。</p> <p>このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
205	<p>プラスチックのレジ袋は、最終的には禁止することを目標として、有料化は移行措置としてください。</p>
206	<p>プラスチック包装の果たしている食品廃棄の削減の効果も考慮すべき。</p> <p>紙についても紙単体ならいいが、プラスチックをコートしたりするなら、プラスチックと同じでは。バイオ比率が高いということか。</p> <p>リサイクル(再生プラ)の場合の衛生性の担保の仕組みが必要。</p> <p>サーマルリサイクルをリサイクルとする事に議論があるかと思うが、日本の先進の焼却炉での焼却が合理的だと思う。バイオ比率アップで二酸化炭素排出を相殺するが、バイオ原料のキャパがまだない。</p>
207	<p>該当箇所(2)4ページ10~13行目「資源化のために必要な分別回収・リサイクル等が徹底されるよう推進を図ります。このため、プラスチック資源について、幅広い関係者にとって分かりやすく、システム全体として効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進」</p> <p>意見：容器包装プラスチックの分別は分かりにくく自治体によっても回収内容がちがっており理解が進まない原因である。製品プラスチックも一括して回収すべきである。また自治体の負担が高すぎる。事業者の責任で負担させていく事が必要。</p> <p>該当箇所(3)4ページ28~30行目「循環型社会形成推進基本法の原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせる」</p> <p>意見：原則に則り、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを優先し、熱回収は、緊急避難的・補完的な場合のみ認めるとすべきである。熱回収は回収率が低く、有効に利用できるインフラが整っていない中ではリサイクルとは言えない。ごみ発電はCO2を大量に放出しておりごみ発電は減らしていく必要がある。</p> <p>該当箇所(4)7ページ21~22行目「マイクロプラスチックの人の健康や環境への影響、海洋への流出状況、流出抑制対策等に関する調査研究等を推進します。」</p> <p>意見：有害物質の吸着問題が指摘されている。海への有害物質の流出抑制対策を強化し、プラスチック自体に含まれる有害物質規制もEU並みに行うべき。輸入に対しても規制が必要。</p> <p>該当箇所(5)8ページ28~29行目「2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指します。」</p> <p>意見：レジ袋の有料化は必須である。また国や自治体が行う会議の中でもペットボトルの水が支給されている映像をみることが多い。国民の意識改革・子どものころからの環境学習も重要である。</p>
208	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までにワンウェイプラスチックを25%削減することだが、UNEA4の宣言案や、EU、台湾などの目標と比較しても目標値が小さすぎる。せめて2025年までに半減するなど意欲的な目標を望む。また、基準年を定めるべき。 ・2025年までのリユース・リサイクル目標には目標値が設定されていない。目標値が必要。 ・2030年までにプラ製容器包装の6割をリサイクルするという目標は、EUのように熱回収を含めずに、再資源化率100%を目指す、とすべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用を倍増」とのことだが、地方自治体などは関係なく、生産者責任による目標とすべき。 ・バイオマスプラスチックを促進するということは、バイオベースの生分解性プラも増える可能性がある。それならば、生産者責任によるリサイクルルートを確認すべき。生分解性プラが現行のリサイクルルートに混入するとますますマテリアルリサイクルが進まなくなる。 ・ペットボトルなど散乱した場合に環境影響の大きい製品は、デポジット制度による高度な回収を目指すのが望ましい。生産者が責任をもって全量回収・リサイクルに取り組むのでなければ、今後様々なバイオベースのペットボトルが販売されるようになった時、リサイクルに支障をきたすことは明白。 ・ペットボトルのキャップは散乱も多く、生物の誤飲も多いため環境負荷が高い。キャップがボトルから外れないデザイン変更を生産者に義務付けることが必要。 ・回収率や再資源化率などの調査は、国が管理し、利害関係のない機関がおこなうべき。業界団体発表の数値では信用できない。 <p>以上が、プラスチック戦略に加筆あるいは変更してほしい内容です。よろしくをお願いします。</p>
209	スーパーなどの袋は20円にして余剰分をプラスチックの回収費用にあてる。国で河川や海のプラスチックを「自動回収する船」を造り、積極的にプラスチックの回収に貢献する。外洋にも出て行き国際貢献で回収をおこなう。
210	プラスチックに代わる材質が開発されています。京大の矢野教授によって、セルロースマイクロファイバーが実用化できるところまで開発されています。原料は、植物ですのでどこでも得られます。また、再生可能ですので環境を汚染しません。熱に強く、透明化も可能とのこと。
211	プラスチックを減らすには、企業のパッケージ簡易化が必要不可欠です。化粧品メーカーでも容器を回収してるところもあり、リサイクルやリユースをもっと活発に行うことが必要です。また可能な限りプラスチック製品ではなく自然に還る天然素材を使うようにすれば環境へのリスクも減るのではないのでしょうか。
212	レジ袋は消費者の利便性を重視してか、なかなか有料化が進まず、今をきっかけに進めるのが良いチャンスだと思います。特にコンビニは小さい袋を提供するので、余計にごみになります。それから、プラを熱回収でrecycle、と言うのは詭弁だと感じます。燃やしてしまうようなプラスチックはできるだけ作らない、使わない、のが基本です。recycleするから使っても良い、とという発想は間違っています。有限の資源でSDGsにも反します。日本が世界のお手本となるような取り組みを一日でも早くしてほしいと考えます。
213	プラスチック製品は全て植物由来のもので、廃棄したときに環境に負担をかけないものにするべきです。レジ袋、ストロー、プラカップなど巷には代替可能なプラ製品が大量にあります。身近なものから一つずつ無くしていけたらいいと思っています。
214	出張や旅行先の帰りに、来週の食材がないので、スーパーでお買い物、という時にも、古いレジ袋とか、マイバッグを持って、出張や旅行に行けというのでしょうか。なんか、違うのでは。マイバッグ1個は、レジ袋何袋分でしょうか。何回マイバッグを使ったら、元がとれるのでしょうか。マイバッグの中に入った食品の一部が付着して、そのままにして、菌が繁殖して、・・・考えただけで、気持ち悪い。マイバッグを頻繁に洗濯させるのですか。マイバッグの方が、多くの資源、多くのエネルギーを消費するのは。そういう点は、ちゃんと比較評価されていますか。有料化されたら、マイバッグやレジ袋の使い回しで、家から持ってでかける人は増える。でも、あ！忘れた！と言って、慌てて家に戻るとか、慌てて、花瓶を落とすとか、慌てて、外に出て、交通事故にあう人もいいるかも知れません。そんな、面倒で、余計なリスクを、本当に全国民に義務付けするのですか。
215	レジ袋の無料配布は、ちょっとした気配り、サービスなのでは？レジ袋なんて、安価で、軽いのできつと石油の使用量も微々たるものかと思われます。そんなものにも、強制的に税金のように取り立てるのですか？既にレジ袋の有料化している事業者もいるようですが、事業者の自主性にまかせておいては頭打ちなので、強制的な有料化も止む無しですか？感覚がおかしいように思われます。お魚に小さなプラスチックが混入して健康被害になるのは問題ですが、レジ袋の無料配布サービスとは、あまり、ほとんど、相当、関係ないと思います。プラスチックが海に捨てられるのが問題で、それをやめさせるにはどうしたらいいかを考えた方がいいと思います。真面目に考えれば、レジ袋の有料化以外に、もっと効果的な良い方法がいろいろあると思われます。海のプラスチックを効率的に回収する装置を開発している

	人も世界にはたくさんいると聞きます。そういうことを考えないで、なんで、レジ袋の有料化になるのでしょうか？レジ袋の有料化が目的になっているような印象を受けます。レジ袋の有料化をどうしたらできるかを考えている時間があつたら、プラスチックを効率的に回収する装置を開発している人たちのお手伝いを少しでもしていただいた方がいいと思います。
216	スーパーレジ袋の有料義務化と聞き、酒税に消費税をかけて、それを3%5%8%そして10%に上げようと、高給無駄使いしている人たちが、弱い者いじめして、快感を味わっているようにしか思えない消費税と同じような、また、阿房（愚かであるさま）な法律を作るのかという感じで、看過できないので、意見しておきます。スーパーレジ袋の多くがポイ捨てされていて、それが河川から海洋へ行って、多くのマイクロプラスチックになっているので、スーパーレジ袋の有料化をして、それを減らそう！というならば、理解もでき、大賛成ですが、もし、そう言うのでしたら、日本では、どのくらいスーパーのレジ袋がポイ捨てされていて、どのくらいマイクロプラスチックになっているのでしょうか？資料ではよく読み取れなかったので（国民に分かりやすく）お教え願います。一部の河川を調査した結果では、人工芝とか、農薬のカプセルが多かった、レジ袋はなかったとも聞きます。個人的なイメージですが、レジ袋はゴミ袋として活用するためたくさんストックしていますが、大量のレジ袋でも軽く持てますので、原料の石油もそんなに多くないように思われます。家電品に使われているプラスチックとか、合成繊維のカーペットの方が、何十倍、何百倍も石油が使われていると思います。また、これも個人的なイメージですが、スーパーでお買い物する人はレジ袋のポイ捨てはしていないと思います。コンビニの袋は、けっこうポイ捨てされるリスクがあるように思われます。コンビニでは、気軽に買い食いをして、バック飲料のストローなんかも、すぐにゴミ箱へ直行か、人によってはポイ捨てされてしまっているイメージがあります。スーパーでお買い物する人たちは、自宅へ直行して、スーパーのレジ袋も、折り畳み保存して、生活の中で有効に活用していると思います。そして、最後には、ゴミ袋（注）にして、出していると思います。（注）ここで言っているゴミ袋は、自治体指定のゴミ袋の代わりという意味ではありません。ガサツな人だと、最近は有料の自治体指定ゴミ袋も増えてきたので同じではないでしょうかと短絡な考えで、有料化しても同じと結論付けてしまう人もいるのかも知れませんが、多くのきれいな人たちは、生ごみとか、いろいろなゴミを直接、自治体指定のゴミ袋に入れては出さないとします。なぜならば、自治体指定のゴミ袋は、けっこう破けやすいし、生ごみの場合、染み出たら、カーペットとか、道路に染み出て、汚すとか、虫が湧くので、ビニールの袋（レジ袋も活用）などに入れて、密閉して、特に納豆などは臭うので薄手の小袋にきっちり密閉して、少し大きめのゴミ袋（よくゴミ箱などにすぐに捨てられるように、またゴミ箱を汚さないように入れておく袋です）に入れて、最後に、複数のレジ袋を活用したゴミ袋を自治体指定のゴミ袋に入れて出していると思います。きれいな人は、みんな、そうしていると思います。一方、ガサツな人は生ごみなども、直接、自治体指定のゴミ袋に入れて、やぶれて、合成繊維のカーペットを汚して、あまり考えずに、カーペットを買い替えている（ふるいカーペットはあまり考えないでゴミ出ししている）のではないのでしょうか？合成繊維の大きなカーペットなら、一生分のスーパーのレジ袋に匹敵すると思います。公共のゴミ出し場にも、染みを作って、不衛生な感じがします。
217	10年くらい前になると思いますが、テレ東のトコトンなんとか、という高橋英樹さんが司会をされていた番組で、レジ袋の有料化のテーマがあつたと思います。その時の記憶では、レジ袋を止めてマイバッグにしても、ゴミ袋（注に記載の自治体指定のゴミ袋に入れる前の一回り小さめのゴミ箱サイズのゴミ袋など）としてビニール袋を購入するので、資源の節約にはならないよね。マイバッグの目的は、なんとか機構という天下り先を作りたいが為にやろうとしていることで、良くないことだ！という結論で終わっていたと思います。まったく、その通りだ。そういうことなのか。と思った記憶が、今でも鮮明に残っています。また、近所には、道路沿いにコンビニがあり、そのすぐ隣の近くに、スーパーもあって、同じペットボトルの水とか、缶コーヒーとか、同じ商品が、コンビニでは150円とか、120円などで売られていて、スーパーでは、同じものが、特売などで、50円とか、30円などで、売られています。昔、外食の平均原価が3割と聞いた時もびっくりでしたが、自分も、スーパーで買い物をするようになって、スーパーとコンビニにもそんなに差があるんだと知って、またまたびっくりでしたが、両方を利用するようになって気付いたのは、スーパーとコンビニの客層が両者では違う感じがします。気軽に、かっこよく、スマートに、高価でも、コンビニで買い物をしている人たちと、少しでも安い食材などを求めて、大きな袋で、スーパーでまとめ買いをしている人たちとは、違う客層になる（同じ人でも時間帯や曜日によって所属層が変わる場合もある）感じを受けます。そして、コンビニは、ポイ捨てして

	<p>しまう人たちも呼び寄せるような場所で、逆に、スーパーは、ごったがえして、多くは主婦層の戦場のような場所で、ポイ捨てしてしまう人たちも寄り付かない場所というイメージがあります。自分も、若い時は、何も知らず、何も気にせず、気軽に、コンビニを利用していましたが、最近、スーパーで少しでも安い物を買って、生活費を捻出している生活になってきています。若い時に、もっと、早く、気付くべきだったと思っても、もう手遅れですが、これからは、消費税も10%になりますので、2桁の増税に乗りますので、生活費の節約も、次元の桁違うもっと徹底した節約モードにしないと生きていけないのか、という気の引きしめる思いもしますが、さらにその上に、スーパーのレジ袋も有料化されたら、けっこう辛いものがあります。金額的な辛さもあります（マイバッグにしても、ビニールのゴミ袋代が別に必要になります。節約のためとって、自治体指定のゴミ袋に直接何でも入れるのは前述のように相当抵抗がありますので、たぶんビニールの袋を購入すると思います）が、精神的な辛さ（なんでここまでされるのか）の方がけっこう大きい感じにもなると思います。従って、問題提起、意識高揚のため、シンボリックに、どうしても有料化したいという場合には、有料化するの、スーパーのレジ袋ではなく、コンビニのレジ袋とか、買い食いのされやすい場所のレジ袋に限定して、有料化ではないかと思われま</p>
218	<p>節約主婦は1円でも安いスーパー求めて毎日買い物をしていると思います。そして、1円単位で毎日常計簿も付けていると思います。1日30円節約できたとして、月900円、1年1万円、それを10年続けて、やっと10万円の節約になると思います。わたしは、節約（むだを省いて、きりつめること）はエコだと思ひます。レジ袋やごみ袋は、機能上、衛生安全上、必要なもので、全く無駄なものではないと思ひます。有料化されたレジ袋の代金は、どこへ行くのでしょうか？何に使われるのでしょうか？レジ袋やごみ袋は、機能上、衛生安全上、必要なものですが、それを削ってでも、かける必要のある、もっと重要で必要なもののために使われるのでしょうか？それは具体的に何でしょうか？もともと、店の負担していたサービス料金で、レジ袋のサービスをやめたら、代わりに商品をその分少し安くするサービスにして、トータルは同じになるのでしょうか？まさか、環境問題に携わる人たち、レジ袋の有料化などを真剣に考えておられる学者さんとか、お役人さんたちのお給料とかになって、ビール代とか、外食費とか、レジャー代などで、消えていくということはないと思ひますが、…少なくとも、税金のように有料化するならば、多くの節約主婦も納得するような、例えば、単身母子家庭で、栄養失調ぎみの子が日本にもいるとニュースで聞いたことがありますので、そういう子たちの必要な栄養になるように、1円も無駄にしないで、具体的にはピンハネ等しないで（よく募金活動で活動団体がピンハネしているような話を聞きます。ある国では90%ピンハネもあるそうですが、10%でも同じだと思ひます。募金集めをする場合は、公務員の人か、ボランティアの人たちが行く方がいいと思ひます）で、届けてほしいと思ひます。と言うか、その前に、レジ袋の前に、もっと、節約すべき無駄は、たくさんあると思ひます。</p>
219	<p>自分の理解では、日本のゴミ分別はしっかりできていて（一部無駄にやりすぎ、分別してもそれが役に立っていないレベルまでたくさん分別している）、ゴミの回収も自治体でそれなりにしっかりできている。ノルウェーとか、スウェーデンとか、シンガポールもゴミが街に落ちていない国々という印象ですが、そういう国々はレジ袋の有料化されていますか。ガンガン捨てられている国々の多くが積極的に有料化しているのでは？日本では必要ないのに、他の国がやっているからという単純な発想ではないですよ。キャッシュレス化の推進も消費増税対策のタイミングでいろいろ考えているようですが、日本は現金の偽造防止がしっかりしていて、偽札横行で、電子通貨の方が信頼があるのでキャッシュレス化が進んだ国々のキャッシュレス化率を目標に日本もキャッシュレス化に突き進むようなことにはならないですよ。観光業界は8割くらいが国内の観光需要で1~2割が外国人観光客と聞きますが、その外国人観光客へのサービスのためにそれなりにキャッシュレス決済を進めるのもいいですが、なんか、キャッシュレス化の割合だけを目標にして、今までしっかりしていた現金の偽造防止技術を、（停電の時の混乱ぶりとか、電子情報はやろうと思ったら簡単に盗み取れますのでセキュリティ上はどんな対策を行っても脆弱性はなくなると思われま</p>

	<p>ッシュレス化にのめりすぎる危険性と同じように、単に他の国がやっているからという理由だけで、ゴミの回収がしっかりしていない国々の政策を真似して、日本でもレジ袋の有料義務化をしきりにやろうとするのは、どうなのかなと思います。</p>
220	<p>「プラスチック資源循環戦略（案）」の3頁の24行目に対する意見</p> <p>24 有料化義務化（無料配布禁止等）⇐ポイ捨て止めさせる方が先。問題なのは、レジ袋の無料配布ではなく、レジ袋などのポイ捨てを許していることだと思います。レジ袋のポイ捨てを許している人たちは、共犯と言ってもいいくらいだと思います。口では、ポイ捨ては絶対にいけないことですが、・・・とか言って、その対策は採らないようにして、なんで、レジ袋を有料化しようという発想になるのでしょうか？対応策が、お門違いになっているように思われます。朝日新聞デジタルの2018年12月18日13時53分の記事に「泥棒をメールで知らせる新サービス 電柱カメラ使い中電」というのがありました。例えば、河川に沿って監視カメラを設置して、今のカメラならソーラー発電で、無線機能を付けても、安価に、たくさん設置できると思います。それに、今のAI技術なら、ポイ捨てする人も自動で見つけられると思います。そして、カメラには拡声器と音声機能も付けておいて、ポイ捨てする人を見つけたら、「いけませんよ。拾ってください。」とアナウンスして、ちゃんと拾わせるようにするのが良いと思います。そして、本題はここからになります。それでも拾わないで、立ち去ろうとする人たちに對しては、2度目の警告をして、それでも、拾わない場合には「拾わないと強制的に逮捕しますよ。」とアナウンス威嚇して、それでも、拾わないときには、最後の手段として、腕とか、足などに照準を合わせて、健康被害の生じないレベルの麻酔銃など（ここが重要で、多少の研究開発費を投入しても、安全にその場で逮捕できるような工夫をいろいろ検討してほしいと思いますが、）で撃つのと、同時に近くの警察にも無線で連絡して、その場で眠っているポイ捨て犯人を、のちに到着した警察官が、起こして、ポイ捨てしたゴミを拾わせて、必要経費を罰金などで、後日、お支払いしてもらうようにして、ポイ捨て防止を徹底的になくすという取り組みも、技術的には、容易にできる時代になっていると思います。このシステムができあがれば、勿論、泥棒とか、イノシシなどの対応にも応用できるので、治安もよくなると思います。警察官もあとから現場に向かえばいいので、相当な合理化になって、お巡りさんも減らせると思います。また、河川に沿って、監視カメラが充実すれば、台風や豪雨での河川水位の上昇も、自動で早期に検知することも容易にできるようになると思います。そして、昔はカメラとか、無線装置も、高価でしたから、とても、このようなシステムの構築は、無理だったと思いますが、今なら、やろうと思ったら、できない技術レベルではないと思います。このシステムが構築されれば、拉致などの被害を生むことも、もう、未然に防げるようになると思います。お門違いのレジ袋の有料化をやろうと思うのではなく、ポイ捨てを止めさせよう！と思ってほしいと思います。そして、議論してほしいのは、レジ袋をいくらくらいにしようかではなく、万一、（今の技術レベルならば手足に命させるのは、99%以上くらいは容易にできると思いますが、それでも、万が一）目などに当たって失明させてしまった場合には、保険でどの程度補償するようになるのか、とか、システムの命中率、信頼性がどのくらいで、実施適用に踏み切ってよいかとか、法整備などでも、国民のコンセンサスを得ながら進めることは、勿論必要になるとは思いますが、それでも、レジ袋の有料義務化ではないと思います。</p>
221	<p>環境大臣がレジ袋の有料義務化と言ってるのを観てびっくりしました。モリカケで財務省や文科省がやりたい放題なので、環境省もという感じではありませんか。そういう時こそ、国民から選ばれた大臣が官僚の暴走を止めてくれるのではないのですか。ノーベル経済学者の先生が「消費税は悪い税金！」と言っているのに、消費税に賛成している政治家さんもどうかと思いますが、ユーチューブで観た「シロアリを退治する」と言って選挙に勝ち、そしたらミイラ取りがミイラになって、消費増税にまい進してしまう政治家たちは絶対に許せません。それでは、危なくて、何も二度と決して、任せられないと思います。そのイメージは消費税3%に戻すくらいでないと払拭されないと思います。まだマニフェストに小さい文字でセコイと言われても、嘘でなければまだと思います。でも、思うのですが、悪いのは政治家さんでなく、そうさせているその選挙区の人たちだと思います。なので、許せない行いをした政治家さんの選挙区は調べて、その地区の商品やサービスは、他に同じ金額以下のものがある場合には、極力選ばないようにしています。ささやかな抵抗です。世論調査で安倍さんの人柄が・・・とも聞きますが、外国との駆引きでは、うまく立ち回る（時には嘘つく）ことも必要なテクニックになると思います。そして安倍さんは消費増税にも唯一対抗してくれる本当はいい政治家さんだと思います。きっと消費税10%には上げないでいてくれると思います。でも、そんな安倍さんの名前を使って嘘ついて認可うけた学園などは許せないと思います。今となつては、無償譲渡で県立学園にして、愛媛県のイメージ回復も</p>

	してほしいと思います。嘘は方便とも言いますが、同じ国民の仲間を傷つける嘘は許されない！ということだと思います。そして、環境大臣にはレジ袋の有料義務化を阻止してもらい、もう選挙区など調べないでいいようにしてほしいです。
222	プラスチック汚染を止めるために、もっと踏み込んだ対策を行っていただきたいです。まず、レジ袋は全面禁止にさせていただきたいです。レジ袋は必要ありません。レジ袋はないものと思えば、エコバッグなどレジ袋以外の方法を各々が実践することでしょう。次に、マイクロビーズを全面禁止にさせていただきです。環境を守るためにも、自主規制ではなく至急禁止にしてほしいです。最後に、プラスチックゴミが減るように、企業にプラスチック製品の使用を削減もしくは禁止するよう求めていただきたいです。もっと再利用できるものを使用するよう呼びかけてください。
223	<p>1. 目指す社会像を提示し、実現のための要点とプロセスを明確化する戦略としてください</p> <p>2. 早急なマイクロプラスチックの科学的リスク評価と必要な対策の実施を求めます</p> <p>意見の内容</p> <p>1. プラスチックによる複合的な環境問題に対処するためには、社会として目指すべき持続可能なゴールを共有し、実現のための要点を特定して取り組みのプロセスを明確化するパックキャスティングの取り組みが必要です。プラスチック資源循環戦略を既存の取り組みの延長に位置づけるのではなく、海洋汚染や気候変動、資源枯渇などの諸課題を踏まえた社会システムや暮らし方の長期的なビジョンとするべきです(1頁2行目)。</p> <p>また、プラスチックによる境負荷を低減し民間における対策を推進するため、特に以下の点に関する記述の強化を要望します。</p> <p>(1)当会は産地・メーカーと協働してプラスチック製容器包装の減量化や再生材等の使用を推進していますが、原料の切り替えを進めるにあたりコスト上昇が課題となっています。再生材等を容器包装リサイクル法の再商品化委託申込対象からははずす等、政策的に再生材等の導入支援を強化することで、市場を拡大してさらなる技術革新やコスト低減を促すことを求めます(5頁6行目)。</p> <p>(2)リデュース・リユース・マテリアルリサイクルを可能とする社会システムの構築を優先し、循環利用のひとつである熱回収は、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮してやむを得ない場合の最終手段と位置付けるべきです(2頁28行目)。</p> <p>2. 環境や生物、食品からのマイクロプラスチックの検出が相次いでおり、それに吸着する有害化学物質による人の健康や生態系への悪影響が懸念されています。予防的取組の考えに基づきマイクロプラスチックの科学的リスク評価及びリスク低減のために効果的な対策を早急に実施することを明記するべきです。また、プラスチックによる海洋汚染では、ワンウェイの容器包装・製品だけでなく野外環境で使用される製品プラスチック等による影響も指摘されています。製品プラスチック等の環境への流出とその影響に関する調査研究を推進し、必要な対策を実施するべきです(7頁21行目)。</p> <p>該当箇所：1案8頁28行</p> <p>意見の概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>意見の内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに：レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>該当箇所：2案9頁4～7行</p> <p>意見の概要：EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>意見の内容：本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが(p1-18行、p2-9行、p4-30行)、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」(サーマルリカバリー)をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロ</p>

	<p>とすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>該当箇所：案 39 頁 16 行</p> <p>意見の概要：2030 年目標である SDGs を踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>意見の内容：国際的な目標である SDGs は、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015 年に国際合意されたものです。さらに、2018 年 4 月に閣議決定された「第 5 次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換(パラダイムシフト)するバックキャスティングに基づくものと言えます。このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
224	<p>該当箇所：案 1 P. 8 28 行目</p> <p>意見の概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030 年までという長期目標ではなく、東京オリバラの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>意見の内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下しています。本文 p3 に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p 8 の「今後の戦略展開」では、実施年が明かされておらず、SDGs と同じように 2030 年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020 年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきと考えます。</p>
225	<p>該当箇所①：P. 8 の 28 行目</p> <p>意見の概要：代替性があり、すぐごみになる「レジ袋」については 2020 年までに有料化を義務づけるべきです。</p> <p>意見の内容：P. 8 の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGs と同じように 2030 年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国も多数あります。2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨てている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020 年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p> <p>該当箇所②：P. 9 の 4～7 行目</p> <p>意見の概要：「熱回収」をリサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>意見の内容：EU では明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ「海洋プラスチック点章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に、石油由来プラスチックの製造はできるだけ削除するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。</p> <p>該当箇所③：P. 9 の 16 行目</p> <p>意見の概要：2030 年目標である SDGs を踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>意見の内容：国際的な目標である SDGs は、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015 年に国際合意されたものです。さらに、2018 年 4 月に閣議決定された「第 5 次循環基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるのではなく、これまでから大きく考え方を転換しなければいけません。それには、日本の循環型社会づくりで宿題と</p>

	<p>なっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
226	<p>海水におけるマイクロプラスチック回収方策。まず一番目に海中のマイクロプラスチック回収船（総トン数 600～700 トン）を建造して真水を作る浸透圧多重繊維技術船をもってしての海水バキューム船を稼働しつづけるというものである。浸透圧多重繊維は詰まり出したら又、取り替えればいい事であるので、後は可能燃焼エネルギーに使用できる。それにより、マイクロプラスチック回収船は可能となるのである。地球温暖化に波止めを掛ける方策。基本コンセプトは上記の通りであるが、まず第一番目にオホーツク海を氷の海にする事である。北海道のオホーツク海に面するどこかの河口域地に政府専用地を購入し、そこに製氷基地を作り、それより川の水から取水した流すに足る氷をオホーツク海に流しつづけるというものである。それでもオホーツク海を氷の海にできる過程で地球温暖化が止まったと思われた時点で製氷基地の機能を停止すれば良いわけで氷海面積は壮大、広大なのであるが政府判断で止めればいいものである。氷海製造過程において氷海面上の空気が冷気となってそれが呼び水効果で北極海がすぐに氷の海に変容するであろう事を期待するものである。よって地球温暖化に波止めがかかるというものである。製氷技術は 30 キロ氷、50 キロ氷、100 キロ氷、200 キロ氷でもよい。30 度勾配、標高 30 メートルはほしい。</p>
227	<p>意見提出箇所：8 ページ 28 行目 意見：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」の有料化は消費者のライフスタイル変革を促すうえで必須の取り組みです。すでに「レジ袋」の有料化が実施され、消費者もそれを当然と考え、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。実施年度を明確にし、2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックまでにわが国でもレジ袋有料化を実施すべきです。</p>
228	<p>1. 「ポイ捨て」関係 P 3 1～4 行、P 5 3 2 行目～ ・ポイ捨てや不法投棄が犯罪であることを国民に周知していくことが必要であり、地方公共団体や国による徹底した普及啓発活動が必要。</p> <p>2. 「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」関係 P 4 2 1～3 1 行目 ・回収及びリサイクルシステムを持続可能なものにするには、常に社会的コストの最小化に配慮することが必要。 ・プラスチック資源の有効利用方法として、材料リサイクルやケミカルリサイクルでは限界があることから、熱回収（サーマルリサイクル）を積極的に導入していくことが必要。</p> <p>3. 「再生材・バイオプラスチックの利用促進」関係 P 5 1 5～1 8 行目 ・再生材やバイオプラスチックの使用については、食品容器包装の安全性や利便性を損ねることがないよう検討・整理される必要がある。</p> <p>4. 野心的な「マイルストーン」関係 P 8～P 9 ・今回提示された数値目標については、事業者等にその達成を義務付けるものではないことを確認されたい。 ・事業者については、引き続き、これまでの取組をベースに、プラスチックの 3 R に自主的に取り組んでいくことが必要。</p>
229	<p>1. P 2 第 20 行 基本原則 1 「無駄に使われている資源を徹底的に減らす」 プラスチック食品容器が果たしてきた安全性や衛生性の確保、また、社会コストを削減してきた大きな役割（冷蔵コスト、流通コスト、作業コスト等の削減や長期保存技術の向上によるフードロスの削減等）を評価しつつ、これから本格化すると予想される「少子高齢化社会」等に対応した幅広い視点から、LCA を含む環境問題を考慮して、施策を講じていただきたいと考える。</p> <p>2. P 4 第 7 行 重点戦略 効果的・効率的で持続可能なリサイクル 現在、当工業会会員は「店頭での PSP 白色トレイ自主回収」を行っている。適切な分別回収には、地方自治体の前向きな対応が不可欠であり、そのための施策を考えて頂きたい。</p> <p>3. P 5 第 5 行 再生材・バイオマスプラスチックの利用促進 脱化石燃料由来としてのバイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの開発が待たれており、当工業会も容器成形等の 2 次加工分野において、積極的に協力していきたい。但し、現状では安全性・安定</p>

	<p>供給等課題が多いこと、また開発が容易でなく期間もかかることも明記して施策を議論し、解決すべき道程を示すべきと考える。</p> <p>4. P4 第28行 循環型社会形成推進基本法・・・熱回収を最適に組み合わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の廃棄物行政は国土の狭さから、焼却を前提に「減容して埋立」という政策を実施 ・食品ロスはもとより、今後日本が立ち向かう「少子高齢化」に伴う食品のロングライフ化及び個食化への対応が不可欠 <p>上記を考え、熱回収を明記する日本の独自性を踏まえたこの姿勢を堅持願いたい。</p> <p>5. 総括</p> <p>政令・省令等本制度の具体化に際しては、国民各界各層及び中小企業への配慮等をお願いするとともに、本戦略の必要性を、丁寧に国民へ周知する必要があるのではないかと考える。</p>
230	<p>プラスチック資源循環については、日本としても重要な課題であると考え。その中で再生可能資源として、バイオプラや紙の容器・包装が推奨されようとしており、また、市場においてもストロー等に紙を使うケースが出始めている。海洋プラ問題に目を向けると、特に紙の容器・包装については、耐水・耐油性能を付与するためにプラスチック（ポリマー）を使用しているケースが多い。紙の容器・包装であっても「紙100%」でない限り、海洋汚染の原因となることは注意喚起すべきである。逆に「紙50%以上+プラ」を「紙の容器包装」として扱い推奨することは、海洋汚染を拡大させる可能性すらある。海洋プラ問題がクローズアップされている以上、紙+プラ製品にはプラを使用していることの表示の徹底が必要である。また、利用側への認知度向上のためにも、プラを使用している重量分はプラ容器と同様にリサイクル費用の負担をかけることが望ましいと考える。紙が再生可能資源から作られており、環境に良いということについては認識するものの、プラを代替する場合の森林資源等の需給バランスや環境影響も評価が必要だと考える。</p>
231	<p>本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18行、p2-9行、p4-30行）、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」（サーマルリカバリー）をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロをすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。さらに、2018年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換（パラダイムシフト）するバックキャストに基づくものと言えます。このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
232	<p>日本のプラスチック有効利用率84%はサーマルリカバリーが57.5%（海外ではサーマルでの利用をリサイクルと区別している。）であり、それを除いた場合有効利用率は26.5%である。サーマルリカバリーについても1Mwを作るのに石化原料が132Kgに対して、プラ燃料が360g、CO2排出量もそれぞれ345g/880gと石化燃料から精製される場合を凌駕している。その考え方は環境として「是」なのか？CO2削減施策としてのバイオマスプラスチック化の問題点が置き去りにされている。1. 植物の製造に付与される「石化原料」これは「カーボンネガティブ」である。2. 再生性の実現 植物による再固定化が不可欠であり、ある規模の管理された森林が必要となってくる。日本の国土で再固定化が出来ないならば、燃やした時点ではカーボンニュートラルだとしても環境負荷は変わらない。3. バイオマス原料の転化が進むことにより、原料植物を育成・保全するのに広大な土地が必要となり、森林伐採・生物多様性さらにバイオマス故の過度の育成・燃焼により土壌・大気・水の汚染を生む可能性がある。バイオマス認定において制度が異なる基準が存在しており、今後のバイオマス度の認定・検査についても整備されていない。生分解性プラスチックについては別の側面の「フードロス」を考えた場合、現在のサプライチェーンを継続するならば、品質保持に副ったプラスチックの利用は促されるべきであり、生分解性プラスチックの立ち位置も検討すべきである。この部分は「不必要な使用」というあいまいな表現でかわしているが、必要・不必</p>

	<p>要の基準は「どこで・誰が・どのように」見るのか？レジ袋についてはその大部分がゴミ袋の内袋として再利用されていることを考慮し、減らすことは是だが、一概に不必要と判断するのは問題である。レジ袋の代わりとしてPE袋の購入が増え、二重に負担になる面を考慮していない。</p>
233	<p>2頁、22行目「回避可能なプラスチックの使用を合理化し、」とありますが、分かりやすく「使い捨てプラスチックの不必要な使用を大幅に削減し、」または「使い捨てとなるプラスチックの使用を大幅に見直し、」とする方が良いと思います。また、「無駄に使われる資源を」とありますが、食品をはじめスーパーに陳列されている多くの商品の包装は、販売のためのデザインや衛生、輸送上の保護等を目的としており、資源の無駄とは言い切れません。無駄とは役に立たないこと、効果・効用のないことなどを言いますので、表現を変える方が良いと思います。例えば、「プラスチック資源を徹底的に削減するとともに」または「プラスチック原料を徹底的に減らすとともに」など。</p> <p>2頁、28～32行目「持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ります」とあります。</p> <p>1 まず、手段や方法はともかく、徹底的に分別することを基本原則としたことは評価します。しかし、単に地方自治体や国民、民間事業者等へ委ねるような対策を講じることのないようにお願いします。なお、全国で行うことを目標とした場合、自治体のごみの出し方は様々であることを考慮し、また、廃棄物の該当性判断を含めた廃棄物処理法などの法制度を現状に沿ったしくみ、未来志向となることを望みます。</p> <p>2 循環利用の方法について、カッコ書きの熱回収によるエネルギー利用が前に出過ぎています。ここは、プラスチックの再生利用を前面に出し、二次プラスチック市場を加えるべきです。また、熱回収は、回収後即燃やすのではなく、CO2排出の少ない固形燃料化とするなどを加えるべきです。</p> <p>3 「かつ、確実に熱回収します。」は、強調し過ぎて、いらないと思います。</p> <p>3頁、12～13行目「国民、NGO、事業者、地方自治体、国等による」とありますが、順番に違和感を覚えます。</p> <p>見方によると、本案は弱い者順か責任回避の順に並んでいるようにも取れます。本案は、日本国のプラスチック資源循環戦略であるので、「国、地方自治体（できれば中央省庁も入れる。国に入っているのであれば不要）、事業者、NGO・NPO、そして国民による」とし、来年日本で開催されるG20サミットにおいて、国が主体となって取り組むことが伝わる内容にする方がよいと思います。</p> <p>3頁、30行目「代替可能性が見込まれるワンウェイの容器包装・製品等については」とありますが、代替「可能性が見込まれる」では弱いと感じ、また、どこか受動的な感じを受けます。ここは、「代替が急がれる」に変え、積極的、能動的な表現にした方がよいと思います。</p> <p>3頁、34行目使い捨ての容器包装を減らす（リデュース）ことを重点戦略に加えるべきです。文の終わりを「製品の利用促進、普及啓発及び使い捨てプラスチックの不必要な使用の大幅な削減に取り組みます。」とするとよいと思います。</p> <p>4頁、11行目「分別回収・リサイクル等が徹底されるよう推進を図ります。」とありますが、実効性を明確にするために「分別回収・リサイクル等が徹底される対策を講じます。」とするべきです。</p> <p>4頁、28～31行目「分別・選別されたプラスチック資源の（中略）材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。」とありますが、最大化を図ると同時に市場の形成も必要です。ここでは、二次プラスチック市場を加えた戦略を加えるべきです。例えば、「材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化と二次プラスチック市場の形成を図ります。」とした方がよいと思います。出口戦略を明確にすることで、静脈産業の活性化の可能性が広がると思います。</p> <p>4頁、33行目「国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ、」とありますが、リサイクルインフラの他に広義的な捉え方で静脈産業（または3R・資源循環関連産業）を戦略にしてはと思います。廃棄物や使用済み製品や不要品の回収、分解、選別、サーマルリサイクル、ケミカルリサイクルなど静脈産業の発展は経済成長、雇用創出と資源循環に繋がります。</p> <p>5頁、6行目「プラスチック再生材市場を拡大し、」とありますが、数値目標を設定した方がよいと思います。特にリサイクル素材の使用割合を設けることは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第2条及び環境基本法第2条第1項に資すると考えます。目標値は、50%以上がよいと思います。</p>

	<p>7頁、3～5行目 1から7までの基盤があげられていますが、「教育」を追加してはと思います。制度やしくみをあらたに導入したり変えたりするときは、準備時間と費用を要します。しかし、制度やしくみの運用が始まり、ある程度時間が経つとそれが習慣化され、定着していきます。ここでいう教育とは、国民、事業者・団体に対し、幼児から年齢を重ねた人にまで、原材料から製品の製造、使用、廃棄、回収、再使用・再生利用までの資源の循環を自然環境や生活環境等に照らして、どう行動をすべきかを将来に亘って学ぶ場を整備することです。地方自治体、教育機関、事業者、NGO・NPO等を活かした教育環境の整備を加えたらよいと思います。プラスチックが、ただ悪いのではなく、使う側である人の行動をどう変えるかが大きな課題と思います。環境問題について自分たちが何をすべきかよく理解するしくみが必要です。「2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリサイクル」とありますが、数値目標に、より実効性と期待を持たせるために、「プラスチック製容器包装の少なくとも6割（または60%）をリサイクル」にしてはと思います。</p> <p>全体を通して</p> <p>1 カタカナ語が目立ち過ぎて、本案の目的と取組みが伝わりにくくなっていると思います。カタカナ語を可能な限り減らし、国民すべてが、本案の目的と取組みを正しく理解できる内容に改める必要があります。</p> <p>また、文に主語（誰が）を入れると、責任も明確になります。本案の各項、各号に当たるところには、「国は」「国や地方自治体は」「事業者は」「国民は」等が入ると思います。</p> <p>2 プラスチックに変わる代替物に紙やバイオマスプラスチックなどが取り上げられていますが、これらを使うこともまた、環境への負荷が生じてくると思われれます。例えば、代替素材を木材にすることが過剰な森林の伐採に繋がることも懸念されます。プラスチックだけに意識し過ぎると、次に待ち受ける課題の見落としにつながりかねませんので、生活の質を可能な限り落とさない、全体最適の環境配慮を目指していただきたいと思います。</p> <p>3 その他の意見として、本案の意見公募要領に、パブリックコメントで出された意見は「答申案の取りまとめの参考とさせていただきます」とありましたが、行政手続法第42条の規定にある「(意見は)十分に考慮しなければならぬ」ことを十分念頭におかれ、プラスチック資源循環戦略の答申案の取りまとめを行うことを望みます。</p>
234	<p>該当箇所：P3 19～25行目、28～29行目</p> <p>意見概要：国の指導的な取組により消費者のライフスタイルが変革し、資源有効利用や資源循環、環境負荷の低減を考慮した消費場面に応じた容器選択と購入が行われることを期待する。</p> <p>意見内容：不必要に使用・廃棄されるべきでないものは、プラスチック製容器包装に限らないことは論を待たないところであり、すべての容器包装についても不必要な使用・廃棄を削減するためには、消費者のライフスタイルや価値観の変革が必要である。消費者の環境リテラシーが向上し、利便性だけでなく、TPOに応じて容器包装も含めた環境負荷の低い商品を選択することで、容器包装の不必要な使用・廃棄の削減につながると考える。消費者の環境リテラシー向上によるライフスタイルの変革は資源有効利用のみならず、食品ロス削減や水資源保全、気候変動防止などへの影響が大きいことから、消費者のライフスタイルを変革する国の指導的な取組を大いに期待する。</p> <p>該当箇所：P3 30～32行目</p> <p>意見概要：代替容器は再生材や再生可能資源に限定せず、リユースが可能で、リサイクル性能が高く、国内でリサイクルが完結しているガラスびんも含めて代替を促進することを要望する。</p> <p>意見内容：本戦略(案)策定の背景に、海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染懸念、アジア各国による輸入規制拡大によるこれまで以上の国内資源循環の要請などの課題があると理解している。ワンウェイのプラスチック製容器の削減には、軽量化のほか代替容器の促進が考えられるが、上記課題に対応するためには、代替容器は再生プラスチックや再生可能資源に限定せず、リユースが可能であり、約75%をリサイクル材であるガラスびんカレットで製造し、リサイクル劣化を起こさずに何度でも水平リサイクルが可能であり、国内でリサイクルが完結し、汚染物質等を吸着しないガラスびんも含めての代替促進を要望する。</p> <p>該当箇所：P3 33～34行目、P4 1～6行目</p> <p>意見概要：リユース可能なガラスびんについても、利用促進、普及啓発とビジネスモデル・消費者のライフスタイルのイノベーションを通じたリユースの取組の推進・支援を要望する。</p> <p>意見内容：本戦略(案)の「2. 基本原則」の「ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラス</p>

	<p>チックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす」ために、実質的に唯一リユースが可能な容器であるガラスびんへの代替が寄与するものと考え。また、ガラスびんは再生可能資源由来ではないものの、国内でリサイクルが完結しているためにアジア各国の廃棄物禁輸措置にも影響を受けず、約75%をリサイクル原料(ガラスびんカレット)で製造しており、リサイクルによる劣化がないため何回でもリサイクルできることから天然資源の有効利用にも寄与している。さらに、汚染物質等を吸着しない特性から、海洋汚染の懸念も低い。については、ガラスびんも含めたリユース容器の利用促進、普及啓発とビジネスモデル・消費者のライフスタイルのイノベーションを通じたリユースの取組の推進・支援を要望する。</p> <p>該当箇所：P4 7～14行目、17～31行目</p> <p>意見概要：プラスチック資源のリサイクルシステムは、プラスチック製容器包装以外の容器包装のリサイクルは効果的・効率的と評価できるため、これと別個に検討することが妥当である。資源循環のための効果的なりサイクル手法であるマテリアルリサイクルを行うためには単一素材に選別されていることが望ましく、それによってリサイクル用途やリサイクル品の品質に影響が出てくる。現状、プラスチック製容器包装以外の容器包装は、関係各主体の連携・協働により素材ごとの収集・選別が概ね確立していることから、使用済みのプラスチック資源のリサイクルシステムについては、プラスチック製容器包装以外の容器包装のリサイクルシステムとは別個に検討・構築することが妥当であり、他の素材も含めた効果的・効率的な資源循環となると考える。</p> <p>該当箇所：P8 28～29行目、P9 6～8行目、11～12行目</p> <p>意見概要：戦略の推進に際しては、業種・品目別数値目標設定や消費者・事業者等に対する達成義務化よりも、各主体の自主的な取組の深化と主体間連携の促進を図ることが効果的である。</p> <p>意見内容：当協議会は容器包装リサイクルの対象となる八素材の3R推進団体からなる、3R推進団体連絡会に加盟し、「容器包装3R推進のための自主行動計画」を掲げ、リデュース・リサイクルの自主的な数値目標を設定するとともに、関係主体との連携の推進に資する取組を推進してきた。現在も2020年度を目標年度とする「自主行動計画2020」を公表し、取り組んでおり、容器包装リサイクル制度の成果に少なからず貢献してきたと自負している。本戦略(案)に掲げられたマイルストーンは「目指すべき方向性として設定」していることから、業種や品目ごとに数値目標を設定するなどの政策手段を講じるものではなく、消費者や事業者等に達成を義務付けるものでもないと認識している。容器包装リサイクル制度の成果からも、容器包装については自主的に定めた行動計画を基本としつつ、自治体、生産者、流通・販売者、消費者等、各主体の連携の強化に資する取組の推進が、本戦略(案)に提示されたマイルストーンの達成を目指す上でも効果的・効率的であると考え。</p>
235	<p>2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のタイトル「Transforming our world」が示すように、今、私たちの社会や経済を地球環境の有限性の中で変革していかなければなりません。これは非常に困難なことです。しかし必ず成し遂げなければならない世界の共有課題であると認識しています。私たち日本の生活協同組合もこれに積極的役割を果たす考えから2018年6月の総会において「コープSDGs行動宣言」を表明したところです。今般のプラスチック資源循環戦略の策定は、海洋プラスチック問題への関心の高まりが大きな契機となりました。しかし、上記SDGsの文脈から見たとき、「海ゴミ問題」「廃棄物問題」に止まらない広がりを持ちます。どの組織も単独では実行困難な水準を求められているからこそ、国が戦略を明らかにし、マイルストーンを置き、総合的に推進する意義があると思います。今回のプラスチック資源循環戦略(案)には、世界のプラスチック対策をリードするマイルストーンが盛り込まれています。私たちはこのことを歓迎し、目標に向けてともに努力したいと考えています。今後、多くのステークホルダーの関与の下に、国民に分かり易いプロセスで具体化されていくことを期待しつつ、生活協同組合のこれまでの取り組みをふまえて、以下5点の意見を提出いたします。</p> <p>1. レジ袋の有料化を法制化し、併せて消費者の資源削減への理解と協力を促進すること。</p> <p>戦略案の3ページ20～34行目、8ページ27～29行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の有料化について、日本生協連は既に2005年の意見書の中で「すべての消費者が参加できること」「自主協定ではなく法制化が必要であること」「消費者の理解を得られるように、小売業者と行政・市民との協同で推進すること」を求めてきており、今回の案にその趣旨が盛り込まれたことについては評価し、賛成したいと思います。 ・既に90年代から多くの生活協同組合がレジ袋の有料化を実施し、実施生協では8～9割程度のマイ

バッグ持参率を実現しています。一般スーパー(持参率 5 割程度)よりも高い持参率は、有料化と同時に環境保全の目的を消費者(組合員)と共有できた結果と考えています。こうした経験から、「有料化」という施策を実際に資源の節約につなげていくためには、消費者との対話が重要であると思います。

・本戦略により、今後、生協やスーパーだけでなくコンビニエンスストアやドラッグストアも含めて有料化が実施されることとなりますが、有料化の目的は「消費者に負担させること」ではなく、実際に「消費資源量を削減していくこと」です。小売店はもとより、行政等からも、この措置の趣旨について周知を進め、生協で実現している程度(8~9 割程度)のマイバッグ持参率(レジ袋辞退率)が一般化するようすべきです。

2. 事業者による回収・リサイクルを位置づけ直し、法制度面等で支援を強化すること。

戦略案の 4 ページ 10~23 行目、7 ページ 6~14 行目

・多くの生協では、納品の戻り便等を活用して組合員から資源物を回収し、独自のリサイクルセンターを設置運営するなどして再資源化を進めてきました。このような事業者による「静脈物流」を活用した回収・リサイクルについては、法制度面の工夫や回収基盤の整備、若干のコスト支援によってさらに促進できる可能性があると考えます。

・小売事業者によるリサイクルは、回収品の品質も高く、消費者の参加・啓発の点からも、3R の中で重要な役割を果たしています。しかし、小売業による店頭・宅配等での容器包装物の回収・リサイクルについての法的な位置づけがないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)との関係から、取り組みが抑制されています。小売事業者の店頭等でのリサイクル促進のために、一定の要件を満たしている場合には廃掃法の対象外とするなどの条件整備を求めます。

3. マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルを想定した回収ルートを整備すること。

戦略案の 4 ページ 28~31 行目、9 ページ 6~8 行目

・廃プラスチックの有効利用率(熱回収除くと 27 %)を向上させていくために、プラスチックの素材構成や排出状態に応じてマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの活用を想定した回収ルートの再整備が必要です。マテリアルリサイクルのためには、きれいな状態のプラスチックであることが必要なため、自治体で分別収集したものが基準を満たさない場合には、結局リサイクルされず廃棄物として焼却されたり埋め立てられたりする矛盾があります。特に都市部においては、分別基準を徹底させることが難しいためにプラスチックの分別収集に取り組めていない自治体も見られます。

・したがって、PET ボトルや白色トレイなど、単一素材の分別し易いプラスチックについてはマテリアルリサイクルに向けた回収ルート、複合素材や汚れ・異物などマテリアルリサイクルに不向きなものについてはケミカルリサイクルの活用を想定した回収ルート、というように、各特性に合わせた回収・再利用のルートを構築すべきです。

4. 熱回収は過渡的手段として位置づけ、脱却に向けた長期的な政策を検討すること。

戦略案の 4 ページ 28~31 行目、9 ページ 6~8 行目

・パリ協定が求める今世紀後半の「脱化石資源」をふまえるならば、プラスチックの焼却発電などの熱回収はあくまでも過渡的手段として位置づけ、その脱却に向けた長期的な プランやロードマップが検討されるべきです。

・最終的に廃棄(焼却)されるのであればその前に熱回収されるべきですが、熱回収名目の安易な焼却を防ぐことも必要です。熱回収の範囲をできるだけ限定し、活用にあたってはエネルギー効率などについても基準を設けるべきと思います。

5. 回収・リサイクルの観点から「容器包装」「製品」の環境配慮が進むよう、全体的なフレームを整備すること。

戦略案の 4 ページ 21~25 行目、9 ページ 2~5 行目

・廃プラスチックの有効利用率(熱回収除くと 27 %)を向上させていくためにそもそもの製品や容器包装の設計において一層の環境配慮がなされなければなりません。

・容器包装類については、利便性や効果性に加え、プラスチックの回収・リサイクルを阻害しないようにする観点も加えて規格を検討することが重要です。例えば、生分解性プラスチックの活用にあたってはリサイクルの阻害要因とならないようにすることが必要で、素材・製品・流通・回収などサプライチェーン全体の協働連携で仕組みを整備していかなければなりません。個々の企業努力に委ねるだけでは進み難いこうした問題については、政策的な整理を行い、必要な促進策を講じるべきです。

・製品プラスチックについては、現在の個別リサイクル法の対象とはなっていませんが、使用済プラス

	<p>チック資源としてリサイクルの輪の中に取り込んでいく必要があります。製品の規格から回収サイクルまで見通した仕組みの検討が、多くの関係者の協力の下に進んでいくことを期待します。</p>
<p>236</p>	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>1. 廃プラスチックを焼却し、熱回収を行うことは、真に代替手段がない場合にのみ例外的に許容されるにすぎないことを戦略(案)に明記し、戦略(案)のうち、「熱回収」に関する以下の記載について修正すべきである。</p> <p>(1) 1頁17～18行目「プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制」との記載について、「熱回収」を削除すべきである。</p> <p>(2) 2頁28～29行目「使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図ります。」との記載について、「(熱回収によるエネルギー利用を含め)」を削除すべきである。</p> <p>(3) 4頁28～31行目「分別・選別されたプラスチック資源の品質・性状等に応じて、循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。」との記載について、「そして熱回収」を削除すべきである。</p> <p>(4) 9頁2～5行目「2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとするを旨とします(それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指します)」との記載について、「(それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指します)」を削除すべきである。</p> <p>(5) 9頁6～8行目「2035年までにすべての使用済プラスチックを熱回収も含め100%有効利用する」との記載について、「熱回収も含め」を削除すべきである。また、「2030年までに、使い捨てプラスチック以外のプラスチックについては、100%リユース及びリサイクル可能とするを旨とします」との記載を追加すべきである。</p> <p>2. 戦略(案)8頁28～29行目「2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制するよう目指します。」との記載のうち、「累積で25%」との部分について反対する。「累積」との表現では、結果として基準年度と比較してどの程度の排出抑制を求めるのか曖昧なままととなる。また、ワンウェイのプラスチックは、使用制限を含む大幅な対策が必要であって、「25%」の排出抑制の目標は低きに失する。ワンウェイ(使い捨て)のプラスチックについては、明確な基準年度を設定した上で、より大幅な削減目標を設定すべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1. 2016年 月のダボス会議では、世界のプラスチック生産量が急増しており、毎年少なくとも800万トンのプラスチックが海に流出し、その量は2050年までに重量ベースで魚の量を上回ると予想されるなど、地球規模でのプラスチックによる環境汚染が懸念されていることが報告された。¹日本では、プラスチック廃棄物940万トンのうち、材料(マテリアル)リサイクルは20万トン²(27%)、ケミカルリサイクルは30万トン(2%)にすぎないが³、他方で、53万トンすなわちプラスチック廃棄物全体の57%がサーマルリサイクル(熱回収)の対象となっている。熱回収については、2005年5月の廃棄物処理の基本方針改正⁴において、「廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」と規定し、発生抑制を第一とし、熱回収は最後の手段であると位置付けたにもかかわらず、現状は、上述のとおり廃プラスチックの57%が熱回収の対象となっている。日本では「サーマルリサイクル」という独自の用語が多用され、プラスチックの焼却による熱回収をもってプラスチック資源の循環利用であるかのように評価している。実際に、本戦略(案)でも、プラスチックの有効利用率は84%であり、世界全体の有効利用率(14%)よりも高く、一定の水準に達していると評価するに至っている(戦略(案)1頁10行目)。しかしながら、熱回収によれば、結局のところ焼却されることにより当該プラスチックは再度利用されず、資源として循環しない。これまでのように、プラスチックについて熱回収を「有効利用」であると安易に評価し、プラスチックの有効利用の一環として肯定的に使用し続けている限り、結局のところプラスチック製品</p>

の大量生産、大量廃棄及び焼却による熱回収という現状を変更することができず、プラスチック製品削減のインセンティブが大幅に損なわれる。結果として、熱回収を評価することは、プラスチック製品の使用量を大幅に削減していかなければならないこれからのプラスチック政策の障害になる。廃プラスチックの焼却による熱回収を「有効利用」であるとして偏重し続ける日本のリサイクル政策は、安易なプラスチックの大量生産・使用と大量廃棄を助長し、廃プラスチックの発生を防ぐことはできないものであると言え、の方針の転換は必須である。

2. 今日、廃プラスチックを中心とする海洋ゴミの環境に及ぼす影響の深刻さは、既に世界において共通の問題であると捉えられており、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系や人体への影響が指摘・懸念されている。マイクロプラスチックのうち、二次的マイクロプラスチックについては、生分解性ではないプラスチックごみが自然環境に放出されることを抑制する必要がある。しかしながら、世界では、前述のとおり、毎年800万トンのプラスチックが海洋に流出し、他方で、多くが使い捨てとなる容器包装プラスチックの使用は拡大しており、1964年の1500万トンから2014年の31,100万トンへと過去50年の間に急増し、今後20年では現在の生産量の2倍になると予想されている⁵。日本について見ても、使い捨てのプラスチック容器包装廃棄量(1人当たり)が世界で二番目に多いと国連から指摘され⁶、プラスチック資源循環に関する政策は我が国においても重要な課題となっている。また、2010年の推計で、年間約2～6万トンのプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると報告されている⁷。漂着ごみの調査結果によっても、2010年から2014年度までの調査によれば、ペットボトルのうち、太平洋側では72～98%が日本製であり⁹、2016年度の調査においては各調査地域全体を見ても漂着するペットボトルの41%が日本製であるとされ¹⁰、日本でも現実に海洋への流出を防止できていないのが現実である。このように、プラスチックを完全に回収することは困難を極めている現状からすれば、二次的マイクロプラスチックの発生抑制すなわち廃プラスチックの海洋を含む環境中への流出を防止するためには、プラスチック使用量自体の削減を図り、廃プラスチックの発生自体を抑制するほかない。この点、欧州委員会では、2030年までにプラスチック包装のリサイクルの徹底を目指す方針を明らかにするとともに、使い捨てプラスチック10品目と漁具を対象とし、消費削減目標(食品容器・飲料の蓋)、市場での取引制限(綿棒・カトラリー・風船の棒)などを含む規制案を示し、その他、2020年1月1日以降、使い捨てのプラスチック容器について原則使用禁止とする(フランス)、2019年から2030年までの間に使い捨てのプラスチック飲料用ストロー、プラスチックバッグ、使い捨て容器・器具を禁止する(台湾)など、世界各国で使い捨てプラスチックについて抜本的な規制が始まっている¹¹。マイクロプラスチックは、自然環境へ一度放出されてしまえば、これを回収することはほぼ困難なのであるから、プラスチックの海洋を含む環境中への流出を防止するためには、マイクロプラスチックの発生源たるプラスチック製品自体の製造や販売自体を制限する必要性が極めて高い。特に使い捨てプラスチックについては、海洋プラスチック憲章においても定められているとおり、使用規制など抜本的な政策転換を行い、大幅に削減することを目指す必要があり、戦略(案)において規定されている「2030年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で25%排出抑制」との目標は、世界各国の対策状況と比較しても、低きに失するものと言える。特に「累積」との記載は幅のある曖昧な表現であって、具体的に基準年度と比較して、どの程度の排出抑制の目標となっているのか全く不明であると言える。よって、ワンウェイ(使い捨て)のプラスチックについては、明確な基準年度を設定した上で、より大幅な削減目標を設定すべきである。

脚注

1 環境省「参考資料プラスチックを取り巻く国内外の状況(パブコメ版)」(以下「参考資料」という。)9頁・27頁参照

2 マテリアルリサイクル203万トンのうち再生樹脂として輸出されるのは168万トンであり、国内での利用は34万トンである。

3 参考資料54頁「我が国におけるプラスチックのマテリアルフロ(2013年)」

4 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本的な方針」改正2005年5月26日環境省告示第43号5頁

5 参考資料9頁「『The New Plastics Economy』(2016年エレンマッカーサー財団)」

6 「SINGLE-USE PLASTICS: A Roadmap for Sustainability」(国連環境計画、2018年)

7 参考資料27頁「海洋プラスチック問題の現状(海洋に流出するプラスチック)」

8 2012年3月9日環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室「東日本大震災により流出した災害廃

	<p>棄物の総量推計結果の公表について(お知らせ)」によれば、2011年の東本大震災による震災漂流物(瓦礫等を含む)は150万トンを超えるものとされている。</p> <p>9 2018年8月17日中央環境市議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会(第1回)資料2</p> <p>「プラスチックを取り巻く国内外の状況」18頁「我が国での漂着ごみ調査結果」</p> <p>10 環境省「平成28年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」206頁</p> <p>11 参考資料17頁, 18頁「各国における使い捨てプラスチック規制の動き①, ②」</p>
237	<p>いきなり極論になってしまうが、「使い捨て」を目的とするものへのプラスチックへの使用を止めてしまうのが最良の対策と思われる。プラスチックでない困るものもあるので、それをよく吟味してそうでないものを紙等の従来品に戻すだけで排出量は大幅に減る。これには製造・販売側への公的な「義務化」や「罰則」を強化するに限る。もっともこの部分が一番難しいから、簡単に進まないのは承知しているので、深く追うことは今回はしない。それでも使用者、消費者の側で削減に協力しようとしても、例えば市販の緑茶を買う時にペットボトルでなく缶入りのものを買おうとしても、ペットボトルしか置いていない自動販売機やコンビニばかりで、缶はコーヒーだけである。ペットボトルは長期保存用や少しづつ飲みたい時に限定し価格を高くする等の措置を講じるのが本当の姿である。一消費者として身近な事例を見てみると、「リサイクル」や「不要な袋はもらわない」等は、やりにくいように「制度」ができています。袋の辞退などはかなり強く言わないと無理にでも袋をくれようとするし、袋の代わりにシールをベタベタ貼るのもゴミを増やすだけのように感じる。また「金属やビンからプラスチック部分を外す」等の処理は素人にはかなり難しく、リサイクルに協力しやすいような製品の開発をお願いしたい。また自治体(各々で制度は異なるが)のごみ処理では分別が義務化されていても公共のごみ箱では紙もビニールも一緒くたである。また山野や公園でごみを持ち帰るのはよいとして、駅やコンビニからはごみ箱を撤去する方向に向かっている。「ごみ箱があるからごみが増える」という意見もわかるが、「ごみ箱がないからポイ捨てが増える」のも事実であり、どちらが問題化と言え、後者である。ごみは人が多く集まるところで回収するのが一番効率的である。分別を義務化した無料のごみ箱を増やす方が理にかなっている。管理にお金がかかるなら、製造側から人を削減してこちら側に充てるだけでも雇用対策になる。</p> <p>自治体の回収も同様である。分別を厳格化するのはよいとしても間違ったものは放置して回収しない。あるいは「回収できないもの」が増加している。家電リサイクル等は有料化により不法投棄が増えているように感じる。そして最たるものが「〇〇市指定可燃物専用ごみ袋」である。これが紙袋とかなら理解できるが、大抵ビニール袋である。現実には、何かが入っていた空袋をそのままごみ袋にすれば、それだけで余計な廃プラスチックは減る。廃プラスチックの問題は遅きとは言え、放置していた問題に皆が関心を持ち出したところであり、私は一個人として協力したいと思っている。</p> <p>そのためには、「ポイ捨て」や不法投棄をしにくい、或いはしなくて済む方法と、無駄なプラスチックを使わないように選べる製品を造ることが必要で、そのうえでリサイクル等の対策を講じるべきであり、啓発もそこから始めることと考える。</p> <p>提言</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃プラにつながる製品から、他の製品への置き換えと選択肢を増やすこと。(まずはペットボトルをビン、缶を主流とすること)(ビニール等で包む必要ないものは梱包を止める)(生産者・販売者にはプラ製品以外のものを使う方が安価になるよう補助する) 2. 不法投棄を減らし、回収率を上げるためにプラスチック分別有の無料ごみ箱を増やす。治安や管理が必要なら人員を増やし予算を増やす。 3. 自治体の回収は基本的に全部回収するのを原則として、また分別の難しいものや、わからないものは専用の回収にする等の工夫を行う。 <p>逆に不要な専用指定袋は廃止し、生ごみや竹木は山野等で処理する。紙焼きは個人の野焼きを許可する。最後に二つの提案をしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の区分を廃止して、「もの」による分別、即ち、生ごみ、竹木等の自然物、紙、金属、ガラス等と廃プラスチックの分別を徹底し事業・生活に関係なく「もの」で回収すること。 2. プラスチック等の石油化学製品を、リサイクルを促進することで、リサイクル製品の比率を上げる。但、製造料の減となることを原則とすること。

238	<p>「3、重点戦略」における資源循環、基盤整備について意見を述べたいと思います。合成樹脂メーカー様の依頼により近隣メーカー様より、成形ロス、ランナー、ダンゴ、流通コンテナ、パレット等粉碎加工をしております。合成樹脂メーカー様へ納入したものはREペレットされたり、輸出商社へ販売されております。毎月130トンの受入れがあり、加工後出荷しておりますが、年々需要が増してきております。しかし、中国情勢と共に品質には厳しくなりそれに伴うコスト増も価格に反映出来ず、メーカー様、加工業者は厳しい状況にあります。弊社では、品質向上のため、分解、選別、異物除去等コストが増し、一部では価格が反映された物もありますが、やむを得ずお断りした物も増えて参りました。こうした状況は暫く続くのではないかと思われ、弊社のような中小企業は体力が持たなくなると思います。需要と供給のバランスが取れていない今、循環させるには加工業者、メーカー、行政の相互理解が必要になる訳ですが、正直、利益があり社会貢献になりと都合のいい事になれば資金力のある企業はすでに取組んでいるはずで、弊社も近隣障害者施設への軽作業の委託や一部加工も委託しておりますが満足な加工賃も支払えない状況です。しかし、この協力が無ければ成り立たない事業だと確信しており、継続していければこんなに良いことはないと思います。</p>
239	<p>弊社では、物質(有機物)を燃焼ではなく、低温プラズマの応用で有機物の原子、分子を分解する装置を共同開発しており、その技術はプラゴミ処理にも活用できます。特徴としましては、1.燃焼でないため、石油、ガスなどの補助燃料を使用せずに処理が可能である。2.火災などの危険性はなく安全である。3.ゴミの分解率1/100~1/200位まで減容され灰などは最終埋立処分場に搬入する必要がなく、埋立処分場の延命化が期待できる。4.大気汚染防止法の基準値以下である。(環境分析結果)5.焼却炉と違い小型のため設置は容易である。以上の理由から有機物減容装置の活用により、環境保全、又、政府が閣議決定された、2017年6月9日「未来投資戦略2017」、2019年3月に正式決定される「プラスチック資源循環戦略」に貢献できる事と思います。先に挙げました環境分析結果を簡単にではありますが開示致します。排ガス中のダイオキシン類濃度 0.83ng-TEQ/m³、排ガス中のばいじん濃度 0.006g/m³未滿、排ガス中の硫黄酸化物排出量 0.0001m³/h、排ガス中の窒素酸化物濃度 130ppm、排ガス中の塩化水素濃度 0.4mg/m³未滿、排ガス中の一酸化炭素濃度 2ppm、排ガス中の酸素濃度 5.9%となります。(一般財団法人某環境分析センター報告書抜粋)この装置は国が推進している3R運動のリデュース(ゴミを出さない)に該当するものと考えております。装置の利用・活用に大手スーパー、コンビニエンスストアなども視野に入れ、自社での廃棄物処理や不当投棄で回収せざるを得なかったリサイクルに適応されないプラゴミの処理にも活用できます。装置の開発と活用により、環境保全に協力している企業のさらなるイメージアップへも繋がることと思われま。</p>
240	<p>1. 5頁26行目から6頁11行目に記載されている「海洋プラスチック対策」は、他の戦略とは本質的には異なる内容であり、国内外のモラルの醸成が重要であり、国が主導して取り組んでほしい。</p> <p>2. (リデュース)について、8頁28から29行目に「2030年までに、ワンウェイのプラスチックを累積で25%排出抑制する」とあるが、容器包装については、現在までに軽量化や薄肉化等に取り組んでおり、中身の品質確保と容器包装の機能確保を考慮すると極めて難しい数値である。</p> <p>3. (リユース・リサイクル)について、9頁6行目に「2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし」とあるが、再商品化に係る入札制度の材料リサイクル優先見直しと資源の収集方法や選別方法、そして最適リサイクル手法の検討と見直しが必要である。</p> <p>4. (再生利用・バイオマスプラスチック)について、9頁11行目に「2030年までに、プラスチックの再生利用を倍増する」、13から14行目に「2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限(約200万トン)導入する」とあるが、技術的対応と経済性を十分に考慮して進めてほしい。</p>
241	<p>使用済みプラスチックを海外に輸出するのは、それだけでエネルギーの無駄である。カスケード利用せずに償却し、熱回収のみを行うのも、環境保全的にもイマイチである。レジ袋は法律で有料化を義務付けるべき。習慣化してしまえば、マイバッグの持ち運びが常識となる。</p>
242	<p>9頁6行の2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし、とあるが、収率が5割程度しかない材料リサイクルを優先する入札制度を即刻見直すべきである。再商品化手法の中でも再生利用率の高いケミカルリサイクルの処理量を増加することが有効である。これを実現するためには、現行の入札制度の材料リサイクルの優先的取扱いを撤廃すべきである。材料リサイクルの再生利用率は50%に対しケミカルリサイクルのそれは65%~90%。国は、現状の実データにきちんと向き合いそれを反映する対策を立案すべきである。</p>
243	<p>該当箇所：5ページ32行目「犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、」</p>

	<p>意見の概要:「ポイ捨てが多いペットボトルにデポジット制度を導入するなど、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、」と変更し、デポジット制度導入も視野に入れる。</p> <p>意見の内容:ペットボトルはリサイクル率が高いが、町なか、川、海などに大量に散在し、大量に海ごみとなっている現状がある。この自然界に散在するペットボトルを削減するためには、諸外国のように回収率が高いデポジット制度を導入するなどし、有価物として認識されるようにならないと、現行の回収システムでは限界があると思われる。</p> <p>該当箇所:6 ページ3 行目「2020 年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、」</p> <p>意見の概要:「2020 年までに洗い流しのスクラブ製品等に含まれるマイクロビーズの使用を禁止するなど、」と規制を強化する。</p> <p>意見の内容:マイクロビーズは使用禁止とする国や地域が増えている中、「削減」では不十分である。大量に川や海洋に放出され、生き物に取り込まれてしまうものは、これ以上放出されないような法規制が必要であると思われる。</p>
244	<p>9 ページ、2 行目から、以下のように修正されたい。</p> <p>(原文) 2025 年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能～</p> <p>(修正文) 2025 年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装を含めた製品全体の機能及び感性価値を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能～</p> <p>理由:容器包装のデザインについては、各種の機能の確保とともに生活者の感性に働きかけ、感動や共感を得ることで顕在化する感性価値(広い意味でのブランド価値を含みます)の実現が極めて重要です。例えば、熨斗袋は容器包装のデザインそれ自体が感性価値となっています。容器包装・製品デザインにおいては、単に機能の確保だけでなく、感性価値の確保も極めて重要なものとなっており、その両立についても明記していただきたい。</p>
245	<p>該当箇所:1 ページ目・8 行目から 10 行目について</p> <p>全体の構成を踏まえると、1 ページ目の 8 行目から 19 行目までは、プラスチックの利用とその廃棄による地球環境汚染(海洋プラスチック汚染等)に関する世界的な動向(あるいは地球規模での影響)を記述した部分ですので、8 行目の「我が国では一定の水準に達しているものの、」や、9 行目「(プラスチック容器廃棄物の…中略…日本での有効利用率 84%)」までの記述は蛇足であり不必要です。この戦略を一般市民にも分かりやすいものとするために、当該部分を削除することを、強く要望します。ただし、環境省としての政治的意図などで、日本の有効利用率が海外より高いことなどを主張したいのであれば、記載内容は残して、日本の状況に触れている 20 行目以降の段落に移動させることを提案します。</p> <p>該当箇所:1 ページ目・9 行目から 10 行目について</p> <p>プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率 14%、日本での有効利用率 84%は、算定基準が異なるため、比較対象として不適切です。算定基準の異なる数値をあたかも同じ算定基準であるかの如くに表記することは国民に対する欺瞞であり、このままでは国民に大きな誤解を生む原因となるため、算定基準が異なることを明示することを、強く要望します。</p> <p>該当箇所:1 ページ目・21 行目から 22 行目について</p> <p>「8 割を超える資源有効利用率」は、熱回収を含んだ数字であることを明記すべきであり、併せて、10 行目に記載されている「日本での有効利用率 84%」は、この部分の注釈として記載すれば十分です。同じことを二度記載する必要はありません。一例として「8 割を超える資源有効利用率(熱回収分を含んで 84%。熱回収分を除くと 24%)」など、誤解を生まない記述に変更することを、強く要望します。</p> <p>該当箇所:2 ページ目・28 行目について</p> <p>「熱回収によるエネルギー利用を含め」の一文が () でくくられているために却って目立ち、「熱回収が中心施策である」という印象を与えます。循環型社会形成推進基本法においても、熱回収はあくまでも他のリサイクル手段がない場合の最終手段としての位置づけですので、そのことを明示することが必要です。現状の「(熱回収によるエネルギー利用を含め)」の部分は削除し、文末の「図ります。」の後に、「循環利用においては水平リサイクルを促進・拡大し、カスケードリサイクルの最終段階としての熱回収は最小化することを目指します。」などの一文を挿入することを要望します。</p> <p>該当箇所:4 ページ目・28 行目から 31 行目について</p> <p>日本のプラスチックリサイクルは、熱回収の比率が圧倒的で、マテリアルリサイクルやケミカルリサイ</p>

クルの比率が低いことが、以前から課題として指摘されています。今後も熱回収を完全に否定する必要はないものの、本戦略では、この「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」の部分で、熱回収の比率を下げ、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進して行く方向性を明示することは、最低限、必要不可欠です。「マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの促進によってプラスチック資源の有効利用率を現在以上に向上させ、熱回収（サーマルリサイクル）の比率を下げることを目指します。」と、明記するよう、強く要望します。

該当箇所：9 ページ目・7 行目から 8 行目について

循環型社会形成推進基本法においても優先順位の低い「熱回収」について、当該箇所わざわざ言及することは、熱回収を特に強く推進しているという誤解を与えます。わざわざ熱回収について言及せずとも、もともと「有効利用」の概念の中に「熱回収」が含まれていますので、本戦略の当該箇所特に「熱回収」に言及することは全く不必要であるばかりか、むしろ弊害が大きいと言えます。当該箇所の「熱回収も含め」という文言を削除し、「すべての使用済プラスチックを 100%有効利用するよう、」とすることを、強く要望します。

関連業界などへの配慮の都合で、どうしても「熱回収」に言及することが必要な場合には、「国民各界各層との連携協働により実現を目指します。」の後に、() に入れて「(リユースやマテリアルリサイクル、及びケミカルリサイクル等が技術的及び経済的に困難な場合に限り、熱回収を含む。)」と注釈を入れることを提案します。

該当箇所：9 ページ目・3 行目から 4 行目について

「技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指します」とありますが、当該箇所で行われている「リサイクル」の用語に、サーマルリサイクル（熱回収）が含まれているのかいないのかが明記されていません。本戦略がその点を曖昧にしたままでは、現在以上に熱回収が広がり、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルが、却って縮小することにもなりかねません。循環型社会形成推進基本法の廃棄物・リサイクル対策の優先順位でも、「サーマルリサイクル（熱回収）」は「マテリアルリサイクル」や「ケミカルリサイクル」とは別個に優先順位が定められていますので、本戦略の当該箇所は「ユース可能又はマテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクル可能なものとすることを目指します。」とし、当該箇所における「リサイクル」の概念には、サーマルリサイクル（熱回収）を含まないことを明記するよう、強く要望します。

該当箇所：9 ページ目・6 行目について

9 ページ目 6 行目の「リサイクル」についても、そこに「サーマルリサイクル」が含まれないことを明記すべきです。また「リユース」が「リサイクル」に優先することも明記する必要があります。そのため、当該箇所は、循環型社会形成推進基本法に則り、「2030 年までにプラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はマテリアルリサイクル、及びケミカルリサイクルし、」と修正することを、強く要望します。

該当箇所：1 ページ目・24 行目から 26 行目について

我が国周辺の海洋プラスチック汚染は、ポイ捨てや不法投棄、あるいは、意図的でない環境中への漏出など、従来把握されている我が国の廃プラスチックのマテリアルフローの中では明確に把握されていない小さなフローの蓄積によって発生している部分があることを無視できません。24 行以降の段落では、このような、海洋プラスチック汚染に帰結する小さなフローへの注意喚起を、しっかりと行うべきです。25 行目「未利用の廃プラスチックが一定程度あること、」の次、「アジア各国による…中略…国内資源循環が求められていること」の前に、「ポイ捨てや不法投棄、あるいは意図的でない環境中への漏出等によって河川や海洋におけるプラスチック汚染が引き起こされている部分があること、」という一文を挿入することを提案します。

該当箇所：8 ページ目・5 行目から 6 行目について

今後、本戦略を、エビデンスに基づいて確実に推進するためには、国内におけるプラスチックのマテリアルフローの精緻化が必要不可欠です。特に現在のマテリアルフローでは把握されていない、生産・消費・排出・回収・リサイクルなどの各段階の意図的または非意図的な環境中への漏出量を明らかにすることが、極めて重要な課題となります。しかし現状の戦略案では「整備を図る」とされている「マテリアルフロー」が、このような、意図的または非意図的な環境中への漏出量までを含んだ精緻なものであるかどうか、不明確です。5 行目から 6 行目の当該箇所を、「プラスチック生産・消費・排出量や有効利用量などのマテリアルフローを、現状で把握されていない環境中への漏出分も含めて、各主体と連携しながら確実な整備を図ります。」に変更することを提案します。

該当箇所：1 ページ目・27 行目から 28 行目について

我が国近海を含む世界の海洋プラスチック汚染の進行が止まっていない現状を鑑みれば、3R を促進して来た我が国の「これまでの取り組み」だけでは、今後の海洋プラスチック汚染の防止には不十分であることは明らかです。「これまでの取り組み」では不十分だからこそ、従来以上の対応が必要になり、今回の「プラスチック資源循環戦略」が策定されるはずですが、戦略策定の趣旨から考えて、本戦略内に、「これまでの取り組みだけでは不十分であること」が、きちんと明記されなければ、国民には本戦略を策定する必要性が理解されません。ところが、1 ページ目・27 行に「これまでの取り組みをベースに」という記載があり、これでは本戦略は所詮、「これまでの取り組み」の延長上に存在するに過ぎないものだとの誤解を招きます。「これまでの取り組みによる成果が限界に達しており、これまでの取り組みを続けるだけでは不十分であること」が、一般の生活者・市民には伝わらず、当然、本戦略を改めて策定する必要性も理解されません。「これまでの取り組みをベースに」以降の文言を変更し、「これまでの取り組みでは不十分です。これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、プラスチックの 3R を、より一層強力に推進することが不可欠です。」と変更することを、強く要望します。

該当箇所：2 ページ目・21 行目から 22 行目について

2 ページ目 21 行以下の 4 つの取り組みで最も優先順位が高く、全ての前提となるのが[1]です。その優先順位を明確にするために、「無駄に使われる資源を徹底的に減らす」以下の部分を、「無駄に使われる資源を徹底的に減らし、廃プラスチックの排出量そのものを削減することを最優先とする。」と明記することを、強く要望します。

該当箇所：2 ページ目・23 行目から 25 行目について

[2]の項目は、あくまでも[1]が十分に行われることが前提の取り組みです。この優先順位を明確にするために、「より持続可能性が高まることを前提に」の前に、「[1]の取り組みが十分に行われることを前提に、回避不可能なプラスチックの使用に関しては、」と、条件を限定する一文を挿入すべきです。その上で、「適切に切り替えた上で、」は、「適切に切り替える。」とし、文章を区切ることを提案します。

該当箇所：2 ページ目・26 行目について

[3]も[2]と同様、[1]を前提とした取り組みであることを明示する必要があります。また「出来る限り長期間使用する」の内容を明示するためにも、「できる限り長期間、」の前に、「[1]と同様、回避不可能なプラスチックの使用に関しては、リユース等の促進によって、」という一文を挿入すべきです。また文末も「使用する」で、文章を区切ることを提案します。

該当箇所：3 ページ目・21 行目について

海洋プラスチック汚染の現状を考慮すると、ペットボトルの削減は極めて重要なテーマです。「ワンウェイのプラスチック容器」という表記だけでは、一般の生活者には、その中にペットボトルが含まれていることが分かりません。「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、」の部分で、「飲料用ペットボトル容器等のワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、」と変更するよう、強く要望します。

該当箇所：3 ページ目・21 行目について

現状の 21 行から 24 行にかけての段落では、ワンウェイプラスチック容器・包装の削減に向けてメーカーが負うべき責任への言及がありません。これらの削減は小売業者と消費者・生活者のみが取り組む課題ではありませんので、21 行目の当該部分を、「不必要に製造・販売・使用・廃棄されることのないよう」とすることを、強く要望します。

該当箇所：6 ページ目・3 行目から 6 行目について

当該段落において、「スクラップ製品に含まれるマイクロビーズ」に関してだけ、具体的な製品名を明記し、他の発生源に言及していないのは不公平であり、不適切です。既にメラミンスポンジやタイヤダスト、化学繊維くず（マイクロファイバー）、人工芝、被覆肥料カプセルなど、様々なマイクロプラスチックの発生源が指摘されていますので、これらの様々な発生源があることを指摘し、多様な発生源に対する海洋への流出抑制策を取ることを明記すべきです。具体的には、「2020 年までに洗い流しのスクラップ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底すると共に、メラミンスポンジやタイヤダスト、化学繊維くず（マイクロファイバー）など、様々な製品から発生するマイクロプラスチックの海洋への流出も抑制します。」とすることを、強く要望します。

該当箇所：7 ページ目・6 行目から 11 行目について

2 ページ目の「基本原則」、3 ページ目の「重点戦略」でいずれも、「リデュース」を最初に掲げておきな

がら、7 ページ目の「基盤整備」の中の「[1]社会システムの確立」の中に、リデュースに関する言及がないのは整合性が取れません。確立すべき社会システムはまず何よりも、過剰なプラスチックの使用を削減し、プラスチックの使用そのものを必要最低限に抑えられる社会のシステムであるべきです。7 ページ目 6-11 行目までのパラグラフにおいて「国民レベルでの分別協力体制、優れた環境技術等の強みを最大限生かしながら、効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築します。」の部分は、「国民レベルでの分別協力体制、優れた環境技術等の強みを最大限生かしながら、無駄なプラスチックの使用を徹底的に抑制した社会システムを実現するとともに、効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築します。」とすることを提案します。

該当箇所：7 ページ目・16 行目から 19 行目について

3R の中でも「リデュース」が最優先されることを踏まえれば、当該部分で列挙される技術革新も、プラスチックのリデュースに関わるものが最優先されるべきです。最初の例として「・使い捨てプラスチックの使用回避を実現する革新的技術開発」を新たに追加すると共に、16 行目から 19 行目の提示順序を入れ替え、現行では 19 行目に記載されている「・あらゆる場面へのシェアリング・エコノミーの展開」を現行の 16 行目「再生可能資源であるバイオマスプラスチック、紙等の代替製品の開発や転換」より前に持ってくることを提案します。

該当箇所：8 ページ目・28 行目から 29 行目について

「2030 年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で 25%排出抑制するよう目指します。」という目標設定は、基準年も明示されておらず、「25%の削減」が個数ベースなのか重量ベースなのか、マテリアルフローのどの段階を「排出」と定義するのかなども示されていないため、定量評価の指標として使うことが出来ません。「マイルストーン」に値しませんので、基準年や指標、「排出」の定義などを明確に定めて公表することを、強く要望します。もし本戦略の策定時にその明示が困難だとすれば、期限を切って、いつまでにこれらの詳細を確定するのか、本戦略内に明記することを求めます。

該当箇所：9 ページ目・18 行目から 19 行目について

当該箇所において、本戦略の見直しについて記載されていますが、見直しの具体的な時期、間隔が記載されておらず、このままでは、10 年後、20 年後まで見直しが行われない可能性もあります。「マイルストーン」として提示されている年限は 2025 年と 2030 年ですので、途中、進捗状況を確認して目標達成を可能にする戦略の修正を図るためには、3 年、もしくは 4 年程度の間隔で進捗の確認と戦略の見直しを行う必要があります。本戦略の本文上に、見直し時期の明記は不可欠です。また海洋プラスチック汚染問題に関しては、近年、急速に新しい科学的知見が蓄えられつつある状況にありますので、5 年間などの長い期間では、新たな科学的知見の戦略への反映が追いつかない危険性があります。当該所は、「施策の進捗状況を確認しつつ、少なくとも 3 年程度の間隔を目安に、最新の科学的知見に基づく見直しを行っていきます。」と変更することを提案します。

該当箇所：3 ページ目・33 行目について

ペットボトルの場合には、軽量化＝薄肉化が行き過ぎると、リサイクル工程における素材分別が困難になり、また環境流出後には速やかに崩壊が進むことから、マイクロプラスチック化が進行することが懸念されています。またレジ袋についても、薄くなりすぎること破れやすくなり、リユースを妨げているという指摘もあります。本戦略はこれらの過度な軽量化への歯止めを意識する必要があります。軽量化には不適切な場合もあることに注意喚起するために、「軽量化等の環境配慮設計や」の部分に「適切な」の文言を追加挿入し、「適切な軽量化等の環境配慮設計や」とするよう、要望します。

該当箇所：4 ページ目・7 行目から 5 ページ目 3 行目について

4 ページ目 7 行目から 5 ページ目 3 行目までの「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」の項目は、全体的に既に行われている取り組みを列挙した内容にとどまっており、新規性がなく、施策の中でどのような部分に特に注力するかも明示されていません。戦略性に欠けた内容で、このままで今後、実際に「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」の実現が加速するとは思えません。少なくとも、このリサイクルの範疇における今後の重点施策や注力分野を明示することを、強く希望します。

該当箇所：8 ページ目・12 行目から 13 行目について

協力する主体として例示されている「地方自治体」や「我が国の企業等」の中に、市民団体などの NGO・NPO が明示されていないことは、これらの組織の役割の軽視であり、極めて不適切です。「地方自治体や我が国の企業等」の部分に「地方自治体や各種団体、NGO・NPO 等、我が国の企業等」とすることを要望します。

該当箇所：1 ページ目・14 行目について

「海洋プラスチック問題」という表現では、この問題へのリテラシーが低い一般市民には、具体的にどのような問題であるかが理解できず、問題解決が必要なネガティブな課題であることが伝わりません。（「〇〇問題」という言葉は、必ずしも否定的な意味を持たないため。）「海洋プラスチック汚染」が引き起こすと考えられる深刻な状況への理解を促すため、「海洋プラスチック汚染問題」という表現で、この問題のネガティブな側面への注意を喚起することを提案します。

該当箇所：1 ページ目・26 行目について

プラスチックの 3R を進めることが必要である理由としては、24 行目以下に記載されている 3 つの理由以外にも、道徳面からの要請等、複数の理由が考えられます。当該部分でそのすべてを網羅する必要はありませんが、記載のある 3 つ理由以外にも、3R を進めることが必要である理由があることを意識して、「アジア各国による…中略…国内資源循環が求められていること」の後に、「等」を付け加え、「アジア各国による…中略…国内資源循環が求められていること等」とすることを提案します。

該当箇所：2 ページ目・7 行目から 14 行目について

7 行目から 14 行目にかけての段落は、本戦略の「ねらい」について記述した重要部分であるにも関わらず、1 段落 1 文で日本語の文章としては長すぎるうえに、主語も不明瞭、接続語の用法も不適切など、日本語の文章として極めて不適切です。（要するに日本語が下手。）そのため、一般市民には、文意が到底理解できません。段落を複数の文章に分割するとともに、センテンスの順番を変更したり、接続語を差し替えるなどで、文意を明瞭にすることを、強く要望します。さらに、現状では、経済産業省や農林水産省等の関係省庁がそれぞれに対策を打ち出していることで、各々の横の連携が分かりにくい状況となっています。このような状況も踏まえて、関係省庁間の横の連携の必要性についても言及する必要があると考えます。以上を踏まえ、一例として、以下のような書き換えを提案します。「プラスチックの使用と廃棄・リサイクル等に関する以上の状況を踏まえ、国として、第四次循環型社会形成推進基本計（2018 年 6 月 19 日閣議決定）に基づき、経済性及び技術的可能性を踏まえながら、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを目指して、生産から使用・消費、そして廃棄に至るまでのプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、関係各省庁の緊密な連携の下に、これに基づく施策を推進していきます。これによって、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しつつ、アジア各国による廃棄物の禁輸措置等にも対応した国内資源循環体制を構築することで、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいきます。」

該当箇所：2 ページ目・35 行目について

「前提に」の語の用法が不適切です。現状の文脈では、「ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底」や「清掃活動の推進」は、「上記の 3R の取組や適正な廃棄物処理」が、完璧に実施された後の段階でなければ実施されないといういみにもよみとることができます。当該箇所「前提に」という語を使用するのであれば、「上記の 3R の取組や適正な廃棄物処理を推進することを前提に、」とするか、もしくは、「前提に」の語を使用せず、「上記の 3R の取組や適正な廃棄物処理を推進するとともに」という表現に変更することが、より望ましいと考えます。

該当箇所：3 ページ目・19 行目から 20 行目について

本戦略が従来の省資源等の取り組みとは根本的に異なる、広範で徹底的なものであることを明示するため、「ワンウェイの容器包装・製品のリデュース等、経済的・技術的に回避可能なプラスチックの使用を削減するため、」の部分に、「徹底的に」や「大幅に」の文言を追加し、「ワンウェイの容器包装・製品の徹底的なリデュース等、経済的・技術的に回避可能なプラスチックの使用を大幅に削減するため、」に変更することを提案します。

該当箇所：3 ページ目・24 行目について

「消費者のライフスタイル変革を促します。」だけでは、消費者がどのようなライフスタイルを改め、変更するかが分かりません。現状の問題点を明確に示すために、「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品を大量に使用する消費者のライフスタイル変革を促します。」と変更することを提案します。

該当箇所：3 ページ目・29 行目から 31 行目と 32 行目から 33 行目について

代替素材の使用よりも、ワンウェイ容器包装・製品の使用量削減につながる環境配慮設計やリユース容器・製品の採用が優先されるべきです。この優先順位に従って、現行の 29 行から 31 行にかけてのグラフは、現行の 32 行から 33 行にかけてのグラフと順番を入れ替えることを提案します。

該当箇所：5 ページ目・5 行目から 25 行目について

「バイオプラスチック」「生分解性プラスチック（グリーンプラ）」「バイオマスプラスチック」については、生活者/消費者一般における興味・関心が低く、それぞれの違いや特性の差異が理解されていません。このままでは、企業が自主的にバイオプラスチックの導入を促進するためのインセンティブが発生しませんので、バイオプラスチックの利用促進のためには、ユーザーである一般生活者・消費者レベルにおけるバイオプラスチックに関する知識レベルやリテラシーを高める必要があります。こうした状況を踏まえ、4 ページ目 5 行目から 25 行目までの「再生材・バイオプラスチックの利用促進」の中に、「民間企業による自主的なバイオプラスチックの利用を促進するため、バイオプラスチックに関する消費者啓発・バイオプラスチックの特性の周知促進に取り組みます。」という項目を追加することを提案します。

該当箇所：7 ページ目・31 行目から 33 行目について

「プラスチック代替製品の開発利用等を通じたワンウェイのプラスチックの排出抑制」とありますが、代替製品の開発利用は、必ずしもワンウェイのプラスチックの排出抑制につながるとは限りません。代替製品の開発利用に優先して、過剰包装などの無駄なワンウェイプラスチックの使用抑制を図るべきであり、当該箇所では「プラスチック代替製品の開発利用等を通じた」を削除して単に「ワンウェイのプラスチックの排出抑制」とすることを提案します。さらに、「プラスチック代替製品の開発利用」は、32 行目から 33 行目にかけての「再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の率先利用」と並列に置かれるべき事項ですので、この部分に挿入し、「プラスチック代替製品の開発利用と、再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の率先利用」とすることを提案します。

該当箇所：8 ページ目・23 行目から 24 行目について

「世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し」とありますが、2019 年 3 月の国連「第 4 回環境総会（UNEA4）」で採択を目指すことが公表された世界的な共通目標に比べれば、本戦略（案）で示されている「マイルストーン」は、正式決定時点ではすでに、必ずしも「世界トップレベル」とは言えない状況となっている可能性があります。しかし本戦略策定の目的は、まず我が国における効果的かつ効率的なプラスチック資源循環の実現とそれによる海洋プラスチック汚染の防止や非再生資源の節約ですので、本来、マイルストーンが「世界トップレベル」であることは、本戦略の絶対必要条件ではないはずで、本戦略の「マイルストーン」が「世界トップレベル」であることを維持するために、日本政府が第 4 回環境総会（UNEA4）での採択に反対するような、本末転倒の事態が発生することを防ぐためにも、当該箇所は単に「本戦略の展開に当たっては、以下の「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し」と変更し、「世界トップレベルの野心的な」という表現は削除することを提案します。

該当箇所：1 ページ目・5 行目

「改善等に寄与し、」の前後で、主語が異なっている（「プラスチック」と「我が国の産業界」）ため、その 2 つのセンテンスを、「寄与し」の単語で接続するのは日本語として不適切です。「寄与しており、」や「寄与するものであり、」などの表現に修正する必要があります。

該当箇所：1 ページ目・5 行目

「例えば」は文脈が繋がらず、意味不明です。そのまま削除しても文意が変わらないので削除を提案します。

該当箇所：1 ページ目・6 行目

「その技術開発」は、「その」が何を示しているのかが分からず、意味不明です。（「プラスチックの技術開発」なのか「食品ロスの削減やエネルギー効率の削減」の技術開発なのかが分からない。）文脈から考えて、「プラスチック利用の技術開発等」とするのが妥当です。

該当箇所：1 ページ目・6 行目

「率先して取り組むなど、」と、その後の「こうした社会課題の解決に」の文脈が繋がりません。「率先して取り組むなどを通じて、」等の表現に変更することが望ましいと考えます。

該当箇所：1 ページ目・13 行目

「このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測される」という表現では、魚の重量を上回るプラスチックが 1 年間の間に新たに海洋に流出するかのような誤解を生みます。予測されているのは、過去から 2050 年までの累積的な蓄積量としての海洋のプラスチックごみの量が、魚の現存量を上回ることなので「このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に存在することになると予測される」等の表現に訂正することを提案します。

	<p>1 該当箇所：ページ目・17行目 「…適正処理等を行うためのプラスチック資源循環戦略」という文章の中で、「行うための」という部分は、日本語表現として不適切です。「…適正処理等を実現するプラスチック資源循環戦略」等への変更を提案します。</p> <p>該当箇所：1 ページ目・18行目 「海洋プラスチックごみによる汚染」いう表現では、汚染されるものが何であるかが明示されていません。「プラスチックごみによる海洋汚染」という表現に変更すべきと考えます。</p> <p>該当箇所：1 ページ目・20行目 19行目までが世界全体の状況や世界全体での取り組みの必要性を記述した部分であるのに対して、20行目以下は日本国内の状況や取り組みの必要性について記述した部分です。現状では日本語表現としてのつながりが不自然で、文意の理解を妨げますので、20行目冒頭に、「一方、」などの接続語を挿入することを推奨します。それによって全体の文脈が分かりやすくなります。</p> <p>該当箇所：1 ページ目・24行目 20行目冒頭の接続語ととして「一方」を使うことで、24行目冒頭の接続語は「しかし、」に変更することを提案します。</p> <p>該当箇所：2 ページ目・21行目から28行目 それぞれ異なる4つの4つの取り組みを併記しているにも関わらず、21行目から28行目まで、文章としては長い一文に結合されているために、一般人には非常に分かりにくく、かつ[1]から[4]まで、番号を振って箇条書きにしている意味がありません。それぞれ別個の文章として独立させることによって、それぞれの取り組みの意義を明確にすべきです。</p> <p>[4]は[1]から[3]までの取り組みを前提とした上で、最低限の、回避不可能な廃プラスチック排出に関する取り組みです。この位置づけを明確にするために、「使用後は、」の部分は、「[1]から[3]までの取り組みを前提に、回避不可能なプラスチックの使用後は、」に変更することを提案します。</p>
246	<p>使い捨てプラスチックの代表である「レジ袋」について、2020年までに有料化を義務付けるべきです。世界ではレジ袋を有料化、もしくは使用禁止としている国が多数ある中、東京オリンピック・パラリンピックで日本を訪れる海外の人々に対して、日本の今の状態を見せるのは、とても恥ずかしいことだと思います。台風の過ぎ去ったあと、川原の木には沢山のレジ袋が引っ掛かっています。早急に取り組む必要がある課題だと考えます。生産者には拡大生産者責任を負わせ、消費者にはリサイクルよりもリデュースやリユースを優先する意識づけを行なうよう、容器包装リサイクル法を見直し、循環型社会構築のための法整備を行うべきです。</p>
247	<p>プラスチックリサイクルにおいて熱回収も重要であるが、CO2排出量削減という環境にも大きく寄与している事を記載するべきであると考えます。リサイクルは資源の有効活用は勿論のこと、環境負荷軽減、特にCO2排出量削減に大きな効果があり、材料リサイクル・ケミカルリサイクルを優先して活用していく事がこれらの課題を解決していく事に繋がると考える。中国のプラスチック輸入禁止等により、国内では更なるリサイクル増は急務である。リサイクル増には、収率約5の材料リサイクルに比べて、9割強の利用率であるケミカルリサイクルが圧倒的に有効である。但し容器包装リサイクル法では、入札において材料リサイクルに優先権がある事からケミカルリサイクルに選択の自由度が少ないのが現状である。よって、集荷量の拡大と材料リサイクル優先制度を今一度見直す必要があると考えます。</p>

248	<p>該当箇所：p1 10 行目 意見の概要：世界平均の有効利用の定義と日本の有効利用の定義が異なっている状態で比較している。 意見の内容：世界の有効利用率は、国連環境計画の報告書から引用しているが、マテリアルリサイクル率が14%であるのに対して、日本の有効利用率は、マテリアルリサイクル率にサーマルリサイクル率を加えた84%となっているが、マテリアルリサイクル率23%、ケミカルリサイクル率4%、サーマルリサイクル率57%と分けて記載するなどしないと、日本国民を含めステークホルダーに大きな誤解を与えることになる。今後の同標設定においても、Igironn がかみ合わなくなってしまう。</p> <p>該当箇所：P2 31 行目 意見の概要：「カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック」がカーボンニュートラルかどうか疑問。 意見の内容：過去 LCA の論文においても、バイオプラスチックが必ずしも、環境負荷が低いとは言えないという課題と、生分解性プラスチックでないバイオプラスチックもあるという課題と既存の材料リサイクル施設に原料として入った場合に、適切にリサイクルできるかどうかという課題について、十分な議論がなされないまま、900 万 t の年間使用量のうち、200 万 t も導入する目標を立てている点は非常に節足であり、疑問。</p> <p>該当箇所：P4 21 行目から 31 行目まで 意見の概要：プラスチック資源の定義は、容器包装プラスチックだけなのか、製品プラスチックまで含むかが明確ではない。 意見の内容：現在の材料リサイクル事業者で十分対応できるため、製品プラスチックも容器包装プラスチックと一体となったリサイクル制度を早急に構築すべきである。</p> <p>該当箇所：P5 5 行目 意見の概要：再生材の利用促進の記載が少ない。 意見の内容：材料リサイクル業界として、再生材の利用促進に向けて、JISQ9091 の品質規格の普及啓発や家電、自動車部品メーカーへの再生コンパウンド事業者を通じた販売を積極的に行っていくので、政府としてもこうした民間主導の取組を支援いただきたい。</p> <p>該当箇所：P5 19 行目から 20 行目まで 意見の概要：可燃ごみ用指定収集袋を燃やす前提とすることは、安易すぎる。 意見の内容：可燃ごみ用指定収集袋について、欧州では材料リサイクルされており、我が国でも材料リサイクル可能な技術力を有しているので、こうした点も参考にしながら、できる限り材料リサイクルが推進されるよう国として施策を講ずべき。</p> <p>該当箇所：P9 6 行目から 8 行目まで 意見の概要：2035 年までに熱回収を含め 100 %有効利用するとあるが、すべて熱回収にならないように材料リサイクルの割合も明確に目標を立てるべき。熱回収の定義も明確化すべき。 意見の内容：現状の一般廃棄物処理施設の焼却炉は、地方では単純焼却が多く、熱回収ができていない状況の中で、すべて熱回収も含めた 100%有効利用するためには、広域処理を積極的に推進しないと実現不可能である。また熱回収の定義を明確化し、熱と電気エネルギーを何%回収するのかを提示する必要がある。またすべて熱回収されないように、材料リサイクルが推進されるように製品プラスチックを含めたプラスチック資源全体をリサイクルするための仕組みを早急に検討すべき。</p>
249	<p>マイクロプラスチックが海洋を汚染しているだけでなく、土、川、塩等からも検出されているという由々しき事態があります。プラスチックは汚染物質で、有害物質を付着させる性質があることを先ず初めに認識する必要があります。プラスチックは腐らず、安価で大量生産できるため、夢の物質と言われましたが、大量生産され、腐食しないために、深刻な環境汚染を引き起こしています。生産段階では確かに安価ですが、廃棄処理には膨大な費用がかかります。生産者責任無くして、プラスチック問題は解決しません。自治体が莫大なごみ費用を負担することは間違っています。今年 6 月、G7 は「海洋プラスチック憲章」を採択しました。残念なことに日本とアメリカが署名を拒否しました。ナノ化し、超微細マイクロプラスチックになろうとも、プラスチックはしません。日本の廃プラ政策は、一部再生利用し、残りは焼却(エネルギーとして熱回収することを含めて)することを良しとしています。焼却は循環ではありません。地球温暖化の要因です。エチレンを原料とするものはほとんどバイオ資源で代替できます。資源面でも、脱石油、プラスチック生産削減が必要です。未来の地球に日本も責任を持つために、次のことを提案します。</p>

	<p>(1) 2P 29行(熱回収によるエネルギー利用を含め)を「(熱回収は含まない)」とする。</p> <p>(2) 3P 24行「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)をはじめ、無償頒布を止め「価値づけ」をする。」を「レジ袋配布を禁止する」とする。</p> <p>(3) 6P 3行マイクロビーズの「削減」を「禁止」とする。</p> <p>(4) 8P 32行ワンウェイのプラスチックの「排出抑制」を「生産禁止」とする。</p>
250	<p>該当箇所：頁4、行28 (②効果的, 効率的で持続可能なリサイクル)</p> <p>意見の概要：廃棄ポリカーボネートを、化学反応を利用して純度の低下を引き起こさず構成原料へと戻すケミカルリサイクル法を提案する。</p> <p>意見の内容：まずは youtube をご覧ください。 (http://www.youtube.com/watch?v=rFwrgbzeLWg)</p> <p>意見者はこれまで廃棄プラスチックの再利用-再資源化を検討してきた。化学反応を利用したプラスチックのモノマー原料化(ケミカルリサイクル)は、構成モノマーだけでなく可塑剤や難燃剤のプラスチックにおける混練物も分離・回収できるため有望な再資源化法と考える。しかし、絶対的手法がないために普及はしていない。このケミカルリサイクルの普及(工業・産業化)には、大量処理、温和な条件、短時間、単純・簡便な生成物の分離・精製プロセス、高モノマー(や有効成分)収率、経済的、低環境負荷等すべてを考慮した手法が要である。加えて、あらゆるプラスチック材料・製品、その大きさにも対応する必要がある。意見者はポリカーボネートの完璧なリサイクル法を提案する。ポリカーボネートは透明性や耐衝撃性に優れているため、現在自動車部品や耐久消費財に多く利用され、今後も多くの需要が見込まれる。このポリカーボネートを触媒と水だけでモノマー原料に戻すことができる。この触媒もまた意見者が発見したものである是非この手法を利用してリサイクルを推進して頂きたい。具体的には、~200度の温度で分解できるため、工場の廃熱を利用したり地熱を利用したりできれば経済的でもある。またあらゆる形状や大きさにも対応できるため革新的な手法である。さらに本触媒は回収し再利用できる。</p>
251	<p>1.はじめに一背景・ねらいの箇所で、近年のプラスチックの社会的課題への貢献と共に、“日本らしさ”を伴う環境対策での貢献を追加で示して頂きたい。欧米では、単一素材が多いにも関わらず使用済み容器包装の大半が有効利用されていません。一方、日本の容器包装材は海外で例を見ないほど高度な複合素材化により高機能化され、フードロス減らすなどリサイクルとは別の側面で大きな貢献を果たしています。それどころか複合素材であるにもかかわらず、容器包装リサイクル法によりその多くをリサイクルもしています。この日本の素晴らしい環境貢献対策とその事実をもっと世界に丁寧に発信する必要があります。エネルギー代用に利用する件も、日本ではこんなに素晴らしく、世界でもっとも先進的な環境への取り組みを行っている。と世界に誇るべきで、「再生材を用いた成型製品ものづくり」に至っては世界に比喩群を抜いたクオリティーの成型品を市場に送り出しています。リサイクルシステムは各素材別に運用することにより、効率的効果的な仕組みの安定に繋がり、各々の利用促進を生み出す。再生材とバイオプラスチックの記述は明確に区別すべき。「再生材」「再生利用」「紙」「バイオマスプラスチック」「バイオプラスチック」の「括り」方や「意図の説明」で配慮が不足していると思われる。資源循環を考えた仕組みづくりでは利用の推進が大切であるとは言うまでもないが、その前提となるのが、区別、分別、回収、処理などのシステムの構築と安定化である。現在のプラスチック資源循環の大きな課題の一つに、循環システムの中で、消費を中国に依存し、日本の国内循環を積極的に推進してこなかったことにある。「再生材」と「紙」「バイオプラスチック」の利用促進は個々としては良いことではあるが、同時に適切な区別、分別、回収、処理などのシステムとの紐づけが必要不可欠である。今回の併記や説明の内容では、利用者も、推進者も、誤解が生じやすい。利用者の誤解を避けるためには「再生材」と「紙」「バイオプラスチック」等の記述を例として挙げる時は「再生材」は再生材で、「紙」は紙で、「バイオプラスチック」はバイオプラスチックで、分けて記述することが必要である。「2030年までにプラスチック再生利用を倍増するよう目指します」とありますが、具体的なアクションプランを早期に示す必要があるかと思えます。具体的な戦術の検討を早期に着手し、来年のG20での国内外への公表までに案を提示して頂きたい。最も重要な視点は、再生材の利用先、すなわち用途開発・製品開発ではないでしょうか。そしてこの用途・製品開発は、産官学一体で実施していくことが効果的で目標の早期達成が可能になると考えます。具体的には、再生材料と再生製品をセットにした支援体制づくり(設備投資、技術支援、人材派遣)や、既存のリサイクル成形製品メーカーとともに素材メーカー・成形加工メーカー・(総合)商社を巻き込んだバリューチェーンの確立等、基盤強化がその前提であり急務だと考えます。</p>

252	<p>P2 11 行目～14 行目 「はじめに」において、循環利用に際しては、“安全性や利便性を確保しつつ行うこと”を明記する。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、賞味期限延長による食ロス削減、商品と一体となった食品の安全な流通、包装の軽量化による省エネ効果や消費者の利便性向上、期限やアレルゲン等の表示により重要な報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものとして成果を上げてきた。また、災害備蓄や、食品の保管においても、前述のプラスチック容器包装の貢献は大きいものがある。これらの重要な役目を担う様々な機能を付与するため、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約があるものとなるためワンウェイとならざるを得ないものが多い。</p> <p>P4 11 行目～14 行目 プラスチックを含む容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル制度の下(再商品化手法や競争環境整備などによる社会全体のコスト低減の課題はあるが)、継続的な検証・見直しを図りながら、各主体の役割の深化や主体間の連携が進むことにより、効果的・効率的なりサイクルシステムを構築してきた。効果的-合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱についてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P4 28 行目～31 行目 「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。そのような観点から、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせるものとなるよう見直すことが求められる。</p> <p>P5 15 行目～18 行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。</p> <p>P7 9 行目～11 行目 効果的-効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。重点戦略(1)プラスチック資源循環②効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28 行目～30 行目において「プラスチック資源の品質・性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされており、そのための基盤整備においても、「リサイクル施設・設備を下支えする静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーン構築」に際しては、以上の「最適な組み合わせ」の実現に資する様な、基盤整備を行うことを求める。このため、p 7 9 行目の「選別-洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質-性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別洗浄-原料化等のリサイクル施設・設備」とする。</p> <p>P8 17 行目以降 野心的な「マイルストーン」は目指すべき方向性と設定され、国民各界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な論を行うこととされたい。</p>
253	<p>戦略の具体的遂行においては、3Rの推進に積極的に取り組んで、実績をあげている日本の実情に応じた施策を立てて進めるべきである。すでに日本では、84%が有効利用され、未利用率は16%程度と小さくなっている。これに対して、欧州では未利用率は25%を超えており、まだまだ埋め立て処理も多い。米国では75%が未利用と言われている。また、日本ではコンポスト文化がないので、欧州の様にコンポスト用途向けを主とした生分解性プラの採用は難しい。この様に資源循環システムの進捗状況、インフラの状況、国民の取組み等は国・地域によって異なるので、欧州の施策に合わせる様な事をせず、日本の状況に合わせた施策を立てて進める事が重要だと考える。バイオプラスチック、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックの定義を明確に記載すべきである。①生分解性プラスチック:自然界に存在する微生物のはたらきで、最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチック。②バイオマスプラスチック:原料と</p>

して再生可能な有機資源由来の物質を含み、科学的又は生物的に合成することにより得られるプラスチック。例えば、サトウキビが原料のポリエチレン等。⑨バイオプラスチック：生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックを併せたものすべて。

P4 の 14～16 行目 海洋プラスチックごみの海岸漂着物で 50%以上の重量を占めている漁具に対しても、廃棄問題だけでなく、回収も含めて施策を立案・実施していただきたい。実際の海岸漂着ごみの調査結果においては、プラスチック製漁具が重量では 50%を超える量となっており。海洋ごみ削減を推進するためには、これらのプラスチック製漁具起因の海洋ごみに対する施策もしっかり行うべきである。また日本海側には中国や韓国からの漁具がかなりの割合で漂流・漂着している。国内の漁具廃棄問題に対する施策だけでなく、中国・韓国等に対する対応も同時に行っていただきたい。また、減らす事を目的として漂流・漂着漁具の回収についても検討・実施していただきたい。

P4 の 28～31 行目 材料リサイクルだけでなく、ケミカルリサイクル、熱・エネルギー回収の有用性も認識し、素材特性に合った資源循環を行うべきであり、容り法の材料リサイクル優先は撤廃。容り法では、現在プラスチック容器包装の材料リサイクル優先率が 50%設定されており、単一樹脂製品だけでなく、異なった素材から構成される多層の製品も材料リサイクルに回されている。異なった素材の混合物を材料リサイクルするため、物性が低く、これがリサイクル品の用途展開の支障になっている原因の一つである。これに対してケミカルリサイクルや熱・エネルギー回収はほとんど混合素材の影響がなく、効率的かつ有効に処理する事ができる。

P5 の 21～23 行目 生分解性プラスチックの使用においては、一般プラとの多層化や混合の禁止、分別回収、ポイ捨ての厳禁等を徹底すべきである。日本は欧米の様にコンポスト文化がないため、コンポスト中での分解を前提とした、通常的环境下では分解しにくい現状の生分解性プラは使用が難しい。生分解性プラと一般プラの混合物を分解させた場合は、生分解性プラの部分のみ分解し、一般プラ部分は分解せずにマイクロプラスチックになってしまうという問題点がある。生分解性プラと一般プラ混合物や多層品が材料リサイクルされた場合は、リサイクル品の物性を悪化させるという問題点もある。

P6 の 7 行目 地方自治体だけでなく、海岸や河川の漂着物回収を行っている NPO 等も支援すべきであり、回収物の処理システムも構築し、処理を支援すべきである。海洋プラスチックごみ問題に対しては、海域の流出防止(増やさない)だけでなく、回収(減らす)も要である。現在一部自治体では漂流ごみの回収や、漁業で網にかかったごみの買い取り回収を行っている所もある。また、地道に海岸漂着ごみや、河川の岸のごみの回収を行っている NPO 等が存在する。これらの NPO での回収作業はボランティア活動で行っている。国や自治体として、これらの活動に対して一般市民の参加啓発活動等を行って、漂着ごみ回収活動を支援していただきたい。また、離島等では回収した漂着ごみの処理方法に困っている所もあるので、回収ごみを処理するためのシステムも国や自治体として構築すべきである。

P8 の 17 行目～ マイルストーンは、「国民各界各層の理解と連携・協働によって目指すべき方向性」であるので、事業者や消費者等に達成を義務付けるべきではない。今後具体的な施策策定・実行を行うにあたっては、業種や品目ごとに数値目標を割り当てる事や事業者や消費者等に達成を義務付ける様な事はなく、この達成を目指して国民各界各層で取り組んでゆくという「目指すべき方向性」であるという事を明確にしていきたい。また、施策策定においては、諸外国より進んでいる国内における現状の 3R の取り組み状況と成果、国民生活や事業活動に与える影響等を考慮して策定すべき。本戦略を基に、施策をたて、実行していく段階においては、目標値に対する基準年の設定が必要になる「基準年」の設定においては、関連業界団体と十分に議論を行って決めていただきたい。なお、3R 推進団体連絡会の自主的活動においては、3R の目標値に対する基準年を 2004 年として活動を行っている。

P9 の 11～12 行目 再生材は複数の樹脂が多少なりとも混合するので、どうしてもニート樹脂と比較すると物性が劣る。用途を広げるためには、再生材の物性を向上させる検討が必要であるが、コストを上げない様に検討手段が必須と考える。物性が向上してもコストが上昇すると、採用されなくなってしまう。また、単ニート樹脂と同じ様な用途を目指したり、再生材での販売だけでは採用は増えない。再生材は再生材なりに適した用途開発を行うべきである。自社で作った再生材を原料として、それに改質剤を添加して物性を調整し、顧客に製品を提案して成形・販売しているリサイクルメーカーがあると聞く。これも再生材の採用を増やす有効な手段だと考える。

P9 の 13～15 行目

・バイオマスプラスチックの使用拡大においては食品事業者、消費者にコストアップ負担を理解してもらう必要がある。現在プラジルで生産されたサトウキビを原料として生産されたポリエチレンが少量輸

	<p>入され、使用されているが、価格が石油由来のものと比較して1.5～2倍位と言われている。バイオマスプラを使用すると容器包装等の製品コストが上昇し、それを負担するのは食品事業者であり、最終的には消費者である。200万トンには行かなくても、バイオマスプラスチックの使用拡大においては、食品事業者や消費者へのコストアップ負担増の理解を求める必要がある。また、バイオマスプラスチックの使用拡大においては、いたずらに事業者への補助金の公布等は控えて、自由競争の環境での採用拡大に留意していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のバイオマスプラスチックは、トウモロコシを原料とした生分解性ポリマーであるポリ乳酸や、サトウキビを原料としたポリエチレン等、食料となる植物を原料としたものがほとんどである。海外ではトウモロコシ等を主食にしている人々があり、プラスチックの原料への使用が増加すると、価格高騰や食糧の需給問題を発生する。国内だけでなく世界全体を見た食糧問題への配慮が必要である。
254	<p>はじめに（背景・ねらい）～基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第四次循環型社会形成推進基本計画（～）に基づき、」の後に、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことを前提に」と追記すべき。第四次循環型社会形成推進基本計画に謳われている通り、循環型社会として資源循環にも取り組むにあたっては、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていく必要がある。 ・「本戦略の展開を通じて」の後に、「一部の主体に偏らず、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が連携協働し」または「一部の主体に偏らず国民各界各層の連携協働によって」と追記すべき。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、多様な主体が連携協働して推進することが求められていることから、本戦略においても明記すべきである。 ・1つ目の○の前提として、22行目①の前に「SDGsの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意した上で、」と追記するか、或いは、②「より持続可能性が高まることを前提に、」の記載を、「SDGsの目標に即し、環境性、倫理的側面にも十分に留意して、より持続可能性が高まることを前提に、」と記載すべきである。 ・「SDGsの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すること」は、資源循環の前提となる重要事項であるため、2.の1○の全項目の前提として記載することが望ましい。代替素材への切り替えは、「より持続可能性が高まる」との記載だけでは、環境性や倫理的側面からも配慮しなければならないという意図が不明瞭である。以下の項目等に十分に配慮する必要がある。①代替素材の使用に伴う環境影響や食糧供給との競合（森林伐採などによりCO2が増えないか）②既存のリサイクルシステムへの影響（別の素材が混入することでリサイクルの阻害要因にならないか）③「ポイ捨てしても（分解するから）大丈夫」などの誤った理解の回避 ・②「プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオプラスチック等）に適切に切り替えた上で、」を、「原料調達等について、供給体制の整備等に要する時間にも配慮して、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源、（紙、バイオプラスチック等）に適切に切り替えた上で、」と記載すべきである。・現状、バイオプラスチックの原料によっては、調達先が世界的にも限られている物がある。今後、世界的にも需要が同時に急増することが想定されることから、原料の技術開発や供給事業者の育成等、環境整備が必要であり、これらに要する準備時間の確保が必要であることを明記すべき。「持続可能性を高める」では、配慮の意図が不明瞭である。 ・「特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、確実に熱回収します。」という記載は、「特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、国民・事業者の理解を得ながらカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、確実に熱回収します。」とすべきである。バイオマスプラスチックへ素材転換を行った場合、可燃ごみ指定収集袋等は割高になる可能性がある。経済合理性や技術可能性を考慮することはもとより、国民や事業者の理解を十分に得て、取組を進める必要がある。 ・「以上に当たっては、国民レベルの」の記載を「以上に当たっては、プラスチック資源循環全体、及び、廃棄物全体で4R（3R＋Renewable）を推進していくことを確認した上で、国民レベルの」と記載すべきである。「2.基本原則」においても、「1.はじめに」における意見同様、本戦略では循環型社会形成の考え方に即し、また、SDGsの目標に貢献するためにも、プラスチック資源循環全体、代替品も含めた廃棄物全体で、総合的に4Rが推進されなければならない。 <p>重点戦略</p>

・「その際、中小企業・小規模事業者など国民各界各層の状況を十分に踏まえた必要な措置を講じます。」という記載は、「具体的施策の展開にあたっては、検討の場を設けて中小企業・小規模事業者など国民各界各層の声を把握し、状況を十分に踏まえた上で、必要な措置を講じるとともに、十分な時間的余裕をもって進める。」とすべきである。プラスチックは生活に密着した素材であるが故に、関連する中小企業・小規模事業者の範囲・数も膨大である。中小企業・小規模事業者にとって、本戦略の展開によるライフスタイル等の変革は、自社の取り扱う商材・商品の転換等の対応を迫られ、まさに死活問題にもなり得る。政府が事業者の声を十二分に把握する場が必要である。中小企業・小規模事業者などが必要とする措置を講じるためにも、ライフスタイルの変革における高齢者・障がい者等社会的弱者への対応のためにも、時間的配慮、即ち、対応や準備のための時間の確保を図りながら、取組みを進めることが重要である。性急な施策の実施は、影響を受ける中小企業・小規模事業所や社会的弱者を置き去りにする恐れがある。

・「代替可能性が見込まれる～代替を促進します。」の文章の後に、「その際には、ごみ総量の推移を注視するとともに、SDGs の目標に即し、代替素材の環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すると同時に、原料調達等について時間的にも配慮して進めます。」と追記すべきである。・ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の適切な代替は重要だが、一方で、これまで家庭においてレジ袋等が繰り返し活用されていた用途に代替製品が使用されることにより、ごみの総量が増加する可能性がある。また、代替素材の使用により、森林伐採などの環境負荷が過大になったり、「ポイ捨てしても（分解するから）大丈夫」などの誤った理解などの倫理的問題を引き起したりすれば、却って持続可能性を損なう恐れがある。「代替可能性が見込まれる」との記載だけでは、これらの懸念を払拭できないため、明記すべきである。また、代替素材原料の調達システム整備には、相応の時間を要することにも配慮すべきである。

・「プラスチック資源について、幅広い関係者にとって分かりやすく」の記載は、「プラスチック資源について、既存の制度と整合性を取り、幅広い関係者にとって分かりやすく、」と記載すべきである。例えば、現在の容器包装リサイクル制度は、制度発足から 20 年以上の期間を経て社会に浸透し確立されている。今後、製品プラスチックも含めたリサイクルを推進するにあたっては、既存制度と整合性を取った上で、事業者等関係主体ともよく連携して進める必要がある。

・「全体最適化を通じて、費用最小化と資源有効利用率の最大化を」という記載は、「全体最適化を通じて、費用対効果と資源有効利用率の最大化を」とすべきである。費用の最小化という言葉は、効果を無視した処理費用等の単純な引き下げを想起させるため、避けるべきである。

・「～基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、～」の記載は、「～基本法の基本原則を踏まえて、素材特性（単一素材か複合素材か等）に応じた合理性を見極め、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことを確認した上で、材料リサイクル、～」と記載すべき。今年度改正された循環型社会形成推進基本計画において、「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくことが必要である」ことが確認、明記されている。また、プラスチック製品はどんな素材でできているか、単一素材であるか複合素材であるか等、素材特性に応じて適切な処理方法は大きく異なる。経済性と社会受容性・環境性など、多角的な視点で最適解を求めべきである。

・「資源有効利用率の最大化を図ります。」の文章の後に、「また、廃棄物処理施設整備計画を踏まえて、施設整備にあたっては、電気・熱の地域利用を進めます。」と追記すべきである。熱回収の多くは廃棄物処理施設等で行われるため、施設の高効率化を図ることは災害に対する強靱化等、施設の地域貢献度を高めることにつながり、地域循環共生圏の創出に通じるとともに、本資源循環戦略の目指す持続可能性にも資する。具体には、施設の高度化、集約・大型化に加え、電気・熱の地域利用の観点の有効と考える。

・「国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ」という記載は、「国内におけるリサイクル事業者の現状把握と適切な支援をした上で、リサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備、及び国内外のリサイクル製品市場形成をはじめ」とすべきである。アジア各国の輸入規制の影響等で、国内リサイクル事業者の負担は増加し、また一方で、廃棄物処理業の人材確保は難しく、処理量の急激な増加への対応は難しくなっている。持続的な回収・リサイクルシステムの構築は、リサイクル事業者の育成と一体で進めるべきである。また、わが国は製品に求める要求レベルが高く、プラスチックについては多くの分野で原材料としてパーズン材が用いられ、再生材製品の市場形成は不十分である。

	<ul style="list-style-type: none"> 「リサイクル等の技術革新やインフラ整備支援を通じて」という記載は、「リサイクル等の技術革新やインフラ整備は、国・地方自治体が率先して行うとともに、事業者の支援を通じて」とすべきである。技術革新やインフラ整備は国や自治体が率先して行うべきものも多い。また、事業者の行う技術革新も支援する旨をわかりやすく明記すべきである。 当該、「原則として、～取組を進めます。」の文章の後に、「また、国・地方自治体等が率先して周知徹底・普及啓発を行い、消費者のライフスタイル変革に通じる国民的理解を醸成します。」と追記すべきである。バイオマスプラスチックへ素材転換を行った場合、ワンウェイの容器等の削減と同様に、可燃ごみ指定収集袋等は割高になる可能性がある。したがって、国・地方自治体が先頭に立ち、国民や事業者の理解を十分に得て、消費者のライフスタイル変革にも通じる取組を進める必要がある。 <p>おわりに について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マイルストーンは野心的な目指すべき方向性であり、目標ではない。」と、マイルストーンについて、一律の達成目標でない旨を注釈に明記すべきである。「マイルストーン」という言葉の持つ意味から、読み手が達成しなければならない目標ではないかと誤解することのないよう、明確に記載すべきである。 「バイオマスプラスチックの最大限（約 200 万トン）導入」の記載について、（約 200 万トン）を削除すべきである。200 万トンという数字は、現在の利用規模（4.4 万トン：2016 年、日本バイオプラスチック協会）から考えて 50 倍と過大である。2030 年までは 11 年しかないことから、野心的な方向性を超えて「非現実的」と受け止められないように、また、「最大限の導入」という記載で十分に意図する方向性は伝わるため、数字は削除すべきである。
255	9 頁 11～12 行目 プラスチックの再生利用を倍増するためには、まず再商品化手法ありきではなく、実績として再生利率の高い手法を政策の主要手法として採用すべきと考える。加えて、再商品化手法の経済性評価にあたっては、環境負荷低減の視点を満足することは当然のこと、適用する前提としてのプラスチック資源の品質、性状等を確保するために必要な分別・選別のコストを含めた形で評価をすべきと考える。容器包装リサイクル法における再商品化事業者の入札にあたっての優先的な処遇については見直すべき時期に来ていると考える。この上で戦略を描くべきであり、足元の不適切な施策については、早急に是正を行い、再生利用の増加を目指し施策を推進すべきである。
256	3 頁 23 行目 袋持参が当たり前になった反面、ゴミ出しの袋がなくて不便と言う人がいる。生ゴミをゴミに出さずに自家処理（段ボール等微生物活用の生ゴミ処理コンポストの活用も一緒に勧めたらよい。
257	3 頁 23 行目 レジ袋の有料化については当然です。
258	<p>重点戦略(1)プラスチック資源循環①リデュース等の徹底</p> <p>ワンウェイプラスチックの代替やリユース製品の利用促進や環境配慮設計の普及に当たっては、プラスチックの環境負荷を、科学的・定量的・客観的に評価するために開発された LCA（ライフサイクルアセスメント）の考え方を、広く啓蒙していただきたい。</p> <p>②効果的・効率的で持続可能なリサイクル</p> <p>分別・選別されたプラスチック資源の品質性状に応じ、経済性も考慮し、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を適切に組み合わせ、資源有効利用率や環境負荷削減効果の最大化を図ることが望まれるが、特に、混合され汚れた廃プラの場合には熱回収がメカニカルリサイクルよりも優れている場合もあることについて広く啓蒙し、廃棄物発電をはじめ熱回収の意義・有効性について、国民に広く理解が進むような努力が必要である。</p> <p>(2)海洋プラスチック対策</p> <p>海洋プラスチック問題については、科学的知見からのファクトファインディングがベースとなり、議論を深めていくことを期待する。</p> <p>(3)国際展開</p> <p>特にアジアの新興国の廃棄物処理体制の整備が急務と認識している。箱ものだけでなく、自治体・住民・産業界の協力により循環型社会の形成を進めている仕組みや考え方なども含め総合的に国際協力を進めることを期待する。</p> <p>(4)基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル困難製品の対策としてリサイクル技術のさらなる技術革新を期待する。 <p>例えば、プラスチックを一炭素に転化あるいは炭化してから、C1 化学の知見の蓄積を活かし、化学原料として使用するケミカルリサイクル技術等も可能性があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種取り組みのペースとなる、マテリアルフロー作成については、政府と協力し、今後も精度の向上

	を図りつつ、当協会として今後とも作成していく方針である。
259	3 頁 23 行目 消費者の意識だけでは、3 年間の結果を見てもあまり変化が見られない。行政・企業・商店の協力が大変必要である。今回の有料化の義務化については、各県温度差があるので環境省が全国一斉に義務化が出来たら遣っていいと思う、今までのように各都道府県に任せてするよりも、義務化で決まったほうが市民としては、まとまるのではないかと思う。
260	P7 9 行目～11 行目 プラスチック資源の品質・性状等に応じた、材料リサイクル・ケミカルリサイクル、熱回収の最適な組み合わせが、経済合理的にエリア内で実現できる基盤整備を求める。現在、都市部においては比較的プラスチックリサイクル業者が多く存在するが、地方においては、リサイクルの処理事業者までの距離が遠く、運送費等により合理的な費用でプラスチックのリサイクル処理が出来ない場合が少なくない。したがって、「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・整備、下支える静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーンの構築」に際しては、高度な分離処理技術を持つリサイクル事業者が偏在することなくエリアに育成されるよう、また、遠隔地に所在する排出事業者においても資源循環への取組みに参画できるような基盤整備を望む。 4. おわりに 世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」の実現に当たって、自治体、事業者、消費者等の国民全体の理解が必要である。本戦略に基づき実施される施策は、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てるようなものではなく、国民全体が協力していく機運を盛り上げる内容とすることを望む。
261	P1、22～26 行目 注釈5に「そのうち 80 万トンが単純焼却され、残りが埋立てられている」を追記する。「未利用の廃プラスチックが一定程度ある」の「未利用」とは、放置されているものではなく、最終的に処理がされていることを明確に記した方が良い。 P2、22 行 「国民の健康や安全を考慮した上で、ワンウェイの容器包装・製品をはじめ・・・」と修正する。容器包装の機能としては安全性、利便性と、内容物の鮮度や衛生を保護し、国民の健康を守る機能がある。 P2、30～32 行目 バイオマスプラスチックの活用以外にも、ごみを出さない仕組みやごみの回収、熱源としての利用価値を含めて経済性・発展性を考慮し、本問題の解決に向けた、実現性のある（実効性のある）検討をお願いしたい。 P5, 1-3 行 各企業がイノベーション開発に取り組めるインセンティブが必要。 P5、5 行目 5 行目に書かれている“バイオプラスチック”に定義を設ける。P5 において、それ以前のページで使われていたバイオマスプラスチックに加えて、新たにバイオプラスチックや生分解性プラスチックという用語が無定義で出てきますが、これらは専門用語である上に、相互に包含関係にあるため、本文中のどこかにそれぞれの用語の定義や包含関係を示すためにベン図及び/又は「バイオマスプラスチックには、バイオ資源を原料とする生分解性プラスチックが含まれます。また生分解性プラスチックにはバイオ資源由来のもの、即ちバイオマスプラスチックと、そうでないものがあります。」等の説明文を明記すべきだと考えます。 P5 15～17 行目 プラスチック中の化学物質の含有情報の取扱いの検討・整理にあたっては、適切な情報が廃棄およびリサイクル業者に伝達されることを確実にするとともに、企業秘密の保持などの課題もあることから、検討にあたっては、産業界の意見を十分に踏まえるべきである。 P. 5, 19-20 行 「可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、バイオマスプラスチックの活用も含め、取り組みを進めます。」と修正する。バイオプラスチックは投入資源も多く、また燃やして発生する CO2 はオフセットされるという価値の高い資源です。ゴミ袋等の用途はリサイクル(プラの場合劣化するのでダウンサイクル) され高品質用途に使用できないプラスチックを使うことも検討してはどうでしょうか。 P5、21～22 行目 21 行から 22 行目を次の通り修正する。「生分解性プラスチックの生分解性能の評価結果及びそれらを踏まえた分解機能の発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）……」。生分解性プラスチックの分解機能の発揮場面は、生分解性能の評価結果を踏まえたものであるべきことを明確化するため。 ・日本で比較的進んでいるエネルギーリカバリーは廃棄物対策としても資源の有効活用にも、埋め立て処理と比較して有用な手段のひとつと考えられます。 ・バージン品に対して、同等以上の品質を再生品に求めるのは難しいと思います。消費者に対しては理念だけを訴えるのではなく、繰り返し使用可能品と再生原料を使用した製品の購入へのインセンティブ

	<p>(特に価格)が必要と思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ発生原因の中で、災害による流出のウエイトが増えている可能性が指摘されています。資源ごみ集積場の現状を把握し洪水や津波に見舞われる地区に立地しないか確認し、必要があれば移転などの防災対策も必要ではないでしょうか
262	<p>レジ袋の有料化、ストロー使用中止などが叫ばれているが、これではプラスチックの3Rはほど遠いと考える。使用量削減にはなるものの、そうすぐにかつ大量に削減できるものではない。やはり、リサイクルを積極的に進めるべき。特に資源化効率およびリサイクル生成物の活用先の広さの観点から、「ケミカルリサイクル>材料リサイクル>熱回収」の順で処理を進めるべきである。※“熱回収”は二酸化炭素削減の観点からはいかなるものかと思うが。また、まだプラスチック分別回収を行っていない自治体への分別強化の取り組みも進めていただきたい。「国際展開」に関しては、大いに賛成である。</p>
263	<p>ペットボトル製品は製造過程でも多大なロス(=廃棄)が発生しています。それは、それを製造している企業が必要以上の品質を求めているからです。プラスチック容器を扱う企業に、品質よりも廃棄量の抑制を求めるよう規制を講じていただきたい。</p>
264	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オリンピック・パラリンピックの開催までに有料化を義務付けるべきです。環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境意識が低下していますので、本文p3に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p8の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年東京オリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきと考えます。EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。 ・本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが(p1-18行、p2-9行、p4-30行)、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」を、リサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を、実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは、植物由来で製造されたものに限定すべきと考えます。
265	<p>P9、4～7行 「熱回収」について、リサイクル率から除外すべきです。「熱回収」では資源が循環しません。EUでは明確にリサイクルとは区別されています。</p>
266	<p>私が日々の中で今一番気になるのが、目に余る使い捨てプラスチックです。過剰なまでに多用されるのが当たり前になってしまっている現実を、是非変化させていきたいです。レジ袋ビニール袋は最終的に禁止する事を目標として、有料化は移行措置として下さい。マイクロビーズは自主規制ではなく、イギリスやアメリカのように全面禁止が必要です。プラスチックごみは輸出にたよるのではなく、最低でも国内で処理しきれない分の使い捨てプラスチックは削減する事が必要です。処理できないなら造らないことが大切です。ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2を発生して気候変動を悪化させます。資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチック削減を目指しましょう。国民一人一人の意識を変える為に、できる事から少しずつでも変化させていけば必ず未来は変わります。みんなにもっと分かりやすくする為に、県や市区町村レベルでの対策と対応・説明が必要になります。現状を国民にもっと知らせる必要もあります。日本だけでなく、人間だけの問題でもありません。世界の動きをお手本にし、協力し合って変化させる必要があります。どうか環境や健康にとって最良の選択がなされますようよろしくお願い致します。</p>
267	<p>プラスチック製品の問題点は場所をわきまえずにゴミとしてポイ捨てするのが問題だと思います。一か所に集めてしまえば、プラスチックの問題の9割は解決すると思います。そこで預り金制度を設けて、捨てるよりも適正な処理をする方が得だと認識されるべきだと思います。後は預けたプラスチックに関しては、当座は無理なリサイクル及びリユースは考えずに焼却処分。できれば熱回収(火力発電所)をするようにすればいいと思います。熱回収も立派な環境保護だと周知徹底されるべきかと思います。</p>
268	<p>使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030年までという長期目標ではなく、東京オ</p>

	<p>リパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。ごみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p>
269	<ul style="list-style-type: none"> ・国内すべての自治体でプラマークのついたゴミの回収の義務化：管理のハードルを下げるために食べ物などの付着したゴミは外し、米袋・たまご容器・菓子類の大袋など臭わないものに限定したほうがいいのかも知れません。回収コストを下げるために、各地域の学校や役場などで月一回の回収でもいいと思います。 ・ペットボトルのデポジット制：ゴミ対策だけでなく、資源化や経済にも恩恵をもたらします。『散乱ペットボトルのツケは誰が払うのか―栗岡理子』では10円値上げでデポジットは可能だといったことが書かれていました。 ・使い捨て容器税の導入：税金を利用できれば新たなビジネスの活性化に繋がり日本経済に恩恵をもたらします。
270	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラ製品のケミカルリサイクルの一つとして、一酸化炭素に転化あるいは炭化し、化学原料として使用する事業育成を行う施策が必要ではないかと考える。一酸化炭素は過去C1化学として多くの知見の蓄積があるはずであり、採算さえ合えば一酸化炭素から基礎化学原料への転化は工業的に実施することが可能であろう(積水化学工業が、微生物を用い、一酸化炭素をエタノールとする技術開発を最近発表しているが、他にも使用可能な技術はあると考える)。過去のC1化学の検討期には、熱源等の反応に用いるエネルギーに石油等の燃料消費がやはり必要なことが、ネックとなっていた可能性はあるが、現在では太陽光発電等の再生可能エネルギーの使用が可能となっていることもフィージビリティの増大に寄与するのではないかと考える。 ・廃棄物の炭化については、現在ごく一部の自治体で、厨芥類を含めた一般廃棄物焼却の一形態として一部行われているが、炭化物の用途に問題があるらしく導入は広がっていない。これを廃プラ製品に限った炭化を行えば、化学原料となりうる高品質水準の炭素を得ることが可能なのではないかと考える。この炭素を二酸化炭素と高温でBoudouard反応により、一酸化炭素に転化することによって上記で述べた一酸化炭素をベースにした基礎化学製品製造に用いれば、単純な熱利用でなくケミカルリサイクルが成され、なおかつ原料として二酸化炭素を用いることとなるので温室効果ガス削減にも寄与することとなる。もちろん上記同様反応のエネルギーとして再生可能エネルギーを適用することが、必要不可欠であろう。いずれの事業形態にしても、過去よりは再生可能エネルギーの利用という環境の面で有利な点はあるにせよ、採算性をもたらすには経済的な支援を継続していくことが不可欠となるので、長期的な視点に立った国の施策として事業育成を行っていくことが必要ではないかと考える。
271	<p>欧州指導のルール化にはうんざり、日本が独自・有利な点を強調し、ルール化の主導権を握るようすべき。そのためにはプラスチック資源循環として、コスト・環境負荷低減効果に優れ、欧州に少ないケミカルリサイクルの活用をアピールするのが良いと考えます。プラスチック資源循環戦略の中に「材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化」と書いているが、実績で資源有効率最大化を図る具体的な戦略を明示すべき。特にプラスチック容器包装のリサイクルにおいては、複合素材や汚れなどの観点から材料リサイクルは残渣が多いなど不向きな点があるため、材料リサイクル優先を至急見直しすべき。逆に、残渣が少なく、コスト・環境負荷低減効果など優れるケミカルリサイクル優先にするくらいの戦略が必要。</p>
272	<p>バイオプラスチックの利用は地球環境の保全に役立つものと思われますので、国を挙げてバイオプラスチックの利用を促進する制度を導入することは非常に意義深いと考えております。そのためには一般消費がバイオプラスチックの利用を意識し、広く使用する施策を実施していただくことが必要だと思います。たとえばバイオプラスチック使用製品は減税対象になるとか、以前盛り上がったエコポイントを付与するというような消費者がお得感を実感できる施策は効果が高いと思われますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>
273	<p>P2, 22行目/P3, 22行目 どのようなワンウェイのプラスチック製容器包装・製品が、非合理的で不必要な使用方法なのか明示すべき。</p> <p>P8, 28行目/P9, 11 共に、基準年とその時の量を明示すべき。</p> <p>P6, 23行目 どのような場合に有料化義務化となるのか、どのような無償頒布は止めるべきなのか、業界</p>

	<p>や消費者にとって納得性の高い仕組みとすべき。紙のレジ袋は引き続き無料で、プラ製のものが有料というのではライフスタイル変革とはならないのではないかと。</p> <p>P2, 29 行目 循環利用の段階において、汚れやリサイクル回数などの観点から、どの程度のプラスチック廃棄物ならば、こういった方法での循環利用とするのが望ましいのか指針を示してはどうか。いたずらに熱回収することは好ましくないが、熱回収の方が好ましい場合もある。適切な指針があれば、循環利用の現場が効率よく稼働すると考える。一方で熱回収には、現状では二酸化炭素を発生することが課題としてつきまとう。そこで発生する二酸化炭素をトラップし、原料として利用するような革新的な技術を開発することで、二酸化炭素を悪者とするこのゲームをチェンジすることに国として力を入れてほしい。</p> <p>P3, 3 行目/P6, 1 行目/P6, 7 行目 河川や海岸において集団で清掃活動を実施したいと考えている主体は多いと考える。地方自治体においては清掃活動が効率良く実施されるよう差配するとともに、問い合わせ先を周知し、実施要領、備品貸出、保険加入などについて情報提供してはどうか。</p> <p>P3, 2 行目 どう徹底するのか明示すべき。根本はそこにあり、プラスチックが悪者なわけではない。</p> <p>P6, 26 行目 中小企業へヒアリングをし、必要な措置を講じた上で、この取り組みを始めていただきたい。影響が出て経営破綻した後では、措置の仕組みがあっても意味がない。</p> <p>P4, 11 行目 現状の容リプラの回収ルートで、製品プラを回収してもよいのではないかと。</p> <p>P5, 19 行目 バイオマスプラスチックの使用で可燃ごみ用指定収集袋などの単価が上昇する場合は、国や自治体で費用を負担すべき。</p>
274	<p>3 ページ 32 行目 プラスチック廃棄物により毎年 100 万羽の海鳥が死んでおり(国連海洋会議 2017)、海鳥の中のミズナギドリ科やアホウドリ科では 60~90%がプラスチックを摂取しているといわれる(綿貫 2017)。プラスチックゴミは、鳥類だけでなく、海棲哺乳類、魚類を含め、海洋生態系全体に深刻な影響を与えている。その要因となるワンウェイのプラスチック製品については、製造自体を制限すべきである。特に、プラスチックゴミに占める割合の大きい 500ml 以下のペットボトルの製造販売を制限すべきである。さらに、デポジット制度を導入する、飲料メーカーに回収を義務付けるなど、回収率を高めるための具体的な対策を入れるべきである。</p> <p>9 ページ 6 行目 熱回収(サーマルリカバリー)では、資源は循環しないため、リユース・リサイクルの項に含めるべきではない。現在、プラスチックゴミの半分以上が熱回収により処理されているが、熱回収は地球温暖化の要因となり、鳥類をはじめ、地球上の生物および生態系に多大な影響を与える。原則として、地球温暖化を引き起こす熱回収からは脱却すべきである。焼却せざるを得ないプラスチックは、植物由来のものに限定すべきである。</p>
275	<p>3 ページ 1 行目/5 ページ 29 行目~6 ページ 2 行目 ポイ捨て・不法投棄の撲滅に向けた、啓発活動以外の対応策を検討すべき。ポイ捨ても犯罪行為であると明記し、国民運動を通じて啓発していく考え方に賛同します。我々事業者も連動した回収拠点インフラ整備や啓発活動を実施してまいります。それでもポイ捨てが無くならない事を想定した、対応策を検討しておくべきと考えます。</p> <p>4 ページ 7 行目~20 行目 事業系ペットボトルの効果的・効率的な回収に向けた、廃掃法の弾力的運用を検討。一例として飲料自動販売機周辺に設置する「自販機専用空容器リサイクルボックス」(以下リサイクルボックス)については、廃掃法により該当事業者リサイクルボックスの回収に限定されています。複数の自動販売機が設置されているロケーションでは、各社のリサイクルボックスがあり、回収を一元化できれば効率の向上が期待されるとともに、分別回収の推進等も図れるため、リサイクル素材の質の向上にも寄与できると考えます。</p> <p>8 ページ 26 行目~29 行目 リデュースを進めるにあたり、食品等の表示に関わるスペースが限られている事に配慮願いたい。また、目標値 25%については、各種プラスチックの背景を考慮頂きたい食品表示法以降、原料原産地表示等含め、表示記載の義務が拡大しており、一部商品では、表示スペースの確保に苦慮することが想定されます。消費者への安全・安心につながる情報伝達として記載スペースを確保するため、素材マーク等のサイズ(規格)を小さくする変更を要請します。また、リデュース目標の 25%については、各種プラスチックが過去より取り組んできた背景もあり、一定の配慮が必要と考えます。</p> <p>9 ページ 10 行目~12 行目 2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増するよう目指します。とありますが、PET ボトルのリサイクル率は、2017 年度で 84.8%。PET ボトルについては、ここ数年、約 85%前後の量がリサイクルされており、単品としての倍増は物理的に難しいです。マイルストーンの「再生利用倍増」については、各種プラの背景や、再生利用の内容も含め、今一度整理願います。</p>

	<p>9 ページ 13 行目～15 行目 バイオマスプラスチック最大限(約 200 万トン)導入するよう目指します。の根拠が不明確であり、導入には制度等の見直しも含めた慎重な検討が必要です。バイオマスプラスチックの導入に関しては、以下の点が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関しては、安全性が担保されている事・安定供給可能なものである事。 ・経済合理性を有している事。 ・原料の確保には、食糧問題に影響しない事。 ・リサイクル可能であるものが望ましく、その際にも、既存のカテゴリーで分類される事。また、分類として新カテゴリーとなる場合は、その回収について検討されている事。 ・生分解性プラスチックについては、その特性に適した用途とする事。
276	<p>3 ページ 30 行目～32 行目 代替については、代替することによって環境負荷が増大することのないことの検討・確認が必要です。代替に関しては、機能性の保持はもちろんですが、環境負荷の観点も重要と考えます。プラスチックの削減が先行するあまり、変えたことによって環境負荷がかえって増大する可能性については、十分、検討・確認が必要と考えます。</p> <p>9 ページ 10 行目～12 行目 PET ボトルの再生利用の倍増は不可能である。2017 年度の PET ボトルの再生利用量は 49 万 8 千トン、販売量に対して 84.9%のリサイクル率になっている。この実態を踏まえると、再生利用を倍増するという目標は成り立たないことは容易に推測される。よって例外とすべき対象物があることを明記するよう希望する。</p> <p>9 ページ 13 行目～15 行目 (約 200 万トン)の記述は削除すべき。日本におけるバイオマスプラスチックの製造実績約 4 万トンから見て、50 倍の目標設定は、製造インフラ整備上可能とは考えられない。 注)出典 H30.9.19 プラスチック資源循環戦略小委員会(資料5)日本バイオプラスチック協会資料(日本のバイオプラスチック出荷量推計 2017 年)合計 39,500t</p>
277	<p>3. 重点戦略の 29 行目 日本のケミカルリサイクルは未だ全体の 4%程度ですが、天然資源を輸入に頼っている我が国は、より一層のケミカルリサイクルを推進することに依り、貴重な天然資源を循環利用すべきではないかと考えます。日本では、10 数年前に複数のケミカルリサイクル技術が開発されましたが、原料の廃プラが大量に輸出されるなどして結局発展せず、それらの技術が使われずじまいになってしまいました。ところが、昨今の廃プラ問題の波を受け、例えば、欧州企業が上記日本の技術に目をつけ欧州にてケミカルリサイクルビジネスに結び付けようとしています。これは日本にとり折角の日本の技術が他国に奪われてしまう非常にもったいない事例であり、是非それら過去の日本の技術を再稼働させるべく、環境省よりもバックアップ頂きたいと思えます。</p>
278	<p>1.8 頁 27 行目～29 行目 消費者はじめ・促進により、世界的にも高度な技術を要する軽量化の推進をベースに代替品が環境に与える。3 ページ 32 行目に記載されている通り軽量化推進も排出抑制に繋がるため世界的にも高度な技術を要する軽量化の推進をベースに入れて頂きたい。</p> <p>2.9 頁 4 行目～5 行目 それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指しますカッコ書きを外して頂きたい。リサイクルと別枠表示とせず、サーマルリサイクルも含めたリサイクルと表示願いたい。可燃ごみは焼却処理されるが再生不可となったプラスチックは化石燃料節約、二酸化炭素排出削減に役立つと考えられる。</p> <p>3.9 頁 13 行目～15 行目 2030 年までに、バイオマスプラスチックを最大限(約 200 万トン)導入するよう目指します。2017 年の使用量は P L A で約 5 千トン/年で 2030 年の(200 万トン)と大きく乖離している為、海外粗悪品の国内流入を招き易く、組成の違う樹脂の混入は社会に浸透している白色トレーや P E T のリサイクルシステムへの不具合を発生させる。バイオマスプラスチック導入ロードマップは慎重に実施することをお願いしたい。</p> <p>総括 プラスチック資源循環戦略と海洋プラスチック対策は分けて頂きたい。海洋プラスチック対策は、ポイ捨て防止、プラスチックの海洋流出防止、海洋ごみ回収が施策となり、プラスチック資源循環は 3 R 推進が大きな対策となります。代替品への切替えだけでなく 3 R に適した素材の選択も重要な施策と考えます。その意味では 1.再資源化しやすい 2.プラ使用量が少ない(発泡倍率 10 倍では 90%が空気) 3.直近 10 年で 15%以上の軽量化推進 4.30 年間リサイクルが社会に浸透 5.サーマルリサイクル時の燃焼効率が良い、発泡ポリスチレンシートもプラスチック資源循環に適した素材として戦略的に展開を推進して頂きたい。</p>

279	レジ袋の有料化を早急に希望します。企業の改革・努力によりリサイクルのシステムが循環できると思いますし、そんな企業を応援していきたいです
280	<p>廃プラスチックをリサイクル目的で回収しようにも、廃棄物扱いとなると運搬処理等のハードルが高い。一方で有価物にしたくとも、分別等の中間処理コストなどから有価にならない場合が多い。(買取業者がない) 有価物イコール金銭的有価なもの、という枠を見直し、廃プラを回収リサイクルすることで有価にはならずとも「社会的には価値がある」ことになるという視点で廃棄物処理法などの見直しがあれば回収リサイクルが進むのではないか。メーカーなどは持ち出してリサイクルを行っているところも多いと聞かすが、そこには社会的責任的価値があるからこそであり、その点を認めるべき。処理コスト以上に廃掃法などがリサイクル推進のハードルになっているのではないか。</p>
281	<p>該当箇所：9 ページ 1 行目～8 行目 御省が平成 30 年 10 月に公開された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行状況 (http://www.env.go.jp/council/03recycle/siryuuuuuul.pdf)」の 20 ページに実例として掲載されている切り餅用包装ではバリア性の高いフィルムと他のフィルムを組み合わせることで食品の賞味期限を伸ばし、工場出荷以降の食品ロスを大幅に削減できることが示されています。このように食品の容器包装にガスバリア性などの機能性の高い素材を複合して使用することで食品ロスなどの環境負荷を低減することが出来ると考えられます。一方、一般的に複数のプラスチックを複合した素材は、複合部の分離、リユース、リサイクルが非常に難しいという性質を持っており、高い機能とリユース・リサイクルしやすい設計を両立することは難しく、技術開発や素材開発に相当な時間がかかることが予想されます。このように機能確保とリサイクル性の両立が非常に難しい場合は熱回収が重要なポイントになると考えられますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。</p> <p>該当箇所：1 ページ 24 行目 本戦略案に記載されているワンウェイの容器包装とは具体的にはどのようなものを指すか教えてください。</p> <p>該当箇所：8 ページ 28 行目 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）とは 3 ページ 22 行目に記載されているワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のことでありと理解できますが、具体的にはどのようなプラスチックを指すのでしょうか。</p> <p>該当箇所：8 ページ 26 行目～29 行目 海洋プラスチック憲章では「使い捨てプラの不必要な使用を大幅に削減する」と明記しており、これは不要なものだけを削減することと理解しております。一方、本戦略では必要不要の区別をすることなくワンウェイ（使い捨て）のプラスチック全体を 25% 排出抑制することを目指すとして書かれております。必要不要の区別をすることなく一律にプラスチックの排出を抑制するのであれば必要なものまで削減することになってしまい、国民生活や経済活動に著しい影響が出ることが予想されますが、この点についてどのようにお考えなのかお聞かせください。</p> <p>該当箇所：8 ページ 26 行目～9 ページ 15 行目 本戦略案で提示されているマイルストーンの数字は必達目標として義務づけられるということでしょうか。もし義務づけられるとすると国民生活や社会の経済的活動に大きなマイナスの影響を及ぼすことも考えられますが、その点について考えをお聞かせください。</p>
282	<p>該当ページ：2 ページの 2 2 行目から 3 4 行目まで 意見の概要：ワンウェイプラスチック容器包装・製品の機能の評価と適切な利用を 意見の内容：基本原則に、ワンウェイのプラスチック容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす、との記述がある。この点に基本的に異論はないが、プラスチック容器包装・製品の多くは、その軽さや優れた機能性により、様々な分野で評価され、社会に浸透し、特に食品包装の分野では、プラスチック容器包装が中身製品の安全性や品質保持に必要不可欠な存在であり、中身製品のロスの削減や中身製品の資源の保護など、生活の利便性や食品ロスの削減に貢献してきた。このことを踏まえ、3Rを進める上では、経済性と技術的裏付けを考慮し、機能の確保を前提とした取り組みを進めるべきである。画一的に、ワンウェイのプラスチック容器包装・製品の使用を回避するのではなく、科学的知見を基いて適切に評価するべきである。</p> <p>該当箇所：3 ページの 2 1 行目から 3 4 行目まで 意見の概要：日本の優れたリデュースの取り組みを世界に伝えていくべき</p>

意見の内容：日本には、詰め替えや付け替えなど容器包装の機能を生かし、高めつつ、資源を最小限に利用するリデュース容器包装が社会に定着しており、世界をリードする文化と言える。これらの科学的知見と評価に基づく、詰め替えや付け替えなどの容器包装によって、プラスチック使用量の削減に大きな効果を生んでいる。日本には、そのような優れた取り組み実績があり、この先進的な事例を、是非、海外にも伝え、広め、詰替え、付け替え技術により、プラスチック使用量を削減する活動が海外の目標になるよう、国及び国民各界各層の理解と協力の下で、その取り組みを進めるべきである。

該当箇所：4ページ・10行目から31行目

意見の概要：新たな視点でプラスチックリサイクルシステムの構築を

意見の内容：重点戦略に示されたリサイクルの取り組み方針には、現行の容り法とは異なるシステムに関する記述があり、容器包装に止まらず、プラスチック全体を対象にしている。当協議会は、容り法の特定事業者の立場で、これまで調査・研究などを通して、今後のプラスチックリサイクルの在り方を検討してきた。戦略案には、機械選別など新技術を含め、回収から再生利用までの持続的な回収・リサイクルシステム構築の検討が示されている。こうした視点は評価できるが、費用最小限化と資源有効利用率の最大化の実現に向けては、現行の容り法における再商品化システムの問題点である材料リサイクル優先の入札制度をはじめ、再商品化手法の効率化やコストの低減などの諸課題を解決するよう、プラスチックの素材特性を踏まえた、新たな視点でプラスチックのリサイクルシステムを構築することが重要である。また、この取り組みに際しては、様々なステークホルダーがおり、様々な意見があるが、将来のあるべき資源循環を目指して、国が指導的役割を果たし、関係各主体の相互協力のもとで、実行施策を検討して頂きたい。検討に際しては、関係各主体の意見、要望等を踏まえて、国民各界各層が納得する仕組みを目指すよう求める。

該当箇所：5ページの27行目から6ページの11行目まで

意見の概要：海洋プラスチック対策は、まずひとりひとりの行動を促す啓発活動を

意見の内容：海洋プラスチック対策は、資源循環とは本質的には異なる課題であり、国内外のモラルの醸成が基本であり、世界全体の課題である。この課題は、業界団体だけの取り組みではなく、国民各界各層の相互の連携と協働による取り組みが重要である。特に、陸域からのプラスチックごみの海洋への流出防止が、当面の最大の課題である。

それには、ポイ捨て防止、不法投棄防止が必須であることは、戦略案に示された通りで、犯罪行為であるポイ捨て防止に、国、自治体、市民とともに産業界も積極的に取り組むことが重要である。国民ひとりひとりに、自らが出来る行動を伝え、促し、行動するよう、国、自治体をはじめ、産業界も市民も、連携して啓発活動に取り組むことが重要である。

※市民ができること。ポイ捨てをしない。ポイ捨てとは、単にごみを放棄するのではなく、廃棄物処理ルートに乗せず、不適切に排出すること全体をさす。

該当箇所：5ページ、6行目から18行目：9ページの10行目から12行目

意見の概要：再生材の利用促進には、正確な実態調査とリサイクル技術の競争が重要

意見の内容：プラスチック再生利用に向けては、まずその実態調査が必要であり、材料リサイクル、ケミカルリサイクルなどによる再生製品の品種・品質、生産量、用途、価格、利用の状況などを公的機関で調査することが必須である。また、プラスチックの再生利用を倍増する目標を実現するには、材料リサイクルにおける再生樹脂の品質レベルをあげ、様々な用途への利用の拡大を図ることが重要であり、一部のリサイクラーが保護されるのではなく、高い技術開発力で高い成果物を製造、販売できるように、競争環境が機能する仕組みが必要である。また、ケミカルリサイクルによって再商品化された製品の用途拡大も重要である。なお、そのためにも、実質、競争環境のない容器包装リサイクル法の入札制度の改善を直ちに行うべきである。

該当箇所：5ページの19行目から25行目及び9ページの13行目から15行目

意見の概要：バイオプラスチックの開発には国の支援を

意見の内容：2030年までに最大限（約200万トン）を目指すとするが、現状国内で約5万トンしか採用されていないため、ロードマップの策定と、これに基づく諸施策の実施が必要である。特に、バイオプラスチックの研究開発を推進していくには、国の助成策が必須であり、国が補助金を出して、積極的な研究開発や普及を促す施策を実施し、素材開発メーカーや利用する事業者への支援などを検討すべきである。併せて、今後のバイオプラスチックの研究開発、普及・実用化に向けた、大きな推進力となる組織、機関などを活用することも必須と考える。

該当箇所：7ページの23行目から8ページの4行目

意見の概要：プラスチック・スマートの適切な運用を

意見の内容：普及啓発を進める上で、大事な取り組みであり、プラスチックの資源循環と海洋プラスチックごみ対策を国民運動に広げていくことには賛成する。ただし、国民各界各層のプラスチックへの理解は、現実的には低く、プラスチックの特性などを適切に理解している方々は多くないと考えられる。従って、国はプラスチック・スマートを進めて行くなかで、プラスチックの正しい知識、情報を提供する取り組みを、報道関係などの協力も得て、並行的に進めるべきであり、事業者としても自主的にこれに取り組む。

該当箇所：8ページの18行目から25行目

意見の概要：マイルストーンの取り組みは自主的取り組みで

意見の内容：マイルストーンに設定した数値目標は、経済性、技術可能性及び製品や容器包装の機能の確保が前提となる。そのためには、対象製品などを熟知した事業者による自主的取り組みが重要であり、国民全体のライフスタイルを大きく変える可能性もあることから、国民各界各層の理解と協働で取り組むべきであり、規制的手法は取るべきではない。その際、実現可能性があり、全体最適に繋がる取り組みとなるよう、国及び関係各主体の連携が重要である。

該当箇所：9ページの6行目から8行目

意見の概要：マイルストーンのリサイクル目標達成に向けては競争環境の整備強化が重要

意見の内容：この目標は、非常に厳しいものであり、取り組みに際しては、まず、現行の容り法における再商品化の在り方を見直すことが必須である。特に、容り法における再商品化に際しては、競争環境が低く、競争原理による技術の向上が有効に機能しておらず、技術開発や需要開拓の競争などが必要である。例えば、材料リサイクルの入札における優先枠の設定や再商品化の低収率など、現行の仕組みには、課題が多い。マイルストーンのリサイクル目標の達成に向けては、そうした問題を解消し、リサイクル事業における競争環境を強化することが必須である。また、ケミカルリサイクルでの収率のさらなる向上やガス化リサイクルなど新技術の実用化に向けた取り組みも必須である。

該当箇所：8ページの27行目から29行目

意見の概要：マイルストーンのリデュース、極めて厳しい目標だが、事業者は真摯に取り組む

意見の内容：当協議会は容り法の特定事業者で構成する団体で、これまで容り法に規定されたその他プラスチック容器包装の3Rに取り組んできた。特に、自主行動計画で、第1次、第2次、第3次の計画で取り組んできたリデュースの取り組みは、大きな成果を挙げたと考えている。マイルストーンでは、25%の排出抑制を掲げているが、これまでの取り組みで、軽量化・薄肉化が限界に近づいているなかでは、極めて厳しい目標であり、事業者としては、今後も、この取り組みを真摯に展開していくことが基本である。

意見の概要：プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略として評価（全体）

意見の内容：この戦略は、プラスチックの資源循環と海洋プラ対策に関する中長期の方向性を示したもののとして評価する。

但し、資源循環と海洋プラスチックごみ対策は、本来、質の違う課題であり、海洋ごみの原因をワンウェイのプラスチック容器包装自体にあると印象づける論調は避けるべきである。戦略の実施に際しては、適切に課題を整理した上で、慎重、かつ科学的視点を踏まえて取り組むよう求める。また、実施に際しては、関係各主体の自主的取り組みを軸とし、規制的手法は取らないことを明記するよう求める。

該当箇所：8ページの27行目から29行目

意見の概要：マイルストーンのリデュース、極めて厳しい目標だが、事業者は真摯に取り組む

意見の内容：当協議会は容り法の特定事業者で構成する団体で、これまで容り法に規定されたその他プラスチック容器包装の3Rに取り組んできた。

特に、自主行動計画で、第1次、第2次、第3次の計画で取り組んできたリデュースの取り組みは、大きな成果を挙げたと考えている。マイルストーンでは、25%の排出抑制を掲げているが、これまでの取り組みで、軽量化・薄肉化が限界に近づいているなかでは、極めて厳しい目標であり、事業者としては、今後も、この取り組みを真摯に展開していくことが基本である。

該当箇所：プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略として評価（全体）

意見の内容：この戦略は、プラスチックの資源循環と海洋プラ対策に関する中長期の方向性を示したもののとして評価する。但し、資源循環と海洋プラスチックごみ対策は、本来、質の違う課題であり、海洋ご

	<p>みの原因をワンウェイのプラスチック容器包装自体にあると印象づける論調は避けるべきである。戦略の実施に際しては、適切に課題を整理した上で、慎重、かつ科学的視点を踏まえて取り組むよう求める。また、実施に際しては、関係各主体の自主的取り組みを軸とし、規制的手法は取らないことを明記するよう求める。</p>
283	<p>・「プラスチック資源循環戦略(案)」の1頁 9-10行 「世界全体では未だ低く(プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率14%¹、日本での有効利用率84%²)、また、」の記載について、削除すべきと考えます。参照資料番号の1 7頁 Figure1.8 にはプラスチック容器包装廃棄物の有効利用率14%とあるが、参照資料番号の2 3頁 プラスチックのマテリアルフロー図の84%はプラスチック廃棄物となっており、容器包装を特定したものではない。引用の誤りであるため削除すべきと考えます。「プラスチック資源循環戦略(案)」の1頁 22行「の結果、容器包装等のリデュースを通じたプラスチック排出量の削減」の容器包装等をプラスチック製品と置き換え、「の結果、プラスチック製品のリデュースを通じたプラスチック排出量の削減」とすべきと考えます。リデュースされたものは容器包装だけではない。プラスチック製品全般で行われてきたものであるため、特定の物品を想起させる表現はあらためるべきと考えます。</p> <p>・プラスチック資源循環戦略(案)」の1頁 25行 「一方で、ワンウェイの容器包装廃棄量(一人あたり)が」、2頁 22行 「ワンウェイの容器包装・製品をはじめ」、3頁 20行 「○ワンウェイの容器包装・製品のリデュース」、3頁 22行 「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品」、3頁 30行 「代替可能性が見込まれるワンウェイの容器包装・製品等」、3頁 33行 「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品」、7頁 28行 「ワンウェイ等のプラスチックとの賢い付き合い方」、7頁 32行 「通じたワンウェイのプラスチックの排出抑制」、8頁 28行 「2030年までに、ワンウェイのプラスチック」について、「ワンウェイ」を1頁 25行で「短時間使用した後に捨てられる(以降、使い捨て)」と変更する。以降のものを「使い捨て」に変更するべきと考えます。まず、ワンウェイは一般的な用語でないこと。次にEUのプラスチック戦略の「使い捨て(Single use plastics)」の表現において、one brief use という表現が用いられており、多量消費につながるものとしての定義がされている。そのため、国際的に先行している表現、定義にあわせるべきと考えるため。</p> <p>・「プラスチック資源循環戦略(案)」の2頁 24行、9頁 2行、9頁 6行「プラスチック製容器包装・製品」、3頁 22行、3頁 30行、3頁 33行「プラスチック製容器包装・製品」、8頁 28行 「プラスチック(容器包装等)」について、「容器包装・製品」を「製品」とあらためる。「プラスチック(製)容器包装・製品」の表記では、具体的に容器包装を示すことで容器包装だけに対象及び関心が集中する恐れがある。海洋プラスチック憲章においても、「プラスチック包装」と記載しているのは、2.回収、管理などのシステム及びインフラのa.「2030年までにプラスチック包装の少なくとも55%をリサイクル」という記載の箇所だけである。必要以上に製品対象を絞り込んだ表現は用いるべきでないと考えます。</p> <p>・「プラスチック資源循環戦略(案)」の2p 22行 「回避可能なプラスチックの使用を合理化し、」について「回避可能」を「不必要」に置き換えるべきと考えます。回避可能では置き換え可能であれば置き換えるべき(合理化)と読み取ることができるため、経済、機能面を無視しての取り組みを求める結果を誘引しかねない。そのため、不必要とすべきであると考えます。</p> <p>・「プラスチック資源循環戦略(案)」の4頁 8行 「効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、」の記載について、「経済合理性」追加して「効果的・効率的かつ経済合理性のある持続可能な回収・再生利用を図るため、」とすべきと考えます。リサイクルにおいては、その経済性が担保されるものでなければ、どこかにしわ寄せが生じる。EUのプラスチック戦略においても「経済合理性のあるリサイクル」という記載があるため、経済性に言及すべきであると考えます。</p> <p>・「プラスチック資源循環戦略(案)」の5p 15-18行 「プラスチック再生材」に対して、再生材の利用拡大のため、利用拡大のための表現として「加えて、既に高度リサイクルが実施されているPETボトルなどの再利用を促す制度などを検討します。」を追加すべきと考えます。丸3タイトルの再生材に対して、文中では6行、15行の2箇所しか再生材の記載がなく、バイオマス、バイオプラスチックの5箇所に比べて、著しく少ない。前項の丸2を経済的にも担保するものが丸3である以上、ここでしっかりと再生材の利用拡大に言及する必要があると考えます。また、利用拡大のためには安全性とともに、9行にバイオプラの低コスト化と同じような高品位の再生材グレードの供給を増やすことが必要である。しかしながら、多種プラスチックの混合物からそのような分離を行うと非常に高コストとなり、現実には供給者もなく現実的でない。そのため、PETボトルのような具体的に、既にリサイクルが実施されているも</p>

	<p>のを記載することで、各ステークホルダーが再生材の利用拡大をよりイメージしやすくすることを考え、改定案の文章としています。</p> <p>・プラスチック資源循環戦略(案)の2p 22行 「回避可能なプラスチックの使用を合理化し、」について「回避可能」を「不必要」に置き換えるべきと考えます。回避可能では置き換え可能であれば置き換えるべき(合理化)と読み取ることができるため、経済、機能面を無視しての取り組みを求める結果を誘引しかねない。そのため、不必要とすべきであると考えます。</p>
284	<p>該当箇所：P5 15行目～18行目</p> <p>意見概要：プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点からの制約からそれを損なうことが無いように配慮する必要がある。</p> <p>意見内容：食品衛生法では、食品に係る容器包装や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められています。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、このような食品容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認願いたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮願いたい。</p>
285	<p>1. 2頁20～33行 ワンウェイの容器包装・製品の機能の評価と適切な利用を</p> <p>プラスチック容器包装は、その軽さや優れた機能性により、様々な分野で評価され、特に食品容器包装の分野では、プラスチック容器包装が中身製品の安全性や衛生性の確保、また社会コストの削減(冷蔵、流通、作業等の削減や長期保存技術の向上によるフードロスの削減等)など生活の利便性や食品ロスの削減に貢献してきた。また今後本格化すると予想される「少子高齢化社会」に対応した幅広い視点から、LCAを含む環境問題を十分考慮して施策を講じて頂きたい。</p> <p>2. 4頁 7～31行 新たなプラスチックリサイクルシステムの構築を</p> <p>回収からリサイクルまでのシステムにおいて費用最小限化と資源有効利用率の最大化の実現に向けて、現行の容り法における再商品化システムの問題や、再商品化手法の効率化やコストの低減などの課題を解決するよう、将来のあるべき資源循環を目指して、国が指導的役割を果たし、関係各主体の相互協力のもとで、実行施策を検討して頂きたい。</p> <p>3. 5頁 5～25行 再生材・バイオプラスチックの利用促進について</p> <p>脱化石燃料由来としてのバイオマスプラスチックについては温暖化対策に対しては有効と考える。但し、現状では可食原料を由来とするのであれば安全性や安定供給等の課題が多いことや開発に時間もコストもかかることも明記して施策を議論し、解決すべき道程を示すべきと考える。再生材については安全性を確保しつつ技術開発力で高い品質の成果物を製造し、様々な用途への利用の拡大を図ることが重要と考える。</p> <p>4. 4頁 28～30行 循環型社会形成推進基本法の基本原則による最適な組み合わせ</p> <p>リサイクル手法について、単一素材はきちんと回収選別すれば材料リサイクルに適している。一方、今後日本が立ち向かう「少子高齢化社会」に伴う食品のロングライフ化及び個食化に対応した包装技術・プラスチック容器の高機能化が求められれば複合素材は不可欠である。その複合素材については資源エネルギーの乏しい日本であるからこそ効率を高めた熱回収として有効利用する考えは評価できるものである。</p> <p>5. 9頁 13～15行 「2030年までにバイオマスプラスチックを最大限200万トン」</p> <p>野心的な「マイルストーン」ではありますが、現状では穀物等を栽培する広い面積を持つ海外のバイオマスプラスチックメーカーに市場を席卷されると危惧します。積極的な研究開発や普及を促す施策を実施し、日本発の新しい産業育成に御尽力頂きたいと考える。</p> <p>6. 全体総括</p> <p>この戦略はプラスチックの資源循環と海洋プラスチックごみ対策に関する中長期的な方向性を示した点においては評価するところ。資源循環と海洋プラスチックごみ対策は、「資源循環」と「廃棄物処理」といった本来質の違う課題であり、海洋ごみの原因をワンウェイのプラスチック容器包装自体にあると印象づける論調は避けるべきである。戦略の実施に際しては、適切に課題を整理した上で、慎重、かつ科学的視点を踏まえて取り組むよう求める。また実施に際しては、本戦略の必要性を丁寧に国民へ周知する必要があるのではないかと考える。</p>
286	<p>該当箇所：1P 9行 日本での有効利用率84%</p> <p>有効利用率は、環境省が毎年とりまとめる「一般廃棄物の排出及び処理状況」と同じリサイクル率算出方式で示すべきである。さもなければ、84%に熱回収分など含むことを明示すべき。</p>

	<p>該当箇所：2P 29 行 熱回収によるエネルギー利用を含め 持続可能な循環利用に熱回収を含めるのは納得できない。そもそも「プラスチック資源循環」という戦略であれば、熱回収で循環は断ち切れて資源は循環できない。熱回収は含めるべきではない。</p> <p>該当箇所：3P22 行～ ワンウェイのプラスチック製容器包装について、 レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）は賛成である。しかし、消費者のライフスタイル変革を促す止まりでは使い捨てプラスチック削減の効果は少ない。削減が効果的となる法規制が必要である。</p> <p>該当箇所：6P3 行 マイクロビーズの削減 マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制するためには、国内での生産や使用を禁止すべきである。</p> <p>該当箇所：6 p12 行～ 海外支援 途上国における海洋プラスチックの対策支援はよいが、日本の焼却依存の廃棄物処理の押し売り止めて欲しい。</p> <p>該当箇所：8P28 行 25%排出抑制 世界の流れは使い捨てプラスチックの全廃である。25%排出抑制では遅れた取り組み。</p> <p>該当箇所：9P6 行 100%有効利用 有効利用に熱回収を含めるべきではない。</p>
287	<p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の6ページの13行目から17行目まで 意見の内容：詰め替えや付け替えなど容器を再利用することは、プラスチック量の削減に大きな効果があり、日本にはそのように優れた文化がある。ぜひ、いい事例を海外にも広め、詰替え付け替え文化によりプラスチック量を削減する活動が海外の目標になるようにご提案頂きたい。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の9ページの10行目から12行目まで 意見の内容：再生樹脂の採用を倍増する目標について、再生樹脂の品質レベルをあげ、様々な用途への採用拡大を図るためにも、リサイクル業者間での技術等の競い合いが働く環境が必要だと思います。そのためには、実質競争環境のない容器包装リサイクル法の入札制度を改善し、競争に勝てるリサイクル業者がしっかりとした需要を確保し、高い技術力で高い対価の成果物を販売できる仕組みへの再構築をお願いしたい。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の9ページの13行目から15行目まで 意見の内容：バイオプラスチックの採用について、2030年までに最大限（約200万トン）導入を目指すところがあるが、現状国内で約5万トンしか採用されていないため、今後大きな推進力が必要になると考えます。例えば、バイオプラスチックについては容器包装リサイクル法のプラスチック量から除外にするとか、国が補助金を出し樹脂メーカーに対して積極的な製造を促すなど大きな施策を実施して頂くことをご検討頂きたい。</p>
288	<p>該当箇所：1案8頁28行 意見の概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」はより早い段階での有料化を義務付けるべきです。合わせてワンウェイプラ製品の無料頒布についても早い段階で規制すべきです。意見の内容 世界の流れとして「レジ袋の有料化」は当然で、「使用禁止」とする国も多数あるなか、2020年の東京オリパラで来日される多くの海外の人々に、レジ袋を使い続ける姿を見せることは大変恥ずかしいものです。また、レジ袋と同様にコンビニなどでのカトラリーなどのワンウェイプラ製品の無料頒布は過剰なサービスと言わざるを得ません。できる限りの早い段階でのレジ袋の有料化、無料頒布の規制に取り組むべきです。</p> <p>該当箇所：2案3頁3行 意見の概要：プラスチックの海洋流出を防止するためにも、ペットボトル飲料のデポジット制度の取り組みを推進してください。意見の内容 ポイ捨て、不法投棄をなくす取り組みとしても、また環境マインドの向上のためにも、ペットボトルのデポジット制を広げ、取り入れる地域や企業、団体などに対する支援を充実させてください。清掃活動の推進では、もはや追いつかないほどの河川・海洋の汚染の実態を認識しているのでしょうか。一度海洋に流出してしまったプラスチックの回収は不可能に近く、最も手前での確実な流出の防止策としてのデポジット制度を、コンビニ、小売店舗、自治体、企業など様々なステークホルダーでの取り組み拡大に注力してください。</p>
289	<p>レジ袋は無料配布禁止で有料化とマイクロビーズを含む製品の製造販売禁止は最低限でもするべきだと思います。</p>

290	<p>該当箇所：P2 28行、29行 意見概要：排出事業者責任、市町村処理責任の原則、基本原則の維持 意見内容：効果的、効率的を進めるにあたり、市町村処理責任や排出事業者責任の逸脱は あってはならない。各処理責任者の関与についての記載が必要ではないか。熱回収による方法も熱回収ありきにならないよう、循環利用の記載について優先とされる利用方法の記載が必要ではないか。</p> <p>該当箇所：P4 21行 意見概要：各主体の共通認識の推進 意見内容：効率的、効果的な制度にあたっては、各主体が環境保全を前提の原則が損なわれないよう共通認識を持つ取り組みを進めることを追加したらどうか。</p> <p>該当箇所：P7 8行 意見概要：不法投棄撲滅の強化、不適正処理防止の強化 意見内容：不法投棄は未遂罪が適用されるが無許可営業には未遂罪が適用されないため、不法投棄と同時に不適正処理撲滅も追加し、廃棄物処理法の規制強化の検討も行ったらどうか。</p>
291	<p>該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環 効果的・効率的で持続可能なリサイクル 意見概要： ・効率を重視するあまり、廃棄物区分の規制が曖昧にならないか。 ・海外への輸出に対する規制について ・プラスチック容器を含む商品の販売方法について</p> <p>意見内容：一部の大型廃棄物処理業者がIoT技術を活用した処理方法を導入し、広域処理をおこなうための廃棄物区分の見直しはあってはならず、各自治体において先進的な処理が行えるよう整備を優先すべきである。その上で国内処理が最優先で海外への輸出に対しての規制を強化すべきである。また、食品の包装（弁当等）についても分別し易いような販売方法を促進すべき。</p>
292	<p>該当箇所：P4 効果的・効率的で持続可能なリサイクル 意見概要：行政（自治体）主導による回収システムの取り組み 意見内容：使用者（市民や消費者）や事業者まかせでは市場経済が優先されてしまうため、今以上に行政が先導していくべき。</p>
293	<p>該当箇所：戦略（案）8頁～9頁「4. おわりに—今後の戦略展開—」について</p> <p>1. 国の全体方針及び短期・長期の取組の明確化 国による廃プラスチックの資源循環に関する方針を策定し、日々排出される廃プラスチックに係る短期的な課題と将来の資源循環の方向を反映した長期的に取り組むべき課題を明確にするべきである。その際には、廃プラスチック処理が国内で逼迫する事態にあっては、緊急避難として地方公共団体の一般廃棄物処理施設の活用も検討すべきである。</p> <p>2. 排出事業者等への啓発 排出事業者には、事業活動に伴い排出される廃プラスチックのリサイクル及び適正処理の確保に必要な分別排出、料金負担等の徹底を図るべきである。</p> <p>3. 再生品等の需要拡大 リサイクル製品は市場競争力が脆弱であることから、廃プラスチックを原料とする再生材、再生品及び熱回収等の需要拡大を強く促すため、金融・税制・助成・補助等の支援措置が必要である。</p> <p>4. 施設整備の迅速化及び支援 廃プラスチックの再生材及び再生品を製造する施設や焼却処理に伴う熱回収施設など、資源循環のために不可欠な施設整備の迅速化が必要である。その際には法手続きの迅速化も含む。また、そのような施設を整備する事業者に対する金融・税制・助成・補助等の支援措置が必要である。</p> <p>5. 再生材等の保管基準の見直し 再生材等の需要に即応する供給体制を構築するため原材料としての廃プラスチック、廃プラスチックを原材料とする再生材及び再生品等の保管に係る基準を適正な「在庫管理」等の観点から見直すべきである。</p>
294	<p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の1頁9行、1頁25行、2頁22行、2頁24行、3頁20行、3頁22行、3頁30行、3頁33行、8頁28行、9頁2行の「容器包装」 「容器包装」が頻出しており、それ以外の意識が薄くなることを懸念する為、「容器包装・製品」とする表現を含めて全て「プラスチック製品」と表記すべき。例えば2頁24行「プラスチック製容器包装・製品」</p>

	<p>との表記では、具体的に容器包装を示しており、容器包装がその対象である認識を与えかねない。そのために不必要に対象となるものを絞り込んだ表現は避けるべきである。海洋プラスチック憲章でも「プラスチック包装」と記載しているのは2箇所のみであり、海外を意識した戦略とするのであれば、容器包装に偏った表現を用いることは避けるべき。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の1頁25行「ワンウェイ」</p> <p>「ワンウェイ」という言葉は本戦略では多用（2頁22行、3頁20行、3頁30行、3頁22行、3頁33行、7頁26行、7頁32行、7頁28行、8頁28行）されているが、一般的でなく、人によって解釈の差が生じないように、初出の1頁25行の「ワンウェイ」を「短時間の使用を経て廃棄されるもの、以下ワンウェイと称する」と変更すべきと考えます。ワンウェイという用語は日本語として一般的ではなく「一方通行」や「片道切符」といった意味で理解されている場合もあるため、人によって理解できない可能性があることを懸念します。また、単に使い捨てとすると、製品の使用期間を全く考慮しないものとなり、本戦略が意図する対象が必要以上にあいまいになると考え、使用期間を明確にした表現があることが望ましいと考えます。加えて、海洋プラスチック憲章では「Single-use」「One brief use」といった使い捨てを意味する言葉の中に「use」が用いられており、英訳時の「One way」に対して、「after using it for a short time」といった形で「use」を用いて同義で用いられていることを示すとともに、その意図を明確に記すことが可能になると考えます。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の2頁22行、3頁20行の「回避可能」</p> <p>「回避可能」とは、「新たな環境負荷の増大や経済的に合理性を欠くものは対象ではない。」という解釈でよいか。「回避可能」という言葉には、代替可能なものは使うべきという意味がこめられていると認識するが、置き換え可能なものがあらたな環境負荷（例えば、温室効果ガス排出や化学物質リスク）の増大を招くことになっては本末転倒である。また、経済合理性を欠く非常に高コストな材料や技術では、市場の普及も進まないことは容易に推察される。そのため、回避可能が対象としない事象をパブリックコメントの回答を通じて公に示していただきたい。「回避可能」を「不必要」とあらためるべき。国際的には回避可能=avoidableではなく、不必要=unnecessaryが用いられている。原文では文脈から、プラスチック製包装・製品が必要なものも置き換え可能であれば置き換えるべきと捉えられ、トレードオフにある環境影響や機能に関する議論がなされない恐れがある。本戦略においては、原則として不必要なものの使用を避け、必要なものはリサイクル、リユース、熱回収を行い、自然界、特に海洋への流出を防ぐこととして用語を統一すべき。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の4頁、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、7頁…技術や消費者のライフスタイルのイノベーションを促すため。「教育、基盤整備」に関する表現を以下の箇所にそれぞれ追記する。・4頁16-17行間へ「持続可能な分別回収、リサイクルを牽引するための生活者への啓蒙とその機会とするための児童、学生への教育体制の整備に取り組む」の文章を追加・7頁20-21行間へ「持続可能な消費と生産のための消費者の意識向上に繋がる情報基盤の整備と啓蒙に必要な人材育成と体制の整備」の文章を追加。原文では全体を通じて主体となるのは事業者と国であり、生活者・市民の参画が見えない。主体者の一部とするため啓蒙や教育の機会は必要と考える。海洋プラスチック憲章においても「3、持続可能なライフスタイル及び教育」として章立てがなされており、プラスチック資源循環戦略（案）も資源循環に関する意識醸成のための必要な事項として記載することで、国際的な動きに合致することを示すため。</p> <p>該当箇所：「プラスチック資源循環戦略（案）」の1頁9-10行…（プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率14%、日本での有効利用率84%）。</p> <p>「日本での有効利用率」の前に、「プラスチック全体の」を追記すべき。参考資料（「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 2016年」）はプラスチックのマテリアルフローの数字であり、容器包装だけを示したものではない。現状の表現では、プラスチック容器包装の世界対日本の比較のように読み取れる。そのため、事実に基づき日本の数字については全体に対する比率であることを示すべき。</p>
295	<p>プラスチック資源循環戦略を策定することに賛同します。その上で更に取り組みを強化する視点で以下の諸点の修正を求めます。</p> <p>1) 温室効果ガスの実質排出ゼロをめざすパリ協定を踏まえ、二酸化炭素の排出につながる熱回収はできるだけ避けるという視点を明示する。特に、「基本原則」において「循環利用（熱回収によるエネルギー</p>

	<p>一利用を含め)を図ります」という記述は、「循環利用を図り、それらが選択困難な場合においてのみ熱回収によるエネルギー利用を図ります」に改める。</p> <p>2) リデュースは、「使用の削減」であることを明確にし、品目によっては使用禁止も含めて検討することを明示する。</p> <p>具体的には、「重点戦略のプラスチック資源循環のリデュース等の徹底」において、「代替可能性が見込まれるワンウェイの容器包装・製品等については」の次に、「期限を定めた使用禁止を個別品目ごとに設定することも含め」を追加する。また、「おわりに(リデュース)」において「25%排出抑制」との記述は「25%使用抑制」に改める。</p> <p>3) プラスチック使用量、排出量、3Rの将来めざすべきターゲットを定量的に明示する。具体的には「おわりに」で年限を定めた取り組みの記述に賛同するが、それが組み合わせられた全体像がどうなるかわかりにくいので、2030年時点でのプラスチック使用量、排出量、3Rの状況について定量的に整理した内容を追加する。</p>
296	<p>1. プラスチックによる複合的な環境問題に対処するためには、社会として目指すべき持続可能なゴールを共有し、実現のための要点を特定して取り組みのプロセスを明確化するバックキャストの取り組みが必要です。既存の取り組みの延長に位置づけるのではなく、海洋汚染や気候変動、資源枯渇などの諸課題を踏まえた社会システムや暮らし方の長期的なビジョンとするべきです。特に海洋汚染問題については、地球規模での対策支援を各国に働きかけ、協調していく必要があると考えます。プラスチックによる環境負荷を低減し民間における対策を推進するため、特に以下の点に関する記述の強化を要望します。(1) パルスシステムでは、産地・メーカーと協働してプラスチック製容器包装の減量化や再生材等の使用を推進していますが、原料の切り替えを進めるにあたりコスト上昇が課題となっています。再生材等を容器包装リサイクル法の再商品化委託申込対象からははずす等、政策的に再生材等の導入支援を強化することで、市場を拡大してさらなる技術革新やコスト低減を促すことを求めます。(p 5: 5~25行目)</p> <p>(2) リデュース・リユース・マテリアルリサイクルを可能とする社会システムの構築を優先し、循環利用のひとつである熱回収は、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮してやむを得ない場合の最終手段と位置付けるべきです。(p 2: 27~31行目、p 4: 30~31行目、p 9: 4~5行目、7~8行目)</p> <p>(3) プラスチックによる海洋汚染では、ワンウェイの容器包装・製品だけでなく、漁具等、野外環境で使用される製品プラスチック等による影響も指摘されています。製品プラスチック等の環境への流出とその影響に関する調査研究を推進し、必要な対策を実施するべきです。(p 3: 19行目~、p 4: 14~16行目)</p> <p>2. 環境や生物、食品からのマイクロプラスチックの検出が相次いでおり、それに吸着する有害化学物質による人の健康や生態系への悪影響が懸念されています。予防的取組の考えに基づきマイクロプラスチックの科学的リスク評価及びリスク低減のために効果的な対策を早急に実施することを明記すべきです。</p>
297	<p>4頁7~31行目及び7頁2~14行目 当戦略で掲げるマイルストーンの達成に向けては、これまで以上の技術面の向上と、事業者・市民の排出者の意識改革と行動変容を促す仕組みづくりが必要である。</p> <p>1. 諸外国の輸入規制を受け急増する国内処理に伴い、第一に留意すべきは適正処理の確保である。処理体制が確立されぬままの廃プラの急増により、不適正処理や低質なりサイクルのリスク誘因が懸念される中で適正処理を確保するためには、これまでの実績(資源化率)や能力(設備)を有する処理事業者を中心とした対応が望ましい姿と考える。事業者排出の産廃については、経済活動の中でコスト重視の不適切な排出、処理のリスクも高い。については廃プラが適正処理されるために、上述の実績と能力を有する事業者へ処理委託する排出者へのインセンティブの付与や、優良産廃認定事業者の優位性の拡充など、適正処理が自ずと働く仕組みづくりを検討されたい。同時に処理事業者の一層の処理能力向上を図る財政支援も必要と考える。</p> <p>2. 加えて、資源化率の向上には、直接最終処分ではなく中間処理(破碎選別や焼却等)を経て、その各過程におけるマテリアル・サーマル含む最適なりサイクルと段階的なカスケード利用が重要である観点からも、直接埋立を極力抑制する制度や施策を検討されたい。これは全国的に課題となる最終処分の延命化に寄与する意味でも有効と考える。</p> <p>3. 市民の一廃についても、同様に資源化率が向上する仕組みづくりが必要である。プラスチックは汎用性の高さから組成も様々で、最適なりサイクル方法も異なるために中間処理技術が重要となるが、排出</p>

	の段階で分別が進めばその後の処理も円滑に進み、一層の資源化に繋がると期待される。昨年環境省が実施したプラスチック資源一括回収実験で得られた、各種プラの分別に対する市民ニーズ等も踏まえ、適切な分別回収体制の構築を引き続き検討されたい。
298	<p>1. P:3 重点戦略 リデュース等の徹底 11行目～13行目 リデュース・リユースが促進するための法整備が必要です。私たちは産地・メーカーと協力してプラスチック製の容器包装の変更を推進しており、プラスチック製との代替えが可能な容器包装・製品などの使用を抑制することや、バイオマスプラスチックへの切り替えを促進することは、リデュースを促進するために不可欠と考えます。しかし、他素材への代替えや、バイオマスプラスチックの導入には経済的負担が伴い個々の事業者だけの努力だけでは実施に至らず、結果としてこの取り組みが広がらないことが懸念されます。従って、補助金制度などのインセンティブを設けるなどの対策を講じることを求めます。</p> <p>2. P:4 重点戦略 効果的・効率的で持続可能なリサイクル 21行目～24行目 熱回収は、やむを得ない場合の最終手段であるべきです。パリ協定の採択など、脱炭素社会に向けた取り組みが求められている中、熱回収(焼却による発電や熱利用)のメリットとされる処理コスト面から、本来目指すべき循環が滞ることが危惧されます。リサイクルは、材料・ケミカルを最優先とし、熱回収(焼却による発電や熱利用)は、緊急避難的な処理方法として位置付けるべきです。</p>
299	プラスチックのレジ袋についてですが、現在の有料化は環境保護への一歩前進ではあるものの、抜本的対策として早急に禁止する必要があります。歯磨き粉等に使われるマイクロビーズについても、同様に、早急に禁止するよう、求めます。
300	レジ袋有料化には賛成。有料化により消費者が支払った分は国の歳入にしてはどうか。
301	<p>P4 /21-31行 3. 重点戦略 (1) プラスチック資源循環 (効果的・効率的で持続可能なリサイクル) について 製品のリユース・リサイクルにおいて、電気・電子機器はライフサイクルが比較的長い耐久消費財であり、一定レベルの品質や性能の確保が求められる分野であるため、ワンウェイの容器包装・製品など使用期間の短い製品とは区別して、製品の用途・目的に応じたリユース・リサイクル案を検討していただきたい。また、リサイクル制度設計において、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収のうちどの方法を選択し推進するかについては、CO2をはじめとするライフサイクル環境負荷を比較検討した根拠を踏まえて判断すべきである。</p> <p>P5 /6-18行 3. 重点戦略 (1) プラスチック資源循環 (再生材・バイオプラスチックの利用促進) について 従来の化石燃料由来プラスチックからバイオプラスチック等への代替促進においては、製品の用途・目的に応じて、開発・導入・評価に必要な期間が異なり、耐久消費財である電気・電子製品では相応の期間が必要と考える。従って、戦略策定においては製品の用途毎に、長期的視点の中で、現行プラスチック材料の利点までも否定することなく、トレードオフによりかえって環境に対する負荷が大きくなることのないように、検討いただきたい。またプラスチックリサイクルにおいては「品質確保、コスト低減、供給安定化」の3つの課題があると認識しており、特に、信頼性・耐久性の確保に向けては含有成分の管理が難しく、化学物質管理の順守等に係るコストも増大している。基盤整備の充実等には期待するが、再生材の活用促進に関して適用可能な分野については、十分な検討をいただきたい。</p> <p>P8 /26行～P9 /15行 4. おわりに について 戦略案に記載されている「使用済プラスチックの100%有効利用」や「プラスチックの再生利用を倍増」等の数値自体は、方向性あるいは共通の国際的なビジョンとして位置付けるべきであり、拘束力のあるような目標とすべきではない。</p> <p>P9 /16-19行 4. おわりに について あらためて3Rを基本とする資源循環の考え方を国民が十分に理解する必要があり、関連省庁が連携して、普及啓発に努めていただきたい。例えば、長期的な課題でもあることから、次世代への教育も重要と考える。また、製品回収率の向上への支援や、再生材を利用している商品の購入に対する消費者啓発やインセンティブ付与について、政府の積極的な推進をお願いしたい。</p>
302	<p>1項10行目、22～23行目 有効利用率84%ではなく、国内リサイクル率7%と表記すべき。 理由：日本の処理状況を正確に示すため。地球温暖化要因だが止むを得ず実施する熱回収57%、廃プラスチック輸出分18%を除いた国内リサイクル率は7%でしかない。</p>

	<p>2 項 22～32 行目 3R の中の優先順位はリデュース、リユース、リサイクルの順であり、3R ではない熱回収の優先度はその次であると明記すべき。</p> <p>理由：現行表現では 3R と熱回収が同レベルの優先度で推進されるリスクがある。</p> <p>3 項 22～25 行目 レジ袋の原則提供禁止を検討すべき。</p> <p>理由：代替可能なレジ袋は既に 44 か国で使用または製造禁止となっている。過剰流通問題の解決には、提供原則禁止の検討が必要。</p> <p>3 項 30～32 行目、7 項 16 行目 代替資源について、持続可能性の担保を明記すべき。</p> <p>理由：例えば紙への代替の場合、持続可能な FSC 認証紙への転換を推進しなければ、地球環境を大きく破壊することになる。</p> <p>6 項 3～4 行目 2020 年までにマイクロビーズの国内での使用・流通を禁止するべき。</p> <p>理由：流出根絶のために法的規制の早期導入が不可欠。</p> <p>6 項 23 行目、8 項 12～16 行目 世界に展開、輸出するとしているリサイクル・廃棄物処理施設等のハード・インフラから、熱回収等の焼却処理施設を除外すべき。</p> <p>理由：地球温暖化を助長する熱回収等の焼却処理は、海外でも積極展開すべきではない。</p> <p>8 項 23～29 行目 2030 年までにワンウェイのプラスチックを 2018 年実績比 5 割以上排出抑制することを目指すべき。</p> <p>理由：使い捨てプラスチック製品につき、2025 年までにレジ袋等 10 品目の使用全廃、代替品が存在しない食品容器等の 25%削減、たばこ用フィルターを 50%削減するとしている EU 目標と比べ、野心的ではない。また基準年が示されていないため目標が確定しない。</p>
303	<p>P 1、20 行目～ プラスチック資源循環戦略については、国民各界各層の連携協働の下に取り組むものであることを明確にされたい。昨今、情緒的に特定のプラスチックを悪者にするような風潮もあるが、海洋プラスチック問題に関して、陸上から海洋への流出にポイ捨て・不法投棄が関わっていることなど、プラスチック自体の問題というよりも、これはプラスチックを排出する者のモラルの問題である。回避可能なプラスチックの使用の削減、使用済みプラスチックの回収・再生利用など、戦略が目指すプラスチックの使用の合理化、プラスチック資源循環を実現するためには、国民各界各層の理解と納得の下に、幅広い関係者が連携協働していくことが不可欠であると考えられる。このため、プラスチックについての正しい理解が広く浸透し、国民各界各層が自らの問題としてプラスチックと賢く付き合う社会を目指していくための国民運動を進めていくことを明確にされたい。</p> <p>P 2、11 行目～14 行目「1. はじめに」において、循環利用に際しては、”安全性や利便性を確保しつつ行うこと”を明記する。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、賞味期限延長による食ロス削減、商品と一体となった食品の安全な流通、包装の軽量化による省エネ効果、期限やアレルギー等の表示により重要な情報提供を行うという基本的な役割があり、必要不可欠なものとして成果を上げてきた。また、災害備蓄や、食品の保管においても、食品のプラスチック容器包装の貢献は大きいものがある。これらの重要な役割を担う様々な機能を付与するため、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約があるものとなるためワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、「1. はじめに」P 2、11 行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能（安全性や利便性）を確保したうえで、」とするように求める。</p> <p>P 4、11 行目～14 行目 効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討において、現行の容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについて慎重な検討を求める。プラスチックを含む容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル制度の下（再商品化手法や競争環境整備などによる社会全体のコスト低減の課題はあるが）、継続的な検証・見直しを図りながら、各主体の役割の深化や主体間の連携が進むことによってリサイクルシステムを構築してきた。このため、効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P 4、28 行目～31 行目 資源有効率の最大化には、環境負荷・社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用において、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効</p>

利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。そのような観点から、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせたものとなるよう見直すことが求められる。

P 5、15行目～18行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品の容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。食品の容器包装は、中身製品に対し、安全性の観点から食品衛生法等の各種規制により、配慮することが求められている。このため、中身製品への配慮のもとに、安全性や利便性を確保することが前提となる。食品衛生法が改正され、食品に係る容器包装や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められることになる。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、上述のような食品の容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認されたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。

P 7、9行目～11行目 効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。基本原則にも挙げられているように、P 2、28行目～29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図る」とされ、「3. 重点戦略」(1)プラスチック資源循環 ○2 効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P 4、28行目～30行目において「プラスチック資源の品質・性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされており、そのための基盤整備においても、「リサイクル施設・設備を下支えする静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーン構築」に際しては、以上の「最適な組み合わせ」の実現に資する様な、基盤整備を行うことを求める。このため、P 7、9行目の「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。

P 8、17行目以降 世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」については、個別事業者に義務を課すものでなく自主的な取組であることの確認をする。野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国民各界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すために、今後、国が行う審議会等での検討の際には、食品関連事業者を参画させることを求める。野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身製品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な議論を行うこととされたい。

304

(全体) プラスチックごみによる汚染については、プラスチック自体が悪いのではなく、不法投棄が問題であることから、不法投棄を防止する対策が優先されると考える。プラスチックごみ問題は不法投棄が根本原因。コンビニ等では、店頭または店内にごみ箱を設置し環境美化に取り組んでいるが、各自治体等が設置していた公共ごみ箱の減少以来、市民がごみを捨てるのに不便をしているという実態がある。ポイ捨て防止の観点から、自治体にはごみ箱を積極的に設置することが望まれる。本来は市民が家庭ごみとして排出するものを小売等が代わって回収しているのが実態。

コンビニをはじめとして協会ではレジ袋削減に賛成であり協会統一で薄肉化や声かけ等に取り組んできた。コンビニが存在しないまたはリサイクル施設や回収体制が整備されていない国の模倣ではなく日本ならではの納得性の高いレジ袋削減対策を講じるべき。尚、レジ袋有料化の場合には消費者の混乱防止のため、以下ご検討頂きたい。

1. レジ袋の定義の明確化（販売店、スーパーのロール袋、衣料品店ほかの持ち帰り袋、雨天時の傘袋、災害時の物資配布袋等、規制の対象を明確に。全てワンウェイ）。*コンビニではレンジ対応・汁物・冷蔵・冷凍・常温・雑貨・ファーストフード等、温度帯の異なる商品を同時購入するため、安全性と衛生の観点から複数の袋を利用せざるを得ない。*レジ袋には屋外で喫食した際のごみの散財を防止する機能がある

	<p>(おでんや調理麺等、マイバッグにごみを入れて持ち帰らない)。*当協会の調査によると97%の消費者がごみ袋の代替え等、圧倒的に「レジ袋を再利用」している。</p> <p>2. 他国に倣うだけの安易なレジ袋有料化は疑問。法的措置を講じ不公平感のないよう全国一律全業種全業態が網羅されるべき(条例では自治体の境界で同一チェーンでも有料無料の差が発生)。また、容り法の対象から外すことも含めた検討が必要。</p> <p>3. レジ袋削減の目的が不明確。科学的根拠に基づいた理由が明確でないため消費者の理解が深まっているとはいえず有料化をすることが目的になっている。</p> <p>4. コンビニは移動中や急に立ち寄る業態特性からマイバッグを持参することは期待しにくい。そのため消費者の意識変革が必須であるが小売への規制だけでなく官民が協力をして取り組むべきである。</p> <p>5. コンビニのレジは消費者が自らマイバッグに袋詰めをすることを前提にしておらず、レジ待ち時間の大幅増加から混乱が避けられない。対策として全体のレイアウトを見直す必要があり猶予が必要。(猶予期間は要調整)</p>
305	<p>4頁の17～23行目 プラスチックは燃やすと温暖化ガスを発生させるので極力マテリアルリサイクルすることが望ましい。だがプラスチック容器は用途機能により使用される樹脂が様々なので、マテリアルリサイクル時の樹脂分別負荷が高く高額な選別センサーも多数必要となり適用拡大の足枷となっている。この状況を打開し持続的な仕組みとして広めるには、樹脂分別を安価な設備で簡単に高精度高効率に行う技術革新が不可欠だ。それを実現するIoT技術が生まれつつある。プラスチック容器に正しい樹脂情報を識別出来るタグを事前に付与し、回収時に安価な自動読取機でタグから樹脂情報を読み取り分別する技術だ。経産省、大手小売流通業界は2025年までに全商品に電子タグを貼付しサプライチェーンで情報共有する技術で省力化や在庫ロス低減を実現するしくみを構築中だが、この電子タグと情報共有システムを容器リサイクルの樹脂分別にも活用出来れば具体化の道は開ける。分別設備投資を大幅に減らせば樹脂分別拠点を一気に増やせる。プラスチック容器を回収し樹脂分別後圧縮減容する拠点を消費地近郊に配置し、圧縮梱包した分別品を樹脂毎の専門の再生拠点へ直送すれば、輸送費も下がり有価販売も視野に入る。安価な樹脂自動読取機が普及すれば自治体や各種団体での樹脂別のプラ容器分別回収も夢ではない。以上より、IoT技術を利用した樹脂分別の簡易化と商品・容器製造～流通～消費に容器リサイクルを加えた広義のサプライチェーン情報共有システムの導入を戦略視点に加え、行政の枠組みや業界の垣根を超えプラスチック容器とかかるIoT技術の受益者全員が参加し責任とコストを分担し合う持続可能な社会全体のしくみを是非検討頂きたい。</p>
306	<p>1) 1ページ28行目～2ページ1行目 「これまでの取組をベースにプラスチックの3R(リデュース、リユース、リサイクル)を一層推進し、さらに最終目標として2R(リデュース、リユース)をめざすことが不可欠です。」</p> <p>2) 4ページ12～13行目 「システム全体として、関係者の公平な費用負担の下、製品プラも含めた、高度で持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進」</p> <p>3) 4ページ24行目 「『拡大生産者責任』の理念のもと、自治体負担の収集費用軽減を図ります。」を追加。</p> <p>4) 4ページ28～30行目 「循環型社会形成推進基本法の原則に則り、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを優先し、熱回収は、緊急避難的・補完的な場合のみ認める」</p> <p>5) 5ページ32行目 「ポイ捨てが多いペットボトルにデポジット制度を導入するなど、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、」</p> <p>6) 8ページ28～29行目 「2020年までにマイクロビーズを禁止します。」「2020年4月までにレジ袋有料化義務化を実施し、2025年までにレジ袋辞退率を90%にします。」「2025年までに、ワンウェイのプラスチック(容器包装等)を累積で50%排出抑制するよう目指し、2030年までに全廃を目指します。」を追加。</p>
307	<p>洗剤等の詰替えや付替え用製品が広く日本に普及しています。詰替えや付替え用製品の容器は、本体容器と比べてプラスチック使用量が少なく、また、本体容器に詰め替え、あるいは付け替えることにより、本体容器はリユースされます。この詰替え、付け替えのシステムはプラスチックの使用量のリデュースと本体容器のリユースを同時に実施する施策です。しかし、海外ではほとんど進んでいません。このよ</p>

	<p>うなリデュース、リユースの効果的なシステムを海外にも広くご紹介いただくようお願いいたします。プラスチックの再生利用においては、再生されたプラスチックの用途が非常に限定的であり、コスト的にも高価であることが課題です。容器包装の品質との関連では単一素材の再生技術開発も重要ですので、研究開発機関や素材開発メーカー、利用事業者への国の積極的な支援をお願いします。また、再生材料の使用普及施策として、容器包装リサイクル法における特定事業者の委託金からの再生プラスチック使用量除外などの検討をお願いします。2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指すとありますが、現状では国内で約5万トンしか採用されていません。容器包装等に採用するためには、容器包装等の機能や安定性を満足する品質が確保されることが重要ですが、同時に、製品を市場に安定して流通させるための量の安定供給と価格も重要な要件です。これらの条件が整えば、バイオマスプラスチックの市場導入は加速されます。素材開発メーカーへの支援や、容器包装リサイクル法における特定事業者の委託金からのバイオプラスチック量除外などの施策の検討をお願いします。海洋プラスチック問題やプラスチック資源循環問題等の解決のために「プラスチック・スマート」を展開することに賛同します。プラスチックとの賢い付き合い方を習慣化させるために、私たちも様々な施策を自主的に取り組んでいますが、習慣化させるためには、活動を粘り強く継続することが重要です。「プラスチック・スマート」を一過性の活動に終わらせることのないよう、国の働きかけを継続的に実施するとともに、各界各層の自主的な取組みが継続できる支援策の検討をお願いします。また、Fun to Share や COOL CHOICE、Re-Style など様々なキャンペーンが展開されていますが、たくさんありすぎて、それぞれの施策の区別や意味がわかりにくい状態になっていると思われます。一層の徹底を図るためには、収斂化あるいは体系化して、国民にわかりやすい活動にさせていただくことをお願いします。</p>
308	<p>2 ページ 24 行目～26 行目／3 ページ 30 行目～32 行目 再生材や再生可能資源への代替促進は、食品ロスの削減や環境負荷抑制に資するよう慎重な検討が必要。国には市場規制的手法ではなく課題解決に向けた支援策を要望する。容器包装については、内容物の保護や安全性の確保などといった基本的な役割がある。再生材や紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源への代替を促進するにあたっては、この容器包装の基本的な役割を前提に、食品ロスの削減や中身製品も含めたライフサイクル全体についてのトータルな環境負荷の抑制に資するものとなるよう、経済的かつ技術的視点もふまえた十分な検討が必要である。よって、その推進には、消費者、事業者、自治体・国等、関係各主体の連携による自主的な取組みが必要であり、国においては市場規制的手法ではなく、適正なリサイクルシステムの構築や高コスト対策など、課題解決に向けた適切な支援策の検討を要望する。</p> <p>8 ページ 27 行目～29 行目／9 ページ 6 行目～8 行目 容器包装における数値目標については、法令による目標設定は馴染まないことを確認したい。容器包装リサイクル法対象の八素材の容器包装は、「容器包装 3 R 推進のための自主行動計画」を策定・推進することにより、各主体の役割分担の深化と主体間の連携によってその成果を着実にあげており、法令による目標設定は馴染まないことを確認したい。</p> <p>3 ページ 17 行目「3. 重点戦略」 戦略の推進にあたっては、各主体の自主的な取組の深化と主体間連携の促進を図るべきである。地球規模の資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応を求められる中、プラスチック資源循環戦略(案)（以下、「本戦略案」という。）にて重点戦略及び意欲的なマイルストーンを提示することは理解できる。容器包装リサイクルの対象となる八素材の 3R 推進団体からなる、我々 3R 推進団体連絡会は、「容器包装 3 R 推進のための自主行動計画」を掲げ、リデュース・リサイクルの自主的な数値目標を設定するとともに、関係主体との連携の推進に資する取組を推進してきており、現下の容器包装リサイクル制度の成果に少なからず貢献してきたと自負している。一方、本戦略に掲げられたマイルストーンは「目指すべき方向性」として設定していることから、自主的に定めた行動計画を基本としつつ、自治体、生産者、流通・販売者、消費者等、各主体の連携の強化に資する取組の推進が、本戦略案に提示されたマイルストーンの達成を目指す上でも効果的・効率的に機能するものと考えられる。</p>
309	<p>1. 重点戦略 日本でのプラごみ問題といえば、レジ袋の有料化と考える。以下に私が考える問題点と解決策を示す。問1: 気軽に買い物ができなくなる。解1: エコバッグを持って買い物をしよう呼びかける。問2: もらったレジ袋をキッチン等のゴミ袋に再利用する人が多い。解2: キッチンのゴミは、生ごみと食品容器の2種類に分けられる。生ごみはコンポストに入れ、容器はそのまま捨てれば良いと思う。</p>

	<p>しかし、コンポストを使っている人が少ない為、助成制度を充実させるべきである。問3: 万引きが増える。有料化になるとマイバッグを持ってくる客が増え、手に取った商品をそのままバッグに入れる客が増えると思う。解3: アメリカハワイ州では、出口でスタッフが商品とレシートをチェックしている。日本でも有料化が始まったらこの取り組みを実施すべきである。レジ袋の有料化は遅くとも、オリンピック前の2020年7月までには実施すべきである。ヨーロッパを始め、現在はアフリカや中南米まで有料化や使用禁止は広がっているのに、先進国の日本が有料化していないのはありえないと思う。次に海洋汚染と海の清掃活動についての意見を述べる。海洋汚染は深刻な問題で、このまま何も対策を採らなければ、2050年には海のプラスチックごみが魚の量を超えられていると言われている。そうなる前に対策を採る必要がある。そのための清掃活動は欠かせない。そこで、環境省は、海や川に面している自治体に対して月に一回海や川の清掃活動を義務化するのはいかがでしょうか。清掃活動を自治体が行うことで市民も参加しやすくなるだろう。また、それも工夫を凝らし、清掃活動の後に食事会や自然観察など、参加者が楽しめるようなイベントもセットするとさらに参加者が増えると思う。それから、自治体の実施しやすいようにゴミ袋等一部の道具を補助してもらいたい。</p>
310	<p>環境省の公表数値で一般廃棄物・産業廃棄物合わせて600万トン/年が焼却されているという実態を知った時は大変驚き、そしてショックを受けました。今後のリサイクルの戦略展開、目標数値などが掲げられてはおりますが、廃プラスチックが適正処理されていない現状に対してどのように対処するかが先決です。一刻も早く、現在の廃プラスチック処理が見直されるように有効な具体策が開示されるよう願っております。</p>
311	<p>1頁8行～10行 有効利用率を世界全体と日本の比較で述べるのではなく、有効利用率の内訳を示し、サーマルリサイクルの割合は小さくし、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの割合を大きくするとりくみを示すことが必要と考えます。</p> <p>3頁23行 「無償頒布をやめ『価値づけ』をする」という表現をわかりやすくするために、レジ袋無料配布禁止以外にも「価値づけ」の理解が広がるよう具体例を示すことを要望します。例えばワンウェイのプラスチック製容器包装は有償とすることや、ワンウェイのプラスチック製容器包装には環境税や炭素税を賦課し、リデュース(リフューズ含む)を促進する等、消費制限や市場規制などの施策とあわせた総合的な戦略を示すことが必要と考えます。</p> <p>3頁32行～33行 ワンウェイの容器包装・製品等を再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進することや、軽量化等の環境設計、リユース容器・製品の利用促進、普及啓発を図ることに賛成します。この重点戦略を推進するに当たっては、個々の企業努力に委ねるだけでなく、サプライチェーン全体の協働連携を促進する国の支援策が展開されることを要望します。</p> <p>5頁28行 マイクロプラスチックの海洋生物や海産物、飲料水や耕作地等の土壌等の汚染の実態を示すことが必要と考えます。また、人体への被害等の実態はどこまで把握されているのかについても追記を要望します。</p> <p>9頁6行～8行 リサイクルには熱・エネルギー回収は含まないことを明確にすべきと考えます。また、「熱回収も含め100%有効利用」については、温室効果ガス排出量削減目標と整合を取り、資源化の方法の優先順位とそれぞれの有効利用率を明確にして、安易な焼却(熱回収)を防ぐことが必要と考えます。</p>
312	<p>P2・11行目～14行目 循環利用については、“安全性等に関する文言を入れること”。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、期限やアレルゲン等表示による情報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものである。従って、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約がありワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、はじめにP2の11行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能(安全性や利便性)を確保したうえで、」とするように求める。</p> <p>P2・11行目～14行目 現行の容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱について慎重な検討を求める。効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱についてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P4・28行目～31行目 資源有効率の最大化には、環境負荷-社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用におい</p>

	<p>て、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせるものとなるよう「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。</p> <p>P5・15行目～18行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。食品包装容器は、中身製品に対し、安全性の観点から食品衛生法等の各種規制により、配慮することが求められている。このため、中身製品への配慮のもとに、安全性を確保することが前提となる。食品衛生法が改正され、食品に係る包装容器や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められることになる。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、上述のような食品容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認されたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。</p> <p>P7・9行目～11行目 効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。基本原則にも挙げられているように、P2 28行目～29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図る」とされ、3.重点戦略プラスチック資源循環②効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28行目～30行目において「プラスチック資源の品質性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされている。このため、P7 9行目の「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。</p> <p>P8・17行目～ 野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国 民各界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。</p> <p>P 8、17行目以降 意見概要：世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すために、今後、国が行う審議会等での検討の際には、食品関連事業者を参画させることを求める。 意見内容：野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な議論を行うこととされたい。</p>
313	<p>素案9頁16行目から19行目について。質が高いプラスチック資源の循環において、第一に、絶対前提となるのは、路上や植栽へのポイ捨てをさせぬよう、教育の再徹底（流入する外人労働者も含め）を行なうべき。清潔な街を維持する日本人の美德が失われていることも認識したうえで、プラスチック・スマートの確実な実行のためにも再教育の必要を謳うべき。ポイ捨てさせぬことが海洋プラスチックごみの削減において大前提と考える。第二に、日本のプラスチック包装の先進性やそれがもたらす効能（食の安全や質の維持、賞味期限を延ばす等の食品ロスの低減）に着目しておくべき。有用な包装は是として、不必要で過剰な包装を慎むべきと思う。第三に、リサイクルの出口をしっかりとつくっていく上で、再生品を使用し、モノをつくっていく側がその費用を負担し、食品衛生上の安全を担保する責任を負うのは尤もなことだと思うが、つかう側（消費者）にも担保するためのコスト負担を分け合わねば、つくる側のみが担保し続けることができるのか、疑問に思う。特に、食品包装の製造は中小メーカーも存在し、企業保護の視点からも国としての支援策を検討いただきたい。第四に、第三と同様に、リサイクル品の回収する仕組みが不完全であり、各地方自治体に委ねる、これまでのやり方を見直し、国として仕組みを作り運営（特に費用の点で）することも必要と思う。回収ならびに洗浄・仕分けにコストが高くなること、また回収のための物流もトラック（運転手）不足の状況をふまえると厳しいのが実情と思われるので。最後に、リサイクルビジネスの支援を国、自治体がぜひもっと、検討して頂きたいが、海外企業の参入が散見されるので、各自治体の地元の地域振興につながる（日本人の雇用も含め）よう、実情</p>

	の把握にもとづいた施策の検討をお願いしたい。
314	<p>消費者の環境意識が低下しています。ライフスタイル変革を促すためにも代替性があり、すぐごみになるレジ袋の有料化は必須です。他方「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDGsと同じように2030年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当然です。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。2020年夏までにレジ袋有料化を実施すべきです。プラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが、EUでは明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」をリサイクル率の計算から除外すべきです。「熱回収」では資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本においては、それを上回る目標を掲げるべきです。「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定するべきです。国際的な目標であるSDGsは、日本政府のみならず、様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015年に国際合意されたものです。「第5次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。従来からの延長線上で考える目標ではなく、これまでから大きく考え方を転換する、はじめにあるべき環境挙げ、そこに行きつくための方策を考えるというものです。これらを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p>
315	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページ・9-10行および21-22行：「8割を超える資源有効利用率」は、熱回収を含んだ数字であることを明記すべき。 ・2ページ・21-22行：1の「回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす」ことが、他に優先する、最優先事項であることを、はっきりと明記すべき。 ・3ページ・21行：飲料用ペットボトル等について、具体的に製品名を明記すべき。現状の文章では、メーカーの製造責任として「無駄な高い捨てプラスチック容器に入った商品を作らない。」ことも明記すべき。 ・3ページ・33行：ペットボトルでもレジ袋でも、軽量化が行き過ぎると却ってリサイクルし辛く、自然環境に流出した場合もマイクロプラスチック化しやすい。一定の歯止めを与えるべき。 ・5ページ目・5-25行：「バイオプラスチック」の中でも、「生分解性プラスチック」と「バイオマスプラスチック」では、環境影響が異なる。 ・6ページ・3-6行：「スクラブ製品に含まれるマイクロビーズ」だけ、具体的な製品名が挙げられているのはおかしい。様々なマイクロプラスチックについても、対策を検討すべき。 ・7ページ・6-11行 および 16-19行：リサイクルよりもリデュースが優先されるので、「プラスチックをリデュースする社会システム」を作ることが最優先。 ・7ページ目・31-33行：過剰包装などのワンウェイプラスチックの使用抑制を図るべき。 ・8ページ・12-13行目：協力する主体の中にNGO・NPOが含まれていない。 ・9ページ・3-4行：ここで触れられている「リサイクル」には、「熱回収」を含まないことを明記すべき。 ・9ページ・7-8行：「熱回収」は本来、「マテリアルリサイクル」や「ケミカルリサイクル」が不可能な場合に、限定的に行われるべき。
316	<p>プラスチックのリサイクルは、個人および販売を担う店の努力ではどうにもならないのが現状で、末端に押し付ける政策案ではなく、あらゆるプラスチック製品（包装材から玩具まで）の生産を今後抑制し、安全かつ環境負荷の少ない代替品の研究および製品化。それに伴う研究費への税金投入。そういった方面への働きかけに努めていただければ、よりスムーズに問題を解決していけると思う。また、買う前の段階で必要か必要でないかを検討できる環境を整えることが大切だと思う。これからの経済はより長く使用できるモノ、ゴミが出ない工夫の提供へ転換して行ってほしい。捨てるが前提の提案はその次になるような政策をお願いします。</p>
317	<p>該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環リデュース等の徹底1項目目（3ページ22～29行</p>

目)

意見概要：重点的に削減すべきプラスチック容器包装・製品のアイテム名を、レジ袋以外にも具体的に明記し、アイテムごとの対象事業者や回避方法を別表等により提示するべきである。

意見内容：戦略（案）では、「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品」について、レジ袋有料化義務化（無償配布禁止等）以外には、具体的にターゲットとするアイテム名および削減の手法が書かれていない。レジ袋については、小売事業者の自主的取り組みや自治体の自主協定等により、削減の必要性が市民に広く認識されているが、今回の戦略では、韓国の一回用品（使い捨て品）使用規制やEUの使い捨てプラスチック規制同様に、それ以外のターゲットアイテムを明らかにし、国民に周知することで取り組みを促進させるべきである。具体的には、ペットボトル、持ち帰り用飲料カップ、持ち帰り用食品容器、宿泊施設における歯ブラシ等アメニティ、イベントや販促用のうちわ等頒布品などを、対象として明記し、削減の取り組みを推進するべきである。特にペットボトルは、海岸や河川で最も多く発見されるアイテムであるとともに、リサイクルしても飲料の輸送等ライフサイクルでのエネルギー消費は大きく、使用を回避することによる環境負荷の低減効果は大きい。公的会議での使用の廃止、公共空間への給水設備設置等の取り組みは、欧米で進んでおり、日本でも優先的に推進すべきである。

該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環リデュース等の徹底1 項目目（3 ページ 23～24 行目）
レジ袋有料化義務化（無償配布禁止等）

意見概要：レジ袋有料化の法制化および施行の時期を明記すべきであり、2020 年夏までに施行すべきである。

意見内容：レジ袋有料化義務化を国として実施する方針を明記したことは、大きな一歩であり評価する。しかしながら、法制化および施行時期を明記していないため、小売事業者との調整に時間をかけすぎていつまでも実施に至らないことが懸念される。世界に向けて日本の意志を明確に示すためにも、2020 年夏のオリンピック開催前の施行をめざして、法制化を急ぐべきであり、本戦略に明記すべきである。尚、対象異業者は、当面、フランチャイズを含めた大規模事業者とし、個人商店等を含むすべての小売事業者への拡大は大手の実施状況を踏まえて段階的に行うことが望ましい。また、対象とする袋の種類は、プラスチックに限らず、バイオプラスチック、紙袋も有料とすべきである。

該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環2 効果的・効率的で持続可能なリサイクル3 項目目（4 ページ 21～31 行目）

意見概要：製品プラスチック等、容器包装以外のプラスチックのリサイクル推進にあたっては、拡大生産者責任が果たされる費用負担のしくみづくりが必要である。

意見内容：プラスチック容器包装だけでなく、様々なプラスチック製品の回収・リサイクルを進めることが重要であるが、現在、一部の自治体等で実施している製品プラスチックのリサイクルでは、生産者が費用負担をしておらず、すべて税負担となっている。今後、製品プラスチックのリサイクルを進める際に、容器包装プラスチックと一緒にリサイクルするほうが物理的には合理的であるが、費用の面で容器包装にただ乗りになることも懸念される。製品プラスチックにも拡大生産者責任が果たされるよう、費用負担の制度設計を急ぐべきである。

該当箇所：3 重点戦略（2）海洋プラスチック対策2（6 ページ 3～6 行目）

意見概要：洗顔料や洗剤等のマイクロビーズ等、一次的マイクプラスチックについては、製造者に対して使用の禁止を義務付けるべきである。

意見内容：戦略（案）では、「マイクロビーズの削減を徹底」「海洋への流出を抑制」とされているが、マイクロビーズ等の一次的マイクロプラスチックは、製造段階で使用を禁止することにより、確実に海洋への流出を防止することができる。すでに国内の多くの企業が自主的に使用をやめているとはいえ、禁止されない限り一部の事業者による使用は続けられること、またすでに多くの国が製造段階での使用を禁止していることから、国際的な意志の表明としても、本戦略において、製造者に対する使用の禁止を義務付けるべきである。

該当箇所：4 おわりに2 項目目（マイルストーン）（8 ページ 23 行目～9 ページ 15 行目）

意見概要：「マイルストーン」は「中長期目標」とし、「おわりに」でなく「重点戦略」の前に記載するべきである。

意見内容：戦略（案）において、2025 年、2030 年、2035 年といった中長期の数値目標を設定したことは高く評価するが、「マイルストーン」は国際的に将来の目標を意味する言葉ではないので、「中長期目標」（ターゲットまたはゴール）とすべきである。また、戦略（案）において、これらの目標が「おわりに」

	<p>に記載されているが、「重点戦略」の前に記載し、これらの目標に向けた戦略であることを明確に示すべきである。</p> <p>該当箇所：4 おわりに 2 項目目リデュース（8 ページ 26～29 行目）</p> <p>意見概要：リデュース目標「25%削減」の基準年とその根拠数値を明記し、削減方法の内訳（回避、軽量化、素材転換等）を明記すべきである。「累積で」は削除すべきである。</p> <p>意見内容：リデュースの削減目標は「2030 年までにワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で 25%排出抑制する」とあるが、基準となる年次と根拠数値が不明であるため、目標達成状況を測ることができない。これまで海外に輸出してきた廃プラスチックに当たる量を削減し、すべて国内で処理することを念頭に、戦略には、基準年と根拠数値を明記すべきである。また、「累積で」を入れることで過去の軽量化等を評価することが示されているが、さらに基準年や根拠数値が曖昧になるため、「累積で」は削除すべきである。削減の手法として、バイオプラスチック等の代替素材への転換では、ライフサイクルのエネルギー消費量、温室効果ガスを大きく削減することはできない。パリ協定の目標達成に向けても、「回避」「消費の抑制」を最優先すべきである。「回避」をもってその目標の大部分を達成し、「軽量化」「全体または一部の素材転換」等に依存しないことを明記すべきである。</p> <p>該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環リデュース等の徹底（3 ページ 19 行目～4 ページ 6 行目）</p> <p>意見概要：消費税増税に伴うテイクアウト食品・飲料への軽減税率適用によって懸念される使い捨て容器の使用増加に対し、ディスインセンティブ導入を検討すべきである。</p> <p>意見内容：平成 31 年 10 月からの消費税増税に関連して、テイクアウト食品・飲料に軽減税率が適用されることで、ファストフード店等におけるテイクアウト利用の増加、それに伴うプラスチック容器包装の利用増加、自然界への流出の増加が懸念される。軽減税率の見直しが行われることが望ましいが、それができない場合、テイクアウト容器の増加への対策として、テイクアウト容器に対する「使い捨て容器税」や「持ち帰り食品・飲料容器の有料化」等の経済的ディスインセンティブの導入を検討すべきである。</p>
318	<p>1. 我が国として、真にマテリアルの循環を見ることができない「熱回収」については、代替手段がない場合に限定的・例外的に行われるものにとどめることを制度的に担保すべきであり、その旨戦略に明記すべきと考えます。プラスチックについて熱回収を「有効利用」とであると安易に評価し、有効利用として肯定的に用いる限り、プラスチック製品の大量生産・大量廃棄という現状を変更することができず、プラスチック製品削減のインセンティブが大幅に損なわれると思います。</p> <p>2. 「2030 年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で 25%排出抑制」という目標は低すぎると考えます。2025 年までにプラスチックのレジ袋、ストロー、食器全廃という内容で第 4 回国連環境総会における閣僚宣言案が検討されているとの報道もありました。2030 年までに、使い捨てプラスチック以外のプラスチックについては 100%リユース及びリサイクル可能とすることを目指すとの記載を追加すべきと考えます。また、「累積」が何を意味しているのか不明確であり、その点も明確な目標を明示すべきと考えます。</p> <p>3. レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）については推進すべきと考えますが、極めて低額であれば抑止効果が低いため、廉価なものにしない制度とすべきと思います。また「レジ袋」といってもショッピングバッグとして用いているものも、（商品を個別にいれる）ポリ袋もあるところ、これらすべてについてできる限り有料化ないしバイオマスプラスチックの利用に変更すべきと考えます。また、スーパーマーケットだけでなく、コンビニエンスストアも対象に加えるべきと考えます。</p> <p>4. 我々自身の意識改革のためにもデポジット制の導入なども必要と考えます。また、代替化、環境配慮設計、リユース利用促進のため、拡大生産者責任の強化や生産者へのインセンティブ確保も必要と考えます。</p>
319	<p>・2 頁 29 行、3 頁 11 行、6 頁 22 行、7 頁 6 行、7 頁 7 行「分別」：技術の進歩により持続可能な資源にするためには「分別」が必須では無くなってきている現状に鑑み、「分別」と言う文言は削除し、又は「収集」に置き換える方が好ましいと考えます。（例：「分別回収」→「回収」、「分別協力」→「収集協力」）</p> <p>・2 頁 32 行「熱回収」：技術の進歩により焼却せざるを得ないプラスチックも再資源化出来るようになってきている現状に鑑み、「熱回収」を「再資源化（熱回収によるエネルギー利用を含め）」に修正する方が好ましいと考えます。</p> <p>・5 頁 10 行「焼却」：技術の進歩によりプラスチックの再資源化が進むことにより、プラスチックの「焼</p>

	<p>却」が求められる場面は無くなっていくと考えられる為、バイオプラスチックの導入支援場面として「焼却」は相応しくないと考えます。</p> <p>・6頁24行「埋立」：廃棄物の最終処分方法は「埋立」に限定されない為、「埋立」を「最終処分」に修正の方が好ましいと考えます。</p>
320	<p>今回のプラスチック資源循環戦略は中途半端で甘い取り組みにしか見えず、そこに真に効果を見据えた決意は見えません。まず、レジ袋は最終目標をその使用禁止におくべきです。そこへの移行措置としてレジ袋の有料化をするにしても、一部のスーパーマーケットなどで実施している、レジ袋不要の場合ポイント2点(2円分)を付加する方法は消費者に得した気分を間違えて持たせてしまいます。むしろ、レジ袋要求にはその代金(2円は安すぎ)を加算するべきで、そうすることで使用を控えさせる効果があると思います。現在プラゴミ処理を国外に送り出していますが、国内で出たゴミは国内で消費すべきだし、厄介なゴミを途上国に押し付けるのは先進国として恥ずかしい行為ではないですか。言わば、自分の所で出たゴミを隣家の敷地に捨てるようなものではないですか。国内でサーマルリサイクルと称し、プラゴミを焼却処理していますが、焼却は資源をそこで終わらせるもので、循環させるリサイクルとは全く違う間違った呼称です。しかもその焼却によりCO2を排出しているのですよ。こんなまやかしはすぐ止めて、ゴミ処理のABCとして推進している3Rの最初のReduce(減らす)をプラゴミにも適用し、レジ袋やマイクロビーズなどは最終的には使用禁止にすることを望みます。</p>
321	<p>・3ページ3行目や11行目：ボランティアによる清掃活動や市民の日々の地道な分類に頼るのは限界がある。実行者とフリーライダーの差が開く。もっと政策と直結すること、例えば、ごみを根っこから減らす製造者責任、企業への排出量規制などを具体的に盛り込むべき。</p> <p>・4ページ4行目：修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用は大切なポイントだと思う。今は直すより買うほうが安い。モデルチェンジを繰り返して新品をどんどん買わせる商法が放置されている。税制などである程度しばって従来の消費スタイルを変えていく必要があると思う。</p> <p>・5ページ21行目：生分解性プラスチックを投入できるコンポストが街角にあると便利。</p> <p>・7ページ8行目：ポイ捨て・不法投棄撲滅とあるが、過疎化で人の目が届かないところが増える中、各所に防犯カメラを置くわけにもいかない。どのように対処するのか具体策が見えず、撲滅という断言に逆に不安を感じる。</p> <p>・その他：全体的に「わが国の優れた……」という自負が目につく。確かに素晴らしい点もあるし、輸出産業になる部分もあると思うが、謙虚に他国に学ぶべき点もあるのでは。卑下する必要はないが、傲慢な戦略では賛同しにくい国民も多いと思う。自国の現状の穴を認め、そこへの手当を粛々と進める戦略のほうが企業や市民のモチベーションが上がるし、国際的にも温かい目で見てもらえるのでは(その結果、輸出が伸びる)。また、プラスチック添加剤の害も問題になっているので、ポジティブリストを公表し、その化合物しか認めないなど、メーカー向けの指標が必要だと思う。</p>
322	<p>該当箇所：3 重点戦略(1)プラスチック資源循環リデュース等の徹底1項目目(3ページ22~29行目)</p> <p>意見概要：重点的に削減すべきプラスチック容器包装・製品のアイテム名を、レジ袋以外にも具体的に明記し、アイテムごとの対象事業者や回避方法を別表等により提示するべきである。</p> <p>意見内容：戦略(案)では、「ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品」について、レジ袋有料化義務化(無償配布禁止等)以外には、具体的にターゲットとするアイテム名および削減の手法が書かれていない。レジ袋については、小売事業者の自主的取り組みや自治体の自主協定等により、削減の必要性が市民に広く認識されているが、今回の戦略では、韓国の一回用品(使い捨て品)使用規制やEUの使い捨てプラスチック規制同様に、それ以外のターゲットアイテムを明らかにし、国民に周知することで取り組みを促進させるべきである。具体的には、ペットボトル、持ち帰り用飲料カップ、持ち帰り用食品容器、宿泊施設における歯ブラシ等アメニティ、イベントや販促用のうちわ等頒布品などを、対象として明記し、削減の取り組みを推進するべきである。特にペットボトルは、海岸や河川で最も多く発見されるアイテムであるとともに、リサイクルしても飲料の輸送等ライフサイクルでのエネルギー消費は大きく、使用を回避することによる環境負荷の低減効果は大きい。公的会議での使用の廃止、公共空間への給水設備設置等の取り組みは、欧米で進んでおり、日本でも優先的に推進すべきである。</p> <p>該当箇所：3 重点戦略(1)プラスチック資源循環リデュース等の徹底1項目目(3ページ23~24行目)</p> <p>レジ袋有料化義務化(無償配布禁止等)</p> <p>意見概要：レジ袋有料化の法制化および施行の時期を明記すべきであり、2020年夏までに施行すべきで</p>

ある。

意見内容：レジ袋有料化義務化を国として実施する方針を明記したことは、大きな一歩であり評価する。しかしながら、法制化および施行時期を明記していないため、小売事業者との調整に時間をかけすぎていつまでも実施に至らないことが懸念される。世界に向けて日本の意志を明確に示すためにも、2020年夏のオリンピック開催前の施行をめざして、法制化を急ぐべきであり、本戦略に明記すべきである。尚、対象異業者は、当面、フランチャイズを含めた大規模事業者とし、個人商店等を含むすべての小売事業者への拡大は大手の実施状況を踏まえて段階的に行うことが望ましい。また、対象とする袋の種類は、プラスチックに限らず、バイオプラスチック、紙袋も有料とすべきである。

該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環 2 効果的・効率的で持続可能なリサイクル3 項目目（4 ページ 21～31 行目）

意見概要：製品プラスチック等、容器包装以外のプラスチックのリサイクル推進にあたっては、拡大生産者責任が果たされる費用負担のしくみづくりが必要である。

意見内容：プラスチック容器包装だけでなく、様々なプラスチック製品の回収・リサイクルを進めることが重要であるが、現在、一部の自治体等で実施している製品プラスチックのリサイクルでは、生産者が費用負担をしておらず、すべて税負担となっている。今後、製品プラスチックのリサイクルを進める際に、容器包装プラスチックと一緒にリサイクルするほうが物理的には合理的であるが、費用の面で容器包装にただ乗りになることも懸念される。製品プラスチックにも拡大生産者責任が果たされるよう、費用負担の制度設計を急ぐべきである。

該当箇所：3 重点戦略（2）海洋プラスチック対策 2（6 ページ 3～6 行目）

意見概要：洗顔料や洗剤等のマイクロビーズ等、一次的マイクロプラスチックについては、製造者に対して使用の禁止を義務付けるべきである。

意見内容：戦略（案）では、「マイクロビーズの削減を徹底」「海洋への流出を抑制」とされているが、マイクロビーズ等の一次的マイクロプラスチックは、製造段階で使用を禁止することにより、確実に海洋への流出を防止することができる。すでに国内の多くの企業が自主的に使用をやめているとはいえ、禁止されない限り一部の事業者による使用は続けられること、またすでに多くの国が製造段階での使用を禁止していることから、国際的な意志の表明としても、本戦略において、製造者に対する使用の禁止を義務付けるべきである。

該当箇所：4 おわりに 2 項目目（マイルストーン）（8 ページ 23 行目～9 ページ 15 行目）

意見概要：「マイルストーン」は「中長期目標」とし、「おわりに」でなく「重点戦略」の前に記載すべきである。

意見内容：戦略（案）において、2025年、2030年、2035年といった中長期の数値目標を設定したことは高く評価するが、「マイルストーン」は国際的に将来の目標を意味する言葉ではないので、「中長期目標」（ターゲットまたはゴール）とすべきである。また、戦略（案）において、これらの目標が「おわりに」に記載されているが、「重点戦略」の前に記載し、これらの目標に向けた戦略であることを明確に示すべきである。

該当箇所：4 おわりに 2 項目目リデュース（8 ページ 26～29 行目）

意見概要：リデュース目標「25%削減」の基準年とその根拠数値を明記し、削減方法の内訳（回避、軽量化、素材転換等）を明記すべきである。「累積で」は削除すべきである。

意見内容：リデュースの削減目標は「2030年までにワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制する」とあるが、基準となる年次と根拠数値が不明であるため、目標達成状況を測ることができない。これまで海外に輸出してきた廃プラスチックに当たる量を削減し、すべて国内で処理することを念頭に、戦略には、基準年と根拠数値を明記すべきである。また、「累積で」を入れることで過去の軽量化等を評価することが示されているが、さらに基準年や根拠数値が曖昧になるため、「累積で」は削除すべきである。削減の手法として、バイオプラスチック等の代替素材への転換では、ライフサイクルのエネルギー消費量、温室効果ガスを大きく削減することはできない。パリ協定の目標達成に向けても、「回避」「消費の抑制」を最優先すべきである。「回避」をもってその目標の大部分を達成し、「軽量化」「全体または一部の素材転換」等に依存しないことを明記すべきである。

該当箇所：3 重点戦略（1）プラスチック資源循環リデュース等の徹底（3 ページ 19 行目～4 ページ 6 行目）

意見概要：消費税増税に伴うテイクアウト食品・飲料への軽減税率適用によって懸念される使い捨て容

	<p>器の使用増加に対し、ディスインセンティブ導入を検討すべきである。</p> <p>意見内容：平成 31 年 10 月からの消費税増税に関連して、テイクアウト食品・飲料に軽減税率が適用されることで、ファストフード店等におけるテイクアウト利用の増加、それに伴うプラスチック容器包装の利用増加、自然界への流出の増加が懸念される。軽減税率の見直しが行われることが望ましいが、それができない場合、テイクアウト容器の増加への対策として、テイクアウト容器に対する「使い捨て容器税」や「持ち帰り食品・飲料容器の有料化」等の経済的ディスインセンティブの導入を検討すべきである。</p>
323	<p>プラスチック資源循環戦略（案）は具体性に乏しい。2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている現状の中で、私たちが持つべき戦略はもっと具体的であるべき。特に早急に行うべきことは使い捨てプラスチックの発生抑制であり、それらは、法的規制により、公正に進められるべきである。戦略案の中に排出抑制とうたっているが、発生抑制なしに排出抑制はありうるのか疑問である。重点戦略 6、十数年前からリサイクル過程でのレジンペレット等の川や海への流入は指摘されていたことであり、プラスチック原料、製品の製造、流通工程はじめサプライチェーン全体を通じてペレットなどの飛散、流出防止のプラスチックリサイクル施設での徹底なしにリサイクルにたよることは難しいのではないかと。マイクロプラスチックの人の健康や環境への影響、海洋への流出状況、流出抑制 21 対策等に関する調査研究等を推進します。</p> <p>ではすでに東京湾のムラサキガイや、カタクチイワシからもプラスチックが検出されており、世界では塩や貝魚などから次々に発見されている。人間の体内に入っていることから、これ他のプラスチックに使われている添加剤可塑剤などの危険性から、食の安全に不安を生じる事態になっているため、この調査を具体的に進める準備を行うべきである 9（再生利用、バイオマスプラスチック）ではバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入としているが、バイオマスプラスチックの環境影響の確認は、一般国民は得ていない。終わりに 18～19 でプラスチック問題、気候変動等の課題解決に寄与するとしているが、そうであるなら、温暖化防止のためにもごみ発電や、プラスチックの熱回収等のプラスチックを燃やす政策を考え直すべきである。</p>
324	<p>該当箇所：3. (1) ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル(17-31 行)</p> <p>家庭系プラスチックの分別回収を特定ペットボトル以外にも拡大し、同時に、容り法に基づく「紙」「プラ」等の表示を米国における How2Recycle 方式に改める。</p> <p>1) 現行容り法に基づくプラスチック分別回収は特定ペットボトルに限定されているが、これを拡大する。対象：特定ペットボトル以外のプラスチックボトル、プラスチックキャップ、食品用トレーやカップ。これらは単一のプラスチック素材であることが多く、目視・手作業、重力、近赤外線により、プラスチックの種類別に容易に分離することができる。</p> <p>2) 現行容り法による容器包装への識別表示「紙」「プラ」は、単に再商品化に伴う材料の識別表示であって、資源リサイクルのための指針とはなっていない。「紙」には、一般紙器のようにリサイクル可能なものもあれば、ラーメンカップのように PE ラミ製品であるため、リサイクルが困難な禁忌品も含まれる。同様に、「プラ」の中にも、上記のように単一のプラスチック素材で構成されリサイクル容易なものもあれば、レトルトパウチのように複合材料で構成され、現状ではリサイクル困難なものが混在している。</p> <p>3) 日本の容り法は、消費者にも分別排出という役割を課したことによって、世界でもまれに見る清潔で、ラベルやキャップなどの異物が混入しない特定ペットボトルを回収している。従って、提案は、現行に「プラスチック資源回収」という別枠を追加することにある。具体的には、①特定ペットボトルに対する現行の識別表示「PET 1」に、新たに「資源プラ」を加えて分別回収する、②米国における How2Recycle 表示のように、分別排出の可否・方法を分かりやすくした表示を付加することを内容とする。③恐らく、地域によって分別の方法が異なると予想されることから、QR コードのなかに、その地域における分別の方法を示すことも可能である。</p>

325	<p>1 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9-10行と21-22行：プラ容器包装廃棄物の有効利用率について、日本の数字は熱回収を含んだ数字であることを明記すべき ・27行：「これまでの取り組みをベースに」とあるが、この戦略は、むしろ「これまでの取り組み」を超えるものにすべき。 <p>2 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21-28行：〈1〉の「回避・削減＝リデュース」が、他の〈2〉から〈4〉までに優先する、最優先事項であることを、はっきりと明記すべき。 <p>3 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21行：「ワンウェイのプラスチック容器」と書くだけでなく、飲料用ペットボトル等について、具体的に明記すべき。また、ワンウェイプラスチック容器包装・製品の削減に関するメーカーの製造責任を明記すべき。 ・33行：ペットボトルやレジ袋などは、過度の軽量化で環境への悪影響が拡大する。安易な軽量化推奨は避けるべき。 <p>6 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3-6行：「マイクロビーズ」に限らず、メラミンスポンジやタイヤダスト、化学繊維くず、人工芝など、より幅広いマイクロプラスチックの対策も検討するべき。 <p>7 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-11行および16-19行：「リサイクルシステムの構築」よりも、「リデュースする社会システム」の構築が優先されるべき。同じく、「〈3〉技術開発」も、「リサイクルのための技術開発」よりも、「リデュースのための技術開発」を優先すべき。 ・31-33行：代替製品の開発利用よりも、まずワンウェイプラスチックの使用抑制を図るべき。 <p>8 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12-13行：協力する主体の中にNGO・NPOを入れるべき。 ・28-29行：「25%削減」の基準年も分からなければ、重量ベースか個数ベースか、指標も分からない。基準年や指標を明記すべき。 <p>9 ページ目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3-4行：「リサイクル」に、「熱回収」を含まないことを明記すべき。 ・18-19行：戦略の見直しの間隔や時期を明記すべき。
326	<p>プラスチック資源循環戦略（案）の「基本原則」において、焼却せざるを得ないプラスチックにはバイオマスプラスチックを最大限使用することを明示されたことや、「重点戦略」において再生可能資源としてのバイオマスプラスチックの活用やバイオプラスチック（生分解性プラスチック）の利用などのイノベーションを促進するリサイクルシステムの検討等を掲げられたことに、賛同いたします。また、「バイオプラスチック導入ロードマップ」については、可能な限り早期の策定をお願い致しますと同時に、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するという目標の達成には政府による施策や支援制度等の創設を強くお願いいたします。本ロードマップの策定に当たりましては、当協会の専門性を生かしバイオプラスチックに係る知見等を最大限提供させていただきたく、きめ細やかなロードマップの策定に是非お役立ていただければ幸に存じます。</p>
327	<p>熱回収は海洋プラスチック問題への対応として機能しますが、地球温暖化対策には逆行し、また「循環利用」にはあらず、暫定的な対応に留めるべきです。P1L10にある現状の「有効利用率」やP9L6からの数値目標から熱回収分を差し引くか、少なくとも熱回収率について個別に値を明記・設定して下さい。P3L30で技術開発による代替の促進を掲げていますが、既にあるプラスチック以外の製品に関心を喚起することがより重要と考えます。代替のための技術革新と、既にあるものへの関心喚起は別の施策になるので別々に項目立てして下さい。また、代替資源として紙とバイオマスプラスチックが挙がっていますが、木竹材、天然繊維、天然皮革類、陶磁器、金属類なども重要な代替資源として掲げて下さい。P2L25で代替資源として挙げ、P5L5から利用促進を掲げていますが、海洋に流出すれば同じ問題が生じ、原料調達段階で新たな環境問題が生じる可能性があるなど、代替資源として有効な場面は限定的と考えますが、推進される根拠を明記して下さい。</p> <p>具体的に明記されているのはレジ袋の無料配布禁止のみですが、海外ではもっと踏み込んだ施策が打たれています。EUのプラスチック禁止法案等を参考に、もっと踏み込んだ具体策を挙げて下さい。</p>

	<p>P6L3に「削減の徹底」とありますが、禁止して下さい。</p> <p>P5L26からの「海洋プラスチック対策」が挙げられていますが、衣類等からの化学繊維由来のマイクロプラスチックについても何かしらの対応を明記して下さい。</p> <p>P8L27から2030年までに25%削減という長期目標がありますが、少なくともこれまで海外に輸出してきた量は短期目標として削減すべきと考えます。その観点から短期目標の設定と、目標値の妥当性の検討をお願いします。</p> <p>P9L6から熱回収を含めた100%の有効利用という目標がありますが、熱回収を含めない数値を目標にするか、全体に占める熱回収率の上限を設定して下さい。</p>
328	<p>3ページ22行～29行 レジ袋の有料義務化（無料配布禁止等）については反対です。但し、我々の意向に反して義務化が実施される場合は、政府は中小企業を含む国内メーカーが十分納得できる徹底した措置を講じるべきです。レジ袋有料義務化に反対である理由は、それによりレジ袋の使用量が激減し国内メーカーの収入減少につながり、倒産等、経営に大きな影響を与えかねないからです。それを踏まえれば、レジ袋有料義務化の実施前に、レジ袋が海洋ごみとしてどれだけ環境に影響しており、それを減らすことでどれだけ効果が出るのか、なぜ政府が最優先でこのレジ袋有料義務化を実施するのか、政府としてしっかりメーカーに納得できる説明をするべきと考えます。また、実施後、その影響により業績が悪化した企業、あるいは職を失った者に対してはセイフティーネット等の施策展開が必要です。国の政策で経済的苦境に立たされる企業、国民は保護されるべきです。レジ袋は使い捨てプラスチックではないという認識です。国民の大部分によって便利なものとして使用され、さらに様々な形で有効に再利用されていると考えています。そのような中で、レジ袋すべてを義務化の対象にするのは到底国民の理解を得られず無理があると考えます。生分解性プラスチック製レジ袋、バイオマスプラスチック製レジ袋、リサイクル原料を使用したレジ袋等、環境負荷の低いレジ袋を普及させることが国民の理解も得られやすく最もふさわしい方向と考えます。もし、義務化を実施するならば、こういったレジ袋は義務化の対象外とすべきです。これにより、メーカーにとっても義務化実施後も技術革新による事業存続の活路が見い出せることとなります。尚、その際には、政府として、対象外にする基準作りや普及のためのインセンティブ付与も必須となります。</p>
329	<p>3頁30～32行</p> <p>代替素材として「再生材」「紙」「バイオマスプラスチック」が例示されていますが、「ワンウェイのプラスチックの25%排出抑制」という目標を達成するにはさらにガラス、陶磁器、木（漆器を含む）、金属等の素材を活かしていくことが構想されるべきです。これらの素材は1)長年使いこなされていて環境に与える影響が既に分かっている2)リユース・リサイクルのシステムや社会的インフラを既に持っている3)素材としての特性も、リサイクルには向かないとされていた陶磁器も食器 to 食器のリサイクルが可能になっているなど、まだまだ開発の余地があります。</p> <p>3頁33～34行</p> <p>「利用促進」「普及啓発」だけで、その具体策がありません。すでに「リユース食器ネットワーク」等民間団体における取り組みがあり、その活動の支援となる具体策まで踏み込むことが望まれます（例えば公的機関の関与するイベントでの導入目標の設定や費用負担への助成）。また、リユースが実際に機能するためには製品設計だけでは不十分であり、システムや社会的インフラの整備が整わなければ機能しません。既にリユースのためのシステム・社会的インフラを一定に持つびんリユースの仕組みにならない、かつ、可能であればその共有も検討されてしかるべきであると考えます。</p> <p>6頁3～4行</p> <p>「削減を徹底」する、とされていますが、すでに「日本化粧品工業連合会」等の業界団体において「使用中止」の呼びかけが出され、実際の個別企業においても使用しない自主規制が進んでいます。業界の取り組みを評価し、アウトサイダーが得をする事態をさけるためにも禁止にまで踏み込むべきです。</p>
330	<p>P5・15行 RoHS、食品衛生法、EU規制基準等の試験をパスした物に確かに安心感は広がるであろうが本来は、製品製造企業内にて資源循環出来るシステムを構築するべきであり、その監視を国が行うのが有るべき姿である。何故ならば化学物質の添加物、管理等は生産側は理解している筈であり、再利用、再生加工工程にても自社内又は同一グループ企業内での加工から再生品化までが一元管理出来ていれば不安物質の混入は阻止できる筈である。現状の様に各工程にて各社が其々の立場にて再生加工、再商品化を行いその再生材を使用する成型屋への販売する流れなので、「規制物質がどうのこうのあの書類が必要この検査を行ってくれ」と大手企業から要望が来るが再生業者にてその様な機器を取り揃えている企業</p>

は、ほんの一部で多くの企業は零細であり対応出来ない、その結果、物性の良い再生材スクラップが過剰品質として使用されなど、健全な利用が出来てないので有る。最近特に危惧している実態が有る、中国はペレットにすれば受け入れてくれるのでペレット加工し易い良い物、改質剤として有効性の高い物が海外に流れ底辺のゴミスクラップが国内に残り更に再生材活用拡大を阻害させている。要は、再生に関する技術的レベルが低くバージン材の様に適材適所の利用が促されず、企業の関心も薄い。メーカーサイドでの大きな循環システムをすれば再生材の有効的な利用方法は確実に上がる筈である。無論、排出品と使用目的とする物は物性が異なるので、物性調整、着色、添加剤バージンの樹脂開発 樹脂設計に準ずる高い技術力が要求されると共に再生材を上手く利用出来る再生材成型者？の様な存在も不可欠であるが、メーカー責任において資源循環を構築する体制の法制度が急務である。

P4,7 行効率的, 効果的, なリサイクルについて 方向性として具体案が記され良好な展開が期待されるが、長年プラスチックの材料設計及びリサイクル材料に関する実務的な業務に携わる技術者（平成9年度リサイクル推進功労者表彰通産大臣賞受賞スタッフ）とすると、記載された項目内容は誤りではないが、精神論に頼るところが有り、真に樹脂を理解する知識者、経験者が参画しての（案）が創られたのか？疑問が生じる。本当の循環リサイクルを推進する為には、基本的な製品がこの世に生まれるスタート時点が要になる。製品の設計段階より 樹脂を理解する者が設計者と共に加わり 樹脂の相溶性の観点から材料選択、構成部品の相溶性、分離しやすい構造、相溶性が無いもので構成する場合の分別工程の考慮した製品開発や商品開発。即ち、リサイクル化資源循環を念頭に入れた、材料選択及び材料設計を義務化する制度を設け、それを審議する部門を政府関連機関に設置が望まれる。材料の相溶性を考慮して作業性分別工数の削減が図れ、再生材の拡大が図れている事例

車両内装材のインパネ部は従来 PPO+ウレタン発泡+PVC で分離困難。改良 した PPGF+発泡 PP+TPO はすべて相溶性あり。分離しないでリサイクル可能。樹脂ペレットはすべり止め。従来ブチルゴム、オレフィンと相溶性が無い。改良した TPO はオレフィンと相溶性有り。分別せずにリサイクル可能。

某大手飲料メーカーがリサイクルを掲げているが PET キャップの販促シールに相溶性のない材料を使用している事からも机上論者では無く俯瞰的視野を持ち指導、規制できる体制の構築が必要であると思える。P9 再生利用バイオマスプラスチック項 16 行目～に関して 今後本戦略に基づき国としても予算～ 資源循環 及び資料「パブコメ版」P58 省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業」に 2019 年の予算の要求額の記載があるが、設備に関する補助金は従来通りの発想であり、進歩性が無く既得権？も持つ機械商社、及び経由で上手く書類を書けるコンサル会社が潤うだけで有る。真の資源循環社会の構築に於いて、再生材活用にて何が一番問題かと言えば、再生材を利用した商品の開発、具体的にその材料でなにを創るのか？なにが出来るとか？どう使えるか？目的の物性に改質するにはなにをどうしたら良いのか？等々。材料の活用方法が最大の問題であり。商品を設計してから 材料選択するバージン材とは真逆の世界である。バージン材は商品に向けて材料選択が凄く簡単。再生材はその物性でどんな商品が出来るのか？商品化凄く困難。再生材もバージン材の様に商品ありきで選択されるように改質, 改色すれば用途拡大。日本全体のスクラップ量と物性を国で把握が必要です。今、良い物が海外に流れ出ています。いくら分別しても物性は変わらないので高度化利用には色々な特性の樹脂スクラップが必要です。この事に海外は気が付いています。輸出規制必要。再生困難な物が国内に残り資源循環社会が築けなく成ります。この様な事から増々再生材の活用する技術・開発者の育成がなくして真の資源循環社会の構築は出来ないであろう。即ち、補助金は 再生材の利用商品 教育育成企業 等に向け真の資源循環社会の構築促進を図るべきである。審査する側も 不正が見抜ける実力ある人物が責任を持って監査審査するべきである。特に近年リサイクル関連の補助金再審査要です。 真の実績ベースにて実績未達ならば返金との強い姿勢が必要である。

P9、リユース, リサイクル項 6.7 行目 2030 までにプラスチック製容器包装の 6 割を～に関して。PET 以外の主物は複合物オレフィン系樹脂で有るので、この容事業（以下本事業）に関して述べるならば 2030 年の 6 割を～は、現状及び今回掲げた資源循環戦略（案）からすれば 11 年も掛からずクリア出来るレベルに有り、目標は 2025 年程度で良い筈である。目標年度を前倒しと他の再生樹脂の資源循環利用促進の礎となるべき方策として考察すると、スタート時点からの再度見直しが必要である。素材。生産設備。コンパウンド技術。即ち、包装材の材質、構造、設計段階より、再生し易い材料選択、（容り協会側は検査強化の方法から品質基準を上げる手法であるが、樹脂特性に再生加工に関する技術的視点が欠ける全くの素人発想である。現行での暴走が進むと本事業立ち上げ当時の様な偽証工作、脱法行為が再燃する恐れが有り管轄省の責任問題になり兼ねない。）本事業品の品質低下の原因は、塩素関連により塩素ガス、

	異物による臭気、不溶化異材他樹脂 PET PA PS 等の混入。アルミ箔。洗浄工程の水分が残り加工時残留塩素として反応、強塩酸ガス発生により設備劣化と作業者に健康被害を与えている。改質剤の添加により大幅な効果があるが本事業者の多くはバージン業界での知的財産権に対する感覚が異なるので積極的な展開には問題が残る。包装材メーカー側は、樹脂特性、相溶性、印刷インキ特性を考慮して循環資源として成り得る素材開発に勤しみ 国としても認定制度。補助金。を設けプラスチックの有効利用の促進に弾みを付けて戴きたい。単純の素材にする、一旦複合化された物は戻せない、欧州での包装は簡易的で単一素材が多いのでリサイクルし易い、その分意匠性が劣るので消費者の意識改革も必要。機械設備に関しても樹脂開発、コンパウンド配合設計者の関与が必要である。
331	プラスチックの環境資源問題は我々消費者にとっても大きな問題で、将来に亘って地球環境を保護、後世に持続可能な環境を継承する為に官公庁、事業者、消費者、全てが真剣に考える時と思う。昨今の報道で海洋プラスチック問題が大きくクローズアップされており、特に包装材料に関する議論が喧しい。議論は必要だが、報道によれば海亀の鼻にストローが刺さったとか、近い将来、海中に漂うプラゴミが魚の量を超えるとか、やや情緒的かつセンセーショナルな切り口の報道が多い。これら報道の信憑性も疑問が残るが、一般消費者からすればこれらの切り取られた情報が一人歩きし、石油由来のプラスチックはケシカラン、という一面的な議論になりはしないか。プラゴミが海洋にでることを前提に分解性樹脂を！と言う前にそもそも海洋流出させない方法を考えるのが理性的かつ本筋。レジ袋の有料化や削減もいいが、レジ袋はゴミ袋の役目もあり、焼却過程でその他のプラゴミとともに高カロリーの助燃剤にもなる。燃焼カロリーの高いプラゴミが減れば焼却の為にさらに重油を投入、という本末転倒にならないか。ストローや袋の紙化というが、機能担保する為に紙とプラスチックの複合材となればリサイクル性も阻害されるし、こんなものが海洋流出すればさらにやっかい。そもそも紙は森林伐採→輸送→パルプ化過程の水、電力、などトータルでみた消費エネルギーや排出 CO2、需要急増による森林資源の持続可能性など考えて本当にエコなのか？従来の石油由来のプラスチックは機能性、利便性、経済合理性を追求して今の姿があり、食品の鮮度保持、個食化など時代の要請にも応えている。日本が培ってきた PET ボトルや食品容器リサイクルなどサーマル含む 3R や焼却技術は理に適っておりこれらをさらに磨くべき。来年の大阪 G20 では議長国として官民、マスコミ含め理性的に情報発信し、ミスリードしない様、イニシャチブをとってほしい。
332	ページ 8 目標値が甘い。参考資料によるとマレーシアやインドではゼロを目指すとされている。日本も本来ゼロを目指すべきだが、匂いにつく食品等のトレー等必要なプラ製品については、石油由来でない製品にすべき。製品を作ったら企業の責任で回収すべき。そのための数値目標とすべき。25%では低すぎる。 ページ 9 熱回収は除くべき。案には書かれていないが 2020 年に導入されるスーパーでのレジ袋有料化を、小規模の全店舗でもレジ袋の有料化で取り組むべき。拡大生産者責任者を早急に導入して、企業側が 100%回収をする仕組みをつくるべき。
333	プラスチックリサイクルの重要性が高まっているなか、容器包装プラの領域では、材料リサイクル優先されている部分に疑問を感じる。一般に、材料リサイクルでは再商品化率が比較的低く、残渣は結局廃棄物となってしまう、リサイクルのループから外れてしまい、本当の意味での資源循環思想には、合致していないように思える。従って、最終的なリサイクル率を上げるためにも、容器包装プラでの材料リサイクル優先制度を見直す必要があると考える。一方、容器包装プラの集荷量は、近年、頭打ちの状態であるため、集荷量の増加、または、対象自治体の拡大等も視野に入れた施策が必要であると考え。
334	1. 熱回収を資源有効利用率に含めない 「資源有効利用率」に加算して「プラスチック資源循環戦略」に盛り込むことは、国際社会に 不信感を招きかねない内容です。パリ協定以降、日本も 2050 年までに温室効果ガス排出量の 80 %削減を目指しています。2 ページ 29 行目及び 9 ページ目 7 行目にある「熱回収によるエネルギー利用を含め」という文言は削除するべきと考えます。 2. レジ袋の廃止まで検討を 3 ページの「レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)」だけでレジ袋の大量消費に制限をかけることができません。問題の根本的な解決を図るためには、レジ袋有料化にとどまらず、「段階的な廃止」を目標としてください。実際にレジ袋配布を禁止している国は多くあり、国際社会をリードするためには、レジ袋の廃止まで検討する施策が必要です。 3. マイクロビーズは完全廃止へ 6 ページに「2020 年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底する」とありますが、この「削減」はあいまいな言葉です。海外では禁止している国もあり、マイクロビーズの製造、含有製品の販売及び使用を禁止することを方針として打ち出して

	<p>ださい。</p> <p>4. リデュースをより野心的な目標へ 8 ページのリデュースの欄に、必要性の低い使い捨てプラスチックの廃止を直ちに目指す、2025 年までに少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する 150 万トンの使い捨てプラスチックを削減する、そして 2030 年までに使い捨てプラスチック使用削減 50%以上を目指すことを方針に含めてください。今後は、国内で処理しきれないプラスチックごみを海外に輸出するのではなく、これまで国外に輸出していた量をまず削減することが必要です。</p>
335	<p>3 頁 2 2 行目～2 9 行目 既に、消費者にマイバッグ持参を働きかけるなど、レジ袋の削減等の 3 R を推進してきている。レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）を行う場合、事業者間に不公平が起こることなく、消費者に混乱が生じないようにレジ袋の定義を明確化し、全国一律の制度となるよう法的措置が必要である。</p> <p>4 頁 1 0 行目～1 4 行目 容器包装リサイクル制度への製品プラスチックなどの品目追加は、制度の根幹の見直しや、事業活動等への多大な影響、混乱の発生が強く懸念され、極めて慎重に検討すべき。拡大生産者責任の観点から循環型システムのあり方を見直す場合には、廃棄物処理法の抜本的な見直しも視野に入れて検討すべきである。</p> <p>5 頁 5 行目～2 5 行目 バイオプラスチック、バイオマスプラスチックおよび生分解性プラスチックといった 3 つの用語ではなく、バイオプラスチックの定義を明確化し、消費者にプラスチックに関する正しい理解を促し、プラスチック再生市場も含めて、今後のプラスチック使用に関し検討すべきである。</p> <p>8 頁 2 3 行目～9 頁 1 5 行目 循環型社会形成に向け、これまで各種リサイクル制度の導入により 3 R に積極的に取り組んできており、本マイルストーンは極めて野心的な内容であり、業種や品目ごとに数値目標を割り当てたり、事業者や消費者等に達成を義務付けたりすべきでない。</p>
336	<p>プラスチックに関する決まりができたのは嬉しいですが、それでもまだ不十分に思います。マイクロプラスチックは明確に禁止にしてください。以前、英語の模試の問題で、化粧品に使われるラメに関する文章を読みました。マイクロプラスチックがラメや洗顔料など身近なところで使われていることに愕然としました。知らない人にも知ってもらわなければならないことだと思いますし、最低でも商品における表示はきちんとするようにすべきです。</p>
337	<p>国民のコンセンサスが取れていないように思います。例えばレジ袋削減とエコバッグでどちらがよりサステナブルか、ということについても、インターネットで検索した結果では意見が分かれているようでした。海洋ごみ問題についてもメディアで煽る内容とは異なり、一般社会では「本当にそうか？」という否定的な意見も少なくないように思います。これは、政府のサステナブル戦略がマクロ的で定量的でわかりやすいものとして、まだ提示されていないからであると感じています。プラスチック資源循環戦略(案)の内容も感覚的には理解できるのですが、数値的な裏付けがなく素人には「本当にそうか？」と思う部分が少なくありませんでした。従いまして、政府には是非、誰でも納得できる論拠を提示していただき、サステナブルについての国民的な議論を盛り上げていただきたいと思います。</p>
338	<p>P9 13-15 行 同戦略は、国際要請や環境意識醸成の観点から妥当と考えますが、バイオプラスチック（以下、バイオプラ）導入目標設定に当たっては、慎重な議論が必要。</p> <p>1. 原料バイオマスを国内で調達しようとする、サプライチェーン整備に加え、バイオマスの基幹化合物原料を安価安定供給が必須で、農工連携による技術開発・システム整備が必須で実現道筋が必要。</p> <p>2. 200 万トン導入のためには、PE、PET、PP などの汎用樹脂を置換することになるとは思いますが、これらの原料となるエタノールや乳酸などを低コストに製造できるのは、安価な可食性バイオマス資源を持つ国に限定され、近い将来我が国に低コストで大量供給される見通しは明るくありません。また、2030 年に、これらのバイオプラ製造で、海外企業との比較で競争力を持つ国内企業は少ない。さらに、バイオプラ導入で材料価格が上昇した場合、消費者への過大な負担やユーザー企業にとっても高コスト材料の使用は競争力低下に繋がる。</p> <p>3. LCA 的観点での妥当性の検証も必要です。例えば、アメリカのコーンを利用する場合、化学肥料の大量使用により、CO2 削減効果は限定的、セルロースを使用する場合、CO2 削減効果は相殺されるとの試算もある。バイオマス部分は、燃料時に CO2 は出ませんが、製造時に多く排出しては意味がなく、25%以上をバイオプラと定義する場合、その効果は 1/4 と限定的。そのため、プラスチックをきちんと循環させた方が、LCA 的に効果が大きい場合もあると考えられる。</p> <p>以上、国内産業の競争力強化と環境保護・CO2 削減をどのように両立させるかという観点で、プラスチック資源循環（マテリアル・ケミカル等）とバイオプラ導入のベストミックスの議論と施策の設計、目標</p>

	設定の見直しの検討が必要と考えます。
339	<p>8頁 使い捨ての象徴である「レジ袋」について、有償化の目標設定が不明確です。必須の対策として、2020年夏までに有料化を義務付けるべきです。レジ袋有料化などを通じて、消費者のライフスタイル変革を促すとしながら、2030年までの総排出割合の抑制目標のみが掲げられており、具体性と実効性が乏しい戦略と言わざるを得ません。方向性のみでは世界トップレベル・野心的とは言えません。レジ袋有料義務化では、国際的にもすでに立ち遅れており、直ちに実施すべきです。</p> <p>9頁 EUでリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。オフセットされないCO₂は、人類最大の廃棄物、「ゴミ」であり、プラスチックの「熱回収」をリサイクルに含めることは、資源循環しないものを、「プラスチック資源循環」と称することです。温室効果ガス排出抑制・パリ協定で目指す化石燃料からの脱却とは相容れません。日本のプラスチック容器包装の「資源有効利用率」の約2/3が熱回収という実態から、いかに脱却するかが、当然の戦略となるべきです。「熱回収」を「リサイクル」と称することやめ、「資源有効利用率」には熱回収分を含めないことを求めます。</p> <p>9頁 「熱回収」をリサイクルから除き、3Rの優先順位に則ったプラスチック資源循環戦略に切り替えるべきです。リデュース・リユースの2Rを優先した戦略とするためには、拡大生産者責任（EPR）の完全実施が不可欠です。そのための容器包装リサイクル法の改正を速やかに進めるなど、法整備を図るべきです。</p>
340	<p>1. プラスチックによる複合的な環境問題に対処するためには、社会として目指すべき持続可能なゴールを共有し、実現のための要点を特定して取り組みのプロセスを明確化するバックキャストの取り組みが必要です。既存の取り組みの延長に位置づけるのではなく、海洋汚染や気候変動、資源枯渇などの諸課題を踏まえた社会システムや暮らし方の長期的なビジョンとするべきです。特に海洋汚染問題については、地球規模での対策支援を各国に働きかけ、協調していく必要があると考えます。プラスチックによる環境負荷を低減し民間における対策を推進するため、特に以下の点に関する記述の強化を要望します。（1）パルシステムでは、産地・メーカーと協働してプラスチック製容器包装の減量化や再生材等の使用を推進していますが、原料の切り替えを進めるにあたりコスト上昇が課題となっています。再生材等を容器包装リサイクル法の再商品化委託申込対象からはずす等、政策的に再生材等の導入支援を強化することで、市場を拡大してさらなる技術革新やコスト低減を促すことを求めます。（p5:5～25行目）</p> <p>（2）リデュース・リユース・マテリアルリサイクルを可能とする社会システムの構築を優先し、循環利用のひとつである熱回収は、ライフサイクル全体の環境負荷を考慮してやむを得ない場合の最終手段と位置付けるべきです。（p2:27～31行目、p4:30～31行目、p9:4～5行目、7～8行目）</p> <p>（3）プラスチックによる海洋汚染では、ワンウェイの容器包装・製品だけでなく、漁具等、野外環境で使用される製品プラスチック等による影響も指摘されています。製品プラスチック等の環境への流出とその影響に関する調査研究を推進し、必要な対策を実施するべきです。（p3:19行目～、p4:14～16行目）</p> <p>2. 環境や生物、食品からのマイクロプラスチックの検出が相次いでおり、それに吸着する有害化学物質による人の健康や生態系への悪影響が懸念されています。予防的取組の考えに基づきマイクロプラスチックの科学的リスク評価及びリスク低減のために効果的な対策を早急に実施することを明記するべきです。</p>
341	<p>1頁10行 「リサイクル」の常識が一義的な「焼却」にシフトされつつあるとみる。サーマルリサイクルは「焼却」を意味していることから、84%を過大評価するわけにはいかない。</p> <p>1頁18行 あまりにも「熱回収」の表現が多いことから、国が本気で方向転換するとは考えられないのである。</p> <p>7頁30行 ポイ捨ては犯罪行為であるが、これまで多くの犯罪が見逃されてきた。そのツケが海洋プラスチック問題である。美化運動では解決できないところにまで来た。</p>
342	<p>3ページ22行目レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)について</p> <p>レジ袋はプラスチック製の買い物袋を指していると考えますが、それ以外の魚などの商品を直に入れるポリ袋なども含まれるのか、小売店等での混乱を避けるため、レジ袋の定義・範囲を明確にしたい。また、多くの小売事業者がレジ袋を使用しており、事業者・業種毎に有料化による課題も様々考えられることから、対象となるプラスチック製の容器包装・製品の種類、対象業種、対象事業者などについて明確にし、前広に提示するようお願いしたい。</p>

343	<p>レジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)については反対です。レジ袋が自然環境に悪影響を与えているとされるのは、レジ袋の無償頒布でなく、使用後のポイ捨てや、レジ袋がごみ袋等にリユースされないで廃棄されることにあり、リユースを促進すべきです。ワンウェイのプラスチック容器包装・製品のリデュース等の徹底を進めるにあたり、レジ袋をターゲットとする近視眼的取組みは承服できません。このような取組みは、レジ袋製造事業者と従業員に先行きの不安を惹起させ、モチベーションや勤労意欲の低下を招き、雇用の確保が困難となり、企業倒産の懸念があります。レジ袋は消費者にとって快適なショッピングが享受でき、小売業には商品の販売効率化を図り、が国経済の発展に貢献しており、レジ袋の有料化義務化を進める前に、国民的合意の形成が必要不可欠と考えます。国のお仕着せと捉えざるを得ません。小売業への有料化義務化については、憲法第22条第1項に抵触するかどうかの検討をすべきと考えます。レジ袋の製造事業者は、レジ袋の薄肉化を行うとともに、バイオマスプラスチックを利用したレジ袋を製造し、さらにはリサイクルにも取り組み、石油資源の削減・循環に取り組んでいます。バイオマスプラスチックやリサイクル原料等を利用した環境配慮型レジ袋についてインセンティブを付与し、当該レジ袋の普及を促進することも重要と考えます。国として、「レジ袋の有料化義務化」を行うのであれば、政府等が率先して国民的合意を取り付け、レジ袋製造事業者の存続、事業者間の公平、消費者の混乱回避等の措置を講ずる必要があり、レジ袋の大半が輸入品であることから、輸入制限措置は不可欠と考えます。</p>
344	<p>P2・11行目～14行目 循環利用については、“安全性等に関する文言を入れること”。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、期限やアレルゲン等表示による情報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものである。従って、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約がありワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、はじめにP2の11行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能(安全性や利便性)を確保したうえで、」とするように求める。</p> <p>P2・11行目～14行目 現行の容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについて慎重な検討を求める。効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P4・28行目～31行目 資源有効率の最大化には、環境負荷・社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用において、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせるものとなるよう「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。</p> <p>P5・15行目～18行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。食品包装容器は、中身製品に対し、安全性の観点から食品衛生法等の各種規制により、配慮することが求められている。このため、中身製品への配慮のもとに、安全性を確保することが前提となる。食品衛生法が改正され、食品に係る包装容器や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められることになる。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、上述のような食品容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認されたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。</p> <p>P7・9行目～11行目 効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。基本原則にも挙げられているように、P2 28行目～29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図る」とされ、3. 重点戦略プラスチック資源循環②効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28行目～30行目において「プラスチック資源の品質性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされている。このため、P7 9行目の「選別・洗浄・</p>

	<p>原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。</p> <p>P8・17行目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国 民各界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。 ・野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な論を行うこととされたい。
345	<p>P2・11行目～14行目 循環利用については、“安全性等に関する文言を入れること”。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、期限やアレルゲン等表示による情報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものである。従って、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約がありワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、はじめにP2の11行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能(安全性や利便性)を確保したうえで、」とするように求める。</p> <p>P2・11行目～14行目 現行の容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについて慎重な検討を求める。効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P4・28行目～31行目 資源有効率の最大化には、環境負荷-社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用において、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせるものとなるよう「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。</p> <p>P5・15行目～18行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。食品包装容器は、中身製品に対し、安全性の観点から食品衛生法等の各種規制により、配慮することが求められている。このため、中身製品への配慮のもとに、安全性を確保することが前提となる。食品衛生法が改正され、食品に係る包装容器や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められることになる。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、上述のような食品容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認されたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でもかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。</p> <p>P7・9行目～11行目 効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。基本原則にも挙げられているように、P2 28行目～ 29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図る」とされ、3. 重点戦略プラスチック資源循環②効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28行目～ 30行目において「プラスチック資源の品質性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされている。このため、P7 9行目の「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。</p>

	<p>P8・17行目～ 野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国民角界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な論を行うこととされたい。</p>
346	<p>P2・11行目～14行目 循環利用については、“安全性等に関する文言を入れること”。食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、期限やアレルゲン等表示による情報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものである。従って、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約がありワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、はじめにP2の11行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能(安全性や利便性)を確保したうえで、」とするように求める。</p> <p>P2・11行目～14行目 現行の容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについて慎重な検討を求める。効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等の適正な推進のためのあり方の検討に際し、容器包装リサイクル制度により得られた一定の成果についても適正な評価を行い、同制度の取扱いについてそれを見直す際は、事業活動等に多大な影響を及ぼし混乱が生じるようなことがないよう極めて慎重に検討することを求める。</p> <p>P4・28行目～31行目 資源有効率の最大化には、環境負荷・社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用において、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせたものとなるよう「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。</p> <p>P5・15行目～18行目 プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、特に食品容器包装に対し安全性や利便性の観点から制約があることを踏まえ、それを損なうことが無いように配慮することを求める。食品包装容器は、中身製品に対し、安全性の観点から食品衛生法等の各種規制により、配慮することが求められている。このため、中身製品への配慮のもとに、安全性を確保することが前提となる。食品衛生法が改正され、食品に係る包装容器や器具については、一定の安全性評価をクリアすることが求められることになる。プラスチック再生材の繰り返しの循環利用については、上述のような食品容器包装の特性を踏まえて行うものであることを確認されたい。また、プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力がかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備も併せて、配慮いただきたい。</p> <p>P7・9行目～11行目 効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。基本原則にも挙げられているように、P2 28行目～ 29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図る」とされ、3. 重点戦略プラスチック資源循環②効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28行目～ 30行目において「プラスチック資源の品質性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされている。このため、P7 9行目の「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。</p> <p>P8・17行目～ 野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国民角界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要と</p>

	<p>することから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な論を行うこととされたい。</p>
347	<p>1 頁 4 行目「特に構成比の高い食品のプラスチック容器包装は、精神の安全衛生面、品質保持面、流通面において、安全でリーズナブルな食品を広く提供するため、また消費・賞味期限やアレルゲン表示等も含め。消費者に極めて重要な情報を提供するため、それ自体が必要不可欠なものとして、これまで多大な貢献をしてきた。また、・・・」と下線を追加していただきたい。</p> <p>2 頁 2 行目「<u>中身製品の安全性、品質保持などの本来の機能を確保した上で、回避可能な・・・</u>」と、下線部を追加していただきたい。</p> <p>3 頁 3 行目「<u>中身製品の安全性、品質保持などの本来の機能を確保した上で、軽量化等の・・・</u>」と、下線部を追加していただきたい。</p> <p>4 頁 1 0 行目 プラスチック資源有効利用率の最大化と費用最小化に向けて、まずは、容り法におけるプラスチック容器包装の再商品化に関し、再資源化率の低材料リサイクルを優先している現状の制度の運用を見直すべきである。さらに材料リサイクル、ケミカルリサイクルに加え、緊急避難的、補先的な位置付けとされ、現状では実質的な利用が行われていない熱回収(エネルギー活用)を含め、素材特性に合った効果的・効率的な資源循環を実現していくための、最適な組み合わせを検討すべきである。特に食品等のフィルム包装等は、多くは熱効率が高いプラスチック製であるか、本来の機能を発させるために複合材質である場合も多く、回収、選別後、リサイクルを行うよりも熱エネルギーとして回収の方が効果的・効率的と考えられ、欧州の各国で実施されていることから、フィルム包装等の熱エネルギー収の活用は必要である。また、今後新規技術の開発も含めさまざまな有効活用のための技術の向上を検討し推進すべきである。</p> <p>P8・17 行目～ 野心的な「マイルストーン」は、目指すべき方向性と設定され、国 民角界各層との連携協働を通じてその達成を目指すこととされていることから、この達成には、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務づけるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確にされたい。野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な論を行うこととされたい。</p>
348	<p>「レジ袋の有料化義務化（無料配布の禁止）」に賛成。袋がいつ有料化されても、我々はあわてることなくスムーズに買い物ができます。</p>
349	<p>(1)プラスチック資源循環リデュースの徹底 レジ袋の有料化・ペットボトルのデポジット代・食品トレーの簡素化、使い捨てのものを減らす策を講じてほしい。何といたっても消費生活の中で、使わなくていいプラスチック製品（使い捨て）を減らすことが大事だと思います。2020年オリンピック開催時に世界のアスリートを幻滅させないようレジ袋の有料化は早急に行ってほしい。</p>
350	<p>2 頁 14～15 行目「プラスチックの資源循環のトレーサビリティ体制を総合的に策定し」として欲しい。使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用するために必要なことは、資源回収をした時点でその後の資源循環の方法が明確であることが大事。その為のインセンティブが働くようトレーサビリティ証明を発行できる体制が必要と考えます。</p> <p>3 頁 32～33 行目「ワンウェイのプラスチック容器包装。製品の環境負荷を踏まえ、軽量化等の環配配慮設計やリユース容器・製品の利用促進、普及啓発を図ります。」「<u>ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の環境負荷を踏まえ、不必要な包装の削減等、生産者にリサイクル費用低減のインセンティブ:が働くような環境配慮設計やリユース容器・製品の利用促進、</u>」普及啓発を図ります。」として欲しい。軽量化はすでに生産者が優先的に取り組んでいる方針で十分な方向付けが出来ていると考えます。それよりもリサイクル費用を低減させるために不必要な包装を削減し、リユース容器を利用しようとするインセンティブが働くよう働きかけることが必要と考えます。</p> <p>4 頁 12～18 行目 現行の容り法下ではリサイクル費用の 90%近くを占める収集費用のほとんどを自治体が負担している。</p> <p>4 頁 28～30 行目</p>

	<p>意見の概要:「循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクルを熱回収よりも優先しつつ、これ等を最適に組み合わせる」として欲しい。</p> <p>意見内容:熱回収を両リサイクルと同等に扱うと、コスト面から材料リサイクルを崩壊に追い込みかねないことから、リサイクル優先を維持すべきです。</p> <p>5 頁 32 行目</p> <p>意見の概要:「<u>ポイ捨てが多いペットボトルにデポジット制度を導入するなど、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し</u>」として欲しい。</p> <p>意見の内容:現行の回収システムの下での対策には限界があるためであり、諸外国のように回収率が高いデポジット制度を導入する必要があります。</p> <p>7 頁 11 行目 意見の概要:「<u>サプライチェーンの構築を図り、リサイクルの流れとその結果を明示できるトレーサビリティ体制を構築します。</u>」として欲しい。</p> <p>意見の内容:社会システム確立のため、収集・運搬・加工・製品化をトレーサブルにすることは多大な効果を生むと考えます。</p> <p>8 ページ 28～29 行目</p> <p>意見の概要:「<u>2020 年 4 月までにレジ袋有料化義務化を実施し、2030 年までにレジ袋を廃止する。</u>」を付け加えてほしい。</p> <p>意見の内容:レジ袋は、ワンウェイのプラスチックの象徴であり、すでに多数の国が国単位でレジ袋に対して有料化、課税、使用禁止の使用規制を行っています。2020 年には海外から多くの人々がオリンピックにやってきますが、未だにレジ袋を無料で配布しているようでは、日本のイメージダウンになります。</p>
351	<p>持続可能な社会を実現する上での「プラスチック」基本戦略が必要である。「プラスチック資源循環戦略(案)」(以下、「本件戦略」)は、主として、プラスチック廃棄物の資源循環のあり方についての戦略案となっている。しかし、そもそも資源効率的で低炭素の持続可能な社会を実現する上で、私たちは「プラスチック」にどのように対処すべきなのかについて十分な議論が必要である。本件戦略においては、「熱回収」も含めて「資源有効利用率」という表現が用いられ、「循環利用」には「熱回収によるエネルギー利用」も含まれるとするなど、「熱回収」の役割を重視している。本件戦略において、「熱回収」は「資源有効利用率」や「循環利用」に含めず、認識を改めるべきである。また、今後の戦略展開における数値目標について、熱回収を含めている箇所についてはこれを削除すべきである。有害化学物質規制を導入する必要がある。プラスチックの用途を問わず、一次製品、リサイクル製品、製品のライフサイクル全体にわたって、有害化学物質管理システムを確立することが求められる。特に、プラスチックには人・生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある添加剤が使用されていることから、添加剤についてのポジティブ・リスト制を採用し、その表示を義務づける必要がある。</p> <p>4 環境税の導入、デポジット制の導入、拡大生産者責任の強化が不可欠である。リデュース、リユース、リサイクル、有害化学物質管理を徹底するためには、規制的手法に加えて市場原理を活用した経済的手法を積極的に採用する必要がある。その意味では、有害物質に対する環境税の導入、デポジット制の導入が求められている。また、代替化、環境配慮設計、リユース利用促進のためには、拡大生産者責任の抜本的強化が不可欠と考える。</p>
352	<p>P3・19 行目 P5 の L12 ～ 14 のように、この箇所にも、グリーン購入法による公共調達時の発生抑制に努めることを加筆していただきたい。具体的には、P3 の 28 行目を「また、国等がグリーン購入法に基づいた公共調達において実践するとともに、国民への周知徹底・普及啓発を行い、こうした消費者のライフスタイル変革に関する国民的理解を醸成します。」とする。</p> <p>P7・15 行目 技術や消費者のライフスタイルのイノベーションを促す手法として、「購入時の製品選択」を消費者に啓発を盛り込んでいただきたい。技術や代替品の開発が 1 番目の項目にきているが、③の表題「消費者のライフスタイルのイノベーション」にあるように、国民の意識を変革していくことを訴えるために、4 つの箇条書きの最初に、ワンウェイプラスチック削減のための「購入時の製品選択」を消費者に啓発することを盛り込んでいただきたい。</p> <p>P9・6～8 行目 使用済みプラスチックの処理が安易に熱回収に回されず、なるべくマテリアルリサイクルやリユースが優先されるような表現とするべきである。「熱回収も含め 100 %」のところは、使用済みプラスチックの処理が安易に熱回収に回ることがないように、熱回収とマテリアルリサイクルやリユースで目標設定をわけるべきである。</p>
353	<p>プラゴミを生産する企業の責任が不明確。プラゴミ削減はプラスチック業界の自主努力任せになってい</p>

	<p>る。プラゴミを捨てる消費者の責任を強調しすぎ。プラゴミの削減目標も不明確。企業の責任を明確にし、プラゴミの削減目標も明確にすべき。そのため、プラスチックの生産自体を禁止・規制すべき。拡大生産者責任」の政策を進めるべき。レジ袋の生産、消費、販売などを禁止・規制を強化すべき。プラゴミ削減を進めるために基準年を明確にした数値目標を明記すべき。6月カナダでのG7サミット、「海洋プラスチック憲章」に日本が署名しなかったことはまことに遺憾であり、反省・総括すべき。</p>
354	<p>意見の概要：プラスチック資源循環戦略（案）を拝読させて頂き、イノベーションの重要性について。意見の内容：P. 1L6-L10 同時解決。L15 規制・ルール形成。L18 不適正な処理。P. 7L15-20、L21、P. 2L2-。戦略は「同時解決」する戦略と記載がありました。複数の問題を同時解決するには人々の環境への意識や思いを変えるような斬新な取り組みが必要だと思います。プラスチックの問題は資源問題、海洋への排出の問題、脱炭素の問題が融合していると、一般的には分かりづらいと指摘があったとの記載ありましたが、同感です。一般市民に分かりやすい説明が必要だと思います。</p>
355	<p>1. 3P14-16 海域で使用される漁具の回収、リサイクルの取り組み。広大な海で漁具を適切に管理、回収することは難しいと考える。対策として発泡スチロール、プラスチックに変わる、環境負荷の少ない、代替素材(木材、バイオプラスチック)を使用した漁具の普及促進に向け、支援が必要と考える。</p> <p>2. 3P2-5 不法投棄撲滅に向けた対策について。清掃活動、海洋漂着物の回収、取締りの徹底以外に、法律(不法投棄、廃掃法)、衛生(害鳥、害虫の影響)、環境問題(海洋プラスチックによる健康への影響)の啓発、若年者を主に国民に教育を実施していくことが望ましいと考える。</p> <p>3. 3P-22-25 レジ袋有料化義務について。レジ袋の素材にはポリエチレンが主に使用されていますが、レジ袋は買い物で使用後、可燃、不燃ゴミの袋として再利用されていることが多く、有料化により使用量は減少しますが、更にポリエチレンの使用を削減する為、小売業を中心に、環境負荷の少ない、代替素材を使用した袋を義務化し、普及促進の期間を設け、レジ袋の有料化と併行して普及促進いくことが望ましいと考える。</p>
356	<p>概要：プラスチックの特徴の一つは多くの有用な機能を多種の元素を導入して実現し、さらには複層化のような構造上の複合化によって具現化できることである。一方、金属材料とは異なり容易にエネルギーを回収することが可能である。有用な層構造を維持しながらリサイクルすることは難しく、分子までに分解して化学原料として再生するケミカルリサイクルや高効率のエネルギー回収を促進すべきである。</p> <p>内容：リサイクル率等の再定義について。プラスチック資源戦略（案）には「有効利用率」や「有効利用100%」などの記述がある。また、参考資料1（資料集）には国内外で公表されている種々の「リサイクル率」などが提示されているが、定義が不明確で不統一である。例えば、MR工程に投入した量を分子としたリサイクル率を定義することがあるが、日本とドイツ等ではMR施設への投入物（ベール）の内容が大きく異なる。リサイクルシステム全体（回収方法や選別スキーム）の実態を把握した上での、比較評価が重要。今後の目標設定や実績把握/国際比較のためにも見直しが必要。また、被リサイクル物の組成内容に適切な再資源化手法の選択について。容器包装等では、reduceや高機能化が進んでいる。しかしその結果、複合材や多層フィルムが増えることになり、MRは困難である。このような被リサイクル物には、分子レベルまで分解するケミカルリサイクルが適切であり資源効率が高い。さらに、LCA/LCCの観点からは、エネルギー回収がさらに有効であるケースも多い。今後必要となるさらに高い再資源化率目標を達成するためにも科学的な評価による冷静な選定が重要であることをもっと強調すべき。プラを燃やし地球環境への散逸を防ぐ。そして、効率的にエネルギーを回収する。当然、必ずその分の化石燃料を減じることが重要。</p>
357	<p>レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）は、やりすぎだと思う。レジ袋削減の努力義務程度に控えるべきだ。依然、テレビでインドでのレジ袋の取締りの光景を見たが、やはり無理やりやることではないと思う。それよりは、できるだけ紙袋に変更するよう啓発するなどのほうがよいのでは。マクドナルドではテイクアウトのとき、雨などのとき以外は紙袋で渡される。紙袋のほうが少しは環境に優しい気がする。また、和歌山県和歌山市では一般ごみは、スーパーなどで販売されている市の認可を受けた有料ゴミ袋に入れて捨てるが、スーパーの無料レジ袋でも透明で容量が印刷されていれば、ゴミ袋として使用してもよいことになっている。新たにゴミを入れて必ず廃棄することになる有料ゴミ袋を買わなくても、レジ袋をゴミ出しのときに有効に使用できるので、全体的なプラスチックの量の削減に少しは役立つと思う。とにかく、国にあまり「義務」「義務」と言われるのが少し怖い。それよりは、政府は、国民の意識を啓発して、環境に優しい行動ができる人々を増やす意識付けに力を入れてほしい。</p>

358	レジ袋について、有料化ではなく、配布禁止に、もしくは、1枚100円など思い切り高額にするべきと思う。そうでなければ、裕福な日本人は少しくらいのお金を払って袋を購入してしまうのではないか。有料化でレジ袋が削減するのは当たり前、更に上を目指し、限りなくゼロに近づけていくべき。マイクロプラスチックビーズについて、完全使用禁止にするべき。自主規制は甘いのではないか。使用しなくても困ることはない。
359	まず、「おわりに」で年限を切って削減目標数値を提示したことは、これまで慣例であった積み重ね方式での戦略と一線を画したことで、評価されると考えます。しかし、削減の基準年などが明記されていないことが問題です。また、その前提となる様々な施策や国民、産業界の取り組みとして、第一に「使う事を前提とした削減」になっているところが問題です。「使わない」の選択肢を第1番目に明記することが重要だと考えます。この考え方が国民に浸透しない限りどんなに野心的な目標を掲げても絵に描いた餅に終わる可能性が高いと思います。プラスチック問題は資源の枯渇や温暖化問題など、地球環境問題と切っても切れない関係に有り、国民のライフスタイルや社会システムの変換をNGO・NPOなどを中心に訴えてきた歴史があります。レジ袋規制など使い捨てプラに関して日本は既に取り組みが遅れている国となっています。今年「海洋プラスチック憲章」に署名できなかったことは非常に残念です。来年G20が日本で開催され、世界を主導するべく目標を掲げ、世界と連携して、と謳っているのであれば、是非憲章にも署名すべきです。さらに、海洋プラ対策に関しては、これまで排出してしまったものへの責任はどうするのかに関してももう少し言及が必要だと考えます。既に排出してしまったもので実際に影響を受けている生態系があることも自明です。もの・人だけではなく自然界への配慮も取り上げる必要があります。日本の廃棄物管理システムの途上国への技術導入支援などは速やかに実施できるよう進めて欲しいところです。
360	少なくとも、法律でレジ袋は禁止、そして、マイクロビーズは削減でなく製造禁止にしてください。また、国内で処理できない分のプラスチックごみは削減し、輸出に頼ることを無くしてください。日本は諸外国と比べても海産物の消費量がとても多い国ですが、深刻な海のプラスチック汚染に対して具体的な対策をもっともっと考え実行する必要があると思います。
361	環境破壊の原因となるプラスチックの利用を一日も早くやめるようにしてください。リサイクル推進ではプラスチックは減りません。焼却すればダイオキシンなどの有害物質が発生して健康に害を及ぼします。まずは使用をやめること。再生可能なもの、自然を汚さないもの、再利用できるものに切り替えてください。
362	あまりに遅いと思われるのであるが、この様な方針を定める事には賛成である。
363	該当箇所：3 ページ 23 行目「レジ袋の有料化義務化（無償配布の禁止）」に賛成。私達人間は、地球環境と切り離せないと思うので、海洋汚染につながるレジ袋は是非有料化の義務化について進めていただきたいと思います。
364	レジ袋有料化義務化について。レジ袋全国廃止を希望します。ペットボトルを初め、食品容器（生鮮・弁当・乾物・粉・米）は紙容器に変換を。自動販売機の容器類も可能だと思います。
365	<ul style="list-style-type: none"> ・9 頁 6～8 行。容器包装に限定することなく、製品プラ（実証実験でも良好な結果が出ている）や、事業系プラ（現在、市町村や許可業者が収集・処理をしているもの）を、品質・正常に応じて、それぞれ適正処理のため、リサイクル手法（サーマル含む）および最終処分方法等を選定できるように法整備を行い、予算や選定の機関等を整えることを速やかに検討することが重要であると考えます。 ・2 頁 10～15 行。容器包装リサイクル法の制度をさらに活用すべきであると考えます。法制定の趣旨の下、国内臭いって最優先され、さらに現在の再生製品のさらなる高度化を目指していくための研究開発費用についても十分考慮をしていくべきであると考えます。 ・3 頁 23～25 行。マイバッグ持参の普及を含め、レジ袋の使用削減を徹底すべきと考えます。現在、スーパー、コンビニ等で、レジ袋の有償化が客離れにつながるとして憂慮する意見がありますが、受益者負担の考えを広め、不必要なレジ袋を使わないことが消費者の利益に繋がることを理解していただければ、浸透していくと考えます。 ・4 頁 21～31 行。プラスチックそのものは製造事業者・利用事業者が選択・決定している。であるにも拘

	<p>らず、分別し易さ程度に留められている。より踏み込んだ役割、例えば、成分の割合であるとかリサイクルの障害となりうる物質の含有情報等、開示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4頁26行。市民による分別については、容器包装リサイクル法施行以来、意識の向上が実感できますが、市町村や地域内での分別の意識にはまだ温度差があり、まだ改善の余地があります。国が国民に呼びかけ、市町村もそこに向かって最大限努力をしていくべきと考えます。 ・4頁28～31行。材料リサイクルとケミカルリサイクルにおけるリサイクル手法は、全く異なっており、最適な組み合わせを行う考えには、賛成です。「カスケード利用」について、再考すべきと考えます。材料リサイクルにて、製品化に適さないプラスチックについて、二次的リサイクルとして、ケミカルリサイクルにて高炉・コークス炉原料化、ガス化が行われることは、技術的には充分可能ですし、合理的ではないかと考えます。 ・5頁12～14行。利用事業者へのインセンティブや設備投資助成など、また特定事業者の利用製品購入・使用の義務化など容器包装プラスチック再生材料の国内市場拡大の具体策の早期の施策を要望します。 ・7頁12～14行。人材難を引き起こしている最大の原因は、現在行われている容器包装リサイクル事業が、毎年の単年度入札によって実施されていることである。これでは、将来に向けた安定的なリサイクルシステムの構築は無理である。国内におけるライフラインの一部である一般廃棄物処理からのリサイクルという位置づけであるならば、随意契約に準ずる方法が本来のあり方である。 ・9頁11～12行。2030年までにプラスチックの再生利用(リサイクル)の倍増を目指すとしていますが、ISO9001やJISQ9091また深化した総合的評価により品質の向上を高めている材料リサイクルを経済性のみを重視することによって抑制する事がないように強く要望します。
366	<ul style="list-style-type: none"> ・1頁21行「プラスチックの適正処理や3を率先して進め」て、…「容器色装等のリデュースを通じたプラスチックの排出量の削減」…「が図られてきました」という記述と25行目の「ウンウェイの容器包装廃棄量(一人当たり)が世界で二番目に多いと指摘されている」という記述に矛盾があるように思う。自由に大量製造し、大量流通、大量消費、大量回収、大量処理をするという経済の拡大一辺倒は見直す必要がある。具体的に製造者や流通者への回収目標を課したり、社会的コストを負担してもらうことによって減らす対策をとることが必要ではないか。 ・2頁21行。道路の脇にポイ捨てされていることが多いプラスチック製品(レジ袋、ストローなど)を貰わないことが削減につながるため、基本原則にプラスチック装・製品を受け取らない「リフューズ Refuse (断る・もらわない)」も追加していただきたい。 ・4頁32行。海洋へのプラスチック汚染については先進国の廃棄物が資源として中国や東南アジアなどに輸出され、そこでの分別製品化過程での散乱が海洋流出の大きな原因として指摘されているが、困難であっても自国でのプラスチック処理の、原則を徹底すべきではないか。輸入規制されて問題となる前に対応すべきではないか。 ・5頁11行。再生材・バイオプラスチックの利用促進のため、製造・研究している企業などに助成制度を検討してほしい。 ・5頁31行。使って捨てる側の意改革も必要なため、「国民への海洋プラスチック問題の周知徹底、普及啓発」を⑤として追加してほしい。倫理・道徳として学校教育の中にもきちんと位置付けるべきである。 ・7頁4行。⑥の情報基盤に「情報の発信」を追記し、問題の情報提供・普及啓発にも取り組んでいただきたい。 ・8頁23行。2頁21行目の意見と同様、マイルストーンに「リフューズ」を追記していただきたい。
367	<p>(1) プラスチック資源循環戦略 基本原則について (2ページ21行目)</p> <p>現在、外食産業では、プラスチック容器等の製品を多く利活用していることから、その削減に向けた対策は重要で、廃棄物全体の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の観点からもプラスチックの削減、プラスチック資源循環のための自主的な取り組みについて推進していきたい。</p> <p>(2) 海洋プラスチック対策について (5ページ26行目)</p> <p>海洋プラスチックの問題については、廃棄物が正規のルートで処理されず不法に廃棄されるポイ捨て等の問題がある。プラスチックの使用量増加や不適切な廃棄が環境に深刻な影響を及ぼしている事などに鑑み、外食産業としては従来からの適正処理の継続・徹底を図っていくこととしたい。そのためには外食産業に限らず、国、都道府県、市町村などが中心となって国民運動としての廃棄物処理に関する環境教育を行っていく必要がある。</p> <p>(3) レジ袋の有料化などに対する考え方 (3ページ23行目)</p>

	<p>レジ袋については削減を目的とした有料化の義務化が検討されている。外食産業においては業種業態、事業規模も多様で、レジ袋の使用に関してもその取扱いは様々であり、有料化の実施に当たっては下記のような課題がある。</p> <p>外食産業では、店内飲食・持ち帰りなど提供形態が単一ではないため、持ち帰りの確認、有料レジ袋の説明と有無、それ毎の精算業務を行う場合、店舗のオペレーションはもとよりお客様にも混乱をきたす恐れがあり、軽減税率導入と有料化導入が重なった場合、現場対応並びにお客様の混乱は必至であるため、導入時期などについては配慮が必要である。また、軽減税率の導入によって、持ち帰りメニューの増加と、包装資材の使用・廃棄の増加につながる可能性が想定される等、軽減税率はプラスチック削減を目指す本戦略の趣旨に逆行している。</p>
368	<p>日本がプラスチックの削減に取り組むことを歓迎します。まず、レジ袋の削減に取り組むことは良いと思いますが、レジ袋の有料化は第一歩に過ぎません。効果的な削減になるとも思えません。そこに留まるのでは、プラスチックの削減は実現しません。消費全体を見渡して、プラスチック全体の削減について取り組む必要があります。そのためにも「使い捨てプラスチック」の削減に踏み込んでください。なくてもやっていける、不要なものは多々あります。使い捨てスプーン、使い捨てストロー、使い捨てカップなど、全体的に削減する方法（リユース）を国として支援していく仕組みが必要です。リユースを見直してください。また、今のリサイクル率は、回収されたプラスチック容器包装ゴミを海外輸出して成り立っていますが、それを本来のリサイクル、国内で循環していくことに限定し、正しくリサイクルの知識を国民とも共有し、取り組んでいくことを目指すべきと考えます。発生抑制と再使用なくして、プラスチックの資源循環は成立しません。上っ面だけではなく、本質的な解決策に踏み込んでください。</p>
369	<p>9 ページ・16 行目</p> <p>概要：2030 年目標である SDG s を踏まえて、日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則った真に持続可能なものに見直すべきです。</p> <p>内容：国際的な目標である SDG s は、日本政府のみならず、企業や協同組合、市民団体など様々なステークホルダーが取り組むべきゴールとして、2015 年に国際合意されたものです。さらに、2018 年 4 月に閣議決定された「第 5 次環境基本計画」では、日本がこれから目指すべき社会として「地域循環共生圏」という姿が打ち出されています。この一連の動きは、従来からの延長線上で考えるフォアキャストではなく、これまでから大きく考え方を転換(パラダイムシフト)するバックキャスティングに基づくものと言えます。このようなパラダイムシフトを踏まえれば、日本の循環型社会づくりで宿題となっている容器包装リサイクル法の見直しについて、拡大生産者責任と 3R の優先順位に則って完結するだけでなく、循環型社会形成推進基本法をはじめとした循環型社会構築のための法制度全体を全面的に見直すべきです。</p> <p>9 ページ・4～7 行目</p> <p>概要：EU でリサイクルと区別されている「熱回収」を、リサイクル率から除外すべきです。パリ協定を踏まえ、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来のものに限定すべきです。</p> <p>内容：本文中にプラスチックの「熱回収」をリサイクルに含める記述が多数ありますが（p1-18 行、p2-9 行、p4-30 行）、EU では明確にリサイクルとは区別されている「熱回収」（サーマルリカバリー）をリサイクル率のカウントから除外すべきです。「熱回収」では、資源が「循環」しません。たとえ、「海洋プラスチック憲章」に記載されていたとしても、日本の「プラスチック資源循環戦略」においては、それを上回る目標を掲げるべきです。さらに、今世紀後半には世界からの温室効果ガス排出を実質的にゼロとすることを目標とする「パリ協定」を踏まえれば、将来的に石油由来プラスチックの製造はできるだけ削減するとともに、焼却せざるを得ないプラスチックは植物由来で製造されたものに限定すべきです。</p> <p>8 ページ・28 行目</p> <p>概要：使い捨てプラスチックを代表する「レジ袋」については、2030 年までという長期目標ではなく、東京オリパラの開催までに有料化を義務付けるべきです。</p> <p>内容：環境省のインターネットによる調査では、近年、消費者の環境マインドが低下していますので、本文 p3 に記載されているように、消費者のライフスタイル変革を促すためにも、代替性があり、すぐみになるレジ袋の有料化は必須の取り組みです。他方、p8 の「今後の戦略展開」では、実施年度が明記されておらず、SDG s と同じように 2030 年目標しか示されていません。世界では「レジ袋有料化」が当</p>

	<p>然で、中には「使用禁止」としている国々も多数あります。2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに訪れる海外の人々に対して、レジ袋を使い捨て続けている姿を見せるのはたいへん恥ずかしいものです。ぜひ、2020年夏までに、レジ袋有料化を実施すべきです。</p>
370	<p>プラスチックごみを燃やすのはリサイクルではありません！CO2も発生させて、気候変動を悪化させています。焼却はリサイクルという認識をせず、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。コンビニなどのレジ袋は要らないです！</p>
371	<p>P 8、17行目以降「4. おわりに ―今後の戦略展開―」以降</p> <p>概要：世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すために、今後、国が行う審議会等での検討の際には、食品関連事業者を参画させることを求める。</p> <p>内容：野心的な「マイルストーン」の目標の達成に向けて、食品のプラスチック容器包装については、中身食品の安全性確保や食品ロス削減等の機能を確保する観点から様々な配慮を必要とすることから、今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な議論を行うこととされたい。</p> <p>P 7、9行目～11行目「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、下支えする静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーン構築を図ります。」</p> <p>概要：効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムの基盤整備においては、プラスチック資源の品質・性状等に応じて、材料リサイクル、ケミカル、そして熱回収も含めた最適化を配慮した上での取り組みを求める。</p> <p>内容：基本原則にも挙げられているように、P2 28行目～29行目において「効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを通じて、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図る」とされ、3. 重点戦略 (1)プラスチック資源循環 効果的・効率的で持続可能なリサイクルのなかで、P4 28行目～30行目において「プラスチック資源の品質・性状等において、材料リサイクル、ケミカルリサイクルそして熱回収を最適に組み合わせること」とされており、そのための基盤整備においても、「リサイクル施設・設備を下支えする静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーン構築」に際しては、以上の「最適な組み合わせ」の実現に資する様な、基盤整備を行うことを求める。このため、P 7 9行目の「選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」を、「プラスチック資源の品質・性状等を踏まえ、材料リサイクル・ケミカル、そして熱回収の最適な組み合わせになるように選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、」とする。</p> <p>P 4、28行目～31行目「分別・選別されたプラスチック資源の品質・性状等に応じて、循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。」</p> <p>概要：資源有効率の最大化には、環境負荷・社会コストの低減にも配慮するものであることを明記する。</p> <p>内容：使用済みプラスチック資源の「分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用において、費用の最小化と資源有効利用率の最大化を行う」とされており、その実施にあたり、「資源有効利用率の最大化」の前提として、「環境負荷・社会全体のコスト低減」にも配慮すべきである。このため、「資源有効利用率の最大化」の前に、「環境負荷・社会全体のコスト低減」を図りつつ行うものであることを明記されたい。そのような観点から、容器包装リサイクル法の再商品化手法については、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせたものとなるよう見直すことが求められる。</p> <p>P 2、11行目～14行目「再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、」</p> <p>概要：「はじめに」において、循環利用に際しては、「安全性や利便性を確保しつつ行うこと」を明記する。</p> <p>内容：食品のプラスチック容器包装は、食品の安全衛生や品質の保持、賞味期限延長による食ロス削減、商品と一体となった食品の安全な流通、包装の軽量化による省エネ効果や、期限やアレルギー等の表示により重要な情報提供を行うという基本的役割があり、必要不可欠なものとして成果を上げてきた。また、災害備蓄や、食品の保管においても、前述のプラスチック容器包装の貢献は大きいものがある。これらの重要な役目を担う様々な機能を付与するため、プラスチック容器包装は、複合素材でかつ多様な</p>

	<p>種類が用いられており、循環利用や再生可能資源への転換には制約があるものとなるためワンウェイとならざるを得ないものが多い。このため、1. はじめに P2 11行目において、「経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、」の箇所を、「経済性及び技術的可能性を考慮し、かつ、製品・容器包装の機能（安全性や利便性）を確保したうえで、」とするように求める。</p>
372	<p>該当箇所：4. おわりに—今後の戦略展開— 8頁18行目から9頁15行目 意見概要：マイルストーンは、個々の事業者や業種、品目等に数値目標を割り当てるものではなく、各主体の連携協働を通じた自主的取り組みによる、目指すべき方向性と考えるべきである。 意見内容：マイルストーンは、プラスチック容器包装等に関し、その機能（中身製品の安全性や利便性）の確保を前提に、科学的根拠に基づく実現可能性や経済合理性を考慮した全体最適に繋がる取り組みを促すべきものである。従って本マイルストーンは、対象製品に精通しその安全性や品質に全責任を担っている事業者を含めた国民全体の相互理解と各主体の連携協働によって目指すべき方向性であり、個々の事業者、業界、品目などに規制による数値目標等の義務付けを課すべきではない。 該当箇所：3. 重点戦略（1）プラスチック資源循環 2. 効果的・効率的で持続可能なリサイクル 4頁10行目～31行目 意見概要：資源有効利用率の最大化と費用最小化を実現するという観点で、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱回収を最適に組み合わせ、効果的・効率的な資源循環が推進されるよう検討すべき。 意見内容：プラスチック資源有効利用率の最大化と費用最小化に向けて、まずは、容リ法におけるプラスチック容器包装の再商品化に関し、再資源化率の低い材料リサイクルを優先している現状の制度の運用を見直すべきである。さらに材料リサイクル、ケミカルリサイクルに加え、緊急避難的、補完的な位置付けとされ、現状では実質的な利用が行われていない熱回収（エネルギー活用）を含め、素材特性に合った効果的・効率的な資源循環を実現していくための、最適な組み合わせを検討すべきである。特に、食品等の軽包装は、熱効率が高いプラスチック素材であるが、複合素材であることも多く、回収、選別後、リサイクルを図るのに比べ熱エネルギーとして回収する方が効果的・効率的と考えられ、欧州で実施されていることから、軟包装の熱エネルギー回収の早期活用は必要である。 また、新規技術の開発も含めさまざまな有効活用のための技術の向上を検討し推進すべきである。 該当箇所：1. はじめに 2. 基本原則 3. 重点戦略（1）プラスチック資源循環 1. リデュース等の徹底 1頁4行目～7行目、2頁22行目、3頁33行目 意見概要：容器包装の中で構成比の高い食品のプラスチック容器包装について、本戦略はその必要性を再認識し本来の機能を確保した上で、実現可能な対策を実施する方針であることを明確にすべき。 意見内容：食品のプラスチック容器包装は、中身製品の安全性、品質保持、情報提供など、必要不可欠な本来の機能を有しただけで削減すべきものではないため、それら本来の機能の確保が優先されることを明確にしておくべきであると考え。本戦略（案）の表現においては、その多くがワンウェイである食品のプラスチック容器包装が、不必要で抑制すべきもの、海ごみの原因といった印象を一般的に与えることが危惧される。 具体的には、（1）1頁4行目に「特に構成比の高い食品のプラスチック容器包装は、製品の安全衛生面、品質保持面、流通面において、安全でリーズナブルな食品を広く提供するため、また消費・賞味期限やアレルギー表示等を含め、消費者に極めて重要な情報を提供するため、それ自体が必要不可欠なものとして、これまで多大な貢献をしてきた。また、・・・」と、追加していただきたい。 （2）2頁22行目に「中身製品の安全性、品質保持などの本来の機能を確保した上で、回避可能な・・・」と、追加していただきたい。（3）3頁33行目に「中身製品の安全性、品質保持などの本来の機能を確保した上で、軽量化等の・・・」と、追加していただきたい。</p>
373	<p>8ページ26行目～29行目 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指す、と記載されておりますが、これは容器包装リサイクル法で定義されているプラスチック容器包装だけでなく、ストロー、カトラリー、皿、マドラー、風船の棒、綿棒などワンウェイプラスチック全体を含むということでしょうか。</p>
374	<p>戦略案にてプラスチックの正当な評価をありがとうございます。特に 3R+Renewable の基本原則に強く賛同致します。この点に関連し、以下に若干意見表明・補足を加えさせていただきたく、ご検討をお願い致します。 要点；</p>

1. バイオプラスチックの定義・活用方法についてやや曖昧に見える点があると思料します。バイオプラスチックの定義について弊社意見を述べるとともに、この観点からいくつかの補足をご提案します。

2. 基本的目標であるプラスチックによる環境汚染の防止には、1のバイオプラスチックの活用を含めた諸施策の中でも、まず徹底的な分別回収が最も重要と考えております。この観点からの修正をご提案します。

ご提案；

1. バイオプラスチックの定義・活用方法について

- ・バイオプラスチックの定義について

戦略案の中でバイオプラスチック、バイオマスプラスチック双方の用語を使用されていますが、バイオプラスチックは現状、植物由来の原料で作られるバイオマスプラスチックと生分解機能を有する生分解プラスチックの総称であり、誤解・混同の原因となるきらいがあります。バイオマスプラスチックは戦略案記載のとおり「再生可能資源」にあたり、カーボンニュートラルであり、再生不可能な化石資源の消費による炭酸ガス発生を減らします。これに対して生分解プラスチックは、再生可能資源にあたるかあたらなにかに関わらず、基本的に使用後に微生物により水と炭酸ガスに分解される事に特徴があります。かつ P5L21 以降にも記載されておりますとおり、堆肥化・バイオガス化等の方法により、化石資源の消費の抑制も可能とするものです。さらに万一海洋等に漏出した場合にも生分解により環境影響を最小限にする事が期待されます。即ち、生分解はプラスチックの処理方法の一手段にあたり、既に欧米地域では広く実施されている処理方法です。またバイオマスかつ生分解であることにより、再生可能資源の活用・処理の両方にとって最大限のパフォーマンスを発揮します。

- ・バイオプラスチックの活用方法について

以上の観点から、バイオプラスチックの活用方法に関する戦略案記載につき、以下のように修正・補足をご提案致します。

P2L25：「バイオマスプラスチック」について以下脚注を付ける。即ち、「バイオマスを原料として作られるプラスチック」。

P4L30：「そして熱回収を最適に組み合わせる」を「そして熱回収・生分解等を適切に組み合わせる」に変更。

P5L1：「バイオマスプラスチック」に脚注を付ける。即ち「バイオマスプラスチック、生分解プラスチックの総称」。

P7L16：「再生可能資源であるバイオマスプラスチック、紙等の代替製品の開発や転換」を「バイオプラスチック、紙等の代替製品の開発や転換」に変更。

P7L32：「再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の率先利用」を「紙、バイオプラスチック等の率先利用」に変更。

※再生材の利用や再生可能（＝カーボンニュートラル）であることは海洋汚染防止の本質ではなく、万一海洋に漏出しても分解されることが本質と思料します。

2. 分別回収について

P2L28：要点の項に記載しましたとおり、プラスチックによる環境汚染の防止には、まず徹底的な分別回収が最も重要であることから、マル4はL29の「・・・徹底的に分別回収」する、ことでいったん止め、以降は別項マル5として、回収したプラスチックの循環利用について述べるべきものと思料します。なお、戦略案にて我が国の関連技術を海外展開していくことが述べられており、これには勿論賛同致しますが、徹底的な分別回収を伴わずに他の技術のみを徒らに海外普及することは、プラスチックによる環境汚染防止という元来の趣旨に反する事にもなりかねないとの観点からも、このような意見を述べるものであります。

3. その他

- ・生分解（海洋を含む）の仕組みの理解、評価方法、製品への表示についてより明確に言及すべきと思料します。すなわち、P5 L26 (2)海洋プラスチック対策、あるいはP6L12 (3)国際展開の項に、以下の点を盛り込んでいただきたい；

- －海洋に流れ出たポリマーの環境・生態的影響を科学的に解明すること。
- －海洋分解ポリマーの国際的評価方法および海洋分解性ポリマーの国際基準の確立すること。

- ・P1L23：「8割を超える資源有効利用率」という表現があり、これは熱回収を含むと思料しますが、石油由来プラの熱回収は炭酸ガス増加につながるため国際社会では受け入れられにくいという問題が懸念さ

	<p>れます。個別具体的に PET ボトル等での高い回収率など、世界的にも明らかに傑出した取り組みを記載した方が良いのではないかと思料します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P8L5：マル 6 基盤整備の項で、ポリマー製品の使用後の再利用方法や回収方法を具体的に表示して頂きたい。 ・P2L12：「再生可能資源」を「Renewable な再生可能資源」とし、用語の統一を図るのが良いのではないかと思料します。
375	<p>プラスチックを分別してから、廃棄物のカロリーが下がり、助燃バーナーを焚いて廃棄物処理を行なっている市町村があるように聞く。元来プラスチックは石油生成品であり、分別せずに焼却処理すれば、ユーザーの分別の手間、収集運搬を別立てするコスト、代替品のコストなどがかからずに処理可能である。焼却技術が確立してない諸外国の言い分を間に受けるより、焼却炉技術が確立した日本ならではのマテリアルフローを構築すべきである。具体的には、一廃、産廃問わず、プラスチックは火力発電のエサにするのが最も合理的である。レジ袋の有料化は、レジでの買い物時の混乱をきたすだけではなく、価格決定における市場原理も放棄する愚策でしかない。現在のマテリアルリサイクルは、成果物とコストが見合っておらず、経済的に破綻している。経済や景気の足を引っ張るような政策は止めていただきたい。</p>
376	<p>P1L10「有効利用」という表現について、熱回収を含めた数字と推測するが、ミスリードの原因となるため変更すべき。</p> <p>P3L2「ポイ捨て・不法投棄撲滅」について、マナー面に限らない取り組みを2つ挙げるのでぜひご考慮いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、デポジット制の導入—多くの市民が進んでペットボトル等を捨てる効果が期待される。 2、ゴミ出し拠点の整備—ゴミ袋が強風に飛ばされることを防ぐ。特にプラスチックは軽いので、効果は大きい。雨濡れも防げれば、可燃ゴミなら燃焼効率が向上し、資源ゴミなら資源価値が高まる。 <p>P3L19「リデュース等の徹底」について、消費者以前に事業者の拡大生産者責任たるべきである。行政は事業者プレッシャーをかけ、市場のグリーン化にインセンティブを与える必要がある。そういった文言を追加してほしい。</p> <p>P3L23「レジ袋の有料化義務化」について、UNEPによる2025年の全面禁止指針と比してあまりにも小さな一歩である。各所の反対はあるだろうが、政府としては毅然としてほしい。G20でリーダーシップを取るなら、一層の目標引き上げが必要である。また、レジ袋だけでなく、あらゆるプラスチック製品を見直しの対象に含める点を追記願いたい。</p> <p>P4L10「分ければ資源、まぜればゴミ」について、排出物の分別にインセンティブが働くよう制度を再設計してほしい。現状、ゴミの排出者は、どのような出し方をしても何ら損得がない。資源ならば、分別によって「対価」を得られるべきである。</p> <p>P4L30 熱回収について、「リサイクルに計上しない」点および「サーマルリサイクルという語の廃止」を明記してほしい。</p> <p>P5L26 海洋プラスチック対策について、「インフラ未整備の海外へのプラスチック輸出禁止」を項目追加願いたい。</p> <p>P5L3 マイクロビーズについて、期限を明記しての禁止が妥当だと考えられる。</p>
377	<p>マテリアルリサイクルは、プラスチックの再利用という意味では一般市民には分かりやすいと思うが、再生効率50%程度ではプロセスとして未熟だと感じる。一方で、ケミカルリサイクルはプラスチックとしての再生だけではないにせよ、100%近い再生効率で有効利用できるもので非常に無駄のないプロセスと感じる。現行の入札制度においては、マテリアルリサイクルが優先的扱いを受けているが、ケミカルリサイクルを推し進める方が社会の役に立つのではないかと。国はマテリアルリサイクル優先の入札制度を見直し、自由競争に任せて、最適なりサイクルの姿へと導くべきである。</p>
378	<p>ごみを燃やすのはリサイクルではなく、CO2も発生して気候変動を悪化させます。焼却はリサイクルという認識を改め、資源有効利用率に入れるのをやめて、使い捨てプラスチックの削減を目指してください。</p>
379	<p>1頁3行目他「プラスチック」とはPP、PE、PSなど多種多様であり、メタルコーティング等複合材料もある。また用途も他所多様であることから、具体的に定義を明確にされたい。</p> <p>4頁32～35行目 生産拠点の海外移転を考慮すると、むしろプラスチック資源について原材料としての輸出を促進する政策を導入してはどうか。実態として逆有償による取引であるためにぞんざいに扱われるのではないかと。</p>

380	<p>プラスチック製の容器やプラスチックストローなど使い捨てプラスチックやプラスチックごみになるものは全面的に廃止の方向でいきましょう。レジ袋は廃止の方向へ、マイクロビーズは禁止にしましょう。</p>
381	<p>マイルストーン 該当箇所：8ページ 23行目～9ページ 15行目 意見概要：「目指すべき方向性」であるマイルストーンは、業種や品目ごとに数値目標を割り当てたり、事業者や消費者等に達成を義務付けたりすべきでない。 意見内容：「プラスチック資源循環戦略(案)」で示された「マイルストーン」は、世界トップレベルの野心的な「目指すべき方向性」として掲げられている。2000年頃から3Rに積極的に取り組んできた経済界としては、本マイルストーンは極めて野心的な内容であると認識している。 本マイルストーンは、戦略(案)に記載されている通り、「国民各界各層の連携協働を通じて、その達成を目指すもの」であり、今後、業種や品目ごとに数値目標を割り当てるといった政策手段を講じるものではなく、また、事業者や消費者等に達成を義務付けるべきではない。</p> <p>海洋プラスチック対策 該当箇所：5ページ 26行目～6ページ 2行目 意見概要：犯罪行為であるポイ捨てや不法投棄の撲滅に向けた施策の強化が必要。また、一般廃棄物の収集・処理等の徹底やポイ捨て防止、街の美化など、市町村の取り組み強化が重要。 意見内容：地球規模の海洋プラスチック問題の解決に向けては、まずは各国において、国内のプラスチックごみを適正に管理・処理し、海洋への流出を防止することが急務である。 日本においては、高度経済成長期より、廃棄物の適正処理の推進と不法投棄撲滅に向けて対策が講じられ、実績をあげてきた。 そうしたなか、日本でも川ごみ・海ごみ問題が指摘されているところ、まずは、ポイ捨てや不法投棄が犯罪であることを改めて国民に周知徹底を図り、それらの撲滅に向けた施策を強化していく必要がある。 一般廃棄物については市町村がその処理責任を負うことから、一般廃棄物の収集・処理等の徹底やポイ捨て防止、街の美化など、市町村の取り組み強化が重要である。また、公共スペースにおけるごみ箱の適切な設置のあり方について、テロ対策も勘案しつつ、検討が求められる。</p> <p>レジ袋の有料化義務化 該当箇所：3ページ 22行目～29行目 意見概要：政府が「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行うのであれば、全国一律の制度となるよう、法的措置が必要。 意見内容：既に大手小売事業者を中心に、レジ袋の有料化に自主的に取り組むとともに、消費者にマイバッグ持参を働きかけるなど、レジ袋の削減などの3Rを推進してきた。レジ袋の有料化を国民生活により一層定着させ、政策目的であるワンウェイ容器の使用削減に繋げるためには、政府・地方自治体の主体的な取り組みが不可欠である。 今後、政府が前面に立って「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行うのであれば、政府・地方自治体等が率先して国民理解の醸成に努めるとともに、事業者間の不公平感がなく、また、消費者に混乱をきたすことがないようなかたちで、レジ袋の定義を明確化するなど全国一律の制度となるよう、法的措置を講ずる必要がある。</p> <p>バイオプラスチック 該当箇所：5ページ 5行目～25行目 意見概要：バイオプラスチック等の定義を明確に示すべき。 意見内容：戦略案には、バイオプラスチック、バイオマスプラスチックおよび生分解性プラスチックの3つの用語が記載されている。これらは専門用語であり、さらに相互に包含関係があることから、国民にプラスチックに関する正しい理解を促すため、それぞれの定義を記載すべきである。</p> <p>効果的・効率的で持続可能なリサイクル 該当箇所：4ページ 10行目～14行目 意見概要：容器包装リサイクル制度への製品プラスチックなどの品目追加は、制度の根幹の見直しや、事業活動等への多大な影響、混乱の発生が強く懸念され、極めて慎重に検討すべき。 意見内容：容器包装リサイクル制度に製品プラスチックなどの品目を追加することは、制度の根幹を見直すことに繋がり、事業活動等に多大な影響を及ぼし、混乱が生じることが強く懸念されるため、極め</p>

	<p>て慎重に検討する必要がある。EUにおけるサーキュラーエコノミー戦略の動きも踏まえ、拡大生産者責任の観点から循環型システムのあり方を見直す場合には、日本独特の廃棄物処理法の抜本的な見直しも視野に入れて検討すべきである。</p> <p>該当箇所：2ページ 22行目～34行目</p> <p>意見概要：使用後のプラスチックは、その素材特性や経済合理性、技術可能性を踏まえ、各種手法を最適に組み合わせて、効果的・効率的な資源循環を推進すべき。</p> <p>意見内容：使用後のプラスチックの循環利用にあたっては、繰り返し使用することで劣化するプラスチックの素材特性や経済合理性、技術可能性を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、熱・エネルギー回収を最適に組み合わせることで、効果的・効率的な資源循環を行うべきである。</p> <p>該当箇所：4ページ 10行目～31行目</p> <p>意見概要：材料・ケミカルリサイクル、熱・エネルギー回収を資源有効利用率の最大化と費用最小化の観点から最適に活用し、効果的・効率的な資源循環が推進されるよう検討すべき。</p> <p>意見内容：プラスチックはその素材の特性上、繰り返し使用することで劣化することなどから、材料リサイクルのみならず、ケミカルリサイクル、熱・エネルギー回収の有用性も認識し、それらを資源有効利用率の最大化と費用最小化に向けて最適に活用しながら、素材特性に合った効果的・効率的な資源循環を行うよう、検討を深めるべきである。その一環として、容り法の再商品化手法に関し、再商品化事業者の入札にあたって材料リサイクル手法が優先的な扱いを受けている現状を見直すことが求められ、ケミカルリサイクル手法をさらに活用していくことが地球温暖化対策の観点からも必要である。</p> <p>該当箇所：2ページ1～2行目、5ページ27行目、8ページ20～21行目</p> <p>意見概要：「海洋プラスチックゼロエミッション」の具体的な内容を記載すべき。</p> <p>意見内容：海洋プラスチック対策として、「海洋プラスチックゼロエミッションを目指し」取組みを進めていく旨が書かれているものの、「海洋プラスチックゼロエミッション」の具体的な内容が不明確である。正しい理解を促し国民的機運を醸成する観点から、具体的な内容を記載すべきである。</p>
382	<p>1頁10行目の有効利用率の数字について。プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率14% (*1)、日本での有効利用率84% (*2)とあります。(*1)は「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」(国連環境計画、2018年)のChapter1、Figure 1.8 Global flow of plastic packaging waste, 2015 に記載があるRecycled 14% (*2)は「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分 の状況 2016年」(一般社団法人プラスチック循環利用協会)の2016年廃プラ総排出量899万tに対する有効利用量759万tがそれぞれの数字の根拠ではないかと思えます。だとするならば、(*1)は(*2)とは違って熱回収などのサーマルリサイクル量は含まれてはいないのではないのでしょうか？また、(*1)はplastic packaging waste(プラスチック容器包装廃棄物)についての数字ですが、(*2)はプラスチックごみ全体の数字ではないですか？条件を揃えた数字で比較検討し、日本が世界と比べてどのような立ち位置にいるのかを教えてくださいたいです。現在自治体によっては廃プラスチックの直接埋立を行っているところがあると思います。個人的な感覚では直接埋め立てるよりも焼却後の残渣埋立の方が環境負荷は低いような気がしています。最終ページの7～8行目に『2035年までにすべての使用済プラスチックを熱回収も含め100%有効利用』とありますが、この具体的な取り組みとしてまずは「廃プラ埋立ゼロ」を目指すと言う内容を『2. 基本原則』や『3. 重点戦略』の中に文言として明確に盛り込むことはできないのでしょうか？</p>
383	<ul style="list-style-type: none"> ・重点戦略の中に「バイオプラスチックの利用促進」が書かれているが、資料の中に上げられている「バイオプラスチックに対する国際的な論点」5点について解決の目途があるのでしょうか。問題点の解決策が無ければ利用促進が実行できないように思われるが、戦略と方策に矛盾はありませんか。 ・PETボトルの回収率を上げるには欧米のようにデポジット制を導入するのが一番の解決策と思われるが、デポジット制を導入する予定はありますか。 ・プラスチックによる海洋汚染が問題になっているが、資料によると中国をはじめとする東南アジア諸国の河川から海洋へ流れ出るプラスチックが主たる汚染源である。これらの国に対して河川への投棄を止めるように国際的に働きかける動きはあるのでしょうか。 ・マイクロプラスチック対策として環境汚染の問題ばかりが取り上げられているが、例えば高吸水ポリマーの粉体を取り扱う作業者の作業環境や健康問題に対して何か対策や規制等を行うべきと考えますが、そういう動きはあるのでしょうか。

384	<p>3. 重点戦略 (1) プラスチック資源循環 4 ページ 効率的・効果的で持続可能なリサイクルについての意見</p> <p>最近プラスチックリサイクル業界に外資系 (PET ボトルの場合は中国系が多い) に新規参入が増えています。リサイクルシステムは、国や自治体が中心になり構築されたシステムだと思いますが、実際にリサイクル業を営む工場を外資系のリサイクル会社に依存することで良いのか、大いに疑問に感じております。国内での循環利用よりも、海外への輸出に偏っているように思います。まずは資源となる再生樹脂原料を国内で再利用すること考えるのであれば、外資に一定の規制等を設ける必要があると思います。一方で、リサイクルに必要な設備や装置も海外メーカーに依存していることが多いので、やはり国が中心となって国産のシステムの開発を進めるべきではないかと思えます。</p> <p>5 ページ 再生材・バイオプラスチックの利用促進についての意見</p> <p>プラスチックリサイクルにおいて、大きな障害となるのが再利用際のコストと品質です。国内では、リサイクル原料は新品の樹脂よりも安いのが当たり前で、一方で品質は新品樹脂並みを求められることが多いです。現状のままでは、品質を上げるためにコストを掛けると新品樹脂よりも高くなり、再利用されなくなります。コストと品質のバランスを考えて利用してもらうためにも、国が法律で用途に応じて、一定割合の再生樹脂原料を使用することを義務付けることが良いのではないかと思えます。これにより、再生樹脂の利用用途が広がる可能性もありますし、コストと品質のバランスが取れるようになると思います。</p>
385	<p>毎日の買い物で出てくる食べ物の包装品の pt ごみの多さにびっくりしています。これらの p t 包装品を木材から作った自然に帰る p t に全体として包装 p t の材質を石油系 p t から木質系 p t に変えることが必要とおもわれます。現在週に 2 回出す燃えるゴミの袋の中の大半は食品の包装用 p t のごみです。我が家では生ごみは数年前から畑のすみに生ごみを入れて堆肥をつくるようにしました。この家庭から出る燃えるゴミの大半を占める p t は燃やされて温暖化の原因になる炭酸ガスを作ると思います。温暖化を防ぐためにも木質系包装用 p t への切り替えを国として推進すべきです。もう 1 つの p t ごみは入れ物用買い物袋です。これはスーパー、コンビニ、等で広く使われて海等の汚染の原因の 1 つになっています。これを減らすには全て有料にして、国民は常にどこへいくにもマイバッグを持つという、国民的キャンペーンを政府としてやるべき時に来ていると思います。私はすでにマイバッグをあらゆる買い物で使っています。スーパーのレジで残念に思うのはこれからの社会を担う若い人たちがお金を出して pt 袋をもらっているのを見る時です。マイバッグを強制するか、もっと袋代を高くするか、全ての国民が p t ごみの危険性を知るように、pt 袋を利用する時にすべきです。国、スーパー、コンビニ、等の協力がどうしても必要と思われます・もう 1 つは p t ボトルです。コンビニでの飲み物はほとんど全てが pt ボトル入りです。これも基本的にはマイボトルの推奨をもっとキャンペーンすべきです。さらにできる所から木質系 p t でボトルも作るよう国の政策を変更すときに来ていると思います。マイボトル、マイバッグで出かける、これは 21 世紀を生き抜くための国民の基本スタイルであるべきです。</p>
386	<p>プラスチックの使用を減らすため、ビニール袋は有料化して下さい。また、日本は過剰包装すぎます。食品のトレーもプラスチックがほとんどです。土に還る素材での簡易包装を法律化して下さい。土に還るプラスチックの開発や、プラスチックを食べてくれる菌の研究も、手厚くサポートして下さい。</p>
387	<p>サーマルリサイクルの縮小、焼却炉を他国へ輸出しない ゴミを自国でリサイクルし、輸出しない 車や路上でのゴミポイ捨て禁止の法整備 膨大なペットボトルゴミ削減のため、デポジット制度導入 生産者負担を EU 並に上げて、ゴミ処理の税金を削減し容器の技術革新を促す EU など環境先進国と連携し、同等の目標を掲げて達成を目指す レジ袋の有料化、禁止 単一素材のプラスチックで、有害化学物質を発生させずリサイクル促進 環境ホルモンが検出されるペットボトルキャップ、ラップやプラスチック容器、歯固めの製品など製造販売禁止 マイクロプラスチックが発生するマイクロビーズ、マイクロカプセル、野外使用の人工芝、メラミンスポンジの製造禁止の法整備 飲食できる一定以上のイベントの使い捨てプラスチック容器使用を禁止し、レンタル容器利用や容器持参を促す</p>

	<p>家庭や飲食店にコンポスト普及のための助成金を出す</p> <p>公的機関など給水器の設置、飲食店やコンビニのお持ち帰りなどマイボトルの利用を可能にする</p> <p>洗濯による化学繊維やペットボトルリサイクル衣類のマイクロプラスチック発生削減のため、オーガニックの天然素材の栽培助成・普及</p> <p>国が率先し企業や自治体を巻き込んで、街中、海岸で清掃活動イベントの定期開催し啓発活動を行う</p> <p>環境・人体に負荷が少ない素材や製品を開発する企業に助成金を出す</p> <p>プラスチックは環境、生物、ヒト（子供から大人までホルモンの作用をかく乱し、生殖機能低下・変容、乳がんの増加）など影響が甚大で、いかに使用を減らしていくことが重要であることを関連業界と粘り強く持続可能性を模索する</p> <p>バイオマスプラスチックは食料と競合しないもの、遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術を使わないもの、安全性が確認されない素材や薬品を使わないで開発したものをさらに環境や人体に影響を与えないか検査したうえで流通させる</p> <p>全ての目標に達成率と期限を設ける</p>
388	<p>リサイクル原料の再生利用市場への引き渡しという最後の部分で滞りが発生するとリサイクルの流れが全て止まってしまうことが、現状のリサイクルにおける問題であり、リスクである。従って、回収・リサイクルシステムの持続的安定化のためには、リサイクル原料とその再生利用とをしっかりと結びつける必要があり、その諸条件を満足する具体的な体制づくりを目指すべきとなる。</p>